

平成 28 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	3
1	業務の内容	3
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	3
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	3
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	4
2	法人の組織	4
3	法人の沿革	5
4	根拠法	5
5	主務大臣	5
6	資本金	5
7	役員の状況（平成29年3月31日現在）	5
8	職員の状況	5
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
IV	平成28年度の事業概要	6
1	総括	6
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	6
(2)	地方協議会の開催	6
(3)	常勤弁護士確保	6
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	6
2	各業務	7
(1)	情報提供業務	7
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	8
(3)	国選弁護等関連業務	9
(4)	司法過疎対策	10
(5)	犯罪被害者支援業務等	10
(6)	受託業務	11
V	平成28年度における業務実績	13
1	綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	13
(1)	業務運営の基本的姿勢等	13
(2)	組織の基盤整備等	19
(3)	組織の適正性堅持	28
(4)	関係機関等との連携強化	32
(5)	報酬・費用の立替・算定基準	35
(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	35

2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	36
(1)	支援センターの業務全般に関する効率化	36
(2)	事業の効率化	39
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	45
(1)	情報提供業務	45
(2)	民事法律扶助業務	49
(3)	国選弁護業務	52
(4)	犯罪被害者支援業務	56
4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	61
(1)	自己収入の獲得	61
(2)	民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	62
(3)	立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	67
(4)	委託援助業務	67
(5)	財務内容の公表	69
(6)	予算、収支計画及び資金計画	69
5	短期借入金の限度額	70
6	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	70
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	70
8	剰余金の使途	70
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	70
(1)	認知度の向上に向けた取組の充実	70
(2)	施設・設備、人事に関する計画	73

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立した。これを受け、支援センターは、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組み、特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県においては、被災地における司法アクセスの更なる拡充のため、各県内合計7か所に被災地出張所を設置した。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）においては、震災特例法の有効期限が平成30年3月末まで延長されたのを受け、支援センターは、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(*)の推進に向け、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。支援センターの認知度は上昇しており、平成28年度の認知度調査では56.4パーセントとなり、コールセンターへの問合せ件数も平成28年2月には累計で300万件を超えた。

そのほか、平成28年4月に発生した熊本地震の被災者に対しては、同年7月1日に一部施行された改正総合法律支援法（改正法は平成28年5月に成立）に基づき、無料法律相談を実施した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成28年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自らが法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、

当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務

- (ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。
- (イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

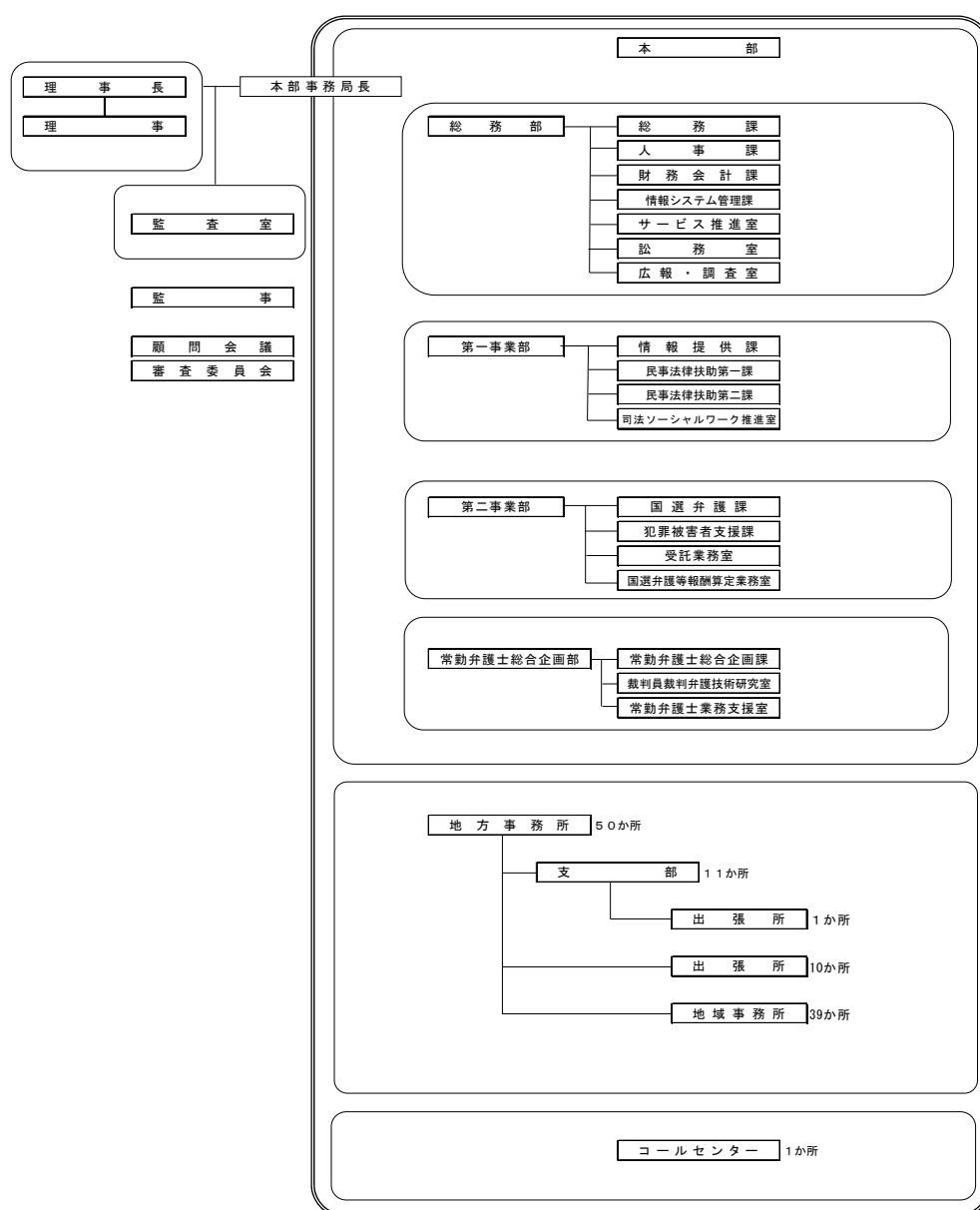
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成29年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成29年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成29年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況（平成29年3月31日現在）

理事長 宮崎 誠（平成26年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 山崎 学（平成28年4月10日就任）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

同 坂本 かよみ（平成26年4月10日就任）

監事 津熊 寅雄（平成27年12月21日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成29年3月31日現在、常勤職員数は937名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成26年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から平成30年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 28 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成 28 年 3 月 29 日、法務大臣に届け出た。

【資料 3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成28年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

広報活動を戦略的に実施し、支援センターの利用の促進を図るため、業務認知度を上げることに重点を置き、業務内容を具体的にイメージできるような広報活動を行った。

また、利用者の立場に配慮した業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 232 名となり、合計 87 か所（全国 41 か所の地方事務所、7 か所の支部、39 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成 27 年度に実施した業務・組織概況調査、各種監査での指摘事項のうち、リスクの高い項目から業務改善を行うとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対するコンプライアンス教育を強化した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成 28 年度の間合せ件数は、349,599 件で、平成 27 年度に比べて 31,079 件増加した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 28 年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 204,837 件で、平成 27 年度に比べ 1,850 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 28 年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、熊本地震の被災者等に対する情報提供として、熊本地震に関する Q & A を緊急作成し掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、

各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）については、平成 28 年度も継続して被災者からの問合せに対応した。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 28 年度における民事法律扶助業務と震災法律援助業務を合わせた援助実績は、法律相談援助実施件数が 351, 215 件、代理援助開始決定件数は 19, 054 件、書類作成援助開始決定件数は 3, 908 件であった。民事法律扶助のみの法律相談援助件数（298, 220 件）は、平成 27 年度実績（286, 602 件）に比べて増加し、震災法律相談援助（52, 995 件）を加えると平成 27 年度比 102. 9%となった。また、代理援助開始決定件数は、民事法律扶助（108, 583 件）のみでは平成 27 年度実績（107, 358 件）を上回ったが、震災代理援助（471 件）を加えたものでは平成 27 年度比 99. 6%と微減した。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 52, 995 件のうち、77. 5%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助（471 件）の内訳は、ADR 申立手続が最も多く、次いで金銭事件が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】平成 28 年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】平成 28 年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】平成 28 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】平成 28 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】平成 28 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】平成 28 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】平成 28 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】平成 28 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 29 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は、21, 885 名（平成 28 年 4 月 1 日時点から 852 名増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は、7, 193 名（同 65 名増）となった。

また、震災法律援助業務に関しては、平成 29 年 4 月 1 日時点で、弁護士 3, 134 名（平成 28 年 4 月 1 日時点から 91 名増）、司法書士 1, 205 名（同 13

名増)と震災法律援助契約を締結しており、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 17】 契約弁護士数 (民事法律扶助・震災法律援助)

【資料 18】 契約司法書士数 (民事法律扶助・震災法律援助)

ウ 立替金等の状況

平成 28 年度の代理援助に係る立替金合計 (常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は 155 億 7,596 万円、書類作成援助に係る立替金合計 (前同)は 3 億 7,328 万円、法律相談援助に係る費用は 19 億 4,018 万円であり、平成 28 年度中の償還金は 108 億 7,299 万円であった。

生活保護受給者について償還猶予、免除を原則としたことや、償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は 45 億 4,188 万円となった (平成 27 年度比 95.4%)。

【資料 52】 平成 28 年度立替金残高表

【資料 53】 平成 28 年度法律相談費実績

【資料 54】 平成 28 年度代理援助立替金実績

【資料 55】 平成 28 年度書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受案件数

平成 28 年度の被疑者国選弁護事件受案件数は 66,579 件 (平成 27 年度比 5.42%減)、被告人国選弁護事件受案件数は 56,388 件 (同 5.24%減)、国選付添事件の受案件数は 3,427 件 (同 7.33%増)であった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 19】 国選付添事件受案件数

【資料 29】 国選弁護事件受案件数 (被疑者)

【資料 30】 国選弁護事件受案件数 (被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、同契約弁護士数は平成 29 年 4 月 1 日時点で 27,667 名となり、前年に比べ 1,297 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 14,272 名となり、前年に比べ 863 名増加した。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 20】 国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

(4) 司法過疎対策

平成 28 年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）数は 35 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は 54 名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えることがないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 28 年度の間合せ件数は合計 12,014 件となり、平成 27 年度に比べ 1,042 件減少した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者の直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せ件数は全国で 13,825 件であり、平成 27 年度に比べ 445 件増加し、精通弁護士の紹介は 1,677 件であり、平成 27 年度に比べ 74 件増加した。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】 平成 28 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料 24】 平成 28 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 40】 平成 28 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の間合せに関する紹介先機関・団体

【資料 41】 地方事務所における間合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）

【資料 42】 平成 28 年度地方事務所に対応した間合せ内容（犯罪被害者支援業務）

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,709 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 260 名増加した。

また、平成 28 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 511 件となり、平成 27 年度に比べ 10 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 28 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,912 件であり、支給額は 2,051 万 2,355 円であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 57】平成 28 年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターは身元判明者への弁護士による法的援助に関する業務を受託している。

(1) 件数

平成 28 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったが、申込みはなかった。

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

平成 28 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,444 件（平成 27 年度比 128 件減）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成28年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修や3級昇格者研修、マネジメント基礎研修等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロー

ルプレイやグループ討議等を行い、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

一般契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士等へ直接伝達するスキームを引き続き実施した。

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」、「事件処理に時間がかかっているが説明がない。」といった「利用者からの声」を一般契約弁護士等へ伝達している。

3 顧問会議の開催状況

平成29年2月2日に第15回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

総合法律支援法が改正（平成28年6月3日公布）され、特定援助対象者（認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等）やDV・ストーカー等被害者に対する資力を問わない法律相談の実施等の業務が追加されたことから、その施行に向けての課題等を協議した。

（注） 顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井 卓爾	東京商工会議所副会頭
片山 善博	慶応義塾大学教授
高木 剛	一般財団法人国際労働財団理事長
滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
竹下 守夫	一橋大学名誉教授
津島 雄二	弁護士
中山 弘子	元新宿区長
坂東真理子	昭和女子大学学長
村木 厚子	元厚生労働事務次官

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

【年度計画】

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策の検討・実施

過去の利用実績の分析から、震災法律援助から震災代理援助や震災書類作成援助に結びつく割合の高い原発事故損害賠償請求に関する事案について、「原発弁護団」と連携し、同弁護団の震災援助説明会や原発事故による避難者支援団体等の説明会において、震災代理援助等の利用に関する説明等を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

また、契約弁護士向けの研修会等で震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

その結果、28年度は、ADR関係の震災法律援助280件のうち41件（14.6%）が代理援助につながったが、全体としては、震災発生から一定程度の時間が経過したこともあり、利用対象が震災に起因する事案に限られる震災代理援助及び震災書類作成援助の利用件数は減少した。

2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充を推進するため、移動相談車両の活用を含めた仮設住宅及び相当程度の相談需要が見込める司法過疎地への巡回・出張相談を実施（震災巡回相談、561件、震災出張相談197件）したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した（夜間相談48件、休日相談47件）。また、被災地出張所法テラスふたばにおいて、テレビ電話相談を引き続き活用（15件）した。

これらの方策により、被災者支援の充実を図った結果、平成29年3月に行った震災法律相談援助利用者への満足度調査では、アンケート回答者1,126人のうち973人（86.4%）から、法テラスを利用して良かったとの回答を得た。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料10】平成28年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料12】平成28年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

1 震災法律援助事業以外の手法によるきめ細かい対応

(1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に掲載し、被災者や被災関係者の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載・更新することで、利用者の利便性の向上を図った。

(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に掲載し、関係機関との連携の下、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に設置し、被災者や被災関係者からの問合せに対応した。

なお、震災法テラスダイヤルでは、平成28年4月の熊本地震発生後、速やかに体制整備を行い、同年5月14日以降は、熊本地震の被災者からの問合せにも対応し、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

地元自治体の要望や前年度の相談会実施状況も考慮の上、宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元自

治体と連携し、弁護士以外の各種専門家による「ワンストップ相談会」を継続実施し、被災者のニーズに適したきめ細かい情報提供サービスを実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」の実施

内閣府男女共同参画局との連携により実施する「女性の悩みごと相談」を、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において開始し、平成26年4月から実施場所に被災地出張所法テラス山元及び同法テラス東松島を加え、これらを継続実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

2 被災者（震災法律援助事業対象外）に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、自治体や地域包括支援センター、被災者本人から連絡があったときには、民事法律扶助の法律相談援助（高齢者を対象とした巡回相談や出張相談を含む。）を検討し実施するなど、民事法律扶助の制度を活用した対応を行った。

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体（地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等）を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。

福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。

全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

(1) 担い手となる弁護士・司法書士の確保

司法ソーシャルワーク事業計画で出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、地方事務所において、弁護士会・司

法書士会との協議により、出張相談担当者名簿や弁護士会の高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを整えるなどした。さらに、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を計13回実施した。

(2) 福祉機関・団体等との連携の強化

地方事務所において、福祉機関・団体の職員を対象に「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会を計62回開催したほか（平成27年度比3回減）、福祉機関・団体の職員を対象とした業務説明等を1,308回開催した。このうち、地域包括支援センター職員を対象としたものが443回、福祉事務所職員を対象としたものが94回、社会福祉協議会職員を対象としたものが386回であった。

さらに、地方事務所における連携強化の取組を、指定相談場所の指定や出張法律相談の受付実施、ホットラインなどの連携スキーム構築等につなげるため、各地の連携スキーム構築事例を整理・分析して「連携スキーム構築マニュアル」を作成した。その上で、支援センターの各種会議の場での同マニュアルのポイントの説明や、各階層の職員研修で司法ソーシャルワークに関するグループディスカッションを行うなどにより、連携手法の組織内共有を図った。

(3) 連携を契機とした法律相談援助の実施

福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定した数は、平成27年度の85か所から152か所に増加した。また、福祉機関・団体との連携を契機とした巡回法律相談援助件数は、平成27年度の488件から438件に減少したものの、主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回法律相談の件数は、平成27年度の136件から193件に増加した。

そのほか、連携を契機とした出張相談及びセンター相談・事務所相談の各実施件数については、平成28年6月に、対象となる法律相談援助データを抽出する仕組みを稼働させ、集計を行った結果、平成29年3月末日までの10か月間の実績は、出張相談が639件、センター相談・事務所相談が2,578件であった。

2 高齢者・障がい者へのサービス向上

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、サービス介助士の資格を取得した本部担当職員が、新規採用者研修（平成28年4月実施）において車いすを使用した介助演習を実施したほか、民事法律扶助担当職員等合同研修（平成28年11月実施）において専門の講師を招き、高齢者や障がいを持つ利用者に対して合理的な配慮を提供できるよう、その特性に対して正しい理解を習得することを

テーマとした講義（演習形式を含む。）を実施した。さらに、各地に寄せられた高齢者・障がい者への配慮に関する事例を全職員で共有するなどして、高齢者・障がい者に対するサービスの向上に取り組んだ。

また、平成27年度に改訂した対象者ごとのパンフレット（高齢者向け、知的障がい者向け、視覚障がい者向け）を全国の地方事務所に配備し、地方事務所において、地方事務所協議会等における出席者への配布や、関係機関での備置きの依頼等を行った。

(2) 組織の基盤整備等

ア 支援センターの職員

(7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

【年度計画】

(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件

の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

1 一般職員について

(1) 採用

一般職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業務への適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

採用試験の実施に当たっては、卒業後5年間を新卒採用の対象者とする運用として一般公募試験を実施し、218名の選考を行い、24名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用については、前記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員に登用することにより即戦力となり得ることから、23名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、8名に登用した。

(2) 人事配置

一般職員の配置に当たっては、平成29年4月期の広範な人事異動（154名）に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を検討するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努めた。

2 常勤弁護士について

(1) 常勤弁護士の採用

ア 就職説明会の開催、採用案内の周知等による人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、司法試験合格者等に採用案内等を配布して、合格後の早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院及び司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を13回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

イ 選択型実務修習、エクスターンシップの受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催による常勤弁護士への関心の促進

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じて業務の意義や魅力を実感してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計72名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計23名の法科大学院生を受け入れた。

さらに、法科大学院生を対象とした説明会を合計7か所で開催し、司法試験合格前の時期から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。

ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力やコミュニケーション能力等を見極める必要があることから、各応募者について、日本弁護士連合会から意見を徴した上で、採用面接を実施した。

エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適應でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

28年度は、93名の応募者の中から、26名（司法修習修了直後の者21名、法曹経験者5名）を採用した。

(2) 常勤弁護士の配置

ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて幹部らも各地へ赴いてヒアリングを行った上、民事法律扶助事件数や国選弁護事件数、平成27年度に検討した常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

イ 配置人数等

前記取組により、平成28年3月31日時点と比較して、9か所での増員、18か所での減員を実施し、平成29年3月31日時点で全国に232名の常勤弁護士を配置した。

(3) 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析した。また、取扱事件数が業務量に直結しない事情を更に適切に把握するべく、常勤弁護士による情報提供等の活動を把握するための報告書式を改訂した。

さらに、前記把握・分析した情報やデータを基に、事務所ごとの収支を試算し、常勤弁護士が事件を取り扱ったことで生じた財政的な効果を明らかにすべく検討を進めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供のための体制整備

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供する態勢整備の方策として、研修等において、平成28年4月の熊本地震及び同年10月の鳥取地震等の過去の大規模災害の知識及び経験を共有するとともに、必要な事前準備等についての検討を行った。なお、熊本地震への対応に関しては、弁護士会と連携し、被災者等を対象とした無料法律相談に常勤弁護士を参加させるなどの支援も行った。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成29年3月31日現在）

【資料31】平成28年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料32】平成28年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成28年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

3 コールセンター職員の配置等について

(1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は、349,599件（平成27年度は318,520件）であり、平成27年度と比較して件数が増加した。

さらに、コールセンターが民事法律扶助業務における資力要件の確認を

行う対象事務所は、59地方事務所・支部・出張所（平成27年度は46地方事務所・支部）に拡大し、また、地方事務所に電話が繋がらないという苦情を解消する施策の一環として、平成27年10月から開始した各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送する取組を継続実施した。加えて、メールによる情報提供につき、スマートフォンや携帯電話からの問合せを可能にする対象拡大を行ったこと等から、コールセンターの業務範囲は大幅に拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し

前記業範囲の拡大の一方で、入電件数や業務量等を分析し、曜日や時間帯別の入電件数に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用の人数を抑制し、効率的な運営を実現した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成28年度情報提供件数の推移

(イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修等を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員（常勤弁護士を含む。）については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

1 一般職員に対する体系的な研修制度の実施等

中長期的な人材育成プログラムを構築するために、平成28年度は、研修制度に関するプロジェクトチームが平成27年度にまとめた研修要綱（当センターの研修制度の中核をなす階層別研修を大幅に改定したもの。）に沿った研修計画を着実に実施した。また、従来の業務研修（担当課主催の研修）の整理・統合を進める一方で、司法ソーシャルワーク、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象にした業務研修を新たに実施した。さらに、中長期的な人材育成における業務を通じた日常的な指導（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の重要性に鑑み、管理職及び指導担当職員向けに作成した「OJTハンドブック」を全地方事務所に配布し、効率的かつ効果的な新規採用職員の育成を図った。

(1) 新階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ステップアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ステップアップ研修を実施した。また、採用から7年目の職員には「ブラッシュアップ研修」を、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」を、事務局長2年目の職員には「マネジメント応用研修」をそれぞれ行い、経験年数、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。各研修では、「法テラス運営理念」の講義も行い、組織としての基本理念の浸透を図ったほか、コンプライアンスに関する講義では、事例検討等を取り入れることにより、問題意識の促進を図った。また、司法ソーシャルワークの講義を取り入れた。

(2) 業務研修

司法ソーシャルワーク、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象とした業務研修を新たに実施（新業務研修）した。

従来の業務研修の整理・統合を進める中で、国選弁護については、単独の業務研修を取りやめた（新階層別研修において実施。）。民事法律扶助、犯罪被害者支援、総務については合同業務研修に統合した。

(3) OJT

「OJTハンドブック」に基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。

2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

(1) 実践的な研修等の実施

ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で必要とされる基本的素養を身に付けさせるため、通年スケジュールに沿って、

採用直後に民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、民事・刑事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センター法律事務所への赴任直前に行う赴任前業務研修を実施した。

イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役として模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のため、先駆的役割を担う常勤弁護士から実務を通じてノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

また、新たに、3年間の任期を終了した常勤弁護士を対象としたより専門的な知識の習得等を目的とする赴任4年目専門研修や、中核の常勤弁護士を対象とした司法と福祉の連携に関する専門研修を実施した。

ウ 裁判員裁判に関する研修

常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センター法律事務所に勤務する職員に、必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的な内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図った。

さらに、個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室が、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。

また、常勤弁護士業務支援室では、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行うほか、養成中の常勤弁護士に対する受任事件の起案についての添削指導、養成明け赴任1年目の常勤弁護士に対して、定期的に電話をかけ、抱える悩み等を早期に発見し

てフォローアップを行うなどの取組を行った。

3 中核を担う人材の育成

(1) 一般職員の外部派遣研修

人事院主催の課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。また、法務省の研修に職員1名を約6か月間参加させた。

(2) 常勤弁護士の外部派遣研修

法務省（大臣官房司法法制部）及び厚生労働省（社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

【資料 36】平成 28 年度常勤弁護士研修実施状況

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成29年2月に講習会「使える！民事法律扶助制度～活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。

また、42地方事務所において、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を開催するとともに、未開催の地方事務所でも、制度改定の都度、説明資料の配布を行う等、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成29年4月1日時点における一般契約弁護士数は、21,885名（平成28年4月1日時点から852名増）、一般契約司法書士数は、7,193名（同65名増）となった。

【資料 17】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 18】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

2 国選弁護士契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

(1) 説明会等の実施

ア 説明会の開催・説明資料の配布

全ての地方事務所において、国選弁護関連業務周知のための説明会や協議会を開催（弁護士会との共催を含む。）するとともに、研修の実施、独自の広報用資料の配布等により、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について周知を図った。

イ 解説書の配布

全地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約者数は、平成28年4月1日時点の26,370名から、平成29年4月1日時点の27,667人に増加した。

また、国選付添人契約弁護士の契約者数は、平成28年4月1日時点の13,409名から、平成29年4月1日時点の14,272人に増加した。

【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 本部における取組

本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50 地方事務所のうち 42 地方事務所において、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう、以下の取組を実施した。

① 弁護士会主催の説明会・協議会等への参加

② 地方事務所主催の説明会・協議会等の開催

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・協議会等の開催

説明会等の開催に至らなかった 8 地方事務所（新潟、滋賀、和歌山、岐阜、島根、鹿児島、宮崎、青森）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、資料を配布するなど、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成29年4月1日現在4,709名（前年度同日比260名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成29年4月1日現在1,024名（前年度同日比40名増）となった。

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

【年度計画】

ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

(ア) 執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により原則として月2回（合計22回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めるとともに、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討し、適宜その対応状況等を執行部に報告した。

全国地方事務所長会議を1回、全国地方事務所事務局長会議等を3回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について問題意識の共有を図った。

地方事務所においても、毎月、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針を周知するとともに、これに基づき迅速かつ的確な業務運営に

努めた。

2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

常勤弁護士の支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、本部主催研修において新規採用した常勤弁護士を対象に中期計画等に関する講義を実施したほか、常勤弁護士による地方事務所執行部会への出席、地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会の定期的開催、常勤弁護士が開催する定例会議に地方事務所の執行部が参加するなどの取組を行った。

イ 監査の充実・強化

【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか33地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部監査と同機会に行う。

内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を行い、改善方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

1 監査の実施

(1) 監事監査（本部及び6地方事務所）

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、平成28年度監事定期監査計画に基づき実施した。

監事は、本部においては、執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを行った。

また、地方事務所においては、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認した。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知した。

(2) 内部監査（本部及び33地方事務所・支部・出張所・地域事務所）

内部監査は、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成28年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスク

が高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、監査対象事務所から改善結果について報告を徴した。

また、情報システムに係る規程類整備状況及び運用体制を点検する情報システム監査を実施し、現状の問題点を確認するとともに改善方策について、検討を行った。

(3) 情報セキュリティ監査（25地方事務所・支部・出張所）

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、平成28年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

平成28年度から監査の効率化のため、内部監査と同機会に実施する方針とし、内部監査と同様に監査対象事務所に対して情報セキュリティ監査チェックリストを事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより確認を行い、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、監査対象事務所から改善結果について報告を徴した。

2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査の際に点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的・効果的に実施した。

ウ コンプライアンスの強化

【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 内部統制強化のための取組

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成27年度に実施した業務・組織概況調査、内部監査、会計監査で指摘のあった点について指摘事項の改善状況を定期的に確認するなど、そのフォローアップに重点を置き、特にリスクの高い法人文書管理や会計などの項目から優先的に業務改善を行った。

2 職員に対するコンプライアンスの推進

内部統制推進委員会の下に設置したコンプライアンス小委員会において、事例検討会用の事例を作成するなどし、これに基づき地方事務所において全職員を対象に、事例検討会を実施した。また、コンプライアンス強化週間を設定したり、セクシャル・ハラスメントに関するDVDを全職員に視聴させたりするなどして、職員のコンプライアンスに対する意識を高めた。さらに、コンプライアンスマニュアルの理解度テストの実施や、ガバナンスレポートの発刊などにより、職員のコンプライアンスに対する理解の一層の促進を図った。

その他、集合研修においてコンプライアンスに関する講義の時間を設けるなど、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。

エ 情報セキュリティ対策

【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた情報セキュリティ関連規程にのっとり、体制を整備し、情報セキュリティ対策を一層推進する。

1 情報セキュリティ体制の整備

平成27年度に策定した情報セキュリティ関連規程にのっとり、担当理事を委員長、事務局長及び部長を委員とし、情報セキュリティ推進計画や重要な事項を審議する情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を推進するための体制を整備した。

2 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策を一層推進するため、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。

(1) 研修（合計6回）

下記アからオの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

- ア 初任者研修（1回）
- イ 新ブラッシュアップ研修（2回）
- ウ マネジメント基礎研修（1回）
- エ 民事法律扶助担当者研修（1回）
- オ 常勤弁護士赴任前研修（1回）

(2) 標的型攻撃メール訓練

平成28年12月に本部各課室及び地方事務所に対して標的型攻撃メールの訓練を行った。また、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。

(3) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

ア 地方協議会の開催等

(7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

(イ) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。

(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

イ 関係機関等との連携強化

(7) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。

(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。

(ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。

(I) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

1 地方協議会の開催等

各地方事務所において地方協議会を開催するに当たり、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上で出席依頼を実施するとともに、アンケートや具体的事例に基づき、地方事務所の実情に即した議題を選定するなどした結果、利用者その他の関係者から、利用者の立場からの業務遂行に関する実践的な意見を得ることができた。

地方協議会の開催回数は、50地方事務所において合計87回に及び、うち33地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

また、先進事例や参考事例については、支援センターのグループウェアに掲載して、全国の地方事務所に周知した。

【資料 37】 平成 28 年度地方協議会開催一覧

【資料 38】 平成 28 年度地方協議会参考事例一覧

【資料 39】 平成 28 年度地方協議会の開催内容・形式等と業務改善事例一覧

2 関係機関等との連携強化

(1) 全国で開催された地方協議会のうち40地方事務所62回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意見交換や業務説明を実施した。

そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討を継続した。

(2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施されているところ、特に同計画において主要な連携先として掲げられている

地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計763回（平成27年度比104回増加）にわたって意見交換や業務説明等を実施し、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図るなどした。

- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成29年1月、26府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び司法ソーシャルワークについて理解を得るとともに、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を2回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を3,038回（平成27年度2,754回）実施し、具体的事案を把握した場合に支援センターを紹介してもらえよう取り組んだ。

イ 連携強化のための体制構築

【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

1 知識・経験のある者の起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識・経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進するとともに、ブロック別協議会等において、知識・経験を有する副所長から関係機関との関係構築のための手法等を報告させて情報共有を図った。

平成28年度は、兵庫地方事務所において地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者として1名を副所長として起用するとともに、次年度当初に向けて合計6名の者を起用すべく調整を図った。

2 知識・経験のある者の活用の観点からの職員の配置等

知識・経験を有する副所長を補佐する一般職員の確保、社会福祉士の知識を有する一般職員の新卒採用など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保に向けた取組を行った。

平成28年度には、社会福祉士の資格を有する者を2名採用するとともに、次年度に向けて1名の者を採用すべく調整を行った。

(5) 報酬・費用の立替・算定基準

【年度計画】

国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準の改正の立案を行う。

1 立替基準についての検討

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。

そこで、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」による立替基準についての検討結果を踏まえ、消滅時効援用・違法業者対応の代理援助立替基準や多重債務事件における関連事件の取扱い等の事案についての対応策を検討し、全国審査委員長会議を開催して協議を行った。

また、債務整理事件において、受任者から処理の困難性が報告された場合の着手金増額に関する目安を全国に周知し、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

2 算定基準についての検討

契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。

適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画を策定・公表する。

自然災害等が発生した場合に、バックアップデータから可及的速やかにシステム復旧させる態勢と手順を整備する。

平成28年4月に発生した熊本地震への対応結果を踏まえ、これまで策定を進めていた自然災害等に関するリスク災害発生時における業務継続計画につき、既存の地震防災計画等を統合した新たな計画の骨子を作成したが、平成

29年度予算で措置された安否確認サービスを取り入れた計画とすべきであるところ、同サービスの仕様確定が間に合わず、平成28年度中の公表には至らなかった。

支援センターのデータは、メインデータセンターでバックアップを行っているほか、平成26年度から遠隔地に設置されたデータセンター（データ保全センター）においてもバックアップを行っている。平成28年度は、同保全センターの最寄りの地方事務所職員を災害時対応要員として指名し、同職員も含めて復旧に向けた訓練を実施するなど態勢の整備を行った。また、データを可及的速やかに復旧させるために、当センターで取るべき対応や関係業者との連携等を定めた手順を整備した。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

イ 一般管理費及び事業費の効率化

【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。

管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、

公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

1 人件費の合理化・効率化

(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.2ポイント（平成27年度は81.2ポイント）であった。

(2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、給与支給事務につきシステム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の削減

平成28年度の一般管理費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ1,894,698千円（前年度比131,157千円の削減）とされたところ、平成28年度執行額は1,786,149千円であり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（△108,549千円）を行った。

【経費削減の主な内容】

- ・ 借上宿舍規程の改正による職員住宅借上料の削減
- ・ 旅費のバック料金利用促進による研修経費の削減
- ・ 一括購入によるコピー用紙等の消耗品費の削減

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）の削減

平成28年度の事業費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ933,874千円（前年度比24,649千円の削減）とされたところ、平成28年度執行額は775,418千円であり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（△158,456千円）を行った。

なお、執行額が予算額を大幅に下回ったのは、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費の支出が平成29年度に持ち越されたことなどによるものである。

【経費削減の主な内容】

- ・ 本部及び地方事務所における I P回線契約見直しによる回線使用料の削減
- ・ コンサルティング経費の見直しによる業務委託費の削減

3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用（目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除く。）し、入札説明書及び仕様書等をホームページで公表するとともに、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報を告知した。

その結果、一般競争入札等における一者応札が、平成28年度は42件中4件（全体件数の9.5%）と、昨年同様（平成27年度は7.1%）の低い水準を維持した。

少額随意契約については、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約し、また、性質随意契約の場合には、契約内容を十分精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫をした。

なお、平成28年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

ウ 事務所の業務実施体制の見直し

【年度計画】

ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

イ 司法過疎地域事務所

(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。

(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。

(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護

士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、継続して業務実施体制の見直しの検討を進めた。

2 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置については、設置基準を踏まえ設置可能性のある地域を把握し、候補地を挙げるなどしたが、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性等の要素のほか、法務省及び日本弁護士連合会等の意見をも聴取した上で総合勘案した結果、平成 28 年度中の新規設置は行わなかった。

また、既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士の配置人数については、取扱件数が業務量に直結しないなどの事情を把握するため、報告書式の改訂を行い、事務所ごとの業務量の把握・分析に努めた。

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(2) 事業の効率化

ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

【年度計画】

ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。

イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。

ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90 パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。

エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1 コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

電話による問合せ窓口は、原則、コールセンターとし、当初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供を希望する利用者については地方事務所を窓口とする取扱いについて、ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議での説明等を継続的に実施し、周知を図った。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞広告、ソーシャルネットワークワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

その結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数合計554,436件（平成27年度は521,508件）のうち、コールセンターでの対応件数の割合は、平成28年度63.1%（平成27年度は61.1%）に上昇した。

2 情報提供業務の効率的運用

地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの拡大、話中転送（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターの一層の活用による業務の効率的運用を実施した。

(1) コールセンターへの内線転送件数の増加

内線転送を推進した結果、平成28年度の内線転送件数は、26,506件に増加した（平成27年度は22,004件）。

(2) コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件確認を実施するサービスについては、平成28年度に次のとおり拡大した。

- ・ 対象事務所数：59地方事務所・支部（平成27年度は46地方事務所・支部）
- ・ 実施件数：36,836件（平成27年度は12,302件）

また、地方事務所・支部・出張所における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を継続実施した。

- ・ 対象事務所数：32地方事務所・支部・出張所（平成27年度は21地方事務所・支部）
- ・ 転送件数：34,749件（平成27年度は6,325件）

加えて、平成28年9月から、メールによる情報提供について、スマートフォンや携帯電話からの問合せにも対応可能とした。

3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの入電傾向を分析し、限られたオペレーター人員のうち、入電件数が多い平日午前中の人員を多く配置し、平日夕方から夜間の人員を少なく配置するなど、効率的な配置を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部の拡大、地方事務所・支部・出張所の話中転送及び無応答転送の取組継続（対象事務所の拡大を含む。）を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、前記効率的な配置により、オペレーターの席数の増加を抑制し、かつ、平成28年度は応答率97.1%（平成27年度は98.5%）を達成した。

4 1 コール当たりの運営経費

(1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行うスーパーバイザー職員の人件費を除く。）及びコールセンター建物質料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる前記賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般的な問合せとは異なる対応を必要とするメールでの問合せ、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件の各平均対応時間（平成26年度・平成27年度・平成28年度の3か年の平均数値）であり、それぞれ、1.19、1.81、1.43となる。

(2) 1 コール当たりの運営経費

上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。

① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費

平成28年度：764.8円（平成25年度：966.3円、平成26年度：919.7円、平成27年度：941.2円）

② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費

平成28年度：828.8円（平成25年度：1,009.6円、平成26年度：976.3円、平成27年度：1,006.0円）

(3) 1 コール当たりの運営経費の検証

業務量の動向を勘案したオペレーターの効率的配置により、応答率90

パーセント以上を維持しつつ、1コール当たりの運営経費は、平成27年度より大幅に減少した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成28年度情報提供件数の推移

【資料43】平成28年度における相談分野の概要（情報提供業務 問合せ上位20位）

【資料44】平成28年度における関係機関紹介状況（情報提供業務）

イ 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）

【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率の前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について、単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないために、単独審査の機会を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となるおそれのある小規模地方事務所等を除いた48地方事務所（平成27年度は46地方事務所）において、単独審査が実施された。

また、平成27年度に引き続き、全地方事務所において書面審査の活用を推進するなどにより、審査の適正を確保しつつ、事務手続の合理化を進めた。

その結果、平成28年度の援助開始審査における書面単独審査割合は、代理援助及び書類作成援助全体の32.0%と、平成27年度の26.4%から、5.6%上昇した

2 事務の平準化・合理化の取組

事務手続の合理化・適正化等を総合的に勘案し、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的として策定した「民事法律扶助にかかる暫定標準モデル」を平成28年6月から全国で実施した。

また、その実施結果を検討し、平成29年4月に開始する「民事法律扶助業務標準モデル」の策定、実施に向けての準備を行うなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。

3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居と事件管轄地域が遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」にのっとり両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を推進した。

ウ 国選弁護等関連業務

【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行うなどして、契約数の増加に努める。併せて、一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。

1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成28年度は、合計345件（平成27年度376件）の不服申立てのうち、47件（平成27年度45件）が地方事務所限りの再算定で処理され、地方事務所限りの再算定処理率は約13.6%（平成27年度約12.0%）となった。

2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を説明会等の機会において、説明資料を配布するなどして、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括契約を締結している契約弁護士数は、平成28年4月1日時点では9,967人であったところ、平成29年4月1日時点では10,563人に増加した。

3 一括契約に基づく報酬算定について

平成28年度において、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。その要因としては、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事

件の指名通知依頼があることが必要になる（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため）が、①即決被告事件の指名通知依頼件数自体が428件（平成27年度は437件）と大幅に減少している（平成27年度比約2.1%減）上、そのうち、②被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数（即決被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる）は、366件あり、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数（すなわち、①から②を差し引いた事件数）自体も、62件（平成27年度は98件）と大幅に減少（平成27年度比約36.7%減）したことが考えられた。

上記外部的要因に係る事件動向等を継続して把握していく必要があるものの、今後も一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る即決被告事件自体の減少が続くのであれば、一括契約の活用により業務運営の効率化を図ることは困難であり、計画を変更せざるを得ないと考えている。

4 報酬算定業務の集約化

平成26年度に設置した国選弁護等報酬算定業務室に報酬計算業務を集約し、平成28年度も、同室において効率的に処理している。

【資料45】平成28年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

エ 司法過疎対策業務

【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎地域の公設系法律事務所（日本弁護士連合会や各地の弁護士連合会、弁護士会が会費により設置した事務所）へ派遣予定の一般契約弁護士7名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施したほか、司法過疎地域における巡回法律相談を活用するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施した。

また、司法過疎対策に携わる一般契約弁護士による地方事務所等に設置されたテレビ電話を用いた法律相談の実施について検討するなど、日本弁護士連合会の司法過疎対策と連携しつつ、より効率的かつ効果的な形での司法過

疎地域における法律サービスの提供を検討・実施した。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供業務

ア 情報提供業務の質の向上

【年度計画】

- (ア) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等)
コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。
- (イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応
地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。
- (ウ) F A Q等の充実と活用
常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Q、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。
ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。
- (エ) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し
先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。
- (オ) 利用者の利便性の向上
地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。
- (カ) アンケート調査の実施
ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

- (1) 第三者による客観的評価の活用

コールセンターや地方事務所において、平成27年度に実施した第三者による客観的評価（ミステリーコール）結果を効果的に活用し、電話応対等に関する対処方法について事例研修を実施した。

特に、評価結果が良い音声ログを活用した具体的なフィードバックを実施することにより、研修の実効性を確保した。

(2) 事例集の作成及び活用等

第三者による客観的評価で指摘されている「主訴の的確な把握」の改善及びFAQ・関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の自習用教材となる事例集を作成し、これを活用した研修を実施するなど、応対の質の向上に向けた取組を実践した。

また、事例集を全職員に共有することで、法テラス全体の情報提供業務の質の向上にも活用した。

2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを引き続き実施した。平成28年度は、統計等に基づき高いニーズが見込まれたベトナム語を追加し、対応言語は6か国語、対応件数は2,496件（平成27年度は1,575件）となった。

3 FAQ等の充実と活用

(1) FAQの追加更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーター等が業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新（利用のないFAQの登録抹消等含む）・追加を図った。また、よく利用されるFAQ約1,000件は、ホームページ上に公開している。

加えて、平成28年4月に発生した熊本地震への対応として、FAQを基に、新たに「熊本地震に関するQ&A」を作成してホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際にも同FAQを活用した。

<平成28年度におけるFAQ更新等件数>

- ・ 更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：662件（うち熊本地震を含む震災関連14件）
- ・ 新規投入件数：99件（うち震災関連7件）

なお、前記を含むFAQ登録総件数：4,995件（うち震災関連591件）

<平成28年度における公開FAQの閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：391,580人（平成27年度502,268人）

<平成28年度における熊本地震に関するQ&Aページ閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：21,435人

(2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、新たに連携した関係機関の窓口を追加や利用のない窓口の登録抹消等の更新作業を継続した。

また、利用者が必要とする関係機関の情報をより適切に提供する体制を整備するため、特に紹介件数が多い、弁護士会や司法書士会等の法律専門家と相談できる窓口についての情報を中心に更新を実施した。

<平成28年度における関係機関データベース>

- ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数： 約260件
- ・ 更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約2,500件
- ・ 関係機関登録件数： 約24,000件

4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から開始した、法律相談援助を希望する利用者についてコールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件を確認して地方事務所に転送する運用は、平成28年度までに対象事務所等が59地方事務所・支部・出張所まで拡大した（平成27年度は46地方事務所・支部）。

5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていることを認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを推進するため、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所（支部を含む。）で継続実施した。

なお、熊本地震発生後、被災者からの問合せに対応するため、速やかに「熊本地震に関するQ&A」を作成するとともに、震災法テラスダイヤルの利用を可能にするなど体制整備を行い、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性等について、ホームページ上で利用者アンケートを行っている。

平成28年度の同アンケートの結果、満足度3.3（5段階評価）であった。（平成27年度：3.3）

(2) コールセンターにおけるアンケート

コールセンターでは、平成29年2月22日から同年3月18日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足

度調査を実施し、満足度4.7（5段階評価）の評価を得た（調査対象12,526件中、2,341件回答。有効回答率約18.7%）。

(3) 地方事務所等におけるアンケート

地方事務所等については、平成28年9月1日から同年10月31日までの間、面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を交付する方式でアンケートを実施し、満足度4.4の評価を得た（面談件数2,457件中、1,262件回答。有効回答率約51.4%）。（平成27年度：4.5）

【資料46】利用者満足度調査

イ 法教育に資する情報の提供

【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。

1 法教育に係る基本方針

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け、法教育に資する情報を広く普及することを基本方針とした。

なお、平成28年度は、法テラス設立10周年にあたる年であり、法テラス設立10周年を冠した法教育イベントを複数実施し、法教育事業をより積極的かつ効果的に展開した。

2 法教育に資する情報提供の取組

(1) 本部における取組

平成26年度、平成27年度は東京都内で法教育シンポジウムを開催したが、全国に法教育を普及させる観点から、平成28年度は札幌市と大阪市で開催した。

また、地方事務所において「演劇」と「寄席」を活用した法教育イベントを開催してきた実績を取り入れ、これまで以上に、一般市民に広く、より身近で分かりやすいものとした。

具体的には、札幌市では「法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」を開催し、一般市民254名の参加を得て、演劇や参加者参加型のクイズを取り入れた分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは「分かりやすかった」との回答が約99%、「有意義だった」との回答も95%を

超えた。

さらに、大阪市では「第10回法テラス寄席」を開催し、一般市民289名の参加を得て、寄席演目を題材に、現代の法律によるとどのような問題があるのかなど分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは、「分かりやすかった」との回答が約94%、となった。

なお、両シンポジウムは、上演内容等を撮影した動画・写真等を法テラスのホームページや法務省が有する動画サイト（YouTube・法務省チャンネル）に掲載して公開した。

(2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、センターの業務内容説明会等を実施した。

全国の50地方事務所全てにおいて、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど、趣向を凝らした取組を実施し、実施回数は総計2,335回（延べ参加人数190,133人）と平成27年度の1,941回（延べ参加人数139,782人）を上回った。

主な取組としては、山梨地方事務所における「高齢者・障がい者の権利擁護と司法ソーシャルワーク」をテーマとしたシンポジウム、福岡地方事務所におけるDV被害者支援に関するシンポジウム、徳島地方事務所における「落語」を通じて、高齢者・障がい者への法的支援を考えるシンポジウム、佐賀地方事務所におけるグループワーク等を交えた障がい者への合理的配慮を考えるシンポジウム等を実施した。

【資料47】平成28年度法教育取組一覧

【資料48】平成28年度法テラスシンポジウム チラシ

(2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

【年度計画】

(7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にした、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備をさらに検討し、実施のための準備を行う。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。

(ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。

本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 夜間相談、移動相談車両による巡回・出張相談等を活用した援助の実施
地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応するため、休日相談を37地方事務所、夜間相談を36地方事務所において実施した。
また、各地方事務所における地域性をいかした司法ソーシャルワークの実施を念頭に、福祉関係機関等と連携した指定相談場所相談や巡回相談、出張相談担当者名簿の整備、被災者法律相談援助における移動車両を利用した巡回相談等、利用者の利便性の向上につながる方策を行った。
- 2 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の工夫
全50地方事務所中、37地方事務所（平成27年度31地方事務所）において、法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に事務所相談契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）を掲載した。
- 3 代理援助・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間の短縮
書面審査・単独審査を積極的に活用する運用を継続的に進め、審査の効率化を図り、全50地方事務所のうち49地方事務所（平成27年度48地方事務所）で、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均処理期間14日以内という目標を達成した。
- 4 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達
平成26年12月9日付け事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」にのっとり、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達した。
- 5 制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達
日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載や、ファクシミリ一斉送信サービスを利用した契約弁護士・司法書士への情報伝達により、適切な情報伝達を効率的に実施した。

イ 利用者に対する適切な援助の実施

【年度計画】

- (ア) 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

1 代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策等

法律相談援助利用者に対し、代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、事物管轄等に応じ司法書士相談を案内するといった方策を行ったほか、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しやツイッターを利用した周知活動を行い、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

2 関係機関・団体との連携による代理援助・書類作成援助にたどり着ける環境の整備

各地方事務所において、福祉事務所等の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレット配布を行うなどし、連携の強化と、利用者が関係機関を通じてスムーズに代理援助又は書類作成援助にたどり着ける環境の整備を行い、本部においても、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との協議会を通じ、連携を強化した。

また、簡易裁判所の民事調停事件や少額訴訟事件について、代理人がいない利用者に対し、裁判所からの連絡により司法書士につなぐスキームについての検討を進め、更に、少額事件の民事法律扶助利用促進についての方策を協議した。

3 専門相談の実施・拡充

- (1) 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、15事務所（支部・出張所を含む。）（27年度15事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題

に関する専門相談を実施した。

- (2) 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を取ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。

4 熊本地震の被災者への援助

28年4月14日に発生した熊本地震に対応するため、地震発生後、熊本県弁護士会や熊本県司法書士会等と協議し、被災者への迅速かつ適切な法的サービスを実施するための方策についての検討を行った。

また、同年6月3日に公布された改正総合法律支援法に基づいた被災者法律相談援助について、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアルの策定、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を迅速に進め同年7月1日から円滑に援助を開始した。

また、移動相談車両を利用した巡回相談を実施するなど、利用者への適切な援助の実施に努め、29年3月末までに9,339件の被災者法律相談援助を実施した。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

- ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。
- イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

1 関係機関との協議

全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設けた。延べ回数は488回（平成27年度467回）に及ぶ（個別事件に関する協議を含む。）。

本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 指名通知の目標時間設定

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は平成28年度は約99.9%（平成27年度約99.8%）に増加した。

【資料51】平成28年度被疑者国選指名通知状況

イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

裁判員裁判対象事件用の名簿が作成された地方事務所数は、33事務所（平成27年度28事務所）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等が義務付けている。

本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

46か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施したしている（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）ほか、複数の地方事務所においては、すでに協議会等で取り決めた方針が定着し、安定的な運用が図られている状況にある。

うち、9か所の地方事務所においては、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され（延べ回数44回）、そのテーマとしては、裁判員研修会（東京等）、法曹三者等裁判員裁判検討会（長野等）、裁判員裁判対象の指名打診名簿登載条件となるための研修（千葉等）、裁判員裁判に関する報告会（和歌山等）等があった。

3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修を3回実施するとともに、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、裁判員裁判に対する体制の強化・充実に努めた。

4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の報告につき、裁判の進捗や主張、争点の見通しも含めた網羅的な内容を把握するために、報告方法をより機動的なものに見直し、また、その報告を踏まえて研修内容を随時見直すなどして、より充実した研修の実施に努めた。

【資料36】平成28年度常勤弁護士研修実施状況

ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

1 契約弁護士への適時適切な情報周知

(1) 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護人契約弁護士のしおり」等）の配布を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

(2) 研修の開催等

56か所の地方事務所（支部を含む。）において、延べ211回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した（弁護士会との共催を含む。）。研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、刑の一部執行猶予制度、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがある。

(3) 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、前記(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介して、報酬請求に関する規程等の周知を行った。

また、本部において、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用した。

2 事件報告に関する取組

(1) 接見資料による報酬算定

平成21年に導入した接見資料の制度（※1）の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

(2) 公判時間連絡メモ（※2）による報酬算定

公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の

誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底している。

※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項（当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等）を記載して作成するメモ

(4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

【年度計画】

ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

- (ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- (ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。

ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。

エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

(1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

ア 被害者支援連絡協議会

台風で開催中止となった岩手地方事務所を除く全地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

41 地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

ウ その他の連携活動

(ア) 本部における取組事例

- ・ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員と児童虐待被害者に対する支援をテーマに意見交換を行った。
- ・ 警察庁犯罪被害者支援室、生活安全企画課、厚生労働省児童家庭局家庭福祉課とDV、ストーカー、児童虐待被害者に対する支援に関する意見交換を行った。
- ・ 関係省庁の課長等による連絡会議の場において、犯罪被害者支援業務の説明を行った。
- ・ 国土交通省の公共交通事故被害者支援ネットワーク会議に参加し、業務報告を行った。
- ・ 日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会・秋田弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施した。

実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島

(イ) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進（街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施）を行った。
- ・ 警察庁による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所以下記要領により犯

罪被害人等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

<実施期間>

平成 29 年 1 月から同年 3 月まで

<アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉
主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民
間支援団体等

<アンケート回収数>

1,378 件

<実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

<聴取項目>

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	95.4%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	81.0%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	86.7%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	47.2%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、 法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	42.1%

(3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見

や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応のための取組

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その上で、地方事務所等で対応した担当職員から状況を聴き取り、対応が適切であったか検討することにより、犯罪被害者支援を担当する職員の対応改善に取り組んだ。

また、事務局長会議において、総合法律支援法の一部改正に伴う犯罪被害者支援業務の拡大についての準備の進捗状況等を説明し、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うこと、警察等の関係機関と十分に連携関係を構築するよう指導した。

(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等

本部では、事務局長を対象に、臨床心理士を招いて二次的被害防止の方策に関する講義を実施した。また、地方事務所で犯罪被害者等と接する機会の多い民事法律扶助担当職員を集めた研修においても、臨床心理士を講師として、二次的被害の防止等を含む講義を行った上、研修資料を各地方事務所で共有するよう指導した。さらに、28年度においては、窓口で情報提供を担当する職員を対象とした研修や、人事課主催の階層別研修でも、二次的被害の防止を含む被害者対応の留意点について講義を行った。

また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計22回参加した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計97回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成29年4月1日現在で842名（前年度同日比50名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。

また、犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成29年4月1日現在では3,663名（前年度同日比222名増）となった。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を本部、地方事務所担当者及び事務局長にも共有し、問題点の解消に努めた。取組の結果、平成28年度の精通弁護士紹介件数は1,677件（前年

度比 74 件増) となった。

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の知識や経験のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQ作成及び修正を行うとともに、ホームページやリーフレットの更新、ツイッター等での犯罪被害者支援業務に関する情報掲載等により、利便性の向上を図った。

また、国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修や、警察庁生活安全企画課からの依頼を受けた関東管区警察学校における研修において、法テラスの犯罪被害者支援業務について講義を行った。

地方事務所では、関係機関に対する業務説明や意見交換を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度情報が提供されるように取り組んだ。

イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省（検察庁）と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、全ての請求につき、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

平成28年度の請求件数は2,912件であり、支給額は2,051万2,355円であった。

【資料57】 平成28年度被害者参加旅費等支給業務実績

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から5の取組を行う。

(1) 自己収入の獲得

【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法を検討し、その具体化を進める。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

1 寄附金収入獲得への取組

しよく罪寄附については、ツイッター等による寄附の呼び掛けを継続するとともに、地方事務所や支部にしよく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を図り、寄附金額の増加を達成した。

一般寄附については、前年度のような大口の寄附がなかったことから減少となったが、用途特定寄附金制度（寄附金の用途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを新たに作成・配布するなどの取組を実施した。

<平成28年度実績>

しよく罪寄附	52,610千円	（平成27年度	34,594千円）
一般寄附	1,916千円	（平成27年度	52,319千円）
計	54,526千円	（平成27年度	86,913千円）

2 有償受任等による自己収入

常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。

平成28年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,133件（平成27年度比13.6%減）、国選弁護・付添事件が557件（平成27年度比10.6%減）、有償事件が645件（平成27年度比15.2%減）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度事業収益は、204,324千円となり、平成27年度の179,043千円に比べ、25,281千円（14.1%）増加した。

3 財政的支援の獲得

宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所7か所については、地方公共団体等から敷地（6か所）又は建物（7か所）の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所（鹿角市）及び青森県に設置した鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）についても建物の無償提供を受けている。

(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償

還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

- ④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落しを推進し、回収強化を図る。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

平成28年度の立替金の償還実績は、平成27年度比104.3%（4億5,583万円増）の108億7,299万円となった。

民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を増加させるには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

具体的には、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であり、平成27年度に引き続いて生活口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。

また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であり、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促（以下「コンビニ督促」という。）の実施により、滞納を解消させた。

この施策と合わせ、平成27年度に引き続き実施した本部における立替金回収に関する各種施策や引落停止督促等のきめ細やかな督促体制の整備、集中的な督促の実施、地方事務所における活動の相乗効果により、回収効果を上げた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修における償還免除手続に関する説明・周知により、事務処理手続の効率化、迅速化を図り、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定するとともに、債権管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく、残額が少額で回収コストに見合わない立替金等を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成28年度の償還免除とみなし消滅の金額額は合計45億4,188万円（平成27年度比95.4%）となった。

取組の詳細については、以下のとおりである。

- 1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備
 - (1) 初期滞納者督促
 - ・ 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送

- ・ コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促
 - ・ コンビニ督促による回収10億2,487万円（平成27年度比101%）
- (2) 長期滞納者督促
- ・ 3か月以上の長期滞納者を対象に、98,608件の督促状発送
 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮
 回収1億4,365万円（平成27年度比279.8%）、免除4,577万円（一括償却含む。）、所在調査4.7%（平成27年度比0.5ポイント減）
 - ・ 償還金滞納者が本部に問合せを行った際に本部償還金口座を案内する運用
 回収2億1,895万円（平成27年度比145.9%、上記長期滞納者督促に伴う入金分を含む。）
- (3) 期間限定督促
- ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）
 回収821件、971万円（平成27年度比65.6%）
 - ・ 電話督促強化週間（9月、10月、12月、1月）
 688件架電、1,614万円回収（平成27年度比95.3%）
- (4) 引落停止督促
- ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送
- 4,064件発送、1,790万円を回収 997件の引落を再開
- (5) 月額三倍未満督促
- ・ 引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の三倍未満となった者に対し、間もなく完済になることを示して督促状を発送
 734件発送、323万円回収
- (6) 免除及びみなし消滅
- ア 研修における周知徹底
- イ 本部一括償却
- 5,083件、6億1,020万円を償却（対象：10年間償還がなされていない債権、破産免責となった債権 平成27年度比76.0%）
- 2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施
- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
 - ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用

- ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元
- 3 被援助者への償還の意識付け強化
 - ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
 - ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の見直し
 - ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知
 - 4 自動払込方法の多様化
 - ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能としたことにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
 - ・ 全国事務局長会議等における生活用口座引落日周知徹底
 - ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け
 - ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、口座登録を促進
 - ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送
 - 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進
 - ・ 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
 - ・ 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
 - ・ 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施
 - 6 初期滞納段階での回収の改善
 - ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
 - ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
 - ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
 - ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用
 - 7 長期滞納者等への支払督促の申立て
 - (1) 申立件数
300件（平成27年度比50%）
 - (2) 事前予告通知
839件発出 109件、851,100円を回収

(3) 回収金額

135件、4,027,485円を回収

(4) 平成27年度以降の支払督促による回収実績

- ・ 平成27年度の申立：600件
- ・ 平成27年度の回収実績：364件／24,434,458円
- ・ 平成28年度の回収実績：135件／4,027,485円
- ・ 2年間の通算合計回収額：延べ499件／28,461,943円

イ 償還率の向上

【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。)の割合を算出したところ、平成27年度の84.6%に対し、平成28年度は86.8%へ向上した。

ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成28年度業務実績報告書にて開示する。

設立以降の立替金債権の発生額や管理回収状況等について、以下のとおり一覧表で提示した。

立替金債権の回収状況については年数を経るごとに向上し、平成18年度から平成20年度までの立替分償還割合については80%を超えているほか、償還免除を含めれば、平成18年度から平成21年度までの立替残処理率は90%を超え、平成24年度までの立替分では80%を超える立替金が処理されている。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に向上した。

平成28年度末現在(平成29年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成29年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,354	82.4%	555	377	92.9%
平成19年度	11,078	9,097	82.1%	1,034	947	91.5%
平成20年度	12,640	10,205	80.7%	1,315	1,120	91.1%
平成21年度	15,446	11,713	75.8%	2,372	1,361	91.2%
平成22年度	16,860	11,564	68.6%	3,415	1,881	88.8%
平成23年度	15,601	10,041	64.4%	3,392	2,168	86.1%
平成24年度	15,616	9,676	62.0%	3,392	2,548	83.7%
平成25年度	15,562	8,812	56.6%	3,223	3,527	77.3%
平成26年度	15,453	7,800	50.5%	3,082	4,571	70.4%
平成27年度	16,032	5,955	37.1%	2,763	7,314	54.4%
平成28年度	15,949	1,806	11.3%	829	13,314	16.5%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、適切な対応を行う。

立替金等の悪質な償還滞納者等への適切な対応を徹底するため、正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、原則的に新たな援助を行わない等の対応方針を平成26年度及び平成27年度に策定し、「相談・受付マニュアル」「審査マニュアル」に組み込み、平成29年3月6日に各地方事務所に周知し、統一的な対応方針による対応を促進した。

(4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

【年度計画】

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成28年度の援助申込総受理件数は22,444件であり、平成27年度の24,316件とほぼ同水準であった。

平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が増加に転じ、平成28年度は13,235件まで伸びた。

一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成25年度の8,680件に対し、平成28年度は2,997件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）は微増ながら着実に受理件数が増加した。難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助は平成27年度から104～111%の増加をみたが、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助は、平成27年度の受理件数からやや減少した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提供するという日弁連委託援助業務の目的が達せられている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成28年度は5件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（中期目標等における一定の事業等のまとまり別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

1 セグメント情報の開示

従来 of 区分経理によるセグメント情報開示から一定の事業等のまとまり別のセグメント情報開示への展開を進め、情報提供業務や民事法律扶助業務、国選弁護業務等センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、事業報告書及び業務実績報告書にも記載した。

2 各データの経年比較のグラフ化

昨年度までに引き続き、事業報告書において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の各データの経年比較をグラフ化するなどし、決算情報を視覚的にも読み取りやすくする取組みを継続した。

また、決算情報と業務実績を関連付けて各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となるよう従来からの取組を継続した。

【資料56】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成28年度委託費予算額は160億6,700万円（うち事業費126億6,500万円）であり、平成28年度支出実績額は156億8,800万円（うち事業費127億900万円）であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、職員の採用が予定を下回ったことなどによる。

2 運営費交付金

平成28年度予算で予定されている支出額は264億100万円であり（うち事業費176億3100万円）、平成28年度支出実績額は263億800万円（うち事業費179億6,500万円）であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、借上宿舍規程の改正による職員住宅借上料の削減、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費が平成29年度に持ち越されたことなどによる。

5 短期借入金 の 限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

【年度計画】

1 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効果的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

2 効果の高い広報活動の実施

新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、中断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機

関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」及び「総合法律支援論叢」を発行し、関係機関・団体等に配布する。

4 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成28年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記1から3の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させ、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。
- (2) 認知度調査の結果を分析したところ、認知経路としては、依然、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、インターネットを通じた効果的で活発な情報配信を行った。

2 効果の高い広報活動の実施

(1) インターネット等を活用した広報

認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別認知度において認知度が低調な地域（千葉・長野・沖縄・岡山・群馬・神奈川・新潟・愛知・滋賀）に対し、重点的にターゲティング広告（コンテンツマッチ広告）を実施した。また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月2回程度）やツイッター（毎日1回から3回程度）で配信した。ツイッターのフォロワー数は、平成29年3月末日現在で12,752人となった。（平成27年度比1,246人増）

(2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県及び福島県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、29年3月に地方紙4紙に新聞広告を3回実施した。読者にとって利用イメージが想起しやすいよう、実際の間合せ内容を紹介し、各回異なる内容にした。また、被災地3県以外に避難されている方々を対象に、新聞社ホームページ（トップページ）上にバナー広告を掲出し、法テラスのホームページに誘導した。

(3) 熊本地震の被災者に対する広報

熊本地震の被災者に対して、改正総合法律支援法による被災者法律相談

援助の利用促進を図るため、28年11月から29年3月までの間、テレビスポット15秒CM(2,543回、延べ視聴率は約1万5000GRP)、新聞広告(10回)、ラジオ広告(3回・いずれも職員が出演する3分程度のインフォマーシャル)、Web広告(Yahooトップ広告)、フリーペーパー広告を実施した。新聞広告では、購読後ポスターとして避難所等に貼って周知できるようなデザインにし、ラジオ広告では、具体的な業務内容をイメージできるような説明を行うなどの工夫をした。また、本部と地方事務所で連動して、被災者への無料法律相談等のプレスリリースを2回実施し、マスコミへの露出度を高めた。

(4) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などに関するプレスリリースを8回実施した。地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報発信を行った。

(5) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国63社の鉄道会社の駅施設等に約1,800枚のポスターを無料で掲出し、かつ、認知度が低調な地域にあるJR76駅構内に125枚のポスターを掲出した。また、あらかわ区民まつりにブースで出展した。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重債務者相談強化キャンペーン2016」を実施したほか、法務省のイベント(全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日)に出展した。また、関係機関、自治体、大学、図書館等に、法テラス白書、総合法律支援論叢、広報誌(年4回発行)を配布した。

4 認知度向上について

(1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、業務認知度を上げることに軸足を移しており、28年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を行った。

【具体的な取組例】

- 被災地を対象とした新聞広告では、業務内容を具体的にイメージできるように毎回異なる実際の間合せ内容を紹介した。熊本地震の被災者を対象としたラジオ放送では、3分程度のインフォマーシャルを放送し、具体的な業務内容がイメージできるようにした。

(2) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない：43.6% (27年度比5.8ポイント減)
- ② 名前は知っている・聞いたことがある：40.3% (27年度比4.3ポイント増)
 - ②' ②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択：23.4% (27年度比2.7ポイント増)
- ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている(利用したことはない)：10.5% (27年度比1.4ポイント増)
- ④ 利用したことがある：5.6% (前年度比0.1%ポイント増)
 - ㊦ 名称認知度(①を除くもの)：56.4% (27年度比5.8ポイント増)
 - ④ 業務認知度(③+④)：16.1% (27年度比1.5ポイント増)
 - ④' 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合(②'+③+④)：39.5% (27年度比4.2ポイント増)

【資料26】平成28年度プレスリリース実施一覧

【資料27】広報活動関連資料

(2) 施設・設備、人事に関する計画

【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、老朽化による耐震性等防災上の問題から、28年度は、石川地方事務所の移転を行った。

2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動を適切に把握し、これらを踏まえ、平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、平成29年度4月期の人事異動を実施した。

また、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組(平成29年度から4級以上の職員について正式に導入するとともに、

3級以下の職員について試行を開始) を推進した。

平成28事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民専法律扶助業務			国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入																								
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—																		
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129																		
受託収入	—	—	—	—	—	—																		
補助金等収入	—	—	—	—	—	—																		
事業収入	—	18	18(注1)	10,451	11,212	761																		
事業外収入	—	—	—	—	—	—																		
計	970	929	△ 41	19,824	20,456	632																		
支出																								
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535																		
一般管理費	—	—	—	—	—	—																		
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291(注2)																		
計	970	931	△ 39	19,824	20,068	245																		
事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。																								
人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。																								
運営費交付金の予算額と決算額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。																								
受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。																								
事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。																								
事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。																								
受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。																								
前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。																								
補助金等収入の予算額と決算額の差は、香附金受入れの実績が多かったことなどによる。																								
一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。																								

- (注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。
- (注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。
- (注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。
- (注5) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。
- (注6) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。
- (注7) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。
- (注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。
- (注10) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、香附金受入れの実績が多かったことなどによる。
- (注11) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

平成28事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

一般勘定

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入														
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819 (注9)	—	819 (注9)
運営費交付金	970	911 △ 59	9,372	9,243 △ 129	325	296 △ 28	770	888 (注4)	—	—	3,680	3,778	15,117	15,117
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	2,315	1,738 △ 577 (注8)	—	—	2,315	1,738 △ 577 (注8)
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	51	69
事業収入	—	18 (注1)	10,451	11,212	761	—	468	239 △ 230 (注5)	—	—	—	—	10,920	11,469
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	285 △ 27	313	285 △ 27
計	970	929 △ 41	19,824	20,456	632	296 △ 28	1,238	1,127 △ 112	2,315	1,738 △ 577	4,044	4,951	28,716	29,498
支出														
事業経費	341	328 △ 13	17,072	17,925	852	24	19	△ 5 (注3)	194	122 △ 72 (注6)	2,224	1,645 △ 579 (注8)	—	19,855
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,309	2,595 △ 714 (注11)
人件費	629	603 △ 26	2,752	2,461 △ 291 (注2)	301	280 △ 21	1,044	808 △ 236 (注7)	92	92	735	1,169	5,553	5,412 △ 139
計	970	931 △ 39	19,824	20,385	562	299 △ 26	1,238	930 △ 308	2,315	1,736 △ 579	4,044	3,764 △ 280	28,716	28,046 △ 670

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、被害者支援に係るコールセンター—運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえ、各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注6) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注7) 人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注11) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

平成28事業年度 決算報告書

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計						
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考			
収入																			
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199 (注2)		965	950	△ 15		16,067	15,673	△ 394
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444 (注4)		—	444	444 (注4)
計	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,116	50
支出																			
事業経費	12,495	12,527	32		154	140	△ 14		16	42	26 (注3)		—	—	—		12,665	12,709	45
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	908	266 (注5)		642	908	266 (注5)
人件費	1,379	1,115	△ 265 (注1)		14	11	△ 3 (注1)		1,044	822	△ 222 (注2)		323	551	228 (注1)		2,760	2,499	△ 261
計	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことなどによる。

(注4) 事業外収入の予算額と決算額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

(注5) 一般管理費の予算額と決算額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

平成28事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考
費用の部	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
經常費用	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535	12,495	12,527	32	178	159	△ 19 (注3)	210	53	△ 157 (注4)	2,224	1,645	△ 579 (注8)	—	—	—	32,519	32,319	△ 201
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951	3,503	△ 448 (注9)	3,951	3,503	△ 448 (注9)
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291 (注2)	1,379	1,115	△ 265 (注2)	315	292	△ 23	2,089	1,630	△ 458 (注5)	92	92	—	1,057	1,720	662 (注2)	8,312	7,911	△ 401
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,916	908	44,783	45,185	403
前期繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	—	819
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	—	—	—	325	296	△ 28	770	888	118 (注6)	—	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165	168	153	△ 15	1,060	861	△ 199 (注5)	2,315	1,738	△ 577 (注8)	965	950	△ 15	18,382	17,411	△ 971
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18 (注11)	51	69	18 (注11)
事業収入	—	18	△ 18 (注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	—	—	—	468	239	△ 230 (注7)	—	—	—	—	—	—	10,920	11,469	549
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	300	△ 12	313	300	△ 12
純利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	—	—	—	1,452	1,452 (注12)
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	694	694	—	1,452	1,452

(注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託探助の実績が少なかったことなどによる。

(注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分698万円から事業外収入に充当することとされた230万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698万円から事業外収入に充当することとされた230万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注12) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいない。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成28事業年度 収支計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考
費用の部	970	931 △ 39		19,824	20,385 562		325	299 △ 26		1,238	930 △ 308		2,315	1,736 △ 579		4,044	3,764 △ 280		28,716	28,046 △ 670	
経常費用	970	931 △ 39		19,824	20,385 562		325	299 △ 26		1,238	930 △ 308		2,315	1,736 △ 579		4,044	3,764 △ 280		28,716	28,046 △ 670	
事業経費	341	328 △ 13		17,072	17,925 852		24	19 △ 5 (注3)		194	122 △ 72 (注4)		2,224	1,645 △ 579 (注8)		—	—		19,855	20,038 183	
一般管理費	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		3,309	2,595 △ 714 (注9)		3,309	2,595 △ 714 (注9)	
人件費	629	603 △ 26		2,752	2,461 △ 291 (注2)		301	280 △ 21		1,044	808 △ 236 (注5)		92	92		735	1,169 434 (注2)		5,553	5,412 △ 139	
減価償却費	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
財務費用	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
臨時損失	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
収益の部	970	929 △ 41		19,824	20,456 632		325	296 △ 28		1,238	1,127 △ 112		2,315	1,738 △ 577		4,044	4,951 907		28,716	29,498 782	
前期繰越金	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	819 819 (注10)		—	819 819 (注10)	
運営費交付金	970	911 △ 59		9,372	9,243 △ 129		325	296 △ 28		770	888 118 (注6)		—	—		3,680	3,778 98		15,117	15,117	
受託収入	—	—		—	—		—	—		—	—		2,315	1,738 △ 577 (注8)		—	—		2,315	1,738 △ 577	
補助金等収入	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		51	69 18 (注11)		51	69 18 (注11)	
事業収入	—	18 (注1)		10,451	11,212 761		—	—		468	239 △ 230 (注7)		—	—		—	—		10,920	11,469 549	
事業外収入	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		313	285 △ 27		313	285 △ 27	
純利益	—	△ 1 △ 1		—	70 70		—	△ 3 △ 3		—	197 197		—	2 2		—	1,187 1,187		—	1,452 1,452 (注12)	
目的積立金取崩額	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
総利益	—	△ 1 △ 1		—	70 70		—	△ 3 △ 3		—	197 197		—	2 2		—	1,187 1,187		—	1,452 1,452	

- (注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。
- (注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。
- (注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注4) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注5) 人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。
- (注6) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。
- (注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償委任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。
- (注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。
- (注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことによる。
- (注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。
- (注11) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。
- (注12) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成28事業年度 収支計画

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計						
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考			
費用の部	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49
経常費用	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49
事業経費	12,495	12,527	32		154	140	△ 14		16	42	26 (注2)		—	—	—		12,665	12,709	45
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	908	266 (注4)		642	908	266 (注4)
人件費	1,379	1,115	△ 265 (注1)		14	11	△ 3 (注1)		1,044	822	△ 222 (注3)		323	551	228 (注1)		2,760	2,499	△ 261
減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
収益の部	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,116	50
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199 (注3)		965	950	△ 15		16,067	15,673	△ 394
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444 (注5)		—	444	444 (注5)
純利益	—	67	67		—	1	1		—	△ 3	△ 3		—	△ 65	△ 65		—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
総利益	—	67	67		—	1	1		—	△ 3	△ 3		—	△ 65	△ 65		—	—	—

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことなどによる。

(注3) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4) 一般管理費の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

(注5) 事業外収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

平成28事業年度 資金計画

(単位:百万円)

法人単位

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国選弁護士等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金支出	970	931	19,824	20,068	13,874	13,641	493	451	2,299	1,683	2,315	1,736	5,009	5,223	44,783	43,733
経常費用	970	931	19,824	20,068	13,874	13,641	493	451	2,299	1,683	2,315	1,736	5,009	5,223	44,783	43,733
業務活動による支出	970	931	19,824	20,068	13,874	13,641	493	451	2,299	1,683	2,315	1,736	5,009	5,223	44,783	43,733
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資金収入	970	929	19,824	20,456	13,874	13,709	493	449	2,299	1,988	2,315	1,738	5,009	5,916	44,783	45,165
前年度繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	819	-	819
業務活動による収入	970	929	19,824	20,456	13,874	13,709	493	449	2,299	1,988	2,315	1,738	5,009	5,097	44,783	44,366
運営費交付金による収入	970	911	9,372	9,243	-	-	325	296	770	888	-	-	3,680	3,778	15,117	15,117
受託収入	-	-	-	-	13,874	13,709	168	153	1,060	861	2,315	1,738	965	950	18,382	17,411
その他の収入	-	18	10,451	11,212	-	-	-	-	468	239	-	-	364	369	11,284	11,838
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) その他収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数及び常勤弁護士の採用状況が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注5) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金698百万円からその他の収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金551百万円である。

平成28事業年度 資金計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計											
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
経常費用	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
業務活動による支出	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	325	296	△ 28	1,238	1,127	△ 112	2,315	1,738	△ 577	4,044	4,951	907	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務活動による収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	325	296	△ 28	1,238	1,127	△ 112	2,315	1,738	△ 577	4,044	4,132	88	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38
運営費交付金による収入	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	325	296	△ 28	770	888	118	2,315	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の収入	—	18	(注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	468	239	△ 230	2,315	1,738	△ 577	364	354	△ 10	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) その他収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償委任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注5) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円からその他の収入に充当したこととされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

平成28事業年度 資金計画

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計				
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	
資金支出	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		
経常費用	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		
業務活動による支出	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196	(注1)	965	1,459	494	(注2)	
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		
資金収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		50
業務活動による収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		50
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199	(注1)	965	950	△ 15		15,673
その他の収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444	(注3)	444
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—

(注1) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数及び常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

(注3) その他の収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

平成28年度日本司法支援センター契約状況表

(平成29年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	42	29.4%	2,920,391,977	83.8%
うち一般競争入札	39	27.3%	2,117,022,097	60.8%
うち総合評価方式	2	1.4%	791,121,600	22.7%
うち企画競争	1	0.7%	12,248,280	0.4%
競争性のない随意契約	101	70.6%	563,292,482	16.2%
事務所・宿舍の賃貸借契約	71	49.7%	209,416,836	6.0%
会計監査人契約	1	0.7%	17,280,000	0.5%
官報公告契約	1	0.7%	1,998,675	0.1%
他との互換性がない契約	23	16.1%	204,946,886	5.9%
その他の契約	5	3.5%	129,650,085	3.7%
合 計	143	100%	3,483,684,459	100%

※随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)		随契に占める割合(%)	
事務所契約	3件	3.0%	115,395,600円	20.5%
借上宿舍契約	68件	67.3%	94,021,236円	16.7%
システム関係契約	17件	16.8%	190,746,651円	33.9%
合 計	88件	87.1%	400,163,487円	71.0%

(参考)
平成27年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	28	31.1	464,429,149	64.2
うち一般競争入札	25	27.8	367,995,949	50.9
うち総合評価方式	3	3.3	96,433,200	13.3
うち企画競争	0	0	0	0
競争性のない随意契約	62	68.9	258,662,823	35.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	56.7	138,882,999	19.2
会計監査人契約	1	1.1	17,280,000	2.4
官報公告契約	1	1.1	1,824,795	0.3
他との互換性がない契約	9	10	100,675,029	13.9
その他の契約	0	0	0	0
合 計	90	100	723,091,972	100

一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	リサイクルPPC用紙一式	H28.4.26	3,499,256	入札	3,671,370	95.31%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	
2	全国拠点ルータの更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守業務委託契約一式	H28.4.26	14,316,912	入札	16,926,840	84.58%	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社	
-	個人番号収集代行業務委託一式	H28.4.28	17,753,289	入札	21,587,040	82.24%	東京都港区芝4-6-12 株式会社廣済堂	計上不要 変更契約あり (H28.11.16)
3	本部財務会計課労働者派遣業務一式	H28.6.7	1,347,840	入札	2,129,166	63.30%	東京都新宿区西新宿2-6-1 株式会社キャリア	
4	本部人事課労働者派遣業務一式	H28.6.7	1,979,316	入札	2,404,154	82.32%	東京都武蔵野市中町1-17-3 株式会社人材バンク	
5	平成28年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H28.6.21	8,894,683	入札	11,016,000	80.74%	埼玉県川口市朝日4-22-7 株式会社アドレスサービス	
-	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託契約	H28.7.1	4,652,640	入札	4,665,600	99.72%	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック	計上不要 変更契約あり (H28.12.28)
6	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式	H28.7.14	414,875,520	入札	565,259,040	73.39%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	
7	デジタルフルカラー複合機107台・プリンタ34台保守付リース契約一式	H28.7.22	112,621,980	入札	206,712,000	54.48%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
8	デジタルフルカラー複合機7台保守付リース契約一式	H28.7.22	9,586,080	入札	16,264,800	58.93%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
9	日本司法支援センターホームページ運用支援に関する業務	H28.9.23	7,322,400	入札	7,322,400	100.00%	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 彼方株式会社	
10	日本司法支援センター福岡地方事務所労働者派遣業務一式	H28.10.1	1,224,720	入札	1,652,400	74.11%	福岡県福岡市中央区天神3-11-20 株式会社ケー・デー・シー福岡支店	
11	支払先マイナンバー管理システムに係る設計・開発業務一式	H28.10.5	5,648,400	入札	9,729,720	58.05%	神奈川県横浜市中区山下町22 株式会社ワイイーシーソリューションズ	
12	情報システムに関する体制(マネジメント)監査業務委託一式	H28.10.12	5,292,000	入札	5,949,720	88.94%	神奈川県鎌倉市大船2-19-28 宇津路屋ビル2F 株式会社ケイテック	
13	被災者法律相談援助等周知のための広報業務	H28.10.20	30,780,000	入札	40,413,600	76.16%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
14	弁護士賠償責任保険契約	H28.10.21	1,604,760	入札	1,604,760	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	

15	個人番号収集代行業務委託一式変更契約	H28.11.16	15,682,750	随意	15,682,750	100.00%	東京都港区芝4-6-12 株式会社廣済堂	原契約は入札
16	JR駅構内への広報用ポスター掲出業務一式	H28.11.30	5,286,600	入札	5,508,000	95.98%	大阪府大阪市北区西天満6-2-17 株式会社近宣	
17	日本司法支援センター情報システム運用保守業務等委託契約	H28.11.30	50,932,800	入札	78,072,120	65.23%	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社	
-	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式に係るライセンス追加に伴う変更契約	H28.11.30	54,619,574	随意	55,477,992	98.45%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	原契約は入札 金額のみ計上 (追加契約)
18	日本司法支援センター奈良地方事務所労働者派遣業務一式	H28.12.5	1,137,240	入札	1,137,240	100.00%	大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル 株式会社かんでんジョイナス	
19	日本司法支援センター札幌地方事務所労働者派遣業務一式	H28.12.9	1,145,664	入札	1,564,272	73.23%	札幌市中央区北5条西5-7 キャリアバンク株式会社	
20	日本司法支援センター備蓄用食品等購入・配送業務委託一式	H28.12.26	6,789,170	入札	6,804,286	99.77%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
21	情報統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託変更契約	H28.12.28	6,192,720	随意	6,197,040	99.93%	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック	原契約は入札
22	本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式	H29.1.10	922,233	入札	1,205,280	76.51%	東京都豊島区南大塚3-30-3 株式会社アイネットサポート	
23	全国法律事務所用P C 端末等の更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守調達一式	H29.1.13	17,556,220	入札	22,453,000	78.19%	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社	
24	セキュリティ対策ソフトウェアの調達	H29.1.18	2,808,000	入札	4,250,880	66.05%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
25	広報グッズ作製・発送業務一式	H29.1.25	1,770,000	入札	1,779,000	99.49%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
26	平成29年度多言語情報提供サービス業務委託一式	H29.1.31	3,110,400	入札	5,849,280	53.17%	東京都新宿区新宿4-3-17 株式会社ブリックス	
27	民事法律扶助立替金償還に係る償還金払込通知の作成・発送及び集金代行業務一式	H29.1.31	166,557,600	入札	166,764,960	99.87%	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエンコーポレーション	
28	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務一式	H29.2.6	11,830,655	入札	13,183,560	89.73%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
29	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業務一式	H29.2.10	1,040,000	入札	1,670,000	62.27%	東京都新宿区西新宿7-21-3 スリープロ株式会社	
30	平成29年度ファクシミリによる一斉同報業務委託一式	H29.2.15	1,199,797	入札	1,199,805	99.99%	東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 株式会社ネクスウェイ	
31	平成29年度リサイクルPPC用紙一式	H29.2.22	3,594,053	入札	3,698,933	97.16%	東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワープラザ1階 有限会社三章堂	

32	平成29年度被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務一式	H29.3.6	1,199,880	入札	1,326,000	90.48%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン
33	平成29年度産業医業務委託一式	H29.3.10	3,110,000	入札	3,110,000	100.00%	東京都渋谷区道玄坂2-25-12 株式会社ドクタートラスト
34	民事法律扶助立替金償還滞納者に対する督促状等の作成・発送及び集金代行業務一式	H29.3.15	14,926,834	入札	16,596,000	89.94%	東京都中央区八丁堀2-20-8 株式会社電算システム
35	職員採用における採用事務委託業務	H29.3.23	4,244,400	入札	4,309,200	98.49%	東京都渋谷区東3-3-9-19 株式会社トライアンフ
36	リスティング広告出稿業務	H29.3.24	11,880,000	入札	12,206,160	97.32%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレスステージビル2F 株式会社リーガルキャリア
37	第三世代インフラ共通基盤の構築委託契約	H29.3.24	1,071,360,000	入札	1,113,605,280	96.20%	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社
38	地方事務所用シュレッダー62台リース契約	H29.3.27	20,987,640	入札	22,137,840	94.80%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ
39	法律事務所用シュレッダー66台リース契約	H29.3.27	18,144,000	入札	19,117,080	94.90%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ

総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	広報誌「季刊ほてらす」制作業務委託契約	H28.4.21	4,881,600	入札 (総合評価)	5,135,400	95.06%	東京都港区南青山2-12-15 サイトビル4F 株式会社エアリーライム	
2	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式	H28.7.29	786,240,000	入札 (総合評価)	794,881,080	98.91%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	

企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	司法ソーシャルワークが経済・財政に及ぼす効果に関する調査研究事業委託契約	H28.10.3	12,248,280	企画競争	12,311,244	99.48%	東京都港区虎ノ門5-11-2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	

随 意 契 約 一 覧 表

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1 本部借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,470,780	随意	1,470,780	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
2 本部借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,470,780	随意	1,470,780	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
3 旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,551,840	随意	1,551,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
4 コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,070,480	随意	2,070,480	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区五橋2-11-1 ショーケー株式会社	
5 福島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,220,100	随意	1,220,100	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
6 千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,176,684	随意	2,176,684	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社	
7 長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,026,988	随意	1,026,988	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
8 埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,827,024	随意	1,827,024	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	埼玉県さいたま市大宮区大成町2-273-1 株式会社ハウス二十一	
9 和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,116,288	随意	1,116,288	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
10 広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,398,600	随意	1,398,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
11 山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,029,040	随意	1,029,040	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
12 岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,375,572	随意	1,375,572	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
13 長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,238,240	随意	2,238,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	長崎県長崎市片瀬1-8-4 有限会社エス・ティエ企画	
14 沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,248,600	随意	1,248,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
15 被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H28.4.1	2,311,200	随意	3,168,192	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草4-6-1 ファミール本橋502 株式会社インターアーク	
16 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	4,121,280	随意	4,432,320	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
17 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	2,505,600	随意	3,636,120	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F 株式会社TKC	
18 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	2,544,048	随意	3,615,840	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル4F ウエストロー・ジャパン株式会社	
19 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	1,440,000	随意	2,288,736	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社	

20	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託	H28.4.1	18,364,320	随意	18,364,968	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
21	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H28.4.1	18,182,880	随意	18,182,880	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
22	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H28.4.1	31,534,272	随意	31,534,272	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
23	NHK放送受信契約	H28.4.1	2,008,187	随意	2,008,187	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4 アビストビル2F NHK営業サービス株式会社	
24	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,228,482	随意	1,228,482	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
25	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,268,470	随意	1,268,470	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	茨城県つくば市島名2298 三重アセットマネジメント株式会社	
26	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	877,100	随意	877,100	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
27	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,135,960	随意	1,135,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
28	職員採用試験における採用事務委託業務契約	H28.4.4	4,139,100	入札 (不落随意)	4,145,040	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	規程第18条第2項第2号	東京都渋谷区東3-9-19 株式会社トライアンプ	
29	拠点事務所用IP電話システム更改に伴うコールセンター電話基盤の設定変更及び連携確認役割作業委託	H28.4.5	4,058,208	随意	4,058,208	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
30	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.8	1,299,310	随意	1,299,310	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
31	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.22	1,187,400	随意	1,187,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県浜松市南区渡瀬町1000-3 エステート林工株式会社	
32	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る業務委託一式に係る契約変更について	H28.5.1	3,755,030	随意	5,517,820	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
33	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.6.1	1,390,712	随意	1,390,712	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府吹田市江坂町1-12-4 第二江坂ソリトンビル5F 有限会社スリーエーコーポレーション	
34	法律事務所用NAS及びUPSバッテリー等一式	H28.6.3	27,161,503	入札 (不落随意)	27,193,320	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	規程第18条第2項第2号	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
35	石川地方事務所賃貸借契約	H28.7.1	27,861,600	随意	27,861,600	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会	
36	携帯・スマートフォン対応フォーム作成業務一式	H28.7.29	1,581,120	随意	1,784,430	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モワビル2F 彼方株式会社	
37	地方事務所の代表番号転送に係るコールセンター系電話基盤設定変更作業委託業務	H28.8.9	1,530,144	随意	1,530,144	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
38	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.8.16	1,090,639	随意	1,090,639	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
39	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.8.24	1,769,040	随意	1,769,040	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
40	日本司法支援センター平成27事業年度財務諸表官報公告掲載について	H28.9.27	1,998,675	随意	1,998,675	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官報販売所	

41	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.9.27	1,718,264	随意	1,718,264	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
42	平成28事業年度日本司法支援センター会計監査事務契約	H28.9.28	17,280,000	随意	(4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久都町1-2 有限責任あずさ監査法人	
43	情報共有システム保守及びリース延長契約	H28.9.29	2,041,968	随意	2,163,792	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
44	次世代シンクライアントシステム ハードウェア・ソフトウェア保守更新	H28.9.30	7,120,224	随意	7,217,424	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	
45	次世代シンクライアントシステム機器等リース延長契約	H28.9.30	2,433,888	随意	2,433,888	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株	
46	第三シンクライアントシステム用ラック初期費用	H28.9.30	1,344,600	随意	1,923,912	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	
47	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.9.30	1,504,320	随意	1,504,320	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
48	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.1	1,890,160	随意	1,890,160	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
49	次世代インフラ共通基盤機器等リース・保守延長契約	H28.10.1	53,561,042	随意	53,715,963	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
50	インターネットデータセンター賃貸借契約変更	H28.10.8	76,336,560	随意	76,601,230	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株	
51	長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.28	1,093,092	随意	1,093,092	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
52	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.31	1,483,404	随意	1,483,404	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
53	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.24	1,306,420	随意	1,306,420	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岐阜県岐阜市金園町3-32 株式会社熊崎商会	
54	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.28	1,346,016	随意	1,346,016	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	三重県津市乙部36-11 株式会社小島	
55	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.30	1,477,632	随意	1,477,632	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 旭化成不動産レジデンス株式会社	
56	日本司法支援センター情報システム運用保守業務の引継ぎ作業	H28.12.1	1,620,000	随意	1,663,200	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
57	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.15	1,500,383	随意	1,500,383	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
58	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,178,212	随意	1,178,212	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
59	次世代インフラ共通基盤保守延長に伴うソフトウェアバージョンアップ作業	H28.12.20	24,485,295	随意	24,995,805	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
60	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,250,000	随意	1,250,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
61	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,155,797	随意	1,155,797	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

62	西郷地域事務所定期建物賃貸借契約	H28.12.22	11,197,440	随意	11,197,440	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	広島市中区西十丁目10-15 ㈱NTT西日本アセット・プランニング	
63	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.22	1,595,839	随意	1,595,839	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
64	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.22	1,549,360	随意	1,549,360	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
65	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.24	1,223,222	随意	1,223,222	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
66	財務コアシステムリース・保守延長契約	H28.12.27	5,333,286	随意	5,333,286	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル NECテクサソリューションズ㈱	
67	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.27	1,128,390	随意	1,128,390	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	山口県山口市糸米2-8-5 セントラルビル株式会社	
68	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,564,140	随意	1,564,140	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
69	データ保全センター機器等一式の延長契 約	H28.12.28	2,393,952	随意	2,394,048	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
70	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,381,403	随意	1,381,403	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
71	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,538,400	随意	1,538,400	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
72	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.29	1,053,600	随意	1,053,600	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
73	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.4	1,452,036	随意	1,452,036	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
74	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	826,200	随意	826,200	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
75	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	1,288,067	随意	1,288,067	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	島根県隠岐郡隠岐の島町平平ノ前545 有限会社タケダ	
76	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	1,774,880	随意	1,774,880	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
77	民事法律扶助立替金償還に係る口座振替 による収納代行業務委託一式	H29.1.13	86,378,762	入札 (不落随意)	86,378,762	再度の入札に付しても落札者が なかったため	規程第18条 第2項第2号	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	
78	刊行物印刷・発送業務一式	H29.1.18	9,918,720	入札 (不落随意)	9,925,200	再度の入札に付しても落札者が なかったため	規程第18条 第2項第2号	熊本県宇城市松橋町豊崎1959 数島印刷株式会社	
79	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.25	1,326,240	随意	1,326,240	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	長崎県長崎市恵美須町2-25 株式会社山水荘	
80	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.27	1,015,200	随意	1,015,200	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
81	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.31	1,495,860	随意	1,495,860	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
82	人事・給与・勤怠システムリース・保守 延長契約	H29.2.1	10,676,342	随意	10,777,868	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	

83	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	838,950	随意	838,950	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
84	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,462,656	随意	1,462,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
85	福井地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,233,653	随意	1,233,653	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
86	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,354,928	随意	1,354,928	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
87	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,415,520	随意	1,415,520	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社	
88	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,593,508	随意	1,593,508	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社	
89	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.1	1,853,616	随意	1,853,616	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
90	平成29年度社会保険手続等業務委託一式	H29.3.3	2,052,000	入札 (不落随意)	2,070,360	再度の入札に付しても落札者がなかったため	規程第18条第2項第2号	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士法人人事給与	
91	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.14	1,760,894	随意	1,760,894	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
92	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.15	979,104	随意	979,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県三島市南田町2-31 アーネスト'98ビル 日本管理センター株式会社	
93	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.17	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
94	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.21	1,550,432	随意	1,550,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市福島区福島5-8-1 生和不動産保障株式会社	
95	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.24	1,545,653	随意	1,545,653	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	松江市南田町107 株式会社107企画	
96	愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.24	1,363,912	随意	1,363,912	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
97	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.25	1,275,000	随意	1,275,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
98	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.30	1,471,320	随意	1,471,320	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
99	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	1,420,560	随意	1,420,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
100	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	1,125,360	随意	1,125,360	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	
101	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	953,760	随意	953,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	

「平成 28 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について（第 2 表の 1 ないし第 2 表の 3）

競争性のある契約は 42 件で全体の 29.4%、契約金額は約 29 億 2,000 万円で全体の 83.8%であり、平成 27 年度と比較して、契約金額及び当該金額が全体に占める比率がいずれも増大しているところ、その要因として、シンククライアントシステムやインフラ共通基盤といったシステム更改に関する大規模な業務委託契約を締結したことが挙げられる。

(2) 「競争性のない随意契約」について（第 3 表）

競争性のない随意契約は 101 件で全体の 70.6%、契約金額は約 5 億 6,000 万円で全体の 16.2%と、平成 27 年度と比較して、件数・契約金額共に増加しているものの、契約金額が全体に占める比率については、上記(1)の要因により低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第 3 表（内訳 1）及び（内訳 2））

随意契約の件数の比率が高い要因として、①事務所及び②職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が多いことが挙げられ、平成 28 年度は、①の契約が 3 件、②の契約が 68 件の合計 71 件であり、契約全体（143 件）の 49.7%、随意契約全体（101 件）の 70.3%を占めている。

このような建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。

この点、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ、地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、おのずと物件は特定され、また、②についても、職員の能率的な職務遂行を確保するために事務所からの通勤の利便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物

件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定する取扱いであること等から、おのずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ない状況となっている。

なお、契約対象の建物は物件によって賃料が異なることから、これらの賃貸借契約に当たり、①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、また、②についても、①同様、複数物件の諸条件を総合的に勘案するとともに、上記のとおり、敷金や礼金の負担が生じないという条件も考慮した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳3）及び（内訳4））

これらの契約については、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳5）のとおり23件で全体の16.1%、契約金額にして約2億500万円で全体の5.9%となっている。これらの案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

ア 判例等検索データベースの利用契約（第3表No.16ないし19）

支援センターに寄せられる多様な事件を処理するためにインターネット上で利用している判例・法令等検索データベースについては、現在、複数の業者から提供されているところ、各データベースの主な搭載内容は下記のとおり区々であることから、常勤弁護士が事案に応じた判例等を適切に調査するに当たっては、複数のデータベースを利用している実情にある。

- ①判例秘書（判例タイムズに掲載された判例等、金融法務の実務問題）
- ②TKC ローライブラリー（刑事事件量刑データベース）
- ③Westlaw Japan（交通事故に関する判例）
- ④D1-Law.com（各種法令の改正履歴情報、紛争類型別要件事実解説データベース）

これらを利用するためには、当該データベースを提供している者と個々に契約する以外に方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

イ NHK放送受信契約（第3表No.23）

これは、放送法第64条第1項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざるを得なかったものである。

ウ 携帯・スマートフォン対応フォーム作成業務契約（第3表No.36）

支援センターのホームページは、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報等を一元的に保存・管理し、サイトの構築や編集が可能なコンテンツマネージメントシステム（以下「CMS」という。）を使用していると

ころ、このCMSは、彼方株式会社の自社開発・販売製品であり、同社以外にCMSに関するノウハウを有している者は存在しない。

平成 28 年度において、ホームページへのアクセスツールとして携帯・スマートフォンを利用するユーザーに対応するため、ホームページ上のメール受付フォームに、携帯・スマートフォン対応フォームを新設する必要性が生じたところ、当該新設作業については、CMSのノウハウを有している彼方株式会社に発注するほかに方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

エ 一般競争入札不落事案（第3表（内訳6））

これらは、入札を実施したものの、いずれも予定価格に達しなかったために、随意契約を行ったものである。

オ システム改修、保守等業務委託（第3表（内訳7））

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 27 年度において、競争性のある契約 28 件中、一者応札は 2 件で全体の 7.1%であったが、平成 28 年度においては、42 件中 4 件で全体の 9.5%と、契約 10 件に対し 1 件程度の割合となっている。

これまでに一者応札となった原因として、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足が考えられることから、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度以降は、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表することにより、競争性の確保に努めている。

平成 28 年度に一者応札となった 4 件のうち 2 件については、上記改善措置を適切に講じていたものの、そもそも仕様に対応可能な業者が限定される調達内容であったことから、結果的に一者応札となった案件として整理することができる一方で、残りの 2 件は、支援センター側の調達スケジュール等に問題があったことが明らかであり、今後の課題として、改善に向けた取組が必要である。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 25 条の規定に基づきいわゆる少額随意

契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約を締結する場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、会計規程及び契約事務取扱細則に従って処理している。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則としており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐことにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成28年度

業務実績報告書
(資 料)

日本司法支援センター

■平成28年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成28年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料1】	日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
【資料2】	日本司法支援センターのあゆみ(～平成29年3月31日)	
【資料3】	日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
【資料4】	常勤弁護士配置・採用実績等一覧	
【資料5】	常勤弁護士配置先一覧(平成29年3月31日現在)	
【資料6】	法テラス運営理念	
【資料7】	日本司法支援センター業務実績	
【資料8】	平成28年度情報提供件数の推移	
【資料9】	平成28年度援助申込状況(民事法律扶助)	
【資料10】	平成28年度援助申込状況(震災法律援助)	
【資料11】	平成28年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)	
【資料12】	平成28年度援助決定件数等状況(震災法律援助)	
【資料13】	平成28年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料14】	平成28年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料15】	平成28年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料16】	平成28年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料17】	契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料18】	契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料19】	国選付添事件受理件数	
【資料20】	国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料21】	国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料22】	平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績	
【資料23】	平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
【資料24】	平成28年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
【資料25】	平成28年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)	
【資料26】	平成28年度プレスリリース実施一覧	
【資料27】	広報活動関連資料	
【資料28】	最近5年間の援助決定件数の推移	
【資料29】	国選弁護士事件受理件数(被疑者)	
【資料30】	国選弁護士事件受理件数(被告人)	
【資料31】	平成28年度常勤弁護士就職説明会等実施状況	
【資料32】	平成28年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料33】	平成28年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
【資料34】	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料35】	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
【資料36】	平成28年度常勤弁護士研修実施状況	
【資料37】	平成28年度地方協議会開催一覧	

■平成28年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成28年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料38】	平成28年度地方協議会参考事例一覧	
【資料39】	平成28年度地方協議会の開催内容・形式等と業務改善事例一覧	
【資料40】	平成28年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体	
【資料41】	地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)	
【資料42】	平成28年度地方事務所に対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)	
【資料43】	平成28年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20件)	
【資料44】	平成28年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)	
【資料45】	平成28年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表	
【資料46】	利用者満足度調査	
【資料47】	平成28年度法教育取組一覧	
【資料48】	平成28年度法テラスシンポジウム チラシ	
【資料49】	契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
【資料50】	被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	
【資料51】	平成28年度被疑者国選指名通知状況	
【資料52】	平成28年度立替金残高表	
【資料53】	平成28年度法律相談費実績	
【資料54】	平成28年度代理援助立替金実績	
【資料55】	平成28年度書類作成援助立替金実績	
【資料56】	業務別セグメント情報	
【資料57】	平成28年度被害者参加旅費等支給業務実績	

日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成29年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川県事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮Nビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中央区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940

【資料1】

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	0503381-3471	0997-82-3261
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2	0503381-3803	0243-62-0251
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350	0193-41-1536
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字津野沢9-5	0503383-1402	0192-26-4855
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320

【資料1】

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369	0173-82-1525
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366	0137-63-4633
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～平成29年3月31日)

		内容
平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成12年	10月	法務大臣、(財)法律扶助協会を民事法律扶助法の指定法人に指定
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始(東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任) 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
平成19年	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査(路上生活者も調査対象に含む)を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転(千代田区九段北から中野区本町へ)
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	東日本大震災発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京のコールセンターのみで受電業務を行う
	4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	「震災 法テラスダイヤル」(東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル)開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～平成29年3月31日)

		内容
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
	11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成30年3月31日まで)
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
	4月14日	熊本地震発生
	5月14日	「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
	5月27日	改正総合法律支援法成立
	7月1日	改正総合法律支援法の一部を施行 熊本地震に適用され、無料法律相談開始
	9月30日	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」を実施
	10月1日	業務開始から10年が経過

【資料3】

日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画		
第3期中期目標(平成26年2月28日)	第3期中期計画(平成26年3月28日)	平成28年度計画
第2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
<p>支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。</p> <p>支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。</p> <p>利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。</p> <p>多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>
(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実
ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実
震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上、更なる援助により	震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助によ	震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助に

【資料3】

<p>法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>り法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。</p>	<p>より法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。</p>
<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>
<p>東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。</p>	<p>東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適切な被災者支援を実施する。</p>	<p>法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。</p> <p>震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。</p>
<p>(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>
<p>常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体（地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等）を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。</p> <p>福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。</p> <p>また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。</p> <p>全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実</p>

【資料3】

		習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。
2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員
ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等	ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等	ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等
<p>職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p> <p>その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。</p> <p>また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その</p>	<p>(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において</p>	<p>(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。</p> <p>支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥</p>

【資料3】

<p>報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。</p>	<p>同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>	<p>当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>
---	---	---

【資料3】

イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上	イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上	イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上
<p>司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。</p> <p>支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。</p> <p>(ロ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>	<p>以下の研修を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。</p> <p>また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。</p> <p>(ロ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p> <p>さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施する。</p>
(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保
<p>総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議</p>

【資料3】

<p>じ一貫した弁護士確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p>	<p>会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>	<p>会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>
<p>3 組織の適正性堅持</p>	<p>3 組織の適正性堅持</p>	<p>3 組織の適正性堅持</p>
<p>(1) ガバナンスの強化</p>	<p>(1) ガバナンスの強化</p>	<p>(1) ガバナンスの強化</p>
<p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め、地方事務所等においては、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>(ア) 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。</p> <p>(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>
<p>(2) 監査の充実・強化</p>	<p>(2) 監査の充実・強化</p>	<p>(2) 監査の充実・強化</p>
<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。</p>	<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。</p>	<p>監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか33地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部監査と同機会に行う。</p> <p>内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を行い、改善方策を提示する手法</p>

【資料3】

		により実施する。 内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。
(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化
支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。	上記(2)の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。	各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策
政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。	支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた情報セキュリティ関連規程にのっとり、体制を整備し、情報セキュリティ対策を一層推進する。
4 関係機関等との連携強化	4 関係機関等との連携強化	4 関係機関等との連携強化
(1) 効果的な連携方策の策定	(1) 効果的な連携方策の策定	(1) 効果的な連携方策の策定
支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。 会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。	本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。 地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るものの	ア 地方協議会の開催等 (7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。 (イ) 28 地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。 (ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほ

【資料3】

	<p>ほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。</p>	<p>か、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。 また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p> <p>イ 関係機関等との連携強化</p> <p>(7) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。</p> <p>(ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。</p>
<p>(2) 連携強化のための体制構築</p>	<p>(2) 連携強化のための態勢構築</p>	<p>(2) 連携強化のための態勢構築</p>
<p>支援センターの業務運営に当たっては、自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方</p>	<p>支援センターの業務運営に当たっては、関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者</p>	<p>支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有</p>

【資料3】

自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。	の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。	する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。
5 報酬・費用の立替・算定基準	5 より公正な報酬・費用の立替・算定基準の体系の構築	5 報酬・費用の立替・算定基準
民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準の改正の立案を行う。
6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	6 自然災害等に関するリスクへの対応	6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築
支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み、自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。	東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。 また、その実効性を担保するため、地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに、業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。	自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画を策定・公表する。 自然災害等が発生した場合に、バックアップデータから可及的速やかにシステム復旧させる態勢と手順を整備する。
第3 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。
(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化
役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について、無駄を排除	ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。	ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。 管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、

【資料3】

<p>するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>	<p>また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>	<p>支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。</p> <p>一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。</p> <p>また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>
<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>
<p>ア 出張所</p> <p>出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所</p>	<p>ア 出張所</p> <p>出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。</p>	<p>ア 出張所</p> <p>取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所</p>

【資料3】

<p>司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。</p> <p>また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。</p>	<p>イ 司法過疎地域事務所</p> <p>(ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。</p> <p>(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案した上で、必要な地に設置する。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>	<p>(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。</p> <p>(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>
<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>
<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>	<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>	<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>
<p>コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。</p>	<p>コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等につい</p>	<p>ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。</p> <p>イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。</p> <p>ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置</p>

【資料3】

	<p>て、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。</p> <p>また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。</p>	<p>をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。</p> <p>エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。</p>
(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助業務を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助事業を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助事業を含む。）
<p>審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率の前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。</p>
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
<p>国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。</p> <p>また、業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。</p> <p>国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行うなどして、契約数の増加に努める。併せて、一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。</p>
(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務
<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、</p>

【資料3】

<p>センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し、その実施を図る。</p>	<p>必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。</p>	<p>必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。</p>
<p>第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>
<p>1 情報提供業務</p>	<p>1 情報提供業務</p>	<p>1 情報提供業務</p>
<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>	<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>	<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>
<p>コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上 情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、FAQを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。 さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けられることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へ</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等) コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話対応等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するFAQ、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。 震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。 ホームページ上のFAQ公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p>

【資料3】

	<p>スムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	<p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p>
(2) 法教育に資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供
<p>国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。</p>	<p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、情報提供業務の一環として、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。</p>	<p>全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。</p>
2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務
	(1) 利用者の利便性の向上	(1) 利用者の利便性の向上
<p>利用者の情報不足を解消する方策、地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、これを実践する。審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから必要な援助の提供までの期間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な援助を行う。</p> <p>また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。</p> <p>イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にいた、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備をさらに検討し、実施のための準備を行う。また、それぞれの地方事務所契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>イ 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申</p>

【資料3】

	ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。	込みから援助開始決定までの平均所要期間を 14 日以内とする。 ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。 本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。
	(2) 利用者に対する適切な援助の実施	(2) 利用者に対する適切な援助の実施
	ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。 イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。 ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。	ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。 イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。 ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。
3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務
(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保
地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に、国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁	ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁	ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を 1 回以上設ける。

【資料3】

<p>護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な指名通知を行う。</p>	<p>護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。</p> <p>イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>	<p>イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>
<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>	<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>	<p>(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p>
<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。</p> <p>裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。</p> <p>また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。</p>	<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。</p>	<p>地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。</p> <p>また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。</p>
<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>
<p>関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。</p>

【資料3】

4 犯罪被害者支援業務	4 犯罪被害者支援業務	4 犯罪被害者支援業務
(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上	(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上	(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上
<p>犯罪被害者等に対して的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。</p> <p>職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。</p> <p>各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。</p> <p>経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。</p>	<p>ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。</p> <p>エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任まで</p>	<p>ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携</p> <p>(ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>(ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。</p> <p>ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。</p> <p>エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。</p>

【資料3】

	<p>の手續を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士を選任等に努める。</p>	
(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
<p>被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。</p>	<p>公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。</p>	<p>被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。</p>
第5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得
<p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。</p> <p>また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。</p>	<p>(1) 寄附金収入 新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>	<p>寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法を検討し、その具体化を進める。</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>
2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収
<p>回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。</p>	<p>民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが極めて重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>	<p>立替金債権等の管理・回収について、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、債権管理システムより得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>

【資料3】

<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>
<p>債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化を図る。</p> <p>⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落を推進し、回収強化を図る。</p> <p>⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>
<p>(2) 償還率の向上</p>	<p>(2) 償還率の向上</p>	<p>(2) 償還率の向上</p>

【資料3】

立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。	回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。	上記(1)の取組により、償還率の向上に努める。
(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示
発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況(実績等)や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成28年度業務実績報告書にて開示する。
3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築
地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないよう、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、適切な対応を行う。
		4 委託援助業務
		日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。 (1) 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。 (2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。
4 財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表

【資料3】

財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（中期目標等における一定の事業等のまとめり別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。
	5 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
	別紙のとおり	別紙のとおり
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画
	なし。	なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし。	なし。
	VIII 剰余金の使途	VIII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第6 その他業務運営に関する重要事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項
1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実
支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。	(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の	(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させ

【資料3】

	<p>広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。</p> <p>(4) 認知度の向上 支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>	<p>る。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。 また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。 また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」及び「総合法律支援論叢」を発行し、関係機関・団体等に配布する。</p> <p>(4) 認知度の向上 認知度調査を実施し、平成28年度に実施した広報効果を適切に検証する。 また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>
<p>2 業務運営の体制維持</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>
<p>利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな人事配置に取り組む。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな人事配置に取り組む。</p>

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○全体の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
受託収入	66,356
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
計	171,944
支 出	
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
受託経費	66,356
うち国選弁護人確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
計	171,944

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

【運営費交付金算定ルール】

平成26年度から同29年度は積上げ方式とする。

運営費交付金=人件費 + {(その他一般管理費 + β) \times $\alpha 1$ + 事業経費 \times $\alpha 2$ }

\times 消費者物価指数 - 自己収入

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。) \times γ + 退職手当 + 職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費 + 執務体制整備等経費 + 制度周知徹底経費

事業経費= 情報提供事業経費 \times $\sigma 1$ + 民事法律扶助事業経費 \times $\sigma 2$ + 司法過

疎対策事業経費 \times $\sigma 3$ + 特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額 \times θ

【注記】

- 1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。
 - 2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。
 - 3 平成26年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。
 - $\alpha 1$: 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\alpha 2$: 事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。)を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - β : 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
 - γ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\sigma 1, \sigma 2, \sigma 3$: 政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- 消費者物価指数: 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 特殊要因: 特殊要因に基づいて増加する経費。
 θ : 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【資料3 別紙1】

- 4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。
- 5 震災法律援助事業については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、平成27年3月31日まで実施するとの前提で必要な経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・効率化係数($\alpha 1$):中期目標期間中は、0.97と仮定した。
- ・効率化係数($\alpha 2$):中期目標期間中は、0.99と仮定した。
- ・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 1$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 2$):中期目標期間中は、民事法律扶助事業経費のうち立替金債権管理事務処理費については、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 3$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・自己収入係数(θ):中期計画予算の見積りにおいては、平成26年度は0.82、平成27年度は1.03、平成28年度は1.01、平成29年度は1.01と仮定した。

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
計	105,588
支 出	
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
計	105,588

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

【運営費交付金算定ルール】

平成26年度から同29年度は積上げ方式とする。

運営費交付金=人件費 + {(その他一般管理費 + β) \times $\alpha 1$ + 事業経費 \times $\alpha 2$ }

\times 消費者物価指数-自己収入

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。) \times γ + 退職手当 + 職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費 + 執務体制整備等経費 + 制度周知徹底経費

事業経費= 情報提供事業経費 \times $\sigma 1$ + 民事法律扶助事業経費 \times $\sigma 2$ + 司法過

疎対策事業経費 \times $\sigma 3$ + 特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額 \times θ

【注記】

- 1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。
- 2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。
- 3 平成26年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。

$\alpha 1$: 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。))を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。

γ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\sigma 1, \sigma 2, \sigma 3$: 政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

消費者物価指数: 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因: 特殊要因に基づいて増加する経費。

θ : 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【資料3 別紙1】

- 4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。
- 5 震災法律援助事業については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、平成27年3月31日まで実施するとの前提で必要な経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・効率化係数($\alpha 1$):中期目標期間中は、0.97と仮定した。
- ・効率化係数($\alpha 2$):中期目標期間中は、0.99と仮定した。
- ・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 1$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 2$):中期目標期間中は、民事法律扶助事業経費のうち立替金債権管理事務処理費については、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 3$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・自己収入係数(θ):中期計画予算の見積りにおいては、平成26年度は0.82、平成27年度は1.03、平成28年度は1.01、平成29年度は1.01と仮定した。

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
受託収入	66,356
計	66,356
支 出	
受託経費	66,356
うち国選弁護士確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
計	66,356

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○全体の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	171,944
経常費用	171,944
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
受託経費	66,356
うち国選弁護人確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	171,944
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
受託収入	66,356
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	105,588
経常費用	105,588
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
収益の部	105,588
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	66,356
受託経費	66,356
うち国選弁護士確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
収益の部	66,356
受託収入	66,356
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○全体の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	171,944
経常費用	171,944
業務活動による支出	171,944
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	171,944
業務活動による収入	171,944
運営費交付金による収入	57,240
受託収入	66,356
その他の収入	48,348
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	105,588
経常費用	105,588
業務活動による支出	105,588
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	105,588
業務活動による収入	105,588
運営費交付金による収入	57,240
その他の収入	48,348
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	66,356
経常費用	66,356
業務活動による支出	66,356
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	66,356
業務活動による収入	66,356
受託収入	66,356
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度予算

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
収入								
運営費交付金	970	9,372	—	325	770	—	3,680	15,117
受託収入	—	—	13,874	168	1,060	2,315	965	18,382
補助金等収入	0	0	—	0	—	—	51	51
事業収入	0	10,451	—	0	468	—	—	10,920
事業外収入	0	0	—	0	—	—	313	313
計	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
支出								
事業経費	341	17,072	12,495	178	210	2,224	—	32,519
一般管理費	—	—	—	—	—	—	3,951	3,951
人件費	629	2,752	1,379	315	2,089	92	1,057	8,312
計	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
経常費用	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
事業経費	341	17,072	12,495	178	210	2,224	—	32,519
一般管理費	—	—	—	—	—	—	3,951	3,951
人件費	629	2,752	1,379	315	2,089	92	1,057	8,312
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
運営費交付金	970	9,372	—	325	770	—	3,680	15,117
受託収入	—	—	13,874	168	1,060	2,315	965	18,382
補助金等収入	0	0	—	0	—	—	51	51
事業収入	0	10,451	—	0	468	—	—	10,920
事業外収入	0	0	—	0	—	—	313	313
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成28年度資金計画

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
経常費用	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
業務活動による支出	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
業務活動による収入	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
運営費交付金による収入	970	9,372	—	325	770	—	3,680	15,117
受託収入	—	—	13,874	168	1,060	2,315	965	18,382
その他の収入	0	10,451	0	0	468	0	364	11,284
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0

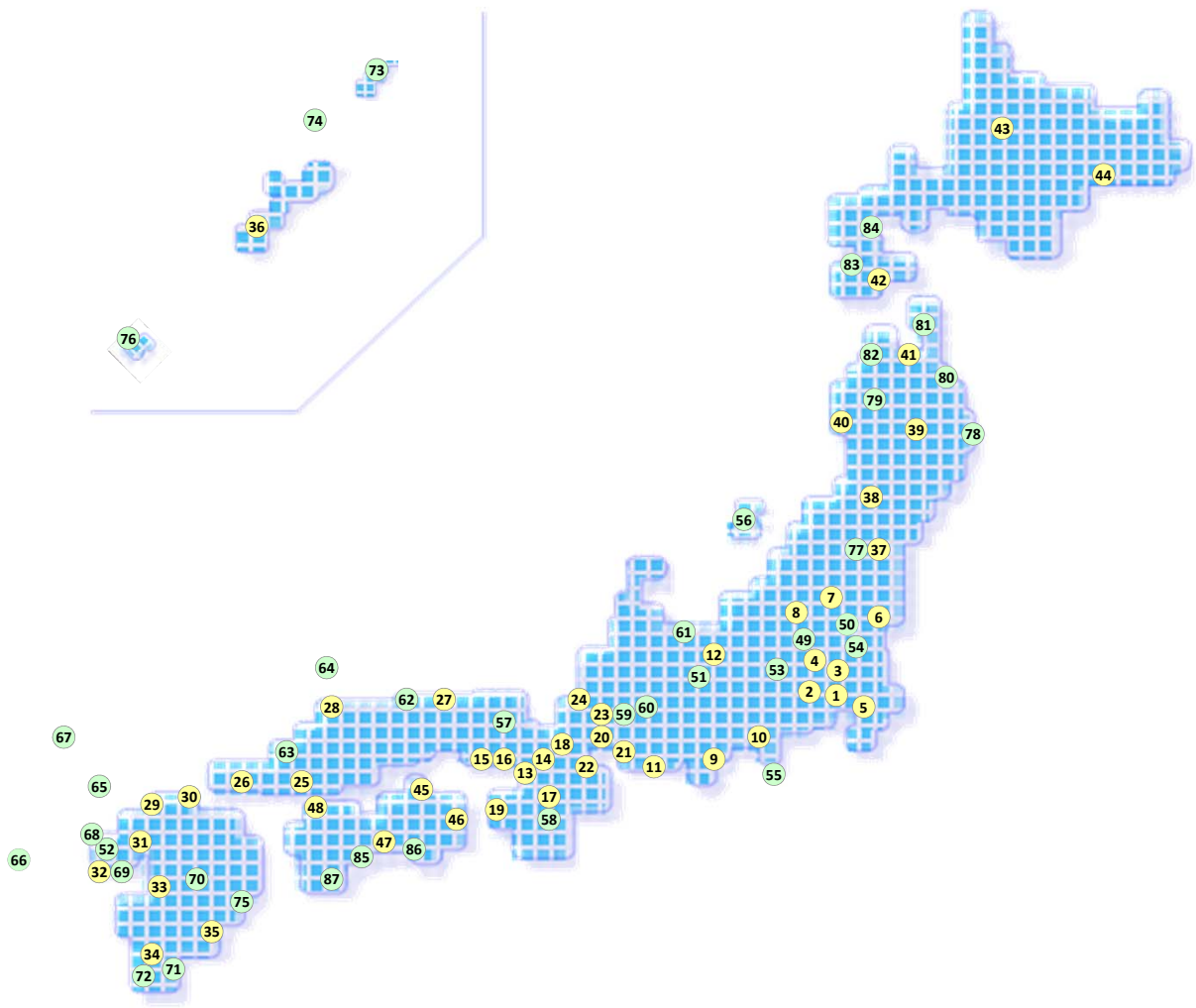
※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	239	246	252	250	232
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	188	201	218	222	211
うち養成中	0	39	51	51	35	31	51	45	34	28	21
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	53	37	30	26
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	44	46	31	32	44

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

【資料5】 常勤弁護士配置先一覧（平成29年3月31日現在）



地方事務所(41か所)・支部(7か所)			
1	東京地方事務所	22	
2	東京地方事務所多摩支部	5	
3	埼玉地方事務所	8	
4	埼玉地方事務所川越支部	4	
5	千葉地方事務所	8	
6	茨城地方事務所	3	
7	栃木地方事務所	1	
8	群馬地方事務所	2	
9	静岡地方事務所	5	
10	静岡地方事務所沼津支部	3	
11	静岡地方事務所浜松支部	3	
12	長野地方事務所	1	
13	大阪地方事務所	5	
14	京都地方事務所	3	
15	兵庫地方事務所	2	
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	
17	奈良地方事務所	2	
18	滋賀地方事務所	4	
19	和歌山地方事務所	2	
20	愛知地方事務所	2	
21	愛知地方事務所三河支部	5	
22	三重地方事務所	4	
23	岐阜地方事務所	4	
24	福井地方事務所	1	
25	広島地方事務所	3	
26	山口地方事務所	3	
27	鳥取地方事務所	1	
28	島根地方事務所	1	
29	福岡地方事務所	4	
30	福岡地方事務所北九州支部	3	
31	佐賀地方事務所	1	
32	長崎地方事務所	3	
33	熊本地方事務所	3	
34	鹿児島地方事務所	1	
35	宮崎地方事務所	3	
36	沖縄地方事務所	4	
37	福島地方事務所	2	
38	山形地方事務所	1	
39	岩手地方事務所	1	
40	秋田地方事務所	2	
41	青森地方事務所	2	
42	函館地方事務所	2	
43	旭川地方事務所	2	
44	釧路地方事務所	2	
45	香川地方事務所	5	
46	徳島地方事務所	1	
47	高知地方事務所	2	
48	愛媛地方事務所	3	

地域事務所(39か所)			
49	熊谷地域事務所	3	
50	下妻地域事務所	2	
51	松本地域事務所	1	
52	佐世保地域事務所	3	
53	秩父地域事務所	3	
54	牛久地域事務所	2	
55	下田地域事務所	2	
56	佐渡地域事務所	2	
57	福知山地域事務所	1	
58	南和地域事務所	2	
59	可児地域事務所	3	
60	中津川地域事務所	1	
61	魚津地域事務所	2	
62	倉吉地域事務所	1	
63	浜田地域事務所	2	
64	西郷地域事務所	2	
65	杵岐地域事務所	1	
66	五島地域事務所	1	
67	対馬地域事務所	1	
68	平戸地域事務所	1	
69	雲仙地域事務所	1	
70	高森地域事務所	1	
71	鹿屋地域事務所	1	
72	指宿地域事務所	1	
73	奄美地域事務所	1	
74	徳之島地域事務所	1	
75	延岡地域事務所	1	
76	宮古島地域事務所	2	
77	会津若松地域事務所	1	
78	宮古地域事務所	1	
79	鹿角地域事務所	2	
80	八戸地域事務所	2	
81	むつ地域事務所	2	
82	鰺ヶ沢地域事務所	1	
83	江差地域事務所	2	
84	八雲地域事務所	2	
85	須崎地域事務所	2	
86	安芸地域事務所	2	
87	中村地域事務所	1	

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

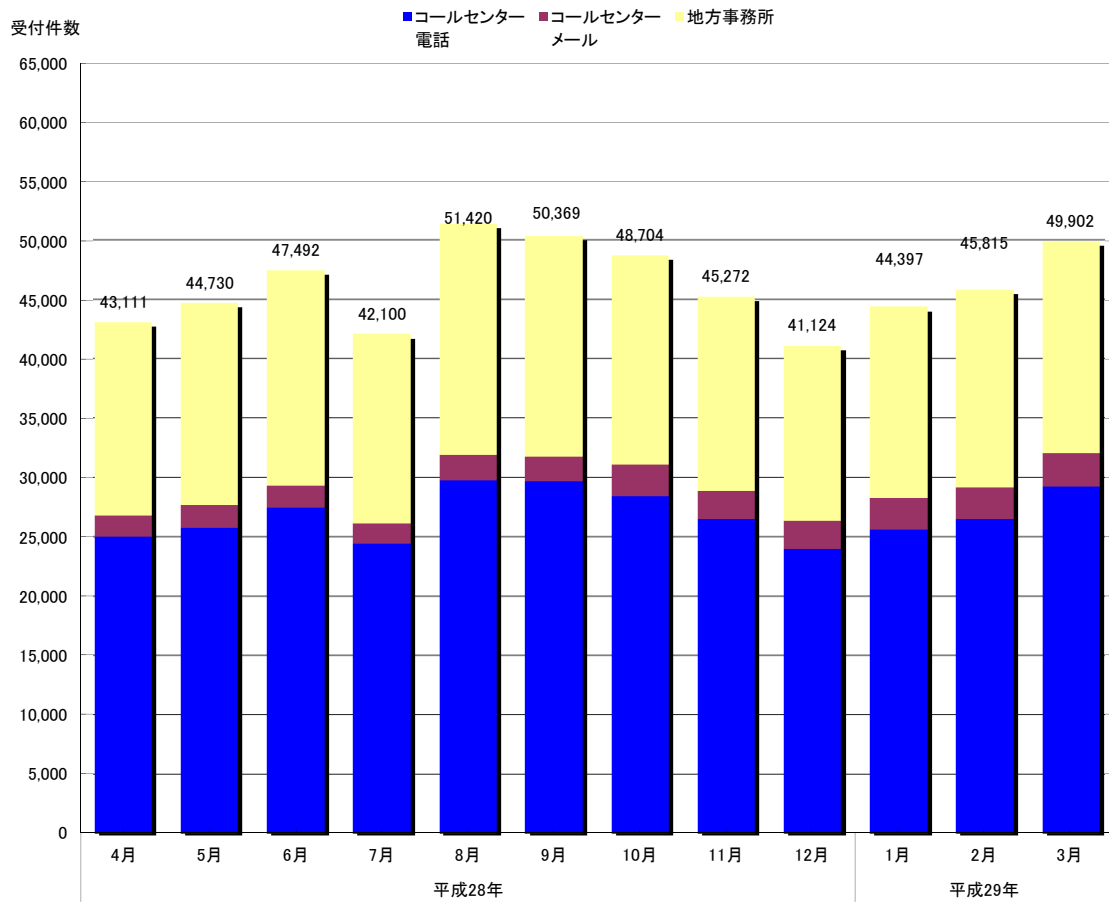
【資料7】

日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
情報提供業務											
コールセンター問合せ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件	349,599 件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件	204,837 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※平成24年度以降の件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。											
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)	341,177 件 (54,575件)	351,215 件 (52,995件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)	109,484 件 (2,126件)	109,054 件 (471件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)	4,036 件 (43件)	3,908 件 (31件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在	21,033 人 平成28年3月現在	21,885 人 平成29年3月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在	7,128 人 平成28年3月現在	7,193 人 平成29年3月現在
国選弁護等関連業務											
被疑者国選弁護事件受案件数 ※平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件	66,579 件
被告人国選弁護事件受案件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件	56,388 件
国選付添事件受案件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件	3,427 件
国選弁護士契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055 人 平成26年4月現在	25,218 人 平成27年4月現在	26,370 人 平成28年4月現在	27,667 人 平成29年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637 人 平成26年4月現在	12,512 人 平成27年4月現在	13,409 人 平成28年4月現在	14,272 人 平成29年4月現在
犯罪被害者支援業務											
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件	12,014 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件	13,825 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件	1,677 件
被害者参加旅費等請求件数	—	—	—	—	—	—	—	939 件 ※平成25年12月～	2,578 件	2,594 件	2,912 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件	451 件	521 件	511 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 平成21年4月現在	2,219 人 平成22年4月現在	2,476 人 平成23年4月現在	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在	4,122 人 平成27年4月現在	4,449 人 平成28年4月現在	4,709 人 平成29年4月現在
受託業務											
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件	23,316 件	22,444 件
認知度											
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 % 平成27年2月調査	50.6 % 平成27年12月調査	56.4 % 平成28年12月調査

【資料8】 平成28年度情報提供件数の推移

区 分	平成28年										平成29年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	25,012	25,804	27,464	24,413	29,735	29,710	28,463	26,524	24,048	25,634	26,538	29,250	322,595	
コールセンター メール	1,801	1,914	1,841	1,761	2,200	2,074	2,630	2,395	2,292	2,654	2,641	2,801	27,004	
地方事務所	16,298	17,012	18,187	15,926	19,485	18,585	17,611	16,353	14,784	16,109	16,636	17,851	204,837	
合計	43,111	44,730	47,492	42,100	51,420	50,369	48,704	45,272	41,124	44,397	45,815	49,902	554,436	



【資料9】平成28年度援助申込状況(民事法律扶助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	38,575	16,833	187	70	61	56
神奈川	15,859	6,922	148	75	28	45
埼玉	12,371	4,936	31	14	9	8
千葉	11,216	3,904	43	15	14	14
茨城	1,812	1,551	15	11	2	2
栃木	1,988	1,100	8	2	0	6
群馬	3,140	1,301	31	25	3	3
静岡	7,206	2,341	6	3	1	2
山梨	2,561	552	6	3	0	3
長野	4,072	1,379	13	1	4	8
新潟	5,032	1,697	6	3	1	2
大阪	24,589	11,485	71	13	39	19
京都	6,570	2,355	54	16	16	22
兵庫	12,991	4,725	23	6	8	9
奈良	3,790	1,369	8	1	6	1
滋賀	3,009	1,012	7	3	4	0
和歌山	2,337	853	22	12	9	1
愛知	10,494	4,473	11	2	2	7
三重	2,835	796	9	3	2	4
岐阜	3,315	924	14	2	9	3
福井	1,540	566	6	0	2	4
石川	2,490	1,004	12	4	4	4
富山	1,701	493	5	1	1	3
広島	8,441	2,444	12	1	1	10
山口	3,175	914	7	7	0	0
岡山	3,622	1,377	70	43	0	27
鳥取	2,172	667	1	0	0	1
島根	2,031	555	3	0	0	3
福岡	15,540	6,420	37	15	9	13
佐賀	2,737	845	10	4	2	4
長崎	4,305	1,110	4	2	1	1
大分	3,779	1,006	15	12	2	1
熊本	11,455	1,463	23	14	1	8
鹿児島	5,504	1,619	8	2	2	4
宮崎	5,233	1,540	32	16	4	12
沖縄	6,161	1,439	9	4	1	4
宮城	2,538	2,909	9	4	2	3
福島	1,089	1,011	5	3	1	1
山形	2,686	965	1	0	1	0
岩手	1,098	1,161	17	8	3	6
秋田	3,425	959	6	1	3	2
青森	5,000	1,187	11	0	5	6
札幌	11,903	4,948	107	6	12	89
函館	2,392	856	10	6	1	3
旭川	2,417	873	10	7	2	1
釧路	3,519	1,162	13	7	4	2
香川	2,032	545	22	5	10	7
徳島	2,162	585	3	1	1	1
高知	2,055	647	6	5	1	0
愛媛	2,256	682	7	1	4	2
全国合計	298,220	112,460	1,194	459	298	437

【資料10】平成28年度援助申込状況(震災法律援助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	37	144	0	0	0	0
神奈川	6	0	0	0	0	0
埼玉	6	0	0	0	0	0
千葉	505	0	0	0	0	0
茨城	8,150	6	0	0	0	0
栃木	2,595	2	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0
静岡	3	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0
新潟	255	20	1	0	0	1
大阪	1	1	0	0	0	0
京都	3	0	0	0	0	0
兵庫	1	1	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛知	1	1	0	0	0	0
三重	1	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
広島	3	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	2	4	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	3	4	0	0	0	0
佐賀	1	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	2	0	0	0	0	0
熊本	0		0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
沖縄	4	0	0	0	0	0
宮城	20,263	77	0	0	0	0
福島	11,591	107	1	0	0	1
山形	68	111	0	0	0	0
岩手	9,225	23	0	0	0	0
秋田	3	0	0	0	0	0
青森	262	0	0	0	0	0
札幌	2	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	1	0	0	0	0
全国合計	52,995	502	2	0	0	2

【資料11】平成28年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	26,693	16,663	16,032	27,324	281	170	138	313
神奈川	9,775	6,747	6,755	9,767	256	175	176	255
埼玉	6,107	4,834	4,940	6,001	196	102	146	152
千葉	4,233	3,857	3,410	4,680	63	47	57	53
茨城	1,638	1,537	1,374	1,801	15	14	20	9
栃木	1,202	1,072	1,055	1,219	10	28	19	19
群馬	1,524	1,246	1,186	1,584	61	55	51	65
静岡	2,601	2,175	2,149	2,627	168	166	194	140
山梨	611	544	639	516	6	8	6	8
長野	1,374	1,301	1,136	1,539	65	78	61	82
新潟	1,698	1,646	1,519	1,825	68	51	80	39
大阪	13,574	11,008	10,207	14,375	512	477	453	536
京都	3,001	2,241	2,401	2,841	104	114	103	115
兵庫	4,924	4,352	4,148	5,128	358	373	347	384
奈良	1,471	1,338	1,318	1,491	23	31	26	28
滋賀	1,080	955	920	1,115	60	57	61	56
和歌山	1,049	830	863	1,016	28	23	25	26
愛知	4,819	4,350	4,082	5,087	119	123	125	117
三重	815	754	766	803	45	42	58	29
岐阜	792	908	811	889	18	16	15	19
福井	607	560	537	630	4	6	7	3
石川	1,089	988	990	1,087	17	16	21	12
富山	505	478	475	508	32	15	22	25
広島	2,759	2,338	2,106	2,991	90	106	74	122
山口	833	903	803	933	24	11	23	12
岡山	1,250	1,282	1,251	1,281	96	95	89	102
鳥取	664	645	679	630	9	22	12	19
島根	538	545	486	597	6	10	9	7
福岡	7,186	6,012	5,836	7,362	486	408	433	461
佐賀	1,087	821	889	1,019	30	24	27	27
長崎	1,637	1,063	1,443	1,257	47	47	54	40
大分	901	989	976	914	18	17	20	15
熊本	2,097	1,409	1,466	2,040	91	54	68	77
鹿児島	1,753	1,523	1,703	1,573	117	96	135	78
宮崎	1,961	1,511	1,803	1,669	53	29	49	33
沖縄	1,444	1,287	1,146	1,585	140	152	159	133
宮城	3,382	2,694	2,688	3,388	43	215	51	207
福島	842	995	844	993	20	16	11	25
山形	983	953	916	1,020	15	12	11	16
岩手	1,175	1,115	1,088	1,202	38	46	47	37
秋田	872	906	776	1,002	38	53	39	52
青森	1,205	1,159	1,095	1,269	27	28	19	36
札幌	5,127	4,873	4,288	5,712	111	75	92	94
函館	586	846	799	633	3	10	6	7
旭川	995	859	903	951	25	14	21	18
釧路	1,088	1,155	1,075	1,168	9	7	9	7
香川	454	534	501	487	8	11	12	7
徳島	534	560	527	567	22	25	17	30
高知	477	561	472	566	109	86	113	82
愛媛	761	661	675	747	23	21	31	13
全国合計	133,773	108,583	104,947	137,409	4,207	3,877	3,842	4,242

【資料12】平成28年度援助決定件数等状況(震災法律援助)

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	1,632	144	230	1,546	0	0	0	0
神奈川	2	0	1	1	0	0	0	0
埼玉	4	0	2	2	0	0	0	0
千葉	1	0	0	1	0	0	0	0
茨城	19	6	10	15	0	0	0	0
栃木	3	2	3	2	0	0	0	0
群馬	5	0	2	3	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	717	20	2	735	0	0	0	0
大阪	0	1	0	1	0	0	0	0
京都	1	0	0	1	0	0	0	0
兵庫	0	1	1	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	1	0	0	0	0
愛知	1	1	2	0	1	0	0	1
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	0	0	1	1	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	13	0	5	8	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	4	0	4
鳥取	3	0	0	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	31	4	0	35	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	1	0	0	1	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	194	51	98	147	33	26	20	39
福島	275	106	152	229	1	1	1	1
山形	966	111	186	891	0	0	0	0
岩手	32	23	20	35	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	1	0	0	0	0
札幌	1	0	0	1	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	1	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	1	1	0	0	0	0	0
全国合計	3,906	471	716	3,661	36	31	21	46

【資料13】平成28年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東 京	961	998	1,959	506	3,480	1,441	4,921	405	148	6,307	2,006	8,313	249	8	154	16,663
神奈川	349	160	509	124	1,654	606	2,260	112	55	2,591	980	3,571	85	0	31	6,747
埼 玉	195	119	314	88	1,132	511	1,643	82	57	2,013	522	2,535	73	0	42	4,834
千 葉	173	99	272	52	832	331	1,163	68	22	1,737	493	2,230	40	0	10	3,857
茨 城	61	56	117	20	289	119	408	30	3	687	251	938	17	0	4	1,537
栃 木	54	32	86	13	249	91	340	33	14	410	168	578	5	0	3	1,072
群 馬	91	48	139	22	340	123	463	34	9	408	147	555	17	0	7	1,246
静 岡	123	85	208	35	567	190	757	40	11	816	272	1,088	22	0	14	2,175
山 梨	23	20	43	7	145	43	188	8	3	226	61	287	7	0	1	544
長 野	104	56	160	33	321	151	472	30	6	401	172	573	21	0	6	1,301
新 潟	106	77	183	27	439	206	645	20	11	514	225	739	15	0	6	1,646
大 阪	971	509	1,480	315	2,200	921	3,121	267	110	3,917	1,594	5,511	125	11	68	11,008
京 都	144	109	253	76	542	270	812	66	30	758	204	962	25	0	17	2,241
兵 庫	350	209	559	110	966	416	1,382	78	31	1,519	579	2,098	51	0	43	4,352
奈 良	120	74	194	27	321	176	497	23	9	421	141	562	18	0	8	1,338
滋 賀	111	43	154	13	232	119	351	33	7	285	95	380	14	0	3	955
和歌山	112	26	138	15	200	76	276	8	6	277	87	364	13	0	10	830
愛 知	244	168	412	87	1,293	563	1,856	124	35	1,190	543	1,733	59	0	44	4,350
三 重	53	35	88	13	204	71	275	16	1	262	81	343	12	0	6	754
岐 阜	55	26	81	21	272	111	383	18	9	313	72	385	6	0	5	908
福 井	39	22	61	7	148	77	225	16	10	162	70	232	9	0	0	560
石 川	79	46	125	17	314	147	461	21	10	225	112	337	11	0	6	988
富 山	34	22	56	5	145	61	206	9	7	125	57	182	10	0	3	478
広 島	186	82	268	33	614	260	874	58	32	753	262	1,015	36	0	22	2,338
山 口	58	41	99	15	221	89	310	14	14	309	120	429	15	0	7	903
岡 山	79	54	133	25	301	179	480	37	11	382	203	585	5	0	6	1,282
鳥 取	38	33	71	17	131	91	222	18	5	189	110	299	11	0	2	645
島 根	67	25	92	11	149	49	198	11	6	150	70	220	6	0	1	545
福 岡	409	270	679	112	1,198	632	1,830	132	66	2,018	1,051	3,069	71	0	53	6,012
佐 賀	75	30	105	5	182	81	263	12	10	324	71	395	19	0	12	821
長 崎	63	32	95	8	199	144	343	17	6	428	148	576	13	0	5	1,063
大 分	68	38	106	12	246	134	380	21	8	333	109	442	16	0	4	989
熊 本	103	61	164	46	331	179	510	31	17	416	194	610	16	0	15	1,409
鹿児島	104	96	200	23	335	168	503	23	10	510	219	729	26	0	9	1,523
宮 崎	101	65	166	21	214	159	373	31	20	572	308	880	12	0	8	1,511
沖 縄	75	75	150	34	250	200	450	43	17	386	189	575	9	0	9	1,287
宮 城	137	141	278	52	679	301	980	73	21	789	454	1,243	31	0	16	2,694
福 島	79	33	112	10	308	148	456	31	6	267	80	347	25	0	8	995
山 形	76	56	132	17	221	100	321	13	12	268	176	444	8	0	6	953
岩 手	47	32	79	19	233	107	340	24	2	488	154	642	5	0	4	1,115
秋 田	55	37	92	14	148	88	236	16	11	384	132	516	7	0	14	906
青 森	81	36	117	20	186	100	286	15	0	495	205	700	10	0	11	1,159
札 幌	313	177	490	105	1,029	423	1,452	95	61	1,858	628	2,486	37	0	147	4,873
函 館	44	21	65	21	174	112	286	13	3	312	137	449	5	0	4	846
旭 川	63	39	102	18	229	71	300	10	6	239	163	402	14	0	7	859
釧 路	61	25	86	14	236	128	364	15	13	453	197	650	9	0	4	1,155
香 川	26	20	46	6	103	46	149	10	1	229	81	310	8	0	4	534
徳 島	41	24	65	13	154	70	224	15	7	154	70	224	3	0	9	560
高 知	48	24	72	10	108	49	157	8	1	226	83	309	1	0	3	561
愛 媛	39	21	60	11	107	45	152	18	8	314	91	405	5	0	2	661
全国合計	7,088	4,627	11,715	2,325	24,571	10,973	35,544	2,345	978	38,810	14,637	53,447	1,327	19	883	108,583

【資料14】平成28年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR 申立手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	138	1	139	0	3	0	3	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	144
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	1	3	0	1	0	0	0	0	0	6
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	20	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	3	1	4	2	7	1	8	1	0	20	16	36	0	0	0	0	0	0	0	51
福 島	2	0	2	4	4	0	4	0	0	2	0	2	0	94	0	0	0	0	0	106
山 形	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0	0	0	0	0	111
岩 手	0	1	1	2	3	3	6	0	0	11	3	14	0	0	0	0	0	0	0	23
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
全国合計	172	3	175	8	19	4	23	1	0	37	24	61	0	202	0	1	0	0	0	471

【資料15】平成28年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事 件	家事事件			労働 事 件	保全 事 件	多重債務事件			執行・ 競 売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東 京	2	1	3	0	1	25	26	1	1	135	2	137	0	0	2	170
神奈川	1	2	3	0	2	27	29	0	0	137	5	142	1	0	0	175
埼 玉	1	0	1	0	0	8	8	0	0	92	1	93	0	0	0	102
千 葉	1	0	1	0	0	6	6	0	0	38	2	40	0	0	0	47
茨 城	0	0	0	1	0	1	1	0	0	10	2	12	0	0	0	14
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	28	0	0	0	28
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	2	55	0	0	0	55
静 岡	0	1	1	1	5	15	20	1	0	140	2	142	1	0	0	166
山 梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	7	0	0	0	8
長 野	1	2	3	0	4	3	7	0	0	65	3	68	0	0	0	78
新 潟	0	0	0	1	1	23	24	0	0	25	1	26	0	0	0	51
大 阪	3	3	6	1	1	114	115	0	0	336	18	354	1	0	0	477
京 都	0	0	0	0	0	71	71	0	0	43	0	43	0	0	0	114
兵 庫	0	7	7	1	1	125	126	0	0	233	5	238	0	0	1	373
奈 良	1	0	1	0	0	6	6	0	0	23	1	24	0	0	0	31
滋 賀	0	1	1	1	0	25	25	0	0	29	0	29	1	0	0	57
和歌山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	1	23
愛 知	1	0	1	1	0	18	18	0	0	99	4	103	0	0	0	123
三 重	0	0	0	0	0	3	3	0	0	35	4	39	0	0	0	42
岐 阜	0	0	0	0	0	6	6	0	0	9	1	10	0	0	0	16
福 井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0	6
石 川	1	0	1	0	0	3	3	0	0	12	0	12	0	0	0	16
富 山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	13	1	14	0	0	0	15
広 島	0	0	0	0	0	11	11	0	0	93	2	95	0	0	0	106
山 口	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	11
岡 山	0	0	0	0	1	10	11	0	0	74	10	84	0	0	0	95
鳥 取	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	0	22
島 根	0	1	1	0	0	2	2	0	0	7	0	7	0	0	0	10
福 岡	0	0	0	0	0	24	24	1	0	353	28	381	2	0	0	408
佐 賀	0	1	1	0	0	1	1	0	0	21	0	21	1	0	0	24
長 崎	0	0	0	0	0	4	4	0	0	41	2	43	0	0	0	47
大 分	0	2	2	1	1	2	3	0	0	10	1	11	0	0	0	17
熊 本	0	3	3	0	0	8	8	0	0	41	0	41	2	0	0	54
鹿児島	0	0	0	0	0	22	22	0	0	73	1	74	0	0	0	96
宮 崎	0	3	3	0	2	6	8	0	0	14	1	15	2	0	1	29
沖 縄	0	0	0	0	0	8	8	0	0	143	1	144	0	0	0	152
宮 城	0	1	1	0	1	4	5	0	0	177	32	209	0	0	0	215
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	16	0	0	0	16
山 形	0	0	0	1	0	1	1	0	0	10	0	10	0	0	0	12
岩 手	1	0	1	0	0	2	2	0	0	43	0	43	0	0	0	46
秋 田	0	1	1	0	0	2	2	0	0	46	1	47	2	0	1	53
青 森	1	0	1	0	0	0	0	0	0	26	1	27	0	0	0	28
札 幌	0	1	1	0	0	17	17	0	0	57	0	57	0	0	0	75
函 館	0	0	0	0	0	1	1	0	0	9	0	9	0	0	0	10
旭 川	0	0	0	0	0	1	1	1	0	12	0	12	0	0	0	14
釧 路	0	0	0	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0	7
香 川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	10	0	10	0	0	0	11
徳 島	0	0	0	0	0	2	2	0	0	20	2	22	1	0	0	25
高 知	0	0	0	0	0	4	4	0	0	82	0	82	0	0	0	86
愛 媛	0	1	1	0	0	5	5	0	0	14	0	14	1	0	0	21
全国合計	16	32	48	9	20	622	642	4	1	3,015	137	3,152	15	0	6	3,877

【資料16】平成28年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR 申立手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	7	26	0	0	0	0	0	0	0	26
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	7	27	0	4	0	0	0	0	0	31

【資料17】契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方事務所	契約弁護士数					(参考)単位会員数	受任予定者契約率(%)	契約弁護士法人数				
	センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	震災法律援助			センター相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	震災法律援助
東京	5,061	5,058	6,001	5,060	537	18,255	32.9%	83	104	118	94	13
神奈川	1,096	1,124	1,180	1,024	61	1,597	73.9%	22	24	26	23	2
埼玉	513	577	603	569	50	830	72.7%	14	16	16	14	2
千葉	467	580	600	555	144	775	77.4%	11	12	13	11	3
茨城	222	237	237	232	216	281	84.3%	6	7	7	7	5
栃木	139	156	160	155	87	218	73.4%	4	5	4	4	3
群馬	208	233	237	231	50	279	84.9%	7	7	7	7	2
静岡	392	379	387	351	86	465	83.2%	6	6	6	6	0
山梨	108	108	107	106	21	121	88.4%	0	0	0	0	0
長野	201	214	213	209	8	244	87.3%	4	4	4	4	0
新潟	243	245	245	242	115	277	88.4%	10	10	10	10	6
大阪	2,875	2,959	3,184	1,705	24	4,461	71.4%	79	84	84	67	1
京都	609	587	615	561	65	754	81.6%	17	18	18	18	2
兵庫	716	735	744	690	25	914	81.4%	21	22	22	22	1
奈良	146	149	149	141	15	169	88.2%	1	1	1	1	0
滋賀	125	127	127	121	25	146	87.0%	2	2	2	2	0
和歌山	118	125	126	116	41	143	88.1%	2	2	2	2	1
愛知	970	1,027	1,205	491	16	1,924	62.6%	30	36	39	32	0
三重	140	148	150	128	32	190	78.9%	0	0	0	0	1
岐阜	140	149	152	135	29	194	78.4%	6	6	6	6	3
福井	92	92	93	85	26	103	90.3%	2	2	2	2	0
石川	153	154	153	150	41	173	88.4%	5	5	5	5	2
富山	101	98	100	93	12	122	82.0%	1	1	1	1	0
広島	427	456	466	453	30	578	80.6%	17	17	17	17	3
山口	146	155	149	149	15	170	87.6%	8	10	10	10	1
岡山	311	309	313	308	41	397	78.8%	11	11	11	11	1
鳥取	58	59	59	59	2	64	92.2%	5	5	5	5	0
島根	66	66	66	65	6	80	82.5%	2	2	2	2	0
福岡	852	884	920	871	18	1,244	74.0%	26	28	29	26	0
佐賀	83	93	96	92	20	103	93.2%	4	5	5	5	3
長崎	135	136	137	134	8	163	84.0%	9	9	9	9	1
大分	140	140	142	141	41	160	88.8%	13	13	12	12	7
熊本	222	219	220	212	55	273	80.6%	10	11	11	11	4
鹿児島	157	162	162	160	15	207	78.3%	21	21	21	21	1
宮崎	120	122	122	122	5	142	85.9%	15	15	15	14	0
沖縄	165	176	179	164	34	264	67.8%	5	5	5	5	0
宮城	362	373	378	346	391	439	86.1%	11	11	11	10	12
福島	177	182	183	179	180	198	92.4%	10	10	10	9	9
山形	89	88	88	87	72	101	87.1%	4	4	4	4	4
岩手	91	92	93	89	87	104	89.4%	1	2	2	2	1
秋田	69	70	71	67	46	79	89.9%	2	2	2	1	2
青森	95	97	97	95	44	120	80.8%	4	4	4	3	2
札幌	532	605	628	601	197	772	81.3%	18	21	22	21	6
函館	47	46	47	46	22	55	85.5%	2	2	2	2	1
旭川	64	69	69	68	27	76	90.8%	3	3	3	2	2
釧路	64	67	68	68	19	77	88.3%	10	10	10	10	4
香川	110	113	114	114	7	175	65.1%	1	1	1	1	0
徳島	78	77	76	76	19	96	79.2%	5	5	5	5	0
高知	73	70	73	63	4	89	82.0%	0	0	0	0	0
愛媛	91	102	101	97	3	166	60.8%	3	4	4	4	0
全国合計	19,659	20,289	21,885	18,076	3,134	39,027	56.1%	553	605	625	560	111

注1) 契約弁護士・法人数は、平成29年3月31日現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、平成29年4月1日現在データによる。

【資料18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方 事務所	契約司法書士数					(参考) 単体会 会員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助
東京	591	676	707	736	127	4,277	17.2%	22	34	38	39	4
神奈川	322	392	410	422	19	1,181	35.7%	15	20	20	20	0
埼玉	203	258	257	262	17	897	29.2%	4	6	7	7	0
千葉	124	154	157	160	38	763	21.0%	5	9	10	10	0
茨城	75	105	91	96	49	332	28.9%	0	1	1	1	0
栃木	62	80	81	81	6	235	34.5%	0	0	0	0	0
群馬	99	104	104	105	25	300	35.0%	3	4	4	5	0
静岡	112	140	143	144	58	514	28.0%	6	7	7	8	6
山梨	45	45	45	45	16	135	33.3%	0	0	0	0	0
長野	106	137	138	147	27	366	40.2%	1	1	1	1	0
新潟	74	99	97	102	26	308	33.1%	3	3	3	3	1
大阪	517	629	631	640	83	2,471	25.9%	20	27	26	26	1
京都	206	236	237	241	22	595	40.5%	5	8	8	9	0
兵庫	347	417	418	433	5	1,075	40.3%	6	7	7	7	1
奈良	64	72	71	72	6	218	33.0%	1	1	1	1	0
滋賀	66	74	74	79	3	238	33.2%	2	2	2	3	0
和歌山	49	54	55	58	8	164	35.4%	0	0	0	0	0
愛知	378	432	424	493	85	1,330	37.1%	14	17	19	19	3
三重	80	100	100	100	20	261	38.3%	2	2	2	2	0
岐阜	66	86	82	92	5	354	26.0%	3	4	4	4	0
福井	23	37	35	48	6	126	38.1%	2	2	2	2	0
石川	59	75	77	79	24	204	38.7%	0	0	0	0	0
富山	31	47	51	52	10	166	31.3%	1	2	2	2	0
広島	200	214	211	220	33	532	41.4%	9	9	9	9	1
山口	74	82	82	89	29	233	38.2%	3	3	3	3	1
岡山	114	127	123	127	19	383	33.2%	4	6	8	8	3
鳥取	33	46	39	43	1	100	43.0%	1	1	1	1	0
島根	26	34	34	35	3	112	31.3%	0	0	0	0	0
福岡	284	391	406	416	84	973	42.8%	9	14	16	16	1
佐賀	43	48	47	48	1	123	39.0%	4	6	6	6	0
長崎	52	56	56	60	3	166	36.1%	2	2	2	2	0
大分	46	55	52	58	6	172	33.7%	2	2	2	2	0
熊本	102	126	124	128	14	335	38.2%	5	6	6	6	1
鹿児島	118	137	138	145	9	331	43.8%	4	4	4	4	2
宮崎	64	74	72	73	12	178	41.0%	2	2	2	2	1
沖縄	45	86	88	90	14	227	39.6%	3	3	3	3	0
宮城	88	97	97	98	59	330	29.7%	3	3	3	3	2
福島	106	111	110	113	72	272	41.5%	2	2	3	3	2
山形	62	71	71	74	30	156	47.4%	0	0	0	0	0
岩手	35	35	34	34	33	146	23.3%	1	1	1	1	2
秋田	53	55	56	63	17	115	54.8%	0	0	0	0	0
青森	36	42	43	47	11	126	37.3%	2	2	2	2	1
札幌	177	208	222	224	33	495	45.3%	3	5	5	5	1
函館	10	12	12	13	3	43	30.2%	2	2	2	2	0
旭川	23	30	30	31	4	71	43.7%	0	0	0	0	0
釧路	23	25	25	30	4	84	35.7%	0	0	0	0	0
香川	70	69	70	73	4	176	41.5%	1	1	1	1	0
徳島	29	40	40	42	4	141	29.8%	1	1	1	1	0
高知	68	68	66	68	9	123	55.3%	3	3	3	4	1
愛媛	43	59	59	64	9	254	25.2%	2	2	3	3	0
全国合計	5,723	6,847	6,892	7,193	1,205	22,907	31.4%	183	237	250	256	35

注1) 契約司法書士・法人数は、平成29年3月31日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成29年4月3日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方事務所	平成28年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	13	10	22	13	10	17	26	18	18	5	6	12	170
多摩	8	7	8	8	6	8	13	8	5	5	14	15	105
神奈川	17	9	21	13	15	13	10	22	21	3	21	18	183
川崎	3	3	3	2	2	4	3	3	5	3	4	4	39
小田原	1	8	4	6	3	3	4	8	5	0	1	6	49
埼玉	11	13	11	15	18	17	22	15	13	7	11	14	167
川越	3	4	2	2	5	1	9	6	7	1	2	4	46
千葉	10	12	9	15	15	15	15	23	5	9	11	7	146
松戸	4	7	1	11	2	3	8	4	4	1	8	3	56
茨城	6	7	13	11	3	10	5	9	17	8	8	9	106
栃木	1	2	3	5	7	3	9	6	6	2	3	5	52
群馬	2	4	2	7	6	0	9	2	1	4	2	10	49
静岡	0	3	2	5	1	1	0	0	2	0	4	2	20
沼津	2	1	1	5	0	4	4	7	6	1	0	2	33
浜松	1	4	5	1	0	1	2	0	4	0	1	2	21
山梨	0	1	3	2	1	1	1	2	3	1	1	6	22
長野	1	2	2	2	1	2	3	5	1	2	2	3	26
新潟	2	2	6	5	4	2	4	7	4	3	3	2	44
大阪	29	32	40	36	37	24	33	33	34	12	31	32	373
京都	3	7	5	11	7	12	8	5	9	2	2	10	81
兵庫	4	5	13	8	13	9	12	9	11	7	6	14	111
阪神	5	2	5	6	4	8	6	3	3	1	3	6	52
姫路	1	4	4	2	4	2	4	6	2	4	7	6	46
奈良	1	6	2	3	3	1	3	4	2	0	3	1	29
滋賀	3	3	2	1	0	2	0	4	2	1	3	4	25
和歌山	3	1	1	1	2	2	1	1	3	2	3	4	24
愛知	13	15	20	11	11	7	8	7	10	8	11	21	142
三河	9	6	6	7	10	9	6	4	3	5	4	4	73
三重	2	2	2	2	7	3	4	6	4	0	6	3	41
岐阜	4	2	5	5	2	6	3	2	11	0	2	3	45
福井	0	1	3	0	1	3	2	1	2	0	1	1	15
石川	0	0	2	1	3	1	0	0	2	0	5	5	19
富山	2	3	1	4	3	1	1	1	0	0	2	3	21
広島	4	7	6	7	6	5	10	8	19	7	8	8	95
山口	0	1	4	0	2	2	2	4	1	0	3	4	23
岡山	2	7	5	12	3	7	4	8	2	9	5	9	73
鳥取	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1	7
島根	0	3	0	0	2	3	2	0	1	1	0	0	12
福岡	13	3	22	35	18	18	16	15	19	6	10	7	182
北九州	6	1	4	6	9	6	5	0	6	1	7	2	53
佐賀	5	2	6	6	1	3	3	4	3	0	1	3	37
長崎	0	1	0	5	0	5	9	1	3	2	2	1	29
大分	3	1	3	0	0	2	2	4	5	1	2	1	24
熊本	1	0	1	2	1	6	2	1	1	3	6	1	25
鹿児島	1	7	6	5	5	4	1	1	5	2	3	4	44
宮崎	2	5	1	7	0	11	2	4	0	2	2	4	40
沖縄	5	5	7	13	6	14	4	4	8	4	5	6	81
宮城	3	0	0	6	3	8	2	4	4	5	4	2	41
福島	1	1	2	3	1	6	4	3	4	3	0	3	31
山形	1	1	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	8
岩手	1	0	1	2	0	1	1	0	0	1	3	1	11
秋田	0	0	1	2	0	0	3	1	2	0	0	0	9
青森	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	3	9
札幌	1	3	3	5	0	2	3	2	5	1	2	5	32
函館	1	0	0	1	0	1	0	1	0	3	1	1	9
旭川	2	1	2	2	0	0	0	2	1	0	1	1	12
釧路	0	1	2	1	0	2	1	6	2	0	0	0	15
香川	3	2	2	2	1	1	3	4	1	5	7	2	33
徳島	0	1	0	1	0	0	2	3	2	0	2	2	13
高知	0	0	2	2	0	0	1	0	1	1	1	0	8
愛媛	5	1	2	3	3	1	5	2	9	1	5	3	40
合計	225	243	313	356	267	307	327	315	331	155	273	315	3,427

注) 集計日(平成29年5月1日)時点の件数。

【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	9,114	9,524	9,635	10,072	10,264	10,678	10,853	11,220
神奈川	804	815	897	913	991	1,000	1,063	1,073	1,144	1,158	1,220	1,239	1,291	1,294	1,352
埼玉	415	418	456	460	511	525	530	559	590	599	632	639	666	677	696
千葉	383	392	432	433	471	477	535	541	570	576	618	622	660	656	681
茨城	147	148	155	164	181	183	196	197	220	222	238	236	244	243	250
栃木	115	117	128	125	139	140	149	154	158	163	169	171	170	171	179
群馬	166	165	179	178	199	200	216	214	229	228	241	241	248	244	252
静岡	270	273	288	295	324	321	348	354	367	368	381	380	390	395	410
山梨	78	76	84	83	91	93	99	98	108	108	109	108	110	110	112
長野	142	143	161	167	175	178	191	193	206	208	214	215	221	220	228
新潟	168	174	184	187	201	204	217	215	226	223	237	236	241	244	251
大阪	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	2,320	2,450	2,458	2,448	2,576	2,565	2,714	2,819
京都	375	383	414	420	462	459	495	496	523	528	552	554	584	585	609
兵庫	442	440	485	490	536	536	577	583	622	598	622	621	638	643	686
奈良	114	113	116	120	120	129	136	140	143	144	152	152	149	149	156
滋賀	78	77	87	90	103	101	108	101	108	109	113	108	106	110	106
和歌山	97	98	104	104	108	110	116	112	122	126	126	124	129	127	128
愛知	999	1,008	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	1,273	1,358	1,367	1,458	1,461	1,529	1,538	1,612
三重	113	112	124	125	139	139	147	147	161	161	165	166	171	172	178
岐阜	110	110	122	123	133	132	137	143	155	157	157	162	163	162	166
福井	66	66	77	77	79	79	83	83	86	87	89	89	92	93	94
石川	113	113	115	118	131	135	143	147	157	159	160	158	162	159	165
富山	67	70	75	77	82	87	89	91	94	88	91	93	95	97	106
広島	290	289	318	321	352	349	376	376	405	408	424	414	427	425	441
山口	109	106	115	113	120	119	128	130	130	130	139	138	140	141	145
岡山	214	211	230	227	245	249	276	269	290	287	296	297	307	304	314
鳥取	53	52	54	56	59	60	65	65	66	64	64	65	65	63	64
島根	48	49	54	54	60	57	61	63	66	62	68	72	75	71	73
福岡	658	652	701	704	735	745	804	801	808	832	893	881	880	920	960
佐賀	65	65	74	72	78	76	82	80	85	83	87	88	92	91	95
長崎	108	106	121	121	129	130	136	136	143	139	145	142	142	143	147
大分	99	102	111	112	118	117	117	117	122	125	132	133	141	139	143
熊本	151	156	165	167	183	180	188	189	204	208	213	214	222	222	230
鹿児島	123	123	139	137	155	159	171	166	179	174	181	179	190	186	195
宮崎	83	83	88	92	102	102	112	109	116	115	118	118	123	121	127
沖縄	135	134	143	147	151	156	159	163	168	164	174	173	183	186	185
宮城	256	260	287	289	308	312	330	324	340	334	360	362	371	371	377
福島	132	135	139	143	149	149	160	159	168	169	178	180	185	186	188
山形	62	61	69	70	73	76	81	79	83	84	87	87	85	86	92
岩手	66	67	71	73	84	84	85	90	92	91	96	97	96	95	98
秋田	53	53	55	54	59	60	62	62	66	66	66	67	68	65	68
青森	72	72	79	77	86	85	94	94	100	99	105	107	108	104	106
札幌	391	396	438	430	472	456	494	484	524	506	535	544	569	546	543
函館	31	31	33	34	39	40	43	43	45	46	48	47	48	49	50
旭川	42	40	43	48	56	56	62	63	62	61	64	65	67	67	71
釧路	50	50	52	52	57	58	63	63	64	64	66	67	71	72	73
香川	86	88	97	94	101	100	118	114	123	125	130	129	127	124	128
徳島	69	69	70	70	80	78	81	82	83	81	82	81	82	84	89
高知	62	63	65	66	71	71	74	74	75	76	79	78	79	78	79
愛媛	103	106	115	117	120	117	123	121	127	122	124	124	125	128	130
合計	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	22,864	24,055	24,185	25,218	25,564	26,370	26,723	27,667

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方 事務所	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	791	827	1,023	1,110	1,180	1,255	1,334	2,152	2,330	2,448	2,576	2,671	2,723
神奈川	344	371	441	461	522	532	593	779	829	852	893	898	942
埼玉	189	192	211	221	229	245	265	347	381	397	427	447	458
千葉	214	222	247	254	297	302	331	387	433	434	469	468	488
茨城	110	116	131	134	143	146	165	167	183	182	193	192	199
栃木	64	66	79	82	90	93	100	114	122	126	127	127	134
群馬	107	107	128	128	141	140	150	168	181	181	189	186	192
静岡	219	226	254	251	278	283	297	290	303	303	310	314	327
山梨	50	49	62	64	71	71	81	82	83	85	87	88	89
長野	92	101	110	113	125	128	141	158	165	167	172	172	180
新潟	94	96	109	111	123	122	130	140	157	160	168	171	178
大阪	752	722	853	893	987	1,037	1,142	1,196	1,202	1,322	1,319	1,431	1,500
京都	222	224	260	264	290	288	318	325	338	343	362	363	390
兵庫	162	168	194	202	231	235	258	317	399	417	442	459	503
奈良	86	90	89	95	100	103	105	107	118	118	116	119	127
滋賀	82	86	99	96	102	95	102	107	111	106	103	106	102
和歌山	59	58	59	60	59	57	74	86	87	88	94	93	91
愛知	195	208	218	234	241	252	262	393	689	700	784	806	867
三重	69	70	81	81	88	86	100	101	102	103	109	111	117
岐阜	82	81	90	90	94	101	110	114	115	120	121	121	125
福井	65	65	68	68	72	73	77	80	83	82	85	86	86
石川	65	69	82	85	94	96	106	108	112	110	114	113	119
富山	47	47	47	47	47	54	55	59	63	69	75	77	86
広島	62	64	86	89	117	130	162	267	286	282	303	309	326
山口	69	68	75	75	84	87	90	109	118	118	122	122	126
岡山	141	144	160	165	192	186	207	228	241	240	249	248	256
鳥取	48	48	49	50	55	55	57	57	57	58	57	56	57
島根	44	44	49	47	50	51	54	51	56	60	63	60	62
福岡	389	421	470	471	526	531	544	617	663	658	655	689	722
佐賀	65	64	71	69	75	76	81	80	83	85	88	87	91
長崎	103	103	111	111	116	114	120	121	129	128	128	129	133
大分	62	63	69	68	72	72	75	83	89	91	100	99	104
熊本	94	100	104	114	118	121	123	163	170	170	178	178	185
鹿児島	89	90	107	115	127	124	136	133	134	139	141	143	141
宮崎	73	77	87	87	97	95	101	100	103	105	112	110	117
沖縄	82	86	85	85	98	98	105	112	113	119	129	132	129
宮城	160	164	185	187	204	199	215	250	274	282	291	290	298
福島	87	94	96	99	112	113	123	141	149	151	154	155	161
山形	56	57	60	63	69	68	72	72	76	76	74	75	80
岩手	52	54	65	65	68	73	75	74	79	80	79	79	82
秋田	35	34	39	40	42	42	47	54	55	56	57	55	58
青森	53	52	60	59	68	68	77	82	88	90	90	86	86
札幌	322	328	369	367	405	397	438	436	467	471	496	475	503
函館	29	30	35	36	40	40	42	43	45	44	45	46	47
旭川	29	34	42	43	51	52	52	56	59	59	61	61	65
釧路	38	39	45	46	52	51	52	54	56	58	63	63	64
香川	54	53	58	59	69	68	79	98	104	103	102	102	106
徳島	65	65	75	73	76	77	78	77	78	78	79	81	86
高知	41	42	47	48	51	59	62	60	63	62	63	63	64
愛媛	62	64	67	64	65	66	74	88	91	93	95	97	100
合計	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703	8,907	9,637	11,483	12,512	12,869	13,409	13,709	14,272

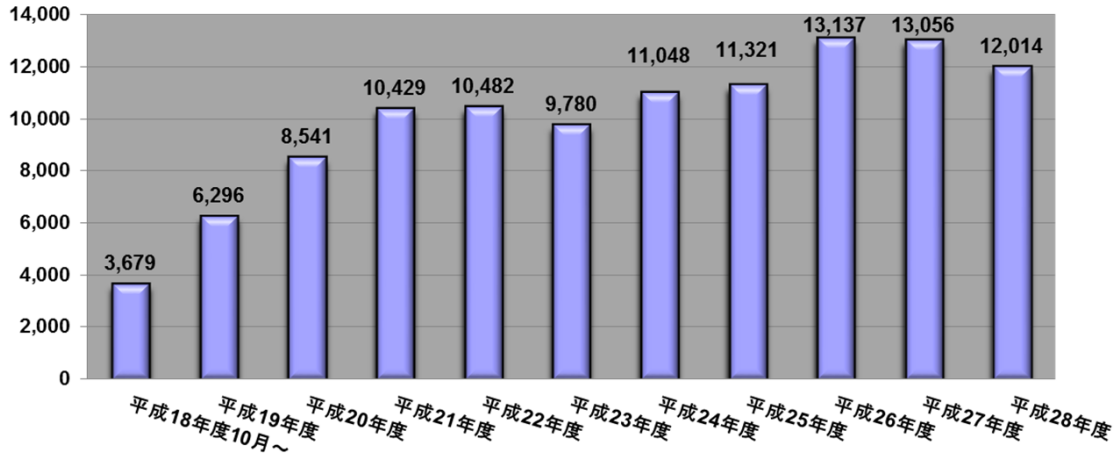
【資料22】平成28年度 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

○平成28年度 月別受電件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犯罪被害者 支援ダイヤル	1,003	1,046	1,120	973	1,076	1,060	1,043	953	862	916	986	976
年度総計	12,014											

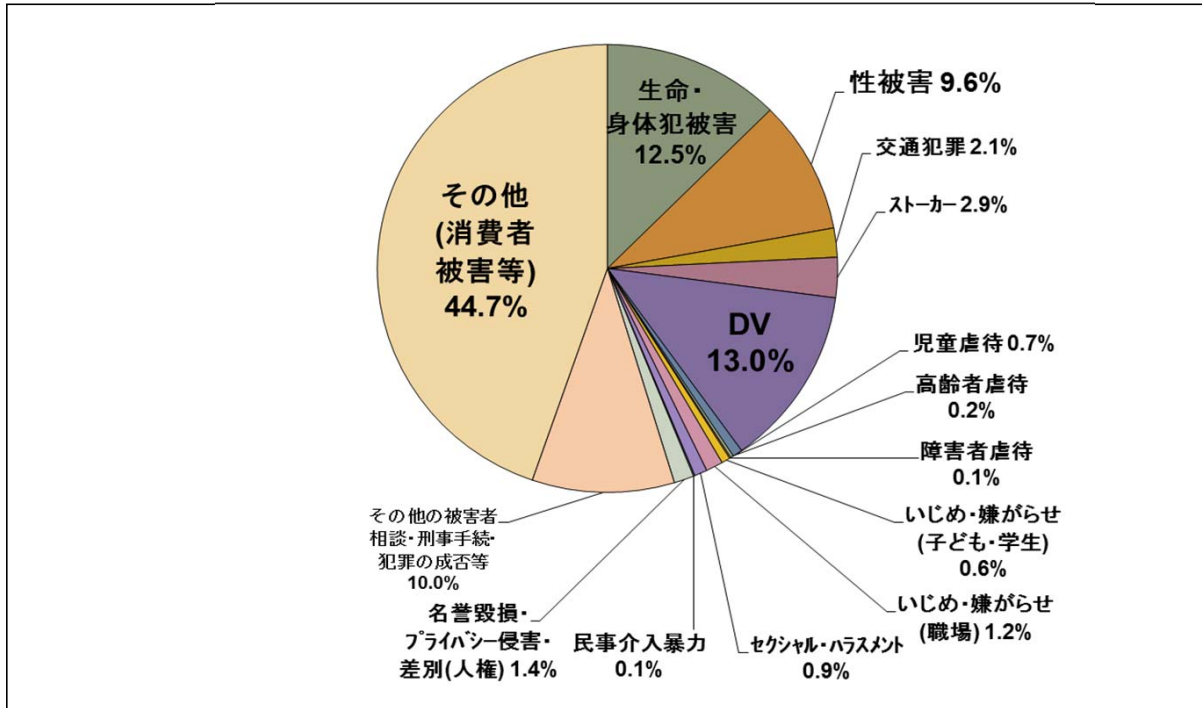
○年度別受電件数推移(平成18年度～平成28年度)

(単位:件)

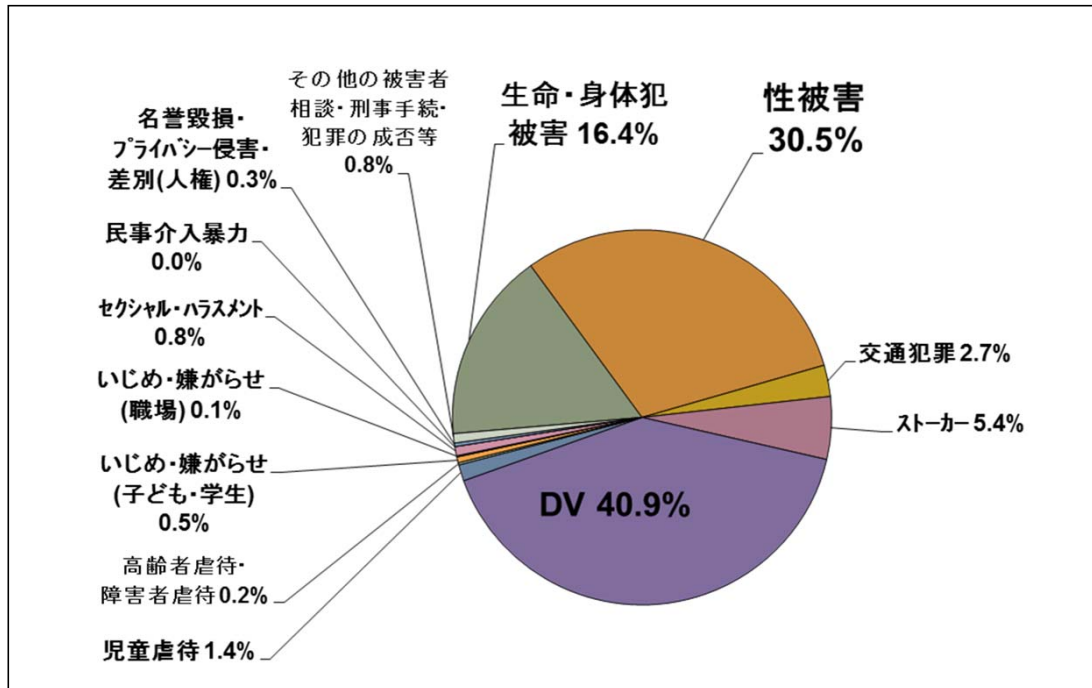


平成18年度からの累計 109,783件

【資料23】平成28年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】平成28年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97	件
平成19年度	590	件
平成20年度	696	件
平成21年度	898	件
平成22年度	929	件
平成23年度	877	件
平成24年度	1,013	件
平成25年度	1,330	件
平成26年度	1,491	件
平成27年度	1,603	件
平成28年度	1,677	件
	11,201	件

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東 京	3,957	304	219	536	49	638	23	229	5,955	596
神 奈 川	310	191	274	4	20	26	5	18	848	24
埼 玉	678	129	70	26	2	27	25	135	1,092	69
千 葉	763	130	50	14	8	50	0	97	1,112	33
茨 城	47	39	12	175	3	87	0	6	369	240
栃 木	45	46	3	1	1	1	0	5	102	4
群 馬	101	35	3	1	1	16	0	13	170	1
静 岡	268	66	23	0	4	10	2	19	392	8
山 梨	43	16	4	0	0	5	2	9	79	3
長 野	46	8	12	0	8	5	0	4	83	2
新 潟	135	17	12	0	9	3	0	4	180	0
大 阪	1,353	269	52	50	35	176	24	154	2,113	99
京 都	300	73	40	2	6	8	27	24	480	21
兵 庫	406	193	61	1	4	29	13	42	749	17
奈 良	41	28	22	5	3	0	2	12	113	6
滋 賀	20	51	10	0	0	2	4	16	103	0
和 歌 山	45	20	6	0	15	0	2	8	96	2
愛 知	615	282	61	30	12	202	7	61	1,270	113
三 重	26	40	1	0	0	4	0	2	73	0
岐 阜	65	32	1	0	0	3	0	9	110	1
福 井	73	18	4	0	1	3	0	7	106	0
石 川	116	29	12	0	3	0	7	8	175	8
富 山	39	15	1	0	1	1	1	16	74	0
広 島	193	91	46	0	8	12	26	35	411	28
山 口	56	30	9	0	1	0	2	1	99	2
岡 山	248	63	31	0	18	0	1	14	375	8
鳥 取	37	14	6	0	1	0	1	2	61	1
島 根	23	8	10	0	0	2	1	2	46	3
福 岡	957	260	80	2	14	9	514	119	1,955	456
佐 賀	92	24	12	0	0	0	28	8	164	22
長 崎	46	15	7	2	4	12	0	3	89	14
大 分	73	20	16	0	2	1	8	6	126	6
熊 本	62	21	20	0	0	0	45	8	156	38
鹿 児 島	56	21	14	0	1	1	61	8	162	50
宮 崎	130	18	16	0	0	2	30	5	201	26
沖 縄	265	75	21	0	10	2	54	3	430	57
宮 城	377	41	30	0	0	1	3	31	483	3
福 島	32	22	5	0	2	0	0	6	67	0
山 形	56	16	3	0	0	0	0	3	78	1
岩 手	91	10	9	0	1	0	5	3	119	5
秋 田	24	3	2	0	1	0	0	3	33	1
青 森	55	6	9	0	1	0	2	2	75	3
札 幌	565	98	52	0	6	1	88	16	826	68
函 館	76	3	16	0	0	0	7	2	104	13
旭 川	43	12	5	0	0	0	0	0	60	0
釧 路	43	4	17	0	0	0	4	3	71	9
香 川	66	45	23	0	7	3	0	89	233	3
徳 島	14	7	8	0	2	0	0	5	36	5
高 知	15	11	16	0	2	0	0	5	49	8
愛 媛	48	28	8	0	2	1	0	4	91	3
合 計	13,235	2,997	1,444	849	268	1,343	1,024	1,284	22,444	2,080
予定件数	14,817	4,364	1,680 (280)	820 (450)	305 (5)	1,770 (800)	1,190 (800)	1,710 (120)	26,656 (2,455)	2,455

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被疑者・少年援助件数	16,232	19,181	44.47	52.55	16,232
その他	6,212	7,475	17.02	20.48	6,212
合計	22,444	26,656	61.49	73.03	22,444
中国残留孤児基金援助	0	5			

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	13,235	14,817	89.32	36.26	40.59	13,235
少年	2,997	4,364	68.68	8.21	11.96	2,997
犯罪被害者	1,240	1,400	88.57	3.40	3.84	1,240
難民	347	370	93.78	0.95	1.01	347
子ども	254	300	84.67	0.70	0.82	254
外国人	763	970	78.66	2.09	2.66	763
精神障害者等	313	390	80.26	0.86	1.07	313
高齢者等	1,215	1,590	76.42	3.33	4.36	1,215
合計	20,364	24,201	84.15	55.79	66.30	20,364

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00	0
少年	0	0	0.00	0.00	0.00	0
犯罪被害者	204	280	72.86	0.56	0.77	204
難民	502	450	111.56	1.38	1.23	502
子ども	14	5	280.00	0.04	0.01	14
外国人	580	800	72.50	1.59	2.19	580
精神障害者等	711	800	88.88	1.95	2.19	711
高齢者等	69	120	57.50	0.19	0.33	69
合計	2,080	2,455	84.73	5.71	6.72	2,080

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	(参考) H24	(参考) H23	(参考) H22	(参考) H21
4月	1,039	201	87	69	24	89	92	111	1,712	1,933	2,040	1,912	1,567	1,432	1,299	2,044
5月	1,100	240	118	72	27	99	67	123	1,846	1,824	2,324	2,164	2,095	1,579	1,327	2,025
6月	1,285	267	124	90	19	128	105	118	2,136	2,300	2,431	2,227	2,246	1,854	1,685	1,612
7月	1,274	292	127	86	21	93	85	106	2,084	2,155	2,252	2,448	2,165	1,693	1,622	1,587
8月	1,054	299	145	76	17	102	94	119	1,906	1,709	1,929	2,088	2,077	1,738	1,468	1,338
9月	1,146	238	122	65	21	102	80	102	1,876	1,812	2,057	1,977	1,692	1,570	1,480	1,352
10月	1,148	309	110	61	19	108	79	90	1,924	2,011	2,282	2,438	2,224	1,798	1,581	1,490
11月	1,215	296	119	67	23	114	87	100	2,021	1,972	1,940	2,307	2,097	1,792	1,614	1,480
12月	844	253	126	66	29	133	75	87	1,613	1,622	1,761	2,001	1,770	1,573	1,375	1,314
1月	985	167	103	62	22	121	83	95	1,638	1,460	1,557	1,783	1,461	1,383	1,218	1,052
2月	1,079	205	122	65	19	129	93	101	1,813	1,668	1,676	1,931	1,817	1,653	1,370	1,342
3月	1,066	230	141	70	27	125	84	132	1,875	1,850	1,847	2,037	1,949	1,761	1,548	1,528
合計	13,235	2,997	1,444	849	268	1,343	1,024	1,284	22,444	22,316	24,096	25,313	23,160	19,826	17,587	18,164
(参考:月平均)	1,103	250	120	71	22	112	85	107	1,870							

【資料26】平成28年度プレスリリース実施一覧

1 本館で実施したもの

【参照】 http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html

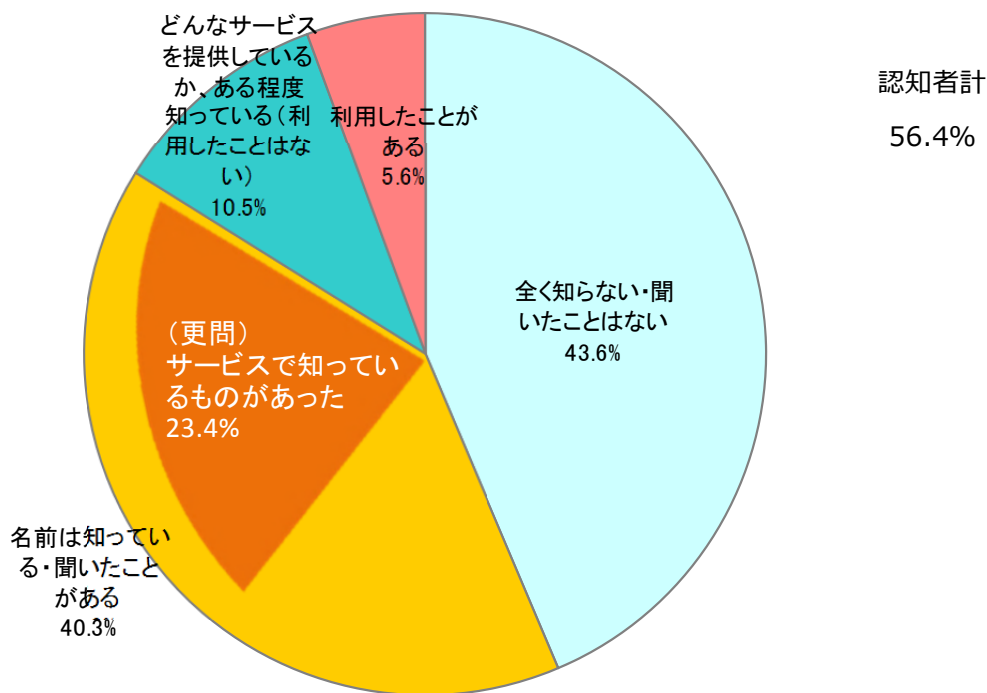
	リリース内容	リリース日
1	10回目の「法テラスの日」について	2016年4月8日
2	震災 法テラスダイヤルにおける熊本地震被災者への対応開始について	2016年5月16日
3	熊本地震被災者への無料法律相談の開始について	2016年6月28日
4	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について	2016年8月26日
5	日本司法支援センタースタッフ弁護士全国経験交流会について	2016年8月26日
6	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について	2016年9月16日
7	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」結果(速報値)について	2016年9月30日
8	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」結果について	2016年10月7日

2 地方事務所で実施したもの

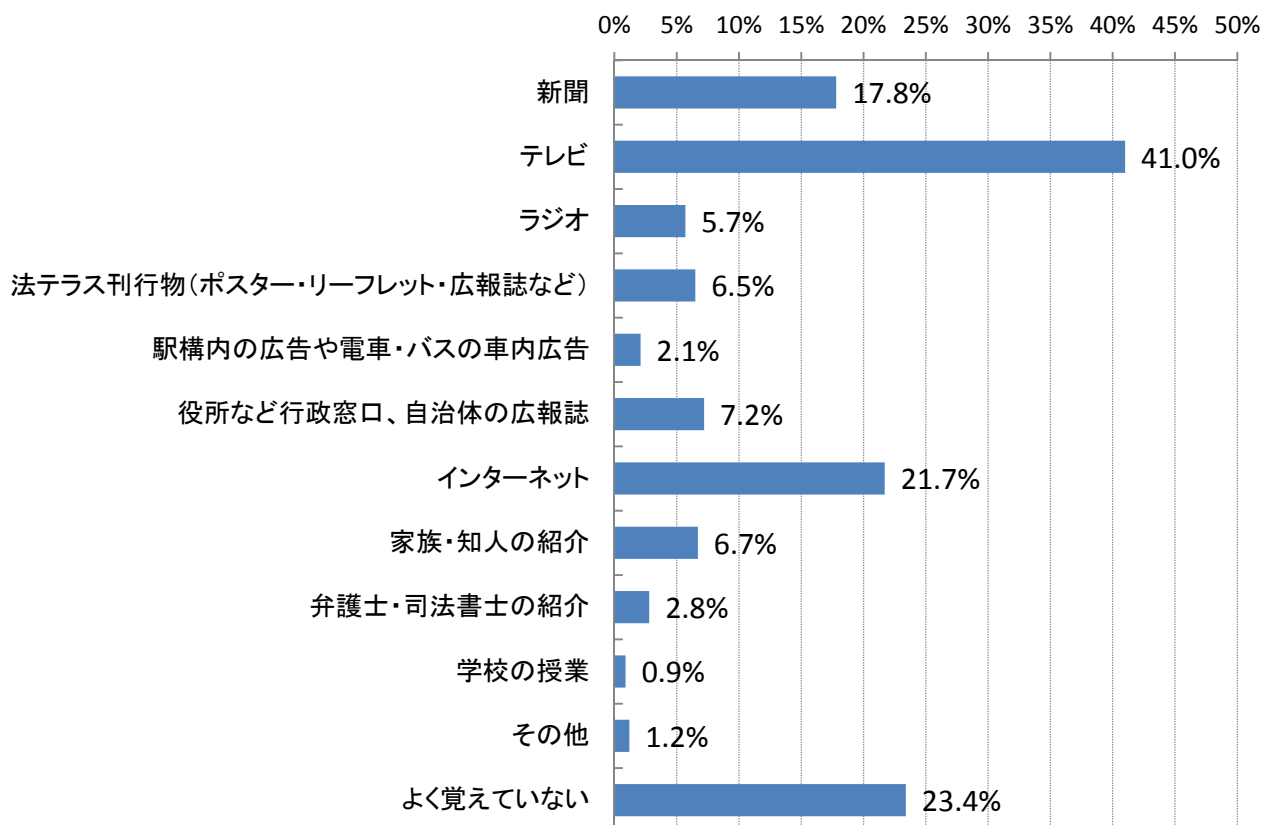
	地方事務所名	回数	リリース内容
1	埼玉地方事務所	1回	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について
2	栃木地方事務所	1回	法テラスの日について
3	群馬地方事務所	2回	法テラスの日について 法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について
4	山梨地方事務所	2回	法テラスの日について 扶助の日無料相談会について
5	新潟地方事務所	3回	新所長就任について 司法SW事業(弁護士・支援者ほっとらいん)の運用開始について 法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について
6	大阪地方事務所	2回	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について(2回)
7	京都地方事務所	2回	法テラスの日について 法テラスの日記念イベントについて
8	兵庫地方事務所	1回	法テラスの日について
9	和歌山地方事務所	2回	法テラスの日について 法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について
10	山口地方事務所	1回	法テラスの日について
11	鳥取地方事務所	1回	法テラスの日について
12	福岡地方事務所	2回	法テラスの日について 法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」について
13	佐賀地方事務所	1回	法テラスの日について
14	長崎地方事務所	1回	法テラスの日について
15	大分地方事務所	1回	法テラスの日について
16	熊本地方事務所	3回	法テラスの日について 熊本地震被災者への無料相談実施について(2回)
17	沖縄地方事務所	1回	法テラスの日について
18	福島地方事務所	1回	二本松出張所にて開催する土曜相談会について
19	山形地方事務所	1回	山形県内地域包括支援センターにおける巡回相談実施について
20	秋田地方事務所	1回	法テラスの日について
21	青森地方事務所	3回	法テラスの日について 「女性弁護士による法律講座及び法律相談会」開催について 「生活困窮者自立支援事業との協働により実施する巡回相談の協定締結」について
22	札幌地方事務所	2回	法テラスの日について 法教育シンポジウムについて
23	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
24	釧路地方事務所	1回	法テラスの日について
25	高知地方事務所	1回	常勤弁護士着任について
26	愛媛地方事務所	3回	法テラスの日について 法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者110番のための全国一斉110番」について(2回)
総計: 41回			

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋） 調査時期：2016年12月

①法テラスの認知度（サンプル数 4,700）

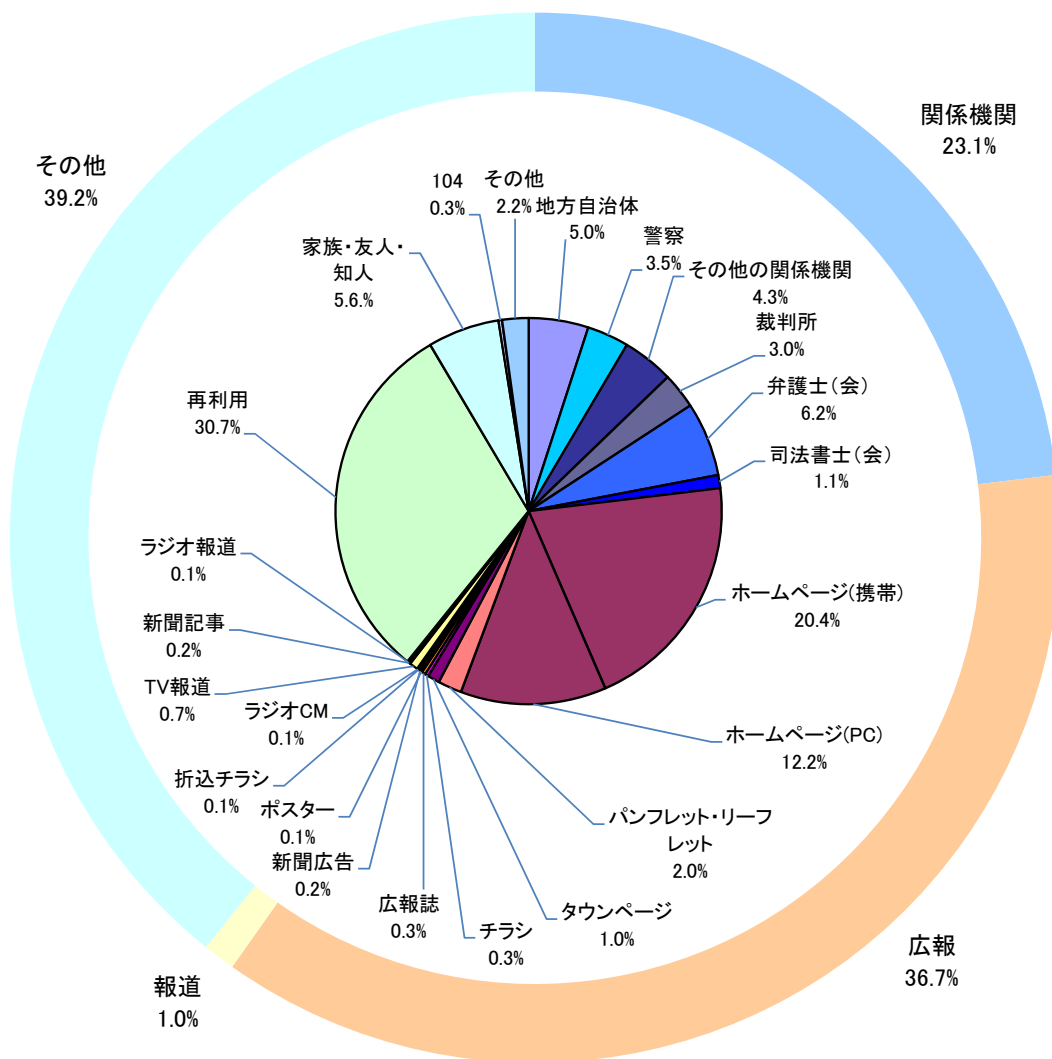


②認知者の認知経路（サンプル数：4,700）※複数回答



【資料 27】 広報活動関連資料

図2 コールセンター利用者の認知経路 2016年4月～2017年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	前年度 比(倍)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	前年度 比(倍)
東京	18,841	16,444	15,622	16,643	16,977	1.02	18,307	17,567	16,947	15,407	16,400	1.06
神奈川	7,263	7,064	6,890	6,957	6,922	0.99	7,034	6,853	6,600	7,279	6,932	0.95
埼玉	4,695	5,049	4,510	5,052	4,936	0.98	4,733	4,550	5,020	4,553	5,088	1.12
千葉	3,610	3,487	3,551	3,784	3,904	1.03	3,332	3,226	3,345	4,024	3,467	0.86
茨城	1,706	1,562	1,407	1,380	1,557	1.13	1,722	1,693	1,838	1,318	1,404	1.07
栃木	1,257	1,229	1,159	1,115	1,102	0.99	1,195	1,350	1,264	1,173	1,077	0.92
群馬	1,280	1,250	1,286	1,317	1,301	0.99	1,413	1,356	1,369	1,317	1,239	0.94
静岡	2,361	2,369	1,986	2,191	2,341	1.07	2,754	2,609	2,328	2,383	2,343	0.98
山梨	677	654	561	541	552	1.02	654	708	586	557	645	1.16
長野	1,049	1,187	1,321	1,167	1,379	1.18	1,072	1,113	1,151	1,217	1,197	0.98
新潟	1,673	2,041	1,876	1,838	1,717	0.93	1,439	1,754	1,792	1,683	1,601	0.95
大阪	10,196	10,291	10,409	11,312	11,486	1.02	10,273	10,680	10,311	10,460	10,660	1.02
京都	3,042	2,963	2,472	2,577	2,355	0.91	2,781	3,481	2,603	2,451	2,504	1.02
兵庫	4,501	4,508	4,581	4,637	4,726	1.02	4,354	4,854	4,917	5,092	4,496	0.88
奈良	1,466	1,455	1,353	1,374	1,369	1.00	1,303	1,520	1,409	1,324	1,344	1.02
滋賀	865	880	998	1,008	1,012	1.00	762	778	895	971	981	1.01
和歌山	808	745	787	831	853	1.03	929	954	732	765	888	1.16
愛知	3,736	3,853	3,815	4,035	4,474	1.11	3,563	3,522	3,497	3,927	4,209	1.07
三重	882	848	964	878	796	0.91	847	830	858	929	824	0.89
岐阜	880	829	834	884	924	1.05	835	867	928	820	826	1.01
福井	525	513	556	558	566	1.01	512	524	522	578	544	0.94
石川	1,015	1,096	1,131	1,118	1,004	0.90	991	993	1,074	1,141	1,011	0.89
富山	474	441	504	485	493	1.02	489	429	536	481	497	1.03
広島	2,287	2,270	2,175	2,330	2,444	1.05	2,140	2,473	2,114	1,963	2,185	1.11
山口	810	924	888	914	914	1.00	1,092	897	858	886	826	0.93
岡山	1,240	1,159	1,293	1,376	1,381	1.00	1,265	1,205	1,206	1,272	1,340	1.05
鳥取	569	594	720	728	667	0.92	589	575	681	791	691	0.87
島根	506	501	494	575	555	0.97	490	512	450	547	495	0.90
福岡	6,587	6,347	6,241	6,731	6,424	0.95	6,380	5,966	6,475	6,523	6,269	0.96
佐賀	743	864	879	927	845	0.91	680	788	729	884	916	1.04
長崎	1,377	1,267	1,137	1,194	1,110	0.93	1,480	1,269	1,055	1,026	1,497	1.46
大分	1,223	1,106	1,096	1,022	1,006	0.98	1,308	1,270	1,018	1,084	996	0.92
熊本	1,678	1,838	1,772	1,899	1,463	0.77	1,670	1,948	1,765	2,003	1,534	0.77
鹿児島	1,535	1,651	1,607	1,768	1,619	0.92	1,496	1,519	1,586	1,517	1,838	1.21
宮崎	1,680	1,767	1,544	1,793	1,540	0.86	1,614	1,655	1,691	1,821	1,852	1.02
沖縄	1,381	1,306	1,392	1,452	1,439	0.99	1,529	1,262	1,409	1,490	1,305	0.88
宮城	2,952	2,717	2,690	2,872	2,986	1.04	3,620	2,846	2,566	2,700	2,857	1.06
福島	1,225	1,007	1,155	1,091	1,118	1.02	937	1,111	1,075	1,281	1,008	0.79
山形	1,193	2,023	1,869	1,436	1,076	0.75	1,126	1,317	1,803	1,505	1,113	0.74
岩手	1,115	1,171	1,226	1,156	1,184	1.02	1,086	1,134	1,158	1,209	1,155	0.96
秋田	825	843	895	991	959	0.97	968	882	837	917	815	0.89
青森	1,124	1,182	1,241	1,242	1,187	0.96	1,236	1,114	1,256	1,201	1,114	0.93
札幌	5,149	5,027	5,007	5,114	4,948	0.97	4,756	4,426	4,797	4,846	4,380	0.90
函館	664	675	804	818	856	1.05	661	693	783	806	805	1.00
旭川	1,049	1,021	938	936	873	0.93	1,204	1,011	924	862	924	1.07
釧路	1,218	1,244	1,149	1,188	1,162	0.98	1,305	1,268	1,140	1,128	1,084	0.96
香川	429	407	441	518	545	1.05	397	448	414	466	513	1.10
徳島	564	511	558	557	585	1.05	573	590	568	537	545	1.01
高知	590	622	599	607	647	1.07	639	603	587	583	585	1.00
愛媛	652	587	624	603	683	1.13	684	703	564	548	707	1.29
全国合計	113,167	111,389	109,007	113,520	112,962	1.00	112,219	111,696	110,031	110,246	109,526	0.99
24年度比 (倍)	-	0.98	0.96	1.00	1.00	-	-	1.00	0.98	0.98	0.98	-

注) 民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方事務所	平成28年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	607	592	614	608	475	548	633	670	469	523	560	582	6,881
多摩	161	159	140	177	151	131	162	140	118	112	134	171	1,756
神奈川	257	295	297	202	162	133	279	253	133	173	199	180	2,563
川崎	52	71	61	57	43	39	58	75	32	34	32	43	597
小田原	59	66	59	42	40	32	74	72	60	40	39	49	632
埼玉	247	259	284	277	218	277	306	252	210	203	206	243	2,982
川越	55	52	64	60	49	52	78	61	52	44	47	50	664
千葉	238	279	324	276	231	254	269	282	155	219	195	224	2,946
松戸	43	63	54	39	51	55	50	48	34	40	42	53	572
茨城	119	138	130	150	99	127	138	123	106	123	103	100	1,456
栃木	73	109	97	87	97	79	100	82	84	51	85	70	1,014
群馬	152	150	144	126	104	112	121	105	106	123	115	85	1,443
静岡	47	63	72	54	37	47	48	53	31	44	44	32	572
沼津	65	79	86	66	60	67	64	73	48	59	77	56	800
浜松	69	81	83	80	53	52	65	53	54	54	66	40	750
山梨	38	48	40	31	20	27	25	24	21	27	31	22	354
長野	70	67	51	65	43	44	72	47	39	41	47	36	622
新潟	72	81	95	82	69	85	134	81	41	66	73	64	943
大阪	461	495	495	492	445	492	495	498	365	378	443	415	5,474
京都	122	127	171	122	95	121	155	116	100	116	133	114	1,492
兵庫	102	116	146	156	109	101	157	163	133	119	120	160	1,582
阪神	48	58	95	59	41	65	76	80	49	57	62	50	740
姫路	75	73	84	71	56	50	68	77	51	64	75	63	807
奈良	70	79	85	52	59	65	81	72	39	71	74	55	802
滋賀	57	76	63	63	50	43	80	64	43	60	59	35	693
和歌山	44	48	48	42	57	51	49	49	27	42	45	49	551
愛知	333	295	303	317	247	304	335	293	205	276	338	324	3,570
三河	97	114	126	110	110	122	131	121	73	104	142	89	1,339
三重	54	40	66	85	60	65	72	77	52	59	68	71	769
岐阜	70	69	77	81	60	80	86	70	48	47	71	55	814
福井	39	42	41	25	21	49	48	34	27	33	28	29	416
石川	45	48	58	62	46	55	74	50	54	35	46	38	611
富山	26	24	25	35	22	34	27	16	22	24	23	20	298
広島	93	114	142	142	109	130	143	156	116	126	127	100	1,498
山口	49	66	55	70	59	70	76	56	45	56	52	48	702
岡山	77	89	86	82	62	77	90	118	66	93	82	89	1,011
鳥取	19	14	25	19	23	27	25	28	15	11	19	14	239
島根	22	28	23	20	14	21	39	23	11	20	23	26	270
福岡	198	206	209	235	168	215	202	227	155	186	204	178	2,383
北九州	97	85	102	73	61	115	82	67	42	73	79	75	951
佐賀	36	23	65	50	41	47	55	44	31	49	36	33	510
長崎	29	40	33	60	35	40	42	34	25	33	25	37	433
大分	24	35	33	36	23	38	40	35	28	29	36	26	383
熊本	50	62	53	59	67	67	72	51	50	48	55	52	686
鹿児島	60	64	68	46	44	50	62	55	52	39	56	41	637
宮崎	38	53	55	53	45	51	31	40	43	36	41	33	519
沖縄	120	98	110	91	86	107	84	97	99	95	100	77	1,164
宮城	84	95	88	108	70	78	103	73	72	83	114	84	1,052
福島	79	69	94	70	69	78	77	73	46	48	60	55	818
山形	26	41	42	50	43	39	37	45	42	21	41	35	462
岩手	24	37	41	36	36	26	40	38	34	34	33	32	411
秋田	20	22	40	33	21	33	36	31	14	37	28	23	338
青森	27	27	36	38	18	24	37	31	24	14	25	23	324
札幌	120	131	144	133	105	130	135	127	125	115	112	120	1,497
函館	13	16	14	23	14	10	11	14	10	12	11	14	162
旭川	20	23	25	26	20	21	23	25	21	24	17	19	264
釧路	23	28	42	33	33	31	28	38	33	22	18	24	353
香川	67	44	60	46	50	57	55	43	51	40	46	60	619
徳島	22	24	36	23	24	26	25	36	23	28	36	26	329
高知	16	43	45	41	40	19	37	44	29	33	34	23	404
愛媛	66	59	52	56	41	61	50	66	43	49	65	47	655
合計	5,586	5,992	6,396	6,003	4,901	5,546	6,347	5,989	4,426	4,915	5,397	5,081	66,579

注) 集計日(平成29年5月1日)時点の件数。

【資料30】 国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	平成28年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	661	605	640	685	670	507	605	710	735	597	551	865	7,831
多摩	87	81	80	102	69	76	73	101	88	57	74	107	995
神奈川	136	187	218	177	146	115	160	183	174	104	140	171	1,911
川崎	23	40	36	23	33	22	32	37	31	18	19	21	335
小田原	28	43	50	52	51	30	29	55	52	34	34	36	494
埼玉	165	144	181	210	177	148	184	208	189	147	149	171	2,073
川越	34	30	35	41	32	39	49	41	52	35	27	25	440
千葉	186	157	170	238	159	213	214	253	222	202	176	230	2,420
松戸	27	16	41	21	38	30	28	29	25	13	22	25	315
茨城	99	84	109	106	110	85	95	122	99	106	73	94	1,182
栃木	69	70	107	86	83	70	69	96	89	78	65	78	960
群馬	82	66	93	70	62	69	77	75	93	58	68	74	887
静岡	19	43	46	46	31	28	25	37	38	35	23	31	402
沼津	33	30	52	57	36	32	36	47	42	21	40	46	472
浜松	48	47	70	49	55	41	57	43	46	37	32	36	561
山梨	27	31	38	28	32	19	25	32	43	32	25	32	364
長野	48	44	54	41	48	34	60	46	62	54	45	40	576
新潟	49	45	73	56	80	50	73	88	84	61	57	64	780
大阪	425	403	467	454	475	454	412	489	517	415	359	509	5,379
京都	88	74	129	93	79	70	93	96	88	69	87	116	1,082
兵庫	91	88	90	104	88	95	91	102	130	82	68	114	1,143
阪神	48	38	53	35	39	45	44	50	56	40	44	46	538
姫路	39	42	58	55	43	35	49	63	58	55	44	64	605
奈良	52	44	55	51	47	46	43	49	65	45	41	43	581
滋賀	35	36	68	50	41	40	39	49	54	35	39	42	528
和歌山	24	42	33	30	50	42	29	36	36	32	25	46	425
愛知	277	219	211	204	190	190	227	214	228	155	206	216	2,537
三河	57	52	77	72	56	61	69	81	63	62	63	68	781
三重	50	40	46	60	63	49	53	55	66	50	49	63	644
岐阜	50	53	55	61	54	46	51	43	46	41	45	39	584
福井	20	17	23	20	23	14	18	24	24	12	16	19	230
石川	43	29	41	46	30	36	38	46	26	22	29	44	430
富山	14	17	14	22	23	21	13	19	33	11	7	21	215
広島	85	87	88	94	98	102	116	112	112	85	83	109	1,171
山口	37	47	51	37	44	46	46	64	53	39	40	45	549
岡山	63	46	76	68	48	63	72	85	98	80	82	77	858
鳥取	16	11	18	16	19	15	18	14	19	11	11	13	181
島根	23	25	36	36	19	19	33	28	25	17	18	22	301
福岡	195	169	223	204	218	171	210	209	225	168	162	184	2,338
北九州	56	77	84	66	70	69	92	78	87	65	69	80	893
佐賀	31	13	34	41	35	45	29	37	42	34	38	27	406
長崎	26	26	22	37	40	37	34	36	40	24	31	50	403
大分	23	30	34	37	19	27	29	29	43	30	23	24	348
熊本	50	44	62	55	59	51	44	43	51	56	41	55	611
鹿児島	53	59	41	54	45	50	47	58	71	45	46	67	636
宮崎	27	24	25	25	37	30	28	31	42	34	31	31	365
沖縄	81	75	76	73	84	84	82	83	114	95	86	110	1,043
宮城	64	74	92	82	88	74	87	88	104	87	65	101	1,006
福島	60	56	64	75	56	78	51	69	69	61	42	58	739
山形	21	26	39	36	38	22	25	34	49	19	26	39	374
岩手	23	21	43	40	26	22	31	24	42	36	17	39	364
秋田	18	22	27	31	34	33	34	31	38	30	32	29	359
青森	29	26	30	34	38	14	28	38	21	19	15	38	330
札幌	116	104	124	122	123	123	117	117	126	84	107	116	1,379
函館	13	14	11	13	13	15	10	16	10	8	8	16	147
旭川	11	22	25	25	24	19	14	18	29	15	13	15	230
釧路	21	25	30	30	30	17	39	29	35	20	19	17	312
香川	81	50	76	61	72	47	65	73	89	61	46	79	800
徳島	20	22	27	23	26	28	26	29	35	34	27	37	334
高知	21	29	40	34	42	37	42	39	59	35	33	30	441
愛媛	67	39	73	57	65	57	65	64	90	69	45	79	770
合計	4,465	4,220	5,084	4,951	4,723	4,247	4,674	5,195	5,472	4,176	3,998	5,183	56,388

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する必要があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成29年5月1日）時点の件数である。

【資料31】

平成28年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会等における日本司法支援センター説明会					
		実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1		平成28年9月	大阪府	法科大学院生等	9人
2		9月	東京都	法科大学院生等	12人
3	1	9月	東京都	司法試験合格者	約80人
4		10月	東京都	法科大学院生	9人
5	2	10月	東京都	司法試験合格者	50人
6		10月	千葉県	法科大学院生	13人
7	3	10月	大阪府	司法試験合格者	200人
8	4	10月	東京都	司法試験合格者	300人
9	5	11月	福岡県	司法試験合格者	10人
10	6	11月	東京都	法科大学院生等	13人
11		12月	東京都	法科大学院生	2人
12		12月	東京都	法科大学院生	7人
13	7	12月	東京都	司法修習生	30人
14	8	平成29年1月	北海道	司法修習生	37人
15		1月	京都府	法科大学院生	70人
16	9	2月	宮城県	司法修習生	29人
17		2月	兵庫県	法科大学院生	15人
18	10	2月	広島県	司法修習生	25人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会					
		実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
19	11	平成28年5月	東京都	司法修習生	7人
20	12	11月	大阪府	司法試験合格者	23人
21	13	11月	東京都	司法試験合格者	65人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

平成28年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成28年9月5日～9月9日	2名
2			平成28年10月3日～10月7日	3名
3		大阪地方事務所	平成28年10月3日～10月7日	3名
4	法テラス中規模型事務所修習	静岡地方事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名
5		福岡地方事務所等	平成28年8月22日～8月26日	2名
6		長崎地方事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
7			平成28年10月3日～10月7日	2名
8		埼玉地方事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
9	法テラス小規模型事務所修習	山口地方事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
10			平成28年10月3日～10月7日	1名
11		函館地方事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
12			平成28年10月3日～10月7日	1名
13		旭川地方事務所	平成28年8月29日～9月2日	2名
14			平成28年9月5日～9月9日	1名
15			平成28年9月12日～9月16日	2名
16		静岡地方事務所沼津支部	平成28年9月12日～9月16日	1名
17			平成28年10月3日～10月7日	1名
18		岐阜地方事務所	平成28年9月26日～9月30日	1名
19		奈良地方事務所	平成28年10月24日～10月28日	1名
20			平成28年11月7日～11月11日	1名
21		福井地方事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名
22		沖縄地方事務所	平成28年10月17日～10月21日	3名
23		徳島地方事務所	平成28年10月17日～10月21日	3名
24	青森地方事務所	平成28年10月17日～10月21日	1名	
25	釧路地方事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名	

平成28年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
26	法テラス過疎地域型修習	秩父地域事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
27			平成28年10月3日～10月21日	2名
28		牛久地域事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名
29		下田地域事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
30			平成28年10月3日～10月7日	1名
31		佐渡地域事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
32			平成28年10月24日～10月28日	1名
33		可児地域事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
34			平成28年10月3日～10月7日	1名
35		浜田地域事務所	平成28年10月17日～10月21日	2名
36		五島地域事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名
37		壱岐地域事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
38			平成27年10月5日～10月9日	1名
39		対馬地域事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
40		平戸地域事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
41		雲仙地域事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
42			平成28年10月17日～10月21日	1名
43		高森地域事務所等	平成28年10月17日～10月21日	1名
44		宮古島地域事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
45			平成28年10月3日～10月14日	1名
46		会津若松地域事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
47			平成28年10月3日～10月7日	1名
48		宮古地域事務所	平成28年9月5日～9月9日	1名
49			平成28年10月17日～10月21日	1名
50		鹿角地域事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
51			平成28年10月17日～10月21日	2名
52		八戸地域事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
53		八雲地域事務所	平成28年10月12日～10月18日	1名
54		須崎地域事務所	平成28年10月17日～10月21日	2名
55		安芸地域事務所	平成28年10月3日～10月7日	1名

計72名

平成28年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	大学院名	受入先法律事務所	受入時期	受入人数
1	早稲田大学法科大学院	東京法律事務所	平成28年9月5日～9月9日	1名
2	慶應義塾大学法科大学院	東京法律事務所	平成28年9月5日～9月9日	1名
3		埼玉法律事務所	平成28年8月8日～8月26日(17、22を除く)	1名
4		熊谷法律事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
5		千葉法律事務所	平成28年9月5日～9月9日	1名
6		下妻法律事務所	平成28年8月1日～8月5日	1名
7		群馬法律事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
8		長野法律事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
9		京都法律事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
10		奈良法律事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
11		福井法律事務所	平成28年8月22日～8月26日	1名
12		倉吉法律事務所	平成28年8月29日～9月2日	1名
13		学習院大学法科大学院	千葉法律事務所	平成28年8月15日～8月26日
14	國學院大學法科大学院	八雲法律事務所	平成28年9月13日～9月20日	1名
15	上智大学法科大学院	岐阜法律事務所	平成28年9月5日～9月16日	1名
16	創価大学法科大学院	多摩法律事務所	平成28年8月8日～8月18日	1名
17	琉球大学法科大学院	沖縄法律事務所	平成28年9月12日～9月16日	1名
18	一橋大学大学院	多摩法律事務所	平成28年9月5日～9月16日	1名
19		千葉法律事務所	平成28年8月8日～10日、16日、31日	1名
20	法政大学法科大学院	多摩法律事務所	平成28年8月22日～9月2日	1名
21		群馬法律事務所	平成28年8月15日～8月26日	1名
22	中央大学法科大学院	埼玉法律事務所	平成28年8月8日～8月19日	1名
23		岩手法律事務所	平成28年8月15日～8月26日	1名

【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

(単位:人)

	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年4月1日		
	10月2日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	合計	男	女
東京	237	229	269	321	335	228	208	272	322	370	370	278	92
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	156	201	204	204	139	65
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	37	38	41	41	30	11
千葉	23	43	43	56	102	92	111	145	86	85	85	66	19
茨城	22	31	39	43	49	54	55	64	77	78	78	56	22
栃木	15	22	22	31	40	42	51	99	62	62	62	49	13
群馬	16	25	25	25	25	25	45	47	47	47	47	42	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	93	103	103	103	73	30
山梨	14	15	15	14	27	32	38	37	36	36	36	26	10
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	152	152	152	126	26
新潟	17	33	33	47	51	55	56	63	72	72	72	58	14
大阪	68	93	90	91	97	96	102	53	152	219	219	167	52
京都	29	51	84	94	104	107	108	102	150	164	164	110	54
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	87	100	110	110	90	20
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	33	36	36	28	8
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	22	22	22	16	6
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	33	33	41	41	32	9
愛知	37	60	71	81	106	107	115	134	139	143	143	106	37
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	57	57	57	45	12
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	41	40	42	42	29	13
福井	12	22	21	23	33	35	36	38	43	42	42	34	8
石川	27	28	28	27	32	40	40	43	44	46	46	35	11
富山	11	11	11	11	11	11	16	17	22	22	22	18	4
広島	10	10	11	12	22	19	28	37	41	42	42	28	14
山口	18	16	16	16	16	16	30	29	29	42	42	34	8
岡山	21	29	29	27	42	41	50	58	68	33	33	26	7
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	23	23	23	23	20	3
島根	1	14	13	16	17	20	23	28	28	27	27	15	12
福岡	70	149	177	187	196	217	226	223	248	258	258	198	60
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	40	40	48	48	37	11
長崎	12	15	15	24	28	34	40	46	58	59	59	45	14
大分	6	14	30	42	49	51	53	60	61	65	65	49	16
熊本	14	14	18	26	27	25	25	29	35	35	35	26	9
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	51	52	52	45	7
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	32	31	32	32	27	5
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	34	43	42	42	35	7
宮城	16	20	19	24	31	31	65	71	77	75	75	60	15
福島	1	21	21	27	35	25	24	30	37	42	42	32	10
山形	20	20	20	19	30	31	29	47	54	54	54	49	5
岩手	7	28	28	27	26	24	24	26	27	27	27	23	4
秋田	24	32	33	32	32	38	38	39	39	40	40	32	8
青森	4	4	20	21	22	21	24	29	26	45	45	40	5
札幌	29	28	41	44	81	91	105	121	142	166	166	130	36
函館	13	14	13	12	16	18	27	30	29	28	28	24	4
旭川	4	5	6	5	7	16	14	13	13	14	14	10	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	23	23	33	33	29	4
香川	10	23	37	26	28	31	41	43	53	51	51	41	10
徳島	15	23	23	23	36	35	48	46	53	52	52	45	7
高知	7	11	18	17	12	20	22	26	33	33	33	26	7
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	51	48	51	51	42	9
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	3,663	2,821	842
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%	111.2%	114.4%	106.5%			

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成29年4月1日		
	12月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	合計	男	女
東京	175	181	237	283	335	363	399	451	494	552	552	421	131
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	219	234	234	161	73
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	66	68	71	71	51	20
千葉	64	78	79	76	114	161	179	226	238	240	240	191	49
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	114	131	131	108	23
栃木	10	19	22	40	56	64	68	92	80	74	74	55	19
群馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	71	71	61	10
静岡	34	36	37	38	43	44	48	77	101	91	91	70	21
山梨	16	18	19	18	28	34	34	38	39	40	40	32	8
長野	70	51	61	78	92	92	119	127	135	117	117	84	33
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	107	113	113	88	25
大阪	77	85	107	125	132	134	137	150	168	199	199	155	44
京都	19	50	62	57	91	122	141	137	165	178	178	126	52
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	103	113	127	127	102	25
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	34	34	25	9
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	32	36	37	37	28	9
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	41	41	32	9
愛知	76	77	79	79	110	117	122	140	144	152	152	112	40
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	57	59	59	46	13
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	35	35	24	11
福井	16	18	20	26	29	37	42	47	48	49	49	41	8
石川	16	16	30	30	38	39	50	54	53	52	52	40	12
富山	15	16	17	17	19	19	20	21	27	27	27	24	3
広島	19	44	52	58	88	91	112	129	138	145	145	113	32
山口	13	42	46	55	57	66	65	82	89	95	95	82	13
岡山	19	22	22	23	38	44	53	64	78	72	72	56	16
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	43	42	42	42	32	10
島根	12	18	20	23	27	29	29	33	41	42	42	30	12
福岡	55	102	138	156	164	191	199	215	246	263	263	197	66
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	60	59	71	71	61	10
長崎	49	59	58	60	68	71	75	81	79	81	81	70	11
大分	26	30	39	49	58	58	60	71	75	80	80	59	21
熊本	59	70	86	100	103	115	131	135	132	139	139	110	29
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	49	55	55	47	8
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	87	90	96	96	83	13
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	42	55	50	50	39	11
宮城	11	25	25	35	43	44	74	77	83	81	81	67	14
福島	16	19	22	23	23	26	32	39	45	50	50	40	10
山形	24	26	26	32	36	37	39	46	43	52	52	47	5
岩手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	32	32	29	3
秋田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	26	26	21	5
青森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	27	27	23	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	141	160	183	183	145	38
函館	10	11	15	16	20	26	27	30	32	34	34	30	4
旭川	15	20	24	28	38	43	43	48	54	59	59	51	8
釧路	7	19	24	28	34	39	39	40	45	45	45	40	5
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	24	36	36	29	7
徳島	31	29	28	29	47	46	43	49	52	52	52	45	7
高知	10	12	19	23	20	31	32	38	39	38	38	30	8
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	35	39	39	32	7
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	4,709	3,685	1,024
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%	107.9%	105.8%			

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成29年1月19日～20日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等業務の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援について、ビジネスマナー、電話・来客対応、常勤弁護士の職務、業務上の情報管理について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
① 平成28年7月14日～15日 ② 平成29年2月16日～17日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理 等
平成28年11月18日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、司法ソーシャルワーク入門、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方、情報セキュリティ管理、赴任手続 等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成28年10月27日～28日	【赴任1年目業務研修(民事・刑事)】 労働事件対応、DV事件対応、受任判断、事務所のマネジメント、刑務所対応 等
平成29年2月27日～28日	【赴任4年目専門研修】 民事事例研究、DV事案対応、刑事演習、情報交換(ヒヤリハット事例、赴任地での苦勞・工夫) 等
平成28年8月18日～19日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について～精神分析と精神医学の視点、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション 等
平成29年3月21日	【専門研修(司法と福祉の連携)】 地方事務所常勤弁護士による福祉との連携状況・事例の紹介、司法福祉千葉モデル勉強会への参加、司法と福祉の連携に係るディスカッション
下記2参照	【実務トレーニー・実務トレーナー研修】 司法ソーシャルワークの経験が浅い実務トレーニーである常勤弁護士(被指導弁護士)を、司法SWの経験を有する常勤弁護士を実務トレーナー(指導弁護士)の法律事務所に派遣し、司法SW業務の現場でのノウハウの習得

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
① 平成28年4月22日 ② 平成28年9月8日 ③ 平成28年12月2日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置づけ 等
① 平成28年5月27日 ② 平成29年1月27日	【裁判員裁判専門研修】 尋問の戦略と技術、最終弁論、否認事件における弁護戦略と技術 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記3参照	【ブロック別研修】 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定(下記2参照)
平成28年9月9日	【全国経験者交流会】 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論を深める

2 実務トレーニー・実務トレーナー研修

実施日	実務トレーニー(修習期)		受入事務所(実務トレーナー)
① 平成28年7月19日～8月1日	本部	新63期	千葉地方事務所
② 平成28年8月22日～26日 平成28年9月26日～30日	静岡法律事務所	66期	下田法律事務所
③ 平成28年8月22日～9月2日	本部	新63期	東京法律事務所
④ 平成28年9月12日～23日	福岡地方事務所	66期	千葉地方事務所
⑤ 平成28年9月20日～30日	大阪地方事務所	67期	山口法律事務所
⑥ 平成28年10月3日～14日	函館法律事務所	新65期	香川法律事務所
⑦ 平成28年9月26日～10月7日	江差法律事務所	67期	奈良地方事務所
⑧ 平成28年10月13日～11月1日	広島地方事務所	67期	長崎地方事務所
⑨ 平成28年10月18日～28日	秩父法律事務所	66期	長崎地方事務所
⑩ 平成28年11月7日～18日	岐阜法律事務所	67期	下田法律事務所
⑪ 平成28年8月24日～31日	福知山法律事務所	62期	滋賀地方事務所
⑫ 平成28年10月26日～11月9日	本部	新63期	東京法律事務所
⑬ 平成28年11月29日～12月1日 平成28年12月8日～9日 平成29年2月20日～23日	阪神法律事務所	67期	千葉地方事務所

3 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック: 東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック: 福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年4月15日	情状弁護について、生活に困窮している方への支援と刑事司法の入口支援について
② 平成28年11月11日	各種依存症の解説及び赤城高原ホスピタルにおける治療等について、依存症治療歴を持つ方とのパネルディスカッション

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年4月8日～9日	社会福祉法人佑啓会ふるさと学舎見学、司法と福祉機関との刑事事件連携に関するパネルディスカッション、障害者刑事弁護における実践型研修等
② 平成28年10月21日～22日	外国人事件と外国人支援、通訳人から見た弁護活動、児童相談所との連携、外国人障害者の支援、多文化共生社会、外国人児童の支援等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年4月15日	障害者差別解消法、手話通訳士とスタッフ弁護士(法テラス)との連携の可能性、滋賀で実施した聴覚障害者向け研修に関する報告等
② 平成28年8月15日	対応困難ケースへの対応について、グループワーク等
③ 平成29年1月17日	東住吉放火再審事件の事件報告等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年5月23日	農地の売買トラブル～農業委員会の許可が得られない場合の攻撃防御～、仮退院中の少年事件、DV被害者が他県に非難し、住所を秘匿しながら離婚訴訟で証人尋問を行った事例、スタッフ弁護士が受任を断れないケースを打診されたケース、成年後見制度と自己破産～福祉との連携の必要性～
② 平成28年7月29日	保佐人として自己破産申立を行った事例、親子関係不存在判明後の既払養育費返還請求の当否、ある建物収去土地明渡請求事件、最近の裁判所の取組みについて
③ 平成28年11月18日	福井刑務所での国家賠償請求事件、人身保護請求(子の引き渡しに関する一連の紛争)、合意に相当する審判、刑事事件での福祉機関との連携、司法ソーシャルワーク
④ 平成29年2月24日	魚津での3年間について、被告人と依存症、中部ブロックの過去、現在、未来～時代とともに集積されていく経験や連帯感、日弁連高齢者障害者WGIについての報告

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年7月27日	各法律事務所における関係機関との連携状況、事件処理事例等の報告、島根あさひ社会復帰促進センターの施設見学および講義
② 平成28年11月8日～9日	各法律事務所における関係機関との連携状況、事件処理事例等の報告、裁判官から見た刑事弁護活動について

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年10月6日～7日	社会福祉法人南高愛隣会の見学、社会福祉法人の組織内弁護士の取組み、相談支援専門員と弁護士の連携について、長崎での障がい者支援の取組み～長崎障がい者司法福祉勉強会報告～
② 平成29年2月9日～10日	強制執行の実務、地方における司法ソーシャルワークと法人後見、取調べの可視化と公判前整理手続きの実践

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
① 平成28年6月3日～4日	くらしネットみやこ相談室の取組み、グループワーク、経験報告
② 平成28年11月25日～26日	違法行為をした障がい者・高齢者への福祉的支援の実際、活動報告

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成28年5月13日～14日	香川県における万引き防止対策の取組み、事例報告(少年事件、在留特別許可、医療観察、破産事件、民事保全、消費者事件)等
② 平成28年12月2日～3日	交通事故事件処理の実務、民事扶助、刑事事件等の活動報告・意見交換、四国ブロック常勤弁護士間の経験交流

平成28年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地 (市町村名)
1	東京	平成29年2月2日	14:00～16:00	・法テラスの業務報告及び常勤弁護士の活動報告を行った。 ・新宿区福祉部高齢者支援課の方を講師に招き、法テラス東京との連携事業の現状と効果について講演を行った。	33名	第1回	新宿区
2	東京 (多摩支部)	平成28年11月4日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士から福祉関係機関との具体的な連携事例について報告を行った。 ・事前アンケート結果を基に意見交換を行った。	53名	第1回	立川市
3	神奈川	平成28年11月16日	14:30～17:00	・大学教授を講師に招き、司法ソーシャルワークと地域連携をテーマに基調講演及びパネルディスカッションを行った。 ・事前アンケートに基づき、協議を行った。	76名	第1回	横浜市
4	神奈川 (小田原支部)	平成28年11月25日	15:00～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・出張相談の活用等について基調報告を行った。	28名	第1回	厚木市
5	埼玉	平成28年11月2日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・関係機関の方や弁護士を講師として招き、連携事例の発表を行った。	331名	第1回	さいたま市
6	埼玉 (川越支部)	平成28年11月28日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明、情報提供業務の実演、スタッフ弁護士による事例紹介を行った。 ・グループに分かれ、情報提供、外国人支援、高齢者・障がい者、DVストーリー等のテーマを設定し、グループ討議を行った。	56名	第1回	川越市
7	千葉	平成28年10月18日	13:30～15:30	・法テラスの概要を説明した。 ・法テラスの業務説明や関係機関との連携に関する事例検討を行った。 ・関係機関との連携についての意見交換を行った。	31名	第1回	山武市
8	千葉	平成28年11月7日	13:30～15:30	同上	18名	第2回	佐原市
9	茨城	平成28年6月30日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士から債務整理の方法や関係機関との連携事例を紹介し、意見交換を行った。	18名	第1回	水戸市
10	茨城	平成28年7月27日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・生活困窮に対する司法ソーシャルワーク(連携強化)の取組についての事例紹介及び意見交換会を行った。	29名	第2回	下妻市
11	茨城	平成28年10月28日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・法テラスでの情報提供の様子について、寸劇で紹介した。 ・分科会を行い、①女性や子どもをとりまく諸問題②生活困窮者支援③家族の支援が望めない高齢者・障がい者への支援に分かれて議論を行い意見交換を行った。	147名	第3回	水戸市
12	茨城	平成29年1月18日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・債務整理に関する事例紹介及び意見交換会を行った。	17名	第4回	常陸大宮市
13	茨城	平成29年2月14日	13:30～15:30	・法テラスの業務報告を行った。 ・「女性や子どもをとりまく問題」をテーマに事例紹介及び意見交換を行った。	19名	第5回	牛久市
14	栃木	平成29年2月24日	14:00～16:00	・実績報告を行った。 ・事例等を基に、グループに分かれて意見交換を行った。	22名	第1回	宇都宮市
15	群馬	平成28年12月1日	13:30～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・無戸籍者に対する支援について、基調講演やパネルディスカッションを行った。 ・意見交換会を行った。	92名	第1回	前橋市
16	静岡	平成29年3月3日	14:00～16:00	・法テラス静岡の業務報告を行った。 ・静岡弁護士会から高齢者・障害者総合支援センター制度の紹介が行われた。 ・法テラス静岡法律事務所の取組事例について報告した。	84名	第1回	静岡市

【資料37】

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地 (市町村名)
17	静岡 (沼津支部)	平成29年2月27日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・「法テラス沼津におけるSW活動について」をテーマにパネルディスカッションを行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。	35名	第1回	沼津市
18	静岡 (浜松支部)	平成29年2月20日	14:00～16:00	・法テラスの業務報告を行った。 ・常勤弁護士により司法SWに関する業務説明がなされた。 ・「外国人の方々の法的支援について」と「高齢者・障がい者等の法的支援について」をテーマにパネルディスカッションを行った。	65名	第1回	浜松市
19	山梨	平成28年4月22日	18:00～20:00	・高齢者・障がい者に対する支援をテーマに事例検討を行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。	62名	第1回	甲府市
20	山梨	平成28年10月22日	13:00～17:00	・司法ソーシャルワーク推進室長より「総合法律支援の現況と『司法ソーシャルワーク』の試みについて」基調講演を行った。 ・山梨県弁護士会会長より「弁護士、日本司法支援センター、福祉関係者との連携による法律問題解決の実践について」基調講演を行った。 ・司法ソーシャルワークに関するアンケート結果分析を行った。 ・パネルディスカッションを行った。	100名	第2回	甲府市
21	長野	平成28年11月18日	14:30～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・司法ソーシャルワークの概要説明を行った。 ・「長野県弁護士会における高齢者・障害者への取り組みについて」をテーマに長野県弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター運営委員長から講話が行われた。 ・法テラス松本法律事務所の関係機関との連携事例を紹介した。 ・質疑応答を行った。	24名	第1回	諏訪市
22	新潟	平成28年7月1日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明及びDVD上映を行った。 ・関係機関からの活動報告(新潟弁護士会、新潟司法書士会)が行われた。 ・事例検討(成年後見、自己破産、離婚)を行った。	22名	第1回	南魚沼市
23	大阪	平成29年2月17日	9:30～11:30	・法テラスの業務説明及び業務報告を行った。 ・司法ソーシャルワークについての説明を行った。	56名	第1回	大阪市
24	大阪	平成29年2月13日	14:00～16:00	同上	23名	第1回	堺市
25	京都	平成28年10月4日	13:30～15:30	・「法テラス10年を振り返って」と題してスライド上映を行い、業務実績報告を行った。 ・法テラスの現状及び今後の展望について、パネルディスカッションを行った。	52名	第1回	京都市
26	兵庫	平成28年7月13日	13:30～15:30	・民事法律扶助業務の説明を行った。 ・司法ソーシャルワークについての業務説明を行った。	18名	第1回	神戸市
27	奈良	平成28年10月3日	13:30～14:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士10年間の活動記録の説明を行った。 ・今回は、10周年記念式典として地方協議会を開催したため、各関係機関・団体から祝辞をいただき、「法テラス奈良10年の歩み 記念号」を作成し、配布した。	31名	第1回	奈良市
28	滋賀	平成28年11月25日	13:30～15:40	・法テラスの業務説明を行った。 ・成年後見制度に係る各関係機関の連携について協議がなされた。	18名	第1回	大津市
29	和歌山	平成28年12月6日	13:30～15:30	・業務報告を行った。 ・常勤弁護士から「高齢者の法律問題を解決するために」をテーマに講演が行われた。 ・意見交換を行った。	30名	第1回	橋本市
30	和歌山	平成29年2月21日	13:30～15:30	同上	33名	第2回	和歌山市
31	愛知	平成29年2月1日	13:30～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・高齢者・障がい者への法的支援の事例について報告がなされた。 ・グループディスカッションを行った。	71名	第1回	津島市
32	愛知 (三河支部)	平成28年11月24日	14:00～16:00	・成年後見の改正法について、愛知県弁護士会西三河支部高齢者・障がい者委員長から説明がなされた。 ・総合法律支援法の改正についての説明を行った。 ・指定場所での定期相談や巡回相談、ホットライン等についてグループに分かれて討議を行った。	33名	第1回	三河市

【資料37】

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地 (市町村名)
33	三重	平成28年11月16日	14:00～16:00	・業務説明及び司法ソーシャルワークの説明を行った。 ・11月から運用開始した「司法ソーシャルワーク出張相談」「司法ソーシャルワーク巡回相談」の概要を紹介した。 ・意見交換・質疑応答を行った。	47名	第1回	津市
34	岐阜	平成28年7月15日	14:00～16:30	・教育委員会やスクールソーシャルワーカーを対象に学校現場で子ども達が直面する両親の離婚問題や親権等について、注意すべき点を説明した。 ・質疑応答、意見交換を行った。	30名	第1回	岐阜市
35	福井	平成28年8月30日	15:00～16:30	・業務説明及び実績報告を行った。 ・司法書士後見人等の給源や扶助利用件数増加策及び出張相談の拡充する際の課題についての意見交換を行った。	5名	第1回	福井市
36	福井	平成29年1月18日	13:30～16:20	・総合法律支援法改正について説明を行った。 ・関係機関からの事前アンケートに対する回答を行った。 ・質疑応答、検討事例を基に意見交換を行った。	36名	第2回	福井市
37	石川	平成29年1月16日	13:00～16:30	・DVDの上映を行った。 ・司法ソーシャルワークの概要及び民事法律扶助出張相談についての説明を行った。	76名	第1回	金沢市
38	富山	平成28年10月4日	14:00～16:00	・法テラス富山の業務実績について報告を行った。 ・「福祉と司法の連携について」常勤弁護士から講演がなされた。 ・パネルディスカッション「弁護士に相談する？しない？法律問題を抱える人の発見ポイント」を行った。	35名	第1回	富山市
39	富山	平成29年1月19日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士により、法テラス魚津法律事務所の業務状況の説明を行った。 ・質疑応答、グループでの意見交換を行った。	15名	第1回	魚津市
40	広島	平成28年11月2日	13:30～15:50	・婦人保護施設長による実践報告が行われた。 ・法テラスの業務報告を行った。 ・質疑応答・意見交換を行った。	54名	第1回	広島市
41	山口	平成28年9月20日	14:00～15:30	・業務説明及び常勤弁護士の活動報告を行った。 ・司法ソーシャルワークの取組についての説明を行った。	18名	第1回	岩国市
42	山口	平成28年11月18日	14:00～16:15	・法テラスの業務報告を行った。 ・弁護士ナビゲーションおよび出前講義の案内を行った。	49名	第2回	山口市
43	岡山	平成28年6月29日	16:00～17:00	・犯罪被害者支援団体の活動を紹介した。	65名	第1回	岡山市
44	岡山	平成28年11月24日	10:00～11:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・質疑応答を行った。	20名	第2回	岡山市
45	岡山	平成29年1月25日	17:30～19:00	同上	42名	第3回	岡山市
46	岡山	平成29年2月6日	17:30～19:00	同上	38名	第4回	岡山市
47	鳥取	平成28年12月1日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明と常勤弁護士による事例紹介を行った。 ・事前アンケート及び会議内容を受けての質疑応答・意見交換を行った。	14名	第1回	鳥取市
48	鳥根	平成28年6月13日	13:30～15:30	・鳥根地方事務所が実施している助っ人弁護士制度の紹介を行い、常勤弁護士及び松江市くらし相談支援センター所長から事例報告を行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。	42名	第1回	松江市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地 (市町村名)
49	島根	平成28年11月28日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・法テラス浜田の業務実績及び活動についての説明を行った。 ・助っ人弁護士制度に説明が行われ、浜田市社会福祉協議会の方から、「助っ人弁護士」制度の現状及び今後の課題について講演が行われた。 ・質疑応答を行った。	23名	第2回	浜田市
50	福岡	平成28年8月18日	14:00～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・法テラス福岡における司法ソーシャルワークへの取組について、かすがリーガルエイドプログラムの実践報告やグループワークを行った。	53名	第1回	春日市
51	福岡	平成28年11月27日	13:15～16:30	・DV事件に理解の深い弁護士を講師に招き、弁護士から見たDV事件という題材で、基調講演を行った。 ・DV事件における私たちの役割・連携という題材で、パネルディスカッションを行った。	83名	第2回	福岡市
52	福岡 (北九州支部)	平成28年11月7日	14:00～16:10	・本部坂本理事より「利用者と法テラスについて(10周年を迎えて)」というテーマで、法テラスの基本情報や利用方法、法テラス全体の今後の展望などについて基調講演を行った。 ・社会福祉士を招いて、司法ソーシャルワークをテーマに常勤弁護士と対談を行った。 ・北九州支部の業務報告を行った。	89名	第1回	北九州市
53	佐賀	平成29年2月16日	13:30～16:30	・法テラスの業務実績報告と業務説明を行った。 ・障がい者差別解消法の法制度の説明の中で、法テラスの利用方法についての説明を行った。 ・坂本理事、法テラス佐賀の執行部も参加して、グループワークを行い、各関係機関と意見交換を行った。	81名	第1回	佐賀市
54	長崎	平成29年2月8日	13:30～16:00	・法テラスの業務報告を行った。 ・長崎県弁護士会労働と貧困に関する委員会から活動報告が行われた。 ・福祉事務所と法テラスの連携事例について、常勤弁護士と長崎市福祉部生活福祉二課の方と共同で報告がなされた。	19名	第1回	長崎市
55	大分	平成28年10月24日	14:00～16:30	・設例を用いて、民事法律扶助業務の説明を行った。 ・事例検討を行った。 ・質疑応答を行った。	40名	第1回	大分市
56	大分	平成29年1月27日	13:30～16:30	・民事法律扶助業務及び出張相談についての説明を行った。 ・事前アンケートに基づく質疑応答を行った。	15名	第2回	佐伯市
57	熊本	平成29年2月28日	14:00～16:00	・熊本市南福祉事務所の方から「法テラスとの連携について」をテーマに基調講演を行った。 ・グループワークや事例に関する意見交換、質疑応答を行った。 ・法テラスの業務説明を行った。	35名	第1回	熊本市
58	鹿児島	平成29年2月17日	13:30～15:30	・業務報告を行った。 ・業務説明及び関係機関との連携対応事例の紹介を行った。 ・弁護士による「DV被害者への法的支援活動状況について」講演が行われた。	64名	第1回	鹿児島市
59	宮崎	平成29年1月20日	14:00～16:00	・身近なトラブル事案を題材に、法テラスの業務内容や活用法をロールプレイングで説明した。 ・常勤弁護士の活動報告を行った。 ・司法書士を講師に招き、「司法書士と司法ソーシャルワーク」を題材に講演を行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。	42名	第1回	宮崎市
60	沖縄	平成29年2月10日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・弁護士を講師に招き、高齢者の財産管理についてという題材で講演を行った。 ・常勤弁護士から高齢者・障がい者にまつわる事例の紹介を行った。	43名	第1回	那覇市
61	宮城	平成28年11月18日	13:30～16:30	・法テラスの業務説明を行った。 ・外部から講師を招き「困難な相談者への対応についてパーソナリティ障害の理論から学ぶ」をテーマに講演を行った。	98名	第1回	仙台市
62	福島	平成29年2月3日	13:30～15:30	・福祉担当者向けの法テラス利用方法の説明を行った。 ・福島弁護士会、福島司法書士会における高齢者・障がい者に対する事業の説明を行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。	20名	第1回	二本松市
63	福島	平成29年2月17日	13:30～15:30	同上	16名	第2回	広野町
64	山形	平成28年10月14日	13:30～15:20	・法テラスの業務説明をDVDを使用しながら行った。 ・山形弁護士会所属の弁護士より、山形県内における高齢者・障がい者への法的支援について講義を行った。 ・意見交換を行った。	28名	第1回	酒田市

【資料37】

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地 (市町村名)
		開催日	開催時間				
65	山形	平成29年2月3日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明及びDVDの上映を行った。 ・出張法律相談・巡回法律について講演を行った。 ・質疑応答を行った。	39名	第2回	山形市
66	岩手	平成28年6月2日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・高齢者・障がい者等への出張法律相談の活用について、出張相談の実例報告や情報共有、質疑応答・意見交換を行った。	40名	第1回	盛岡市
67	岩手	平成28年10月21日	13:00～14:00	・司法ソーシャルワークの説明と高齢者・障がい者に対する法的支援について協議を行った。 ・意見交換を行った。	9名	第2回	田野畑村
68	岩手	平成29年3月21日	13:30～15:00	・司法ソーシャルワークの説明と高齢者・障がい者に対する法的支援について協議を行った。 ・意見交換を行った。	30名	第3回	雫石町
69	秋田	平成28年10月11日	13:30～15:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士から「世界の法律扶助と日本の司法ソーシャルワーク」をテーマに講演を行った。 ・司法ソーシャルワークについて、法テラス秋田の連携事例を報告した。	71名	第1回	秋田市
70	青森	平成28年11月14日	13:30～16:00	・常勤弁護士の活動や巡回相談などの法律相談の実施状況についての説明を行った。 ・相続についての講義が行われた。 ・障がい者・高齢者について、事例検討を行った。	33名	第1回	青森市
71	札幌	平成28年11月22日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明及びDVD上映を行った。 ・法テラスの活用方法について、個別事例報告及び質疑応答を行った。	39名	第1回	倶知安町
72	札幌	平成29年2月1日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明及びDVD上映を行った。 ・法テラスの活用方法について、個別事例報告及び質疑応答を行った。	52名	第2回	滝川市
73	函館	平成28年10月12日	14:00～16:00	・法テラスの10年の歩み及び業務報告を行った。 ・司法ソーシャルワークや総合法律支援法の改正についての報告を行った。 ・質疑応答・意見交換を行った。	40名	第1回	函館市
74	函館	平成28年11月1日	13:30～15:30	同上	14名	第1回	江差町
75	函館	平成28年11月7日	13:30～15:30	同上	12名	第1回	八雲町
76	旭川	平成28年9月2日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・「そこにある問題を見つけるためには～見守り・気づきによるケース～」を題材にした声劇を行った。 ・関係機関・団体と法テラスとの連携について講演を行った。	22名	第1回	紋別市
77	旭川	平成28年10月11日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明を行った。 ・権利擁護のための連携構築について、常勤弁護士による講演を行った。 ・関係機関・団体と法テラスとの連携について講演を行った。	75名	第2回	旭川市
78	釧路	平成28年10月25日	14:00～16:00	・法テラスの業務内容や業務実績について説明を行った。 ・総合法律支援法の改正に伴う新規業務についての説明を行った。 ・弁護士によるケース会議支援制度の案内を行った。 ・事例検討や意見交換・質疑応答を行った。	68名	第1回	釧路市
79	釧路	平成28年11月8日	14:00～16:00	同上	27名	第2回	帯広市
80	釧路	平成28年11月15日	13:30～15:30	同上	24名	第3回	北見市
81	香川	平成29年2月21日	13:30～15:20	・法テラスの業務説明を行った。 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークの説明及び事例について報告した。	18名	第1回	さぬき市

【資料37】

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	回数	開催地
							(市町村名)
82	徳島	平成28年12月5日	13:30～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスの業務説明を行った。 ・消費者庁を招いての講演「高齢者をめぐる消費者被害の実態」を行った。 ・落語家を招いて、高齢者被害に関する落語を披露した。 ・「高齢者・障がい者への法的支援を考える」をテーマにパネルディスカッションを行った。 	220名	第1回	徳島市
83	高知	平成28年11月10日	13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス高知・法テラス須崎法律事務所の業務説明を行った。 ・法テラス須崎法律事務所の弁護士との繋がりに方について講演を行った。 ・質疑応答・意見交換を行った。 	35名	第1回	須崎市
84	高知	平成28年11月22日	13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスの業務説明を行った。 ・法テラス安芸法律事務所の業務説明を行った。 ・意見交換、質疑応答を行った。 	23名	第2回	安芸市
85	高知	平成28年12月13日	13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス高知の業務説明を行った。 ・法テラス中村法律事務所の業務説明を行った。 ・質疑応答、意見交換を行った。 	20名	第3回	四万十市
86	愛媛	平成28年11月16日	13:15～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉行政職員を対象としたホットラインの開設について説明した。 ・弁護士と公益活動について講演を行った。 ・法テラスの業務内容及び平成27年度業務実績等の報告を行った。 ・意見交換・質疑応答を行った。 	72名	第1回	松山市
87	愛媛	平成29年3月3日	14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス愛媛における司法ソーシャルワークへの取組状況について報告した。 ・事例検討、意見交換を行った。 	36名	第2回	松山市

【資料38】

平成28年度地方協議会参考事例一覧		
1 北海道ブロック		
事務所	開催日	参考事例
旭川	平成28年9月2日 平成28年10月11日	1 回目の紋別では、声劇により情報提供業務を紹介し、分かりやすい内容とした。常勤弁護士から司法ソーシャルワークについて、事例を交えて報告を行い、出席者の理解が深まるような構成とした。 2 回目の旭川では、司法ソーシャルワークの説明に関する具体的取組及び実績報告、常勤弁護士による活動報告を行った。また、出席者に関係が深いと思われる架空事例について検討・意見交換を行い、関係機関との連携が深まるよう工夫した。
釧路	平成28年10月25日 平成28年11月8日 平成28年11月15日	釧路・根室地区、十勝地区、北見・網走地区の3地区に分けて地方協議会を開催し、各地区の地域包括支援センターをはじめとした様々な関係機関の方に幅広く参加を呼びかけ、地域の事情を反映させた協議会とした。開催に当たっては、事例検討等を行い分かりやすい内容とした。
2 東北ブロック		
山形	平成28年10月14日	司法ソーシャルワーク、出張相談等についての説明を事例等を使い分かりやすく説明した。さらに、弁護士を講師に招き、高齢者や障がい者に対する法的支援についての連携事例を紹介した。
福島	平成29年2月3日 平成29年2月17日	出席者を福祉関係職員に限定し、福祉関係職員向けの法テラスの業務説明をするとともに、福島県弁護士会・福島県司法書士会における高齢者・障がい者に対する事業の説明を行い、福祉関係機関との連携を深めた。
3 関東ブロック		
埼玉	平成28年11月2日	参加人数331名という大規模な地方協議会を行った。常勤弁護士がコーディネーターを務め、外部から弁護士や関係機関の方を講師に招き、成年後見制度、生活保護高齢者、DV被害者に関する連携事例について発表を行った。
新潟	平成28年8月3日	開催地である南魚沼市を事前に訪問し、協議会の主旨説明や協力依頼を行ったことで、日頃対応に困っている事例や法テラスへの要望等を事前アンケートで多く引き出し、その事例に沿って質疑応答や協議・検討等を行った。
4 中部ブロック		
福井	平成28年8月30日	司法ソーシャルワークの連携スキームについて、福井以外の連携スキーム例を示すことで、具体的な意見交換を行うことができた。本協議会の出席者に、高齢者権利擁護委員会の主要メンバーを加えた協議会の開催にこぎつけた。

【資料38】

5 近畿ブロック		
奈良	平成28年10月3日	10周年記念式典として地方協議会を開催し、業務説明の他、常勤弁護士10年の活動記録を発表した。
和歌山	平成28年12月6日 平成29年2月21日	出席者を福祉関係職員に限定し、地方協議会を開催した。 地方協議会開催に当たり、高齢者の問題に関して事前アンケートを行い、成年後見制度について、常勤弁護士による事例検討を交えた説明を行った。
6 中国ブロック		
山口	平成28年9月20日	今年度、初めて山口市以外で開催し、法テラスをあまり知らない関係機関の担当者に業務内容を知ってもらい有意義な協議会となった。法律相談を全く実施していない自治体があることが分かり、今後の連携が見込まれた。
広島	平成28年11月2日	ひとり親家庭支援（離婚やDV等）をテーマにし、県内の家庭支援課や父子・母子自立支援員、各市長担当職員等を対象に協議会を行った。 協議会は、業務説明や関係機関の方からの実践報告を行った後、グループに分かれて意見交換を行い、相互理解を深めた。
7 四国ブロック		
愛媛	平成28年11月16日 平成29年3月3日	関係機関・団体等の相互連携の推進に資するため、事前アンケートに基づき各機関・団体の業務概要を一覧表にまとめ、席上配布した。 福祉関係の職員を対象としたホットラインの開設についての説明及び常勤弁護士による司法ソーシャルワークについての説明を行った。
徳島	平成28年12月5日	高齢者の問題について、消費者庁の審議官を招いて講演を行うとともに、落語家による高齢者被害に関する落語を行った。最後に、「高齢者・障がい者への法的支援を考える」をテーマにパネルディスカッションを行うことによって、一般市民の方を含めた出席者に高齢者・障がい者への法的支援の必要性を理解して頂けるような構成とした。
8 九州ブロック		
福岡	平成28年8月18日	法テラス福岡における司法ソーシャルワークへの取組について、法テラス福岡で実践している「かすがリーガルエイドプログラム」を報告するとともに、高齢者・障がい者支援の具体的な事例検討を行った。

平成28年度地方協議会の開催内容・形式等と業務改善事例一覧

1 開催内容

	項目	開催地方事務所
①	高齢者・障がい者への法的支援を議題に取り上げ、司法ソーシャルワークについて説明を行った。	島根、茨城、山口、函館、山形、埼玉、富山、奈良、愛媛、北九州、大分、福岡、三重、長野、鳥取、徳島、札幌、宮城、沖縄、長崎、宮崎、沼津、石川、香川、旭川、東京、多摩、岩手、秋田、神奈川、静岡、滋賀、浜松、愛知、和歌山、福島、山梨、熊本、佐賀、大阪
②	具体的な事案に基づいて関係機関の方と意見交換を行った。	茨城、山梨、岐阜、新潟、山口、青森、釧路、埼玉、千葉、富山、広島、北九州、大分、福岡、長野、福井、旭川、栃木、岩手、愛媛、愛知、熊本、滋賀、川越、山梨、佐賀
③	出張法律相談や巡回相談の利用について利用要件等の具体的に説明した。	山口、山形、埼玉、千葉、愛媛、高知、北九州、大分、福岡、三重、長野、石川、岩手、小田原、和歌山、福島
④	事前アンケートに基づき、質疑応答や協議を行った。	新潟、山形、愛媛、大分、鳥取、札幌、福井、旭川、東京、多摩、岩手、神奈川、浜松、和歌山
⑤	特定のテーマに基づいてパネルディスカッションを行った。	山形、群馬、徳島、福岡、沼津、石川、浜松、神奈川、山梨、佐賀、京都
⑥	関係機関や弁護士の方を講師に招き、関係機関と法テラスが連携した事案等を発表した。	埼玉、島根、徳島、宮城、福岡、長崎、東京、神奈川、鹿児島、熊本
⑦	グループ討議を行い、様々な問題について、意見交換を行った。	三河、栃木、東京、愛知、熊本、川越、佐賀
⑧	DVや子どもの権利を議題にし、それに関する法的支援について、協議を行った。	岐阜、茨城、広島、福岡、鹿児島、茨城
⑨	寸劇・声劇・ロールプレイングを取り入れて、弁護士と地域包括職員との連携のありかたを説明した。	茨城、青森、宮崎、旭川、静岡、川越
⑩	総合法律支援法の改正に伴う新規業務について説明を行った。	釧路、函館、三河、石川、福井
⑪	地方協議会の中で10周年記念行事等を行った。	函館、奈良、北九州、福岡、京都
⑫	犯罪被害者支援について議題に取り上げた。	岡山
⑬	無戸籍者に対する支援について、協議を行った。	群馬
⑭	落語家を招き、協議会のテーマに沿った落語を披露した。	徳島

2 開催形式等

	項目	開催地方事務所
①	複数回の協議会を実施した。	茨城、函館、釧路、千葉、島根、高知、札幌、山形、福岡、大分、福井、富山、旭川、岩手、岡山、愛媛、和歌山、山口、福島、山梨、大阪、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、栃木、兵庫、佐賀、香川、滋賀、岐阜、宮城
②	各地域の実情に応じて地区別や対象者を限定したミニ協議会を行った。	茨城、岐阜、新潟、兵庫、釧路、函館、高知、島根、長野、札幌、富山、旭川、岩手、愛媛、福島
③	視聴覚資料(政府インターネットテレビ、DVD等)の活用を含め、参加者に分かりやすい説明を心がけた。	新潟、山形、鳥取、札幌、石川、京都
④	報道機関に取り上げられた。	群馬、福岡、静岡
⑤	事前に開催地する市町村に訪問し、協議会の主旨の説明や協力依頼を行い、多くの参加者を集めることができた。	新潟、鳥取

3 過去の地方協議会を受けて業務改善を行った点

①	平成27年度の地方協議会において、巡回法律相談会を実施してほしいとの要望があったため、平成28年度に下関豊北町において、巡回法律相談会を実施できるよう関係機関と折衝し、弁護士会の協力を得て可能などころまでこぎつけた。(山口)
②	地方の交通事情が悪く、高齢者は自家用車もない場合が多いことから、大分市まで出向くことが難しい方が、法律相談をあきらめてしまうため、出張相談を活用したいとの意見があった。出張相談の増加に備えて、弁護士会と協議を行い、出張相談担当弁護士名簿を作成した。さらに、遠隔地の方のため、指定相談場所の拡大を目指すこととした。(大分)
③	関係機関から法テラスの業務説明の要望があったので、弁護士による講演及び法テラスの業務説明を行った。それ以外にも、平成27年度から福祉機関に対して、弁護士を講師として、講演等を行う取組を積極的に実施した。(広島)
④	積極的に出張相談を実施してほしいとの要望があったので、出張相談を充実させた。平成27年度は228件と過去最高の出張申請があった。(広島)
⑤	「顔の見える連携構築」の手法として、業務説明会等を通じて常勤弁護士によるホットライン(関係機関を対象にした情報提供窓口)の案内していくこととした。(宮崎)
⑥	司法ソーシャルワークに係るPTにおいて、弁護士会と協議を継続し、平成28年6月から出張法律相談の協働スキームの運用を開始する。(宮崎)
⑦	ケースワーカーや支援員との情報共有をしながら法的支援活動を行う「リーガルエイドプログラム」の実施地区を拡大した。また、これまで対象者は生活保護受給者のみであったが、一部地区では生活困窮者まで対象者に加えることができた。(福岡)
⑧	福祉機関等から情報提供窓口へ支援要請があった場合に、情報提供業務の一環として、同窓口が弁護士ナビゲーションの名簿に従って配点し、それを受けた担当弁護士が電話で対応し、法律相談(出張相談を含む)及び代理援助に円滑につなぐ「弁護士ナビゲーション」を介した活動を充実させた。(福岡)
⑨	弁護士会と連携し、高齢者・障がい者のためのワンストップサービスを充実させた。(福岡)
⑩	鳥取市中央人権福祉センター・鳥取市パーソナルサポートセンターでの福祉サポートナビの実施の要望があったため、個別に要望を伺うこととなった。(鳥取)

【資料40】平成28年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計	構成比
法テラス地方事務所	381	420	445	395	406	413	388	380	345	342	374	360	4,649	48.6%
警察	19	11	11	12	11	16	9	7	8	8	5	13	130	1.4%
検察庁	1	5	4	3	1	1	6	5	4	1	0	0	31	0.3%
民間支援団体	9	8	6	10	10	10	8	6	18	5	9	7	106	1.1%
地方公共団体	29	24	23	29	20	24	20	23	12	19	21	14	258	2.7%
配偶者暴力相談支援センター・女性センター等	29	20	35	19	35	20	13	19	16	16	13	26	261	2.7%
児童相談所	2	3	2	0	1	0	2	7	0	1	0	7	25	0.3%
弁護士会	246	278	296	273	323	345	297	266	253	256	269	231	3,333	34.8%
司法書士会	9	4	5	3	6	5	2	3	1	1	0	0	39	0.4%
福祉・保健・医療機関・団体	1	2	5	3	3	3	2	3	2	3	2	2	31	0.3%
労働問題相談機関・団体	14	13	22	14	14	9	16	24	15	8	17	23	189	2.0%
人権問題相談機関・団体	3	2	2	8	5	6	6	7	2	2	4	7	54	0.6%
交通事故相談機関・団体	26	22	10	16	19	19	26	12	22	14	14	17	217	2.3%
その他機関・団体 (裁判所・暴追センター等)	16	18	26	27	19	19	29	19	24	13	12	20	242	2.5%
合 計	785	830	892	812	873	890	824	781	722	689	740	727	9,565	100.0%

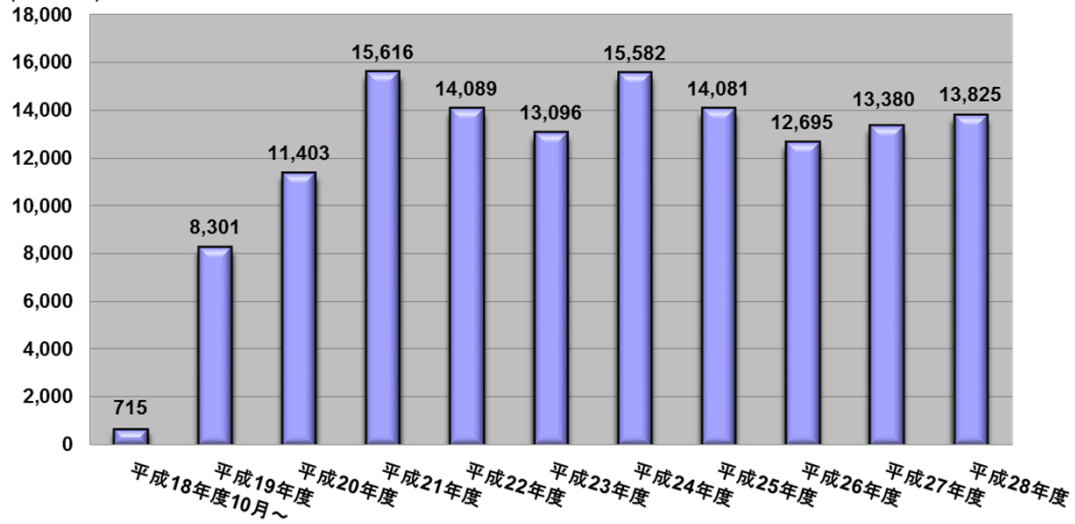
【資料41】地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)

○平成28年度 月別対応件数

地方事務所 における件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,030	1,164	1,260	962	1,127	1,147	1,241	1,198	1,157	1,159	1,203	1,177
年度総計	13,825											

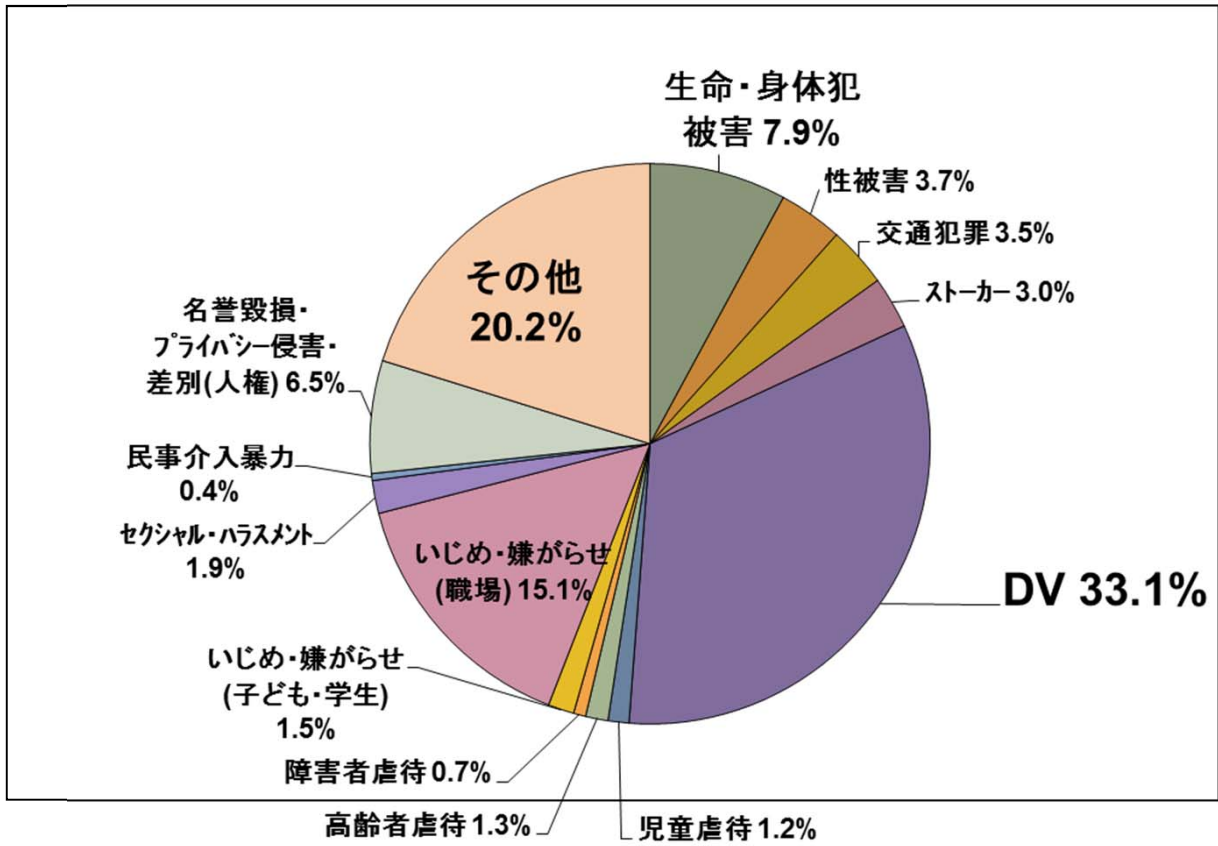
○年度別対応件数推移(平成18年度～平成28年度)

(単位:件)



平成18年度からの累計 132,783件

【資料42】平成28年度 地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)

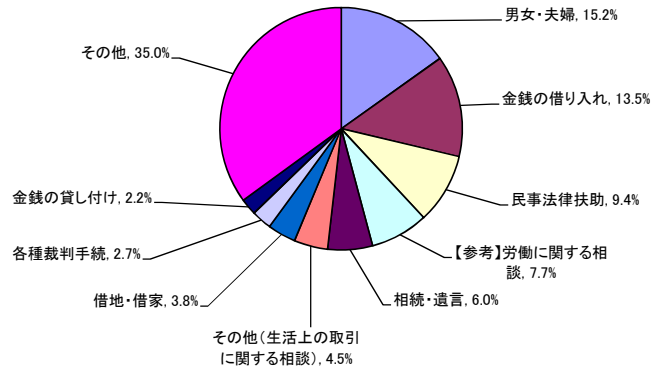


【資料43】平成28年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合		
		合計	分野別男女比	
			男性	女性
男女・夫婦	51,099	15.2%	28.5%	71.5%
金銭の借り入れ	45,584	13.5%	53.7%	46.3%
民事法律扶助	31,652	9.4%	45.0%	55.0%
【参考】労働に関する相談	26,011	7.7%	51.9%	48.1%
相続・遺言	20,248	6.0%	35.3%	64.7%
その他（生活上の取引に関する相談）	15,094	4.5%	52.2%	47.8%
借地・借家	12,694	3.8%	48.5%	51.5%
各種裁判手続	9,109	2.7%	58.8%	41.2%
金銭の貸し付け	7,444	2.2%	52.1%	47.9%
高齢者・障害者	6,396	1.9%	38.1%	61.9%
犯罪被害者	6,261	1.9%	41.9%	58.1%
定年・退職・解雇	5,563	1.6%	51.4%	48.6%
その他（職場に関する相談）	5,454	1.6%	55.8%	44.2%
損害賠償	5,124	1.5%	54.0%	46.0%
いじめ・嫌がらせ	4,608	1.4%	45.0%	55.0%
生活福祉	4,486	1.3%	51.8%	48.2%
弁護士	4,400	1.3%	44.9%	55.1%
子ども	4,393	1.3%	29.8%	70.2%
刑事手続のしくみ	4,021	1.2%	58.3%	41.7%
その他（法テラス）	4,004	1.2%	52.4%	47.6%

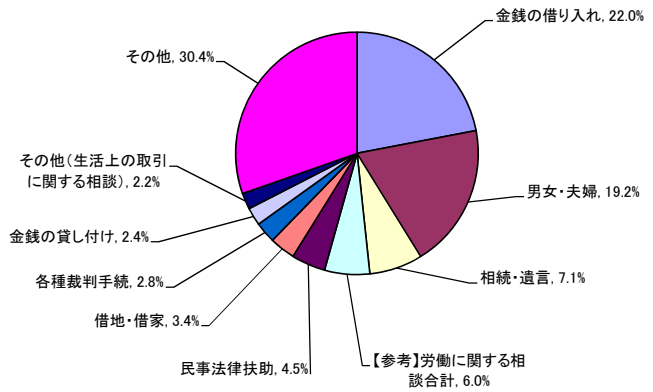
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	45,073	22.0%
男女・夫婦	39,393	19.2%
相続・遺言	14,576	7.1%
【参考】労働に関する相談	12,304	6.0%
民事法律扶助	9,320	4.5%
借地・借家	7,013	3.4%
各種裁判手続	5,727	2.8%
金銭の貸し付け	4,926	2.4%
その他（生活上の取引に関する相談）	4,422	2.2%
損害賠償	4,118	2.0%
高齢者・障害者	3,494	1.7%
子ども	2,976	1.5%
定年・退職・解雇	2,924	1.4%
熊本地震	2,910	1.4%
東日本大震災	2,551	1.2%
賞金・退職金	2,501	1.2%
いじめ・嫌がらせ	2,285	1.1%
犯罪被害者	2,135	1.0%
その他の法律事務	1,997	1.0%
民事上の問題	1,888	0.9%

地方事務所



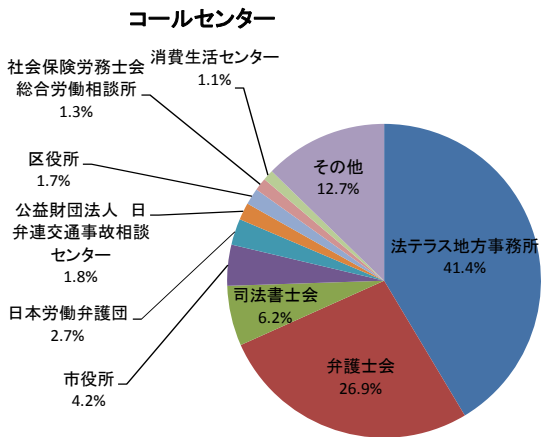
注）【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含まれます。

注）問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】平成28年度における関係機関紹介状況

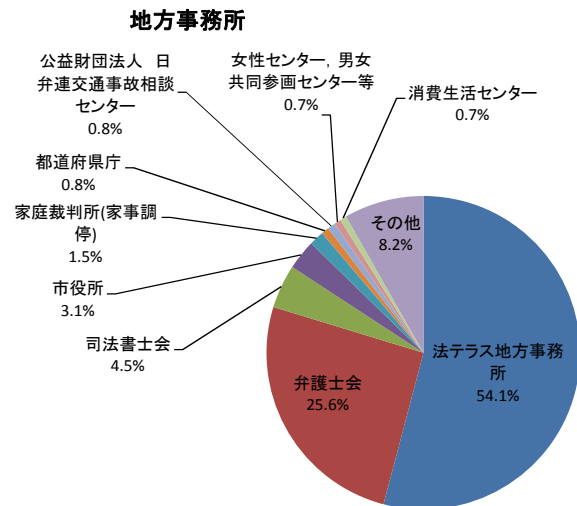
コールセンター

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	41.4%	168,773
弁護士会	26.9%	109,725
司法書士会	6.2%	25,107
市役所	4.2%	17,149
日本労働弁護団	2.7%	11,037
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.8%	7,401
区役所	1.7%	6,715
社会保険労務士会 総合労働相談所	1.3%	5,075
消費生活センター	1.1%	4,504
その他	12.7%	51,838



地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	54.1%	108,415
弁護士会	25.6%	51,442
司法書士会	4.5%	8,919
市役所	3.1%	6,275
家庭裁判所(家事調停)	1.5%	3,062
都道府県庁	0.8%	1,565
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0.8%	1,520
女性センター, 男女共同参画センター等	0.7%	1,475
消費生活センター	0.7%	1,402
その他	8.2%	16,523



【資料45】平成28年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

地方事務所	平成28年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平成29年1月		2月		3月		合計			
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方	
東京	4	0	3	1	5	1	9	1	6	1	2	0	3	0	3	0	5	0	0	0	4	1	10	1	60	54	6	
東京(多摩)	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6	6	0		
神奈川	2	0	0	0	3	0	1	0	2	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	15	14	1	
神奈川(川崎)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	
神奈川(小田原)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
埼玉	2	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0	3	0	2	0	1	0	1	0	20	20	0	
埼玉(川越)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
千葉	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	0	12	9	3
千葉(松戸)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	
茨城	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	7	7	0	
栃木	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	1	
群馬	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	8	0	
静岡	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
静岡(沼津)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡(浜松)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	
長野	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
新潟	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	6	5	1	
大阪	2	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	1	0	0	2	0	5	0	5	1	1	0	28	26	2	
京都	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5	4	1	
兵庫(阪神)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
兵庫(姫路)	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
奈良	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	7	7	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
愛知	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	0	3	0	2	0	4	0	1	0	2	0	2	0	21	20	1		
愛知(三河)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	
岐阜	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	12	12	0	
山口	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	
岡山	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	
島根	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
福岡	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	8	1	7	
福岡(北九州)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5	5	0		
佐賀	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	
長崎	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	
大分	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	4	1		
熊本	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	3		
鹿児島	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	4	3	1		
宮崎	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	7	0		
沖縄	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	2	1		
宮城	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	4	1		
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	3	0	
岩手	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0		
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0		
札幌	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	9	9	0		
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1		
釧路	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0		
香川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	1	2		
合計	23	6	22	2	23	3	28	9	29	6	20	0	27	5	19	3	29	1	19	7	24	3	35	2	345	298	47	

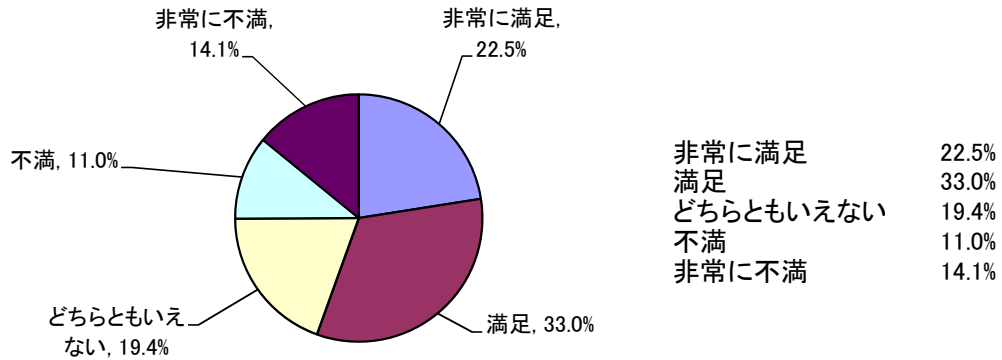
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

ホームページアンケート集計結果より

実施期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

回答数：191件

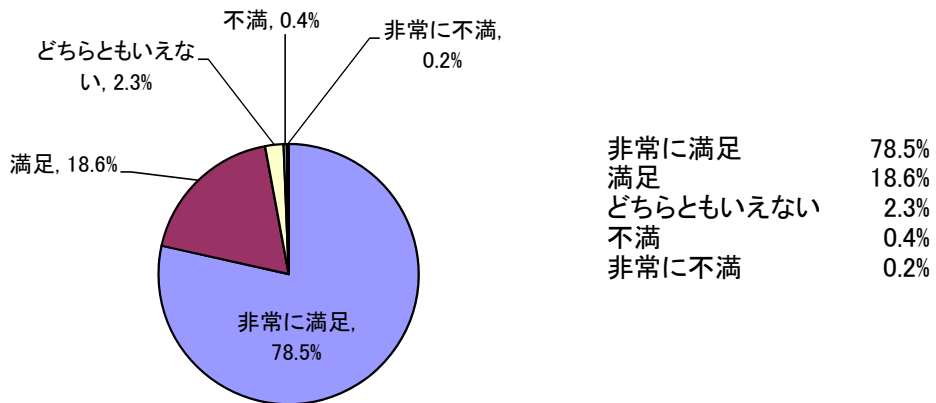


コールセンター利用者満足度調査集計結果より

実施期間：平成29年2月22日～3月18日

満足度調査件数：2,341件

回答率（転送件数／転送対象数）：18.7%

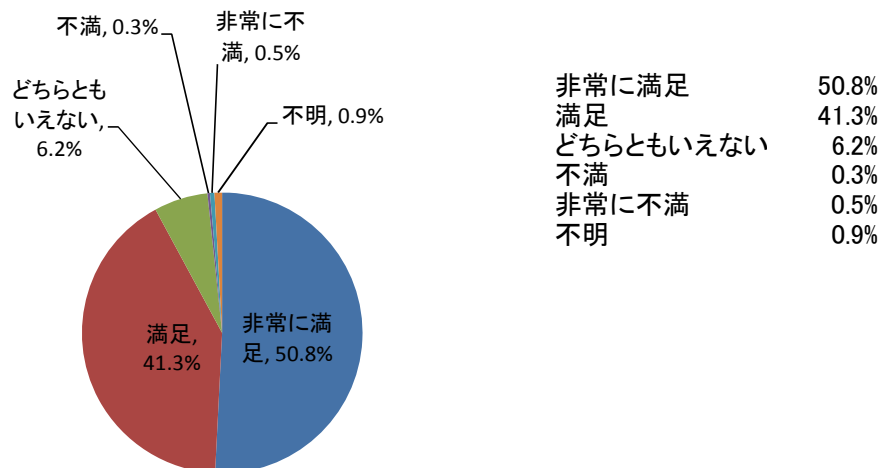


地方事務所面談アンケート集計結果より

実施期間：平成28年9月1日～10月31日

面談アンケート回収件数：1,262件

回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：51.4%



	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1	東京	平成28年4月	官公庁職員に対する法テラス業務説明	官公庁職員	30名
2	東京	平成28年4月	八王子更生保護施設における法テラス業務説明	八王子更生保護施設入居者、職員	8名
3	東京	平成28年4月	更生保護施設養老苑における法テラス業務説明	更生保護施設養老苑入居者、職員	30名
4	東京	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	関係機関職員	30名
5	東京	平成28年5月	都立中央ろう学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都立中央ろう学校生徒	24名
6	東京	平成28年5月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	新宿区民	130名
7	東京	平成28年5月	新宿区笹町地域のケアマネジャー等との意見交換会、法テラス業務説明	新宿区笹町地域のケアマネジャー、区役所職員	35名
8	東京	平成28年5月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民(中学生以上)	25名
9	東京	平成28年5月	中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	京都府内中学生	10名
10	東京	平成28年5月	新宿区内地域ケア会議における法テラス業務説明	新宿区役所、新宿区柏木・角善高齢者総合相談センター等	10名
11	東京	平成28年5月	三鷹市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	三鷹市民生・児童委員	16名
12	東京	平成28年6月	小平市社会福祉協議会における法テラス業務説明	小平市社会福祉協議会職員	10名
13	東京	平成28年6月	日野市ケース会議における法テラス業務説明	日野市健康福祉部高齢福祉課在宅サービス係等	7名
14	東京	平成28年6月	東京都女性相談センター多摩支所における法テラス業務説明	東京都女性相談センター多摩支所特別相談員	12名
15	東京	平成28年6月	日野市ケース会議における法テラス業務説明	日野市地域包括支援センターもくき職員等	4名
16	東京	平成28年6月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法テラス業務説明	一般市民	400名
17	東京	平成28年6月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	柏木・角善高齢者総合相談センター職員等	10名
18	東京	平成28年6月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	落合第二高齢者総合相談センター職員等	10名
19	東京	平成28年6月	福祉事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区福祉事務所新任・転任職員等	30名
20	東京	平成28年6月	関係機関とのDV事業に関する情報交換、法テラス業務説明	医師、女性保護に関する機関職員等	15名
21	東京	平成28年6月	都内私立中学校生徒に対する法教育(裁判体験等)、法テラス業務説明	都内私立中学校生徒	30名
22	東京	平成28年6月	都内在住の聴覚に障害のある方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	都内在住の聴覚に障害のある方	30名
23	東京	平成28年6月	園分寺市立第八小学校における法教育(授業)	園分寺市立第八小学校5年生	100名
24	東京	平成28年6月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	豊田区高齢者福祉課職員等	10名
25	東京	平成28年6月	相模原市民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	相模原市民生・児童委員	25名
26	東京	平成28年6月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	若松町高齢者総合相談センター職員等	10名
27	東京	平成28年7月	八丈町立大賀郷中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	八丈町立大賀郷中学校生徒	50名
28	東京	平成28年7月	立川市内関係機関に対する法テラス業務説明	立川市職員、消費生活センター、シルバー人材センター等	30名
29	東京	平成28年7月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	若松町高齢者総合相談センター職員等	10名
30	東京	平成28年7月	西東京市立柳沢中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	西東京市立柳沢中学校1年生	100名
31	東京	平成28年7月	都内教職員に対する法教育	都内教職員	50名
32	東京	平成28年7月	明星学園高等学校における法教育、法テラス業務説明	明星学園高等学校2年生	30名
33	東京	平成28年7月	町田市立町田第三中学校における法教育(授業)	町田市立町田第三中学校3年生	30名
34	東京	平成28年7月	四ッ谷高齢者総合相談センターにおける事例検討、法テラス業務説明	四ッ谷高齢者総合相談センター職員	9名
35	東京	平成28年7月	都内在住の中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内在住の中学生	30名
36	東京	平成28年7月	都内在住の中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内在住の中学生	30名
37	東京	平成28年7月	都内在住の中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内在住の中学生	30名
38	東京	平成28年8月	保護司に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	杉並区保護司	50名
39	東京	平成28年8月	特別養護老人ホームにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	特別養護老人ホーム相談員等	30名
40	東京	平成28年8月	民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	民生・児童委員、地域包括支援センター職員	15名
41	東京	平成28年8月	性暴力被害者支援のための研修会における法テラス業務説明	性暴力被害者支援に関する職務経験者	200名
42	東京	平成28年8月	小金井市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	小金井市民生・児童委員	70名
43	東京	平成28年8月	八王子市民部職員等に対する法テラス業務説明	八王子市民部職員等	12名
44	東京	平成28年9月	都内在住の聴覚に障害のある方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	都内在住の聴覚に障害のある方	30名
45	東京	平成28年9月	ウイメンズプラザ職員との事例検討、法テラス業務説明	ウイメンズプラザ職員	200名
46	東京	平成28年9月	墨田区立桜塚中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	墨田区立桜塚中学校生徒	30名
47	東京	平成28年9月	八王子市立高嶺小学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	八王子市立高嶺小学校6年生	90名
48	東京	平成28年9月	都立産業技術高等専門学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	都立産業技術高等専門学校3年生	30名
49	東京	平成28年9月	立教女学院小学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	立教女学院小学校6年生	60名
50	東京	平成28年9月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区職員、高齢者総合相談センター職員等	10名
51	東京	平成28年9月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区民生・児童委員、消防署、病院職員等	10名
52	東京	平成28年9月	羽村市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	羽村市民生・児童委員	14名
53	東京	平成28年9月	青梅市高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	青梅市高齢福祉課職員	7名
54	東京	平成28年9月	立川市南郷西ふじみ地域包括支援センター等との事例検討会における法教育	立川市南郷西ふじみ地域包括支援センター職員等	4名
55	東京	平成28年9月	世田谷区生活困窮者等自立相談支援事業に係る関係機関調整会議における事例紹介を含めた勉強会	区役所関係部署、ハローワーク、障がい者就業支援センター等	40名
56	東京	平成28年10月	各官公庁職員に対する法テラス業務説明	官公庁職員	30名
57	東京	平成28年10月	中野区民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中野区民	35名
58	東京	平成28年10月	中野区福祉事務所ケースワーカーに対する法テラス業務説明	中野区福祉事務所ケースワーカー	30名
59	東京	平成28年10月	北区福祉事務所ケースワーカー等に対する法テラス業務説明	北区福祉事務所ケースワーカー等	50名
60	東京	平成28年10月	北区福祉事務所ケースワーカー等に対する法テラス業務説明	北区福祉事務所ケースワーカー等	50名
61	東京	平成28年10月	白井市民大生学校における法教育(授業)	白井市民大生学校学生	25名
62	東京	平成28年10月	立川市立第五中学校における法教育(授業)	立川市立第五中学校1年生	260名
63	東京	平成28年10月	大田区立梅田小学校における法教育(授業)	大田区立梅田小学校6年生	180名
64	東京	平成28年10月	町田市子育て支援課職員に対する法テラス業務説明	町田市子育て支援課職員	7名
65	東京	平成28年10月	足立区立竹の塚小学校における法教育(授業)	足立区立竹の塚小学校6年生	70名
66	東京	平成28年10月	第一学院高等学校埼玉キャンパスにおける法教育(授業)	第一学院高等学校生徒	40名
67	東京	平成28年10月	町田市子育て支援課職員に対する法テラス業務説明	町田市子育て支援課職員	20名
68	東京	平成28年10月	足立区立川北小学校における法教育(授業)	足立区立川北小学校6年生	70名
69	東京	平成28年10月	南多摩保健所保健師との事例検討、法テラス業務説明	南多摩保健所保健師	30名
70	東京	平成28年10月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	港区区民課職員、保健師、地域包括支援センター職員	5名
71	東京	平成28年10月	八王子市立高嶺小学校における法教育(授業)	八王子市立高嶺小学校6年生	70名
72	東京	平成28年10月	小金井市子ども家庭部子育て支援課職員との事例検討、法テラス業務説明	小金井市子ども家庭部子育て支援課職員	4名
73	東京	平成28年10月	高齢者の権利擁護に関する地域包括支援センター職員等を対象にした事例紹介を含めた勉強会	新宿区高齢者総合相談職員、地域包括支援センター職員	30名
74	東京	平成28年11月	東京都立新島高等学校、東京都新島村立相島中学校・新島中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	東京都立新島高等学校、東京都新島村立相島中学校、新島中学校生徒	400名
75	東京	平成28年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	50名
76	東京	平成28年11月	地区町村職員に対する法テラス業務説明	東京都の市区町村職員	70名
77	東京	平成28年11月	桐朋女子中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	桐朋女子中学校生徒	60名
78	東京	平成28年11月	大田区福祉事務所ケースワーカーに対する法テラス業務説明	大田区ケースワーカー	80名
79	東京	平成28年11月	DV被害者に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	DV相談で同グラフを利用する方	10名
80	東京	平成28年11月	桐朋女子中学校における法教育(授業)	桐朋女子中学校生徒	66名
81	東京	平成28年11月	新島村中学校、高等学校における法教育(授業)	新島村中学校生徒、高等学校生徒	50名
82	東京	平成28年11月	豊島区福祉事務所ケースワーカーに対する法テラス業務説明	豊島区福祉事務所ケースワーカー	40名
83	東京	平成28年11月	都内小学生に対するいじめ予防に関する法教育(授業)	小学生	70名
84	東京	平成28年11月	都内中学生に対する裁判員裁判に関する法教育(授業)	中学生	100名
85	東京	平成28年11月	都内中学生に対するいじめ予防に関する法教育(授業)	中学生	300名
86	東京	平成28年11月	都内大学生に対する法教育(授業)	大学生	20名
87	東京	平成28年11月	日本在住のベルギー出身の方、スペイン語圏の方	日本在住のベルギー出身の方、スペイン語圏の方	15名
88	東京	平成28年11月	葛飾区内保健師に対する法テラス業務説明	葛飾区保健師	8名
89	東京	平成28年11月	専修大学における法教育(授業)、法テラス業務説明	専修大学法学部学生(3、4年生)	200名
90	東京	平成28年11月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区大久保高齢者総合相談センター職員、保健センター職員等	10名
91	東京	平成28年11月	豊島区役所生活保護ケースワーカーに対する法テラス業務説明	豊島区役所生活保護ケースワーカー	40名
92	東京	平成28年11月	関係機関とのケア会議における法教育(授業)	新宿区柏木角善高齢者総合相談センター職員等	15名
93	東京	平成28年11月	町田市役所政策経営部広聴課(市民相談室)職員に対する法テラス業務説明	町田市役所政策経営部広聴課(市民相談室)職員	5名
94	東京	平成28年11月	町田市役所いきいき生活部高齢者福祉課職員に対する法テラス業務説明	町田市役所いきいき生活部高齢者福祉課職員	5名
95	東京	平成28年11月	調布市福祉健康部ケース会議における法教育(授業)	調布市福祉健康部職員	5名
96	東京	平成28年11月	日野市民生委員等に対する事例紹介、法テラス業務説明	日野市民生・児童委員	25名
97	東京	平成28年11月	町田市子ども家庭支援センターにおける事例紹介、法テラス業務説明	町田市子ども家庭支援センター職員	27名
98	東京	平成28年11月	関係機関との意見交換会	関係機関	82名
99	東京	平成28年12月	中央大学ロースクールにおける法教育(授業)、法テラス業務説明	中央大学ロースクール学生(2、3年生)	17名
100	東京	平成28年12月	多摩市法務部職員等に対する法テラス業務説明	多摩市法務部職員、高齢者関係部職員	3名
101	東京	平成28年12月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区柏木角善高齢者総合相談センター職員等	10名
102	東京	平成28年12月	新宿区役所職員等に対する法テラス業務説明	新宿区役所、地域包括支援センター職員等	30名
103	東京	平成28年12月	都内高等専攻学校生徒に対する法教育(授業)	都内高等専攻学校生徒	20名
104	東京	平成28年12月	三鷹市立北野小学校における法教育(授業)	三鷹市立北野小学校5年生	120名
105	東京	平成28年12月	三鷹中等教育学校における法教育(授業)	三鷹中等教育学校高校1年生	160名
106	東京	平成28年12月	江東区立第二砂町小学校における法教育(授業)	江東区立第二砂町小学校6年生	70名
107	東京	平成28年12月	日野市内関係機関とのケア会議における法テラス業務説明	日野市社会福祉協議会等	8名
108	東京	平成28年12月	日常生活自立支援事業と成年後見制度を支える支援者側に対する事例紹介を含めた勉強会	地域包括支援センター、医療保健福祉に関わる職員等	20名
109	東京	平成28年12月	新宿区高齢者総合相談センター社会福祉士に対する法テラス業務説明	新宿区高齢者総合相談センター社会福祉士等	30名
110	東京	平成28年12月	新宿区役所生活保護ケースワーカーに対する法テラス業務説明	新宿区役所生活保護ケースワーカー	100名
111	東京	平成28年12月	日常圏型地域ケア会議における法テラス業務説明	医師、薬剤師、警察、介護サービス事業者等	20名
112	東京	平成28年12月	水元保健センターとの事例検討、法テラス業務説明	保健センター、学校、学習保育、居宅介護等事業所	16名
113	東京	平成28年12月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	落合第二高齢者総合相談センター職員、民生・児童委員	20名
114	東京	平成28年12月	八王子市立小学校における法教育(授業)	八王子市立小学校6年生	70名
115	東京	平成28年12月	私立中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	私立中学校1年生	7名
116	東京	平成28年12月	都立中等教育学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	都立中等教育学校6年生	140名
117	東京	平成28年12月	江東区立小学校における法教育(授業)	江東区立小学校6年生	70名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
118	東京	平成29年1月	中央区立小学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	中央区立小学校4年生	10名
119	東京	平成29年1月	国立市民講座出席者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	国立市民講座出席者	20名
120	東京	平成29年1月	立川市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会	30名
121	東京	平成29年1月	小金井市社会福祉協議会に対する法テラス業務説明	小金井市社会福祉協議会	5名
122	東京	平成29年2月	新宿区職員(福祉・医療関係)に対する法テラス業務説明	新宿区職員(福祉、医療関係)	50名
123	東京	平成29年2月	官公庁職員に対する法テラス業務説明	官公庁等	30名
124	東京	平成29年2月	葛飾区民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区民	40名
125	東京	平成29年2月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区職員、柏木・角筈高齢者総合相談センター等	20名
126	東京	平成29年2月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	新宿区職員、落合第二高齢者総合相談センター等	10名
127	東京	平成29年2月	公務事務職員に対する法テラス業務説明	公務事務総長等	14名
128	東京	平成29年2月	都立高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	都立高等学校1年生	240名
129	東京	平成29年2月	国立市立小学校における法教育(授業)	国立市立小学校6年生	70名
130	東京	平成29年2月	府中市立小学校における法教育(授業)	府中市立小学校6年生	70名
131	東京	平成29年2月	関係機関とのケース会議における法教育	台東区職員、下谷警察署警察官等	12名
132	東京	平成29年2月	八王子市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	八王子市民	63名
133	東京	平成29年2月	関係機関とのケース会議における法教育	府中市社会福祉協議会職員、府中市役所職員	3名
134	東京	平成29年2月	関係機関とのケース会議における法教育	八王子市福祉部生活自立支援課職員等	3名
135	東京	平成29年2月	関係機関とのケース会議における法教育	八王子市福祉部生活自立支援課職員等	5名
136	東京	平成29年3月	東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課職員に対する法テラス業務説明	東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課職員	1名
137	東京	平成29年3月	区民、同時高齢者支援総合センター職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	区民、同時高齢者支援総合センター職員	50名
138	東京	平成29年3月	精神保健福祉士に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東京精神保健福祉士会登録の精神保健福祉士	30名
139	東京	平成29年3月	足立福祉事務所北部福祉職員に対する法テラス業務説明	足立福祉事務所北部福祉職員等	10名
140	東京	平成29年3月	練馬区立中学校における法教育(授業)	練馬区立中学校1年生	120名
141	東京	平成29年3月	渋谷区立小学校における法教育(授業)	渋谷区立小学校6年生	70名
142	東京	平成29年3月	関係機関との地域課題の共有、法テラス業務説明	中野区職員、地域包括支援センター職員等	5名
143	東京	平成29年3月	都立高等学校における法教育(授業)	都立高等学校1年生	120名
144	東京	平成29年3月	神奈川県立中等教育学校における法教育(授業)	神奈川県立中等教育学校3年生	120名
145	東京	平成29年3月	地域ケア会議における福祉関係者に対する事例紹介を含めた勉強会	地域の介護事業所、民生・児童委員等	70名
146	神奈川	平成28年4月	宮前区保護課職員に対する法テラス業務説明	宮前区保護課職員	1名
147	神奈川	平成28年4月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	横須賀市民	40名
148	神奈川	平成28年4月	小田原地区行政書士に対する法テラス業務説明	小田原地区行政書士	50名
149	神奈川	平成28年4月	家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	家庭裁判所調停委員	2名
150	神奈川	平成28年5月	麻生老人福祉センター職員に対する法テラス業務説明	麻生老人福祉センター職員	10名
151	神奈川	平成28年5月	市町村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	市町村社会福祉協議会日常生活自立支援事業担当者	50名
152	神奈川	平成28年5月	地域住民に対する法テラス業務説明	たまプラーザ地域住民	20名
153	神奈川	平成28年5月	綱島東地区更生保護女性会における法テラス業務説明	綱島東地区更生保護女性会	15名
154	神奈川	平成28年5月	星が丘地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	星が丘地区民生・児童委員	30名
155	神奈川	平成28年5月	みずら相談員等に対する法テラス業務説明	特定非常勤活動法人みずら相談員・職員	15名
156	神奈川	平成28年5月	医師、看護師、介護者に対する法テラス業務説明	保健医療福祉に従事する医師、看護師、介護職員	70名
157	神奈川	平成28年6月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民(高齢者)	10名
158	神奈川	平成28年6月	大磯・二宮地区被害者支援ネットワーク協議会における法テラス業務説明	大磯・二宮地区被害者支援ネットワーク協議会出席者	39名
160	神奈川	平成28年6月	大和市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	大和市民生・児童委員	12名
161	神奈川	平成28年6月	根岸地域ケアプラザケアマネージャーに対する法テラス業務説明	根岸地域ケアプラザケアマネージャー	20名
162	神奈川	平成28年6月	高校生に対する法テラス業務説明	県内高校生	1名
163	神奈川	平成28年6月	神奈川県犯罪被害者支援センター相談員に対する法テラス業務説明	神奈川県犯罪被害者支援センター相談員	30名
164	神奈川	平成28年7月	県内ケースワーカーに対する法テラス業務説明	県内ケースワーカー	10名
165	神奈川	平成28年7月	神奈川県職員に対する法テラス業務説明	神奈川県職員	1名
166	神奈川	平成28年7月	神奈川県職員等に対する法テラス業務説明	神奈川県職員、神奈川県内市町村職員等	100名
167	神奈川	平成28年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	社会福祉士を目指す大学生	2名
168	神奈川	平成28年7月	神奈川労働局における法テラス業務説明	労働相談実施団体	20名
169	神奈川	平成28年8月	神奈川区役所支援課職員に対する法テラス業務説明	神奈川区役所支援課職員	15名
170	神奈川	平成28年9月	神奈川区役所担当職員に対する法テラス業務説明	神奈川区役所担当職員	20名
171	神奈川	平成28年9月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局職員	50名
172	神奈川	平成28年9月	神奈川県警警備隊に対する法テラス業務説明	神奈川県警本部新任住民相談員	30名
173	神奈川	平成28年10月	綱島東地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	綱島東地区民生・児童委員	40名
174	神奈川	平成28年10月	横浜家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	横浜家庭裁判所調停委員	20名
175	神奈川	平成28年10月	神奈川県犯罪被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川県犯罪被害者支援センター職員	20名
176	神奈川	平成28年10月	鎌倉市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	鎌倉市社会福祉協議会職員	10名
177	神奈川	平成28年10月	神奈川県職員等に対する法テラス業務説明	神奈川県職員、県内市町村職員、関係機関職員	45名
178	神奈川	平成28年10月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所職員	100名
179	神奈川	平成28年10月	横浜市役所職員に対する法テラス業務説明	横浜市役所職員	100名
180	神奈川	平成28年10月	麻生区保護課職員に対する法テラス業務説明	麻生区保護課職員	1名
181	神奈川	平成28年11月	県被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	被害者支援センター職員等	13名
182	神奈川	平成28年11月	恩田地域ケアプラザケアマネージャーに対する法テラス業務説明	横浜市恩田地域ケアプラザのケアマネージャー	20名
183	神奈川	平成28年11月	神奈川県内社会福祉士に対する法テラス業務説明	神奈川県内社会福祉士	100名
184	神奈川	平成28年11月	横浜福祉事務所職員等に対する法テラス業務説明	横浜福祉事務所職員、県・市社会福祉協議会職員等	80名
185	神奈川	平成28年11月	かながわ男女共同参画センター職員に対する法テラス業務説明	かながわ男女共同参画センター職員	2名
186	神奈川	平成28年11月	幸区保護課職員に対する法テラス業務説明	幸区保護課職員	1名
187	神奈川	平成28年12月	中区福祉保健センター窓口担当職員に対する法テラス業務説明	横浜市中区福祉保健センター窓口担当職員	20名
188	神奈川	平成28年12月	神奈川県被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	神奈川県被害者支援センター職員	20名
189	神奈川	平成28年12月	川崎区保護課職員に対する法テラス業務説明	川崎区保護課職員	1名
190	神奈川	平成29年1月	武蔵野大学大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	武蔵野大学大学院生	16名
191	神奈川	平成29年1月	機関相談支援センター相談員に対する法テラス業務説明	横浜市機関相談支援センター主任相談員	20名
192	神奈川	平成29年2月	横浜市中央図書館司書に対する法テラス業務説明	横浜市中央図書館司書	3名
193	神奈川	平成29年3月	県警新任住民相談員に対する法テラス業務説明	神奈川県警新任住民相談員	30名
194	神奈川	平成29年3月	ピア神奈川相談員に対する法テラス業務説明	ピア神奈川相談員	2名
195	神奈川	平成29年3月	犯罪被害者支援事業関係機関に対する法テラス業務説明	被害者支援センター、神奈川県臨床心理士会等	20名
196	埼玉	平成28年4月	川越市ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市ケアマネージャー	90名
197	埼玉	平成28年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	さいたま市及び近郊の一般市民	41名
198	埼玉	平成28年4月	埼玉県警察本部刑務部警務課被害者支援室との意見交換会における法テラス業務説明	埼玉県警察本部警務課警務課被害者支援室職員	5名
199	埼玉	平成28年4月	(公益)埼玉犯罪被害者援助センターとの事例検討、法テラス業務説明	(公益)埼玉犯罪被害者援助センター職員	5名
200	埼玉	平成28年4月	埼玉県介護支援専門員協会における法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県介護支援専門員協会所属会員	70名
201	埼玉	平成28年5月	高齢者施設職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鴻巣地域包括支援センター吹上苑のケアマネージャー等	30名
202	埼玉	平成28年5月	さいたま市民に対する法教育(講演)	65歳以上の市内在住の方	27名
203	埼玉	平成28年6月	さいたま市社会福祉施設職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	生活困窮者への支援に携わる埼玉県の社会福祉施設職員等	80名
204	埼玉	平成28年6月	埼玉県警察官に対する法テラス業務説明	被害者支援に携わる埼玉県警察官	33名
205	埼玉	平成28年6月	川越市内ケアマネージャー等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	川越市民、ケアマネージャー	15名
206	埼玉	平成28年6月	関係機関との事例検討会における法教育	埼玉県若者労働者連携会議(第1回)出席者	20名
207	埼玉	平成28年6月	関係機関との事例検討会における法教育	埼玉県犯罪被害者支援推進協議会	27名
208	埼玉	平成28年7月	上尾市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	上尾市民	67名
209	埼玉	平成28年7月	埼玉県警察官に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	ストーカー及び配偶者暴力事業に従事する埼玉県警職員	39名
210	埼玉	平成28年7月	川越市民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	川越市民生・児童委員	30名
211	埼玉	平成28年7月	さいたま市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民(高齢者中心)	15名
212	埼玉	平成28年8月	税理士会会員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	県内税理士会会員	35名
213	埼玉	平成28年8月	関係機関との事例検討会における法教育	埼玉県若者労働者連携会議(第2回)出席者	16名
214	埼玉	平成28年8月	川越市内小中学校の教職員に対する法教育	川越市内小中学校教職員	100名
215	埼玉	平成28年9月	さいたま市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	さいたま市民	20名
216	埼玉	平成28年9月	鴻巣市の一般市民に対する法教育(講演)	鴻巣市民	25名
217	埼玉	平成28年9月	川越市一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	人権講座受講者	50名
218	埼玉	平成28年9月	関係機関との事例検討会における法教育	ドメスティックバイオレンス対策関連連携会議出席者	24名
219	埼玉	平成28年9月	関係機関との事例検討会における法教育	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会出席者	17名
220	埼玉	平成28年10月	一般市民、民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	上尾市原市北地区の一般市民等	30名
221	埼玉	平成28年10月	地域包括支援センター社会福祉士に対する法テラス業務説明	さいたま市内地域包括支援センターに所属する社会福祉士	50名
222	埼玉	平成28年10月	久喜市職員に対する法テラス業務説明	久喜市職員	5名
223	埼玉	平成28年10月	春日市職員に対する法テラス業務説明	春日市職員	3名
224	埼玉	平成28年10月	越谷市職員に対する法テラス業務説明	越谷市職員	3名
225	埼玉	平成28年10月	草加市職員に対する法テラス業務説明	草加市職員	4名
226	埼玉	平成28年10月	埼玉県職員に対する法テラス業務説明	埼玉県職員	3名
227	埼玉	平成28年10月	さいたま市職員に対する法テラス業務説明	さいたま市職員	3名
228	埼玉	平成28年10月	埼玉県消費生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	埼玉県消費生活支援センター職員	17名
229	埼玉	平成28年10月	川口市職員に対する法テラス業務説明	川口市職員	2名
230	埼玉	平成28年10月	さいたま市浦和消費生活支援センター職員に対する法テラス業務説明	さいたま市浦和消費生活支援センター職員	2名
231	埼玉	平成28年10月	さいたま市消費生活総合センター職員に対する法テラス業務説明	さいたま市消費生活総合センター職員	2名
232	埼玉	平成28年10月	志本市職員に対する法テラス業務説明	志本市職員	6名
233	埼玉	平成28年10月	蕨市職員に対する法テラス業務説明	蕨市職員	5名
234	埼玉	平成28年10月	戸田市職員に対する法テラス業務説明	戸田市職員	4名
235	埼玉	平成28年10月	新産市職員に対する法テラス業務説明	新産市職員	8名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
236	埼玉 平成28年10月	朝霞市職員に対する法テラス業務説明	朝霞市職員	6名
237	埼玉 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	川越市近隣一般市民	60名
238	埼玉 平成28年10月	矯正保護施設職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	秩父地域の保護司、民生・児童委員、矯正保護施設職員	100名
239	埼玉 平成28年10月	行政職員、警察職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	秩父地域の行政職員、警察職員	20名
240	埼玉 平成28年10月	吉川市市民に対する法教育(講演)	吉川市民	100名
241	埼玉 平成28年11月	埼玉県内(北部地域)医療ソーシャルワーカー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県内の医療機関、福祉施設で勤務するソーシャルワーカー	32名
242	埼玉 平成28年11月	上尾市職員に対する法テラス業務説明	上尾市職員	5名
243	埼玉 平成28年11月	地域の居宅介護支援事務所ケアマネージャー、地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)	居宅介護支援事務所ケアマネージャー等	20名
244	埼玉 平成28年11月	秩父市病院医療福祉相談員連絡協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	秩父市病院医療福祉相談員協議会会員	11名
245	埼玉 平成28年11月	一般市民に対する法教育(講演)	一般市民	20名
246	埼玉 平成28年11月	一般市民に対する法教育(講演)	埼玉市民	40名
247	埼玉 平成28年12月	小川町内ケアマネージャー、介護保険サービス事業所職員、地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県小川町内ケアマネージャー等	50名
248	埼玉 平成28年12月	さいたま市南区の保護士に対する法教育(講演)	さいたま市南区の保護士	20名
249	埼玉 平成28年12月	三郷市市民に対する法教育(講演)及び法テラス業務説明	三郷市在住、在勤の方	25名
250	埼玉 平成29年1月	上里町地域包括職員及びケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県上里町地域包括職員、ケアマネージャー	30名
251	埼玉 平成29年2月	さいたま市人権擁護委員会に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
252	埼玉 平成29年2月	浦和福祉事務所職員に対する法教育(講演)	浦和福祉事務所職員(生活保護担当)	25名
253	埼玉 平成29年3月	大里広域ケアマネージャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	埼玉県大里広域ケアマネージャー	25名
254	埼玉 平成29年3月	三郷市地域包括支援センターにおける法教育(講演)	介護サービス事業者、民生・児童委員等	30名
255	千葉 平成28年4月	新浦安駅前地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	新浦安駅前地域包括支援センター職員等	15名
256	千葉 平成28年4月	市民後見人研修修習者に対する法教育(講演、講義・授業)、法テラス業務説明	市民後見人研修修習者	70名
257	千葉 平成28年6月	勝浦市役所介護課職員に対する法テラス業務説明	勝浦市介護課職員	2名
258	千葉 平成28年6月	勝浦市役所福祉課職員に対する法テラス業務説明	勝浦市福祉課職員	2名
259	千葉 平成28年6月	御宿町役場介護課職員に対する法テラス業務説明	御宿町役場介護課職員	2名
260	千葉 平成28年6月	新浦安駅前地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	浦安近辺介護事業所職員等	50名
261	千葉 平成28年7月	千葉県立船橋高等学校(定時制)における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立船橋高校定時制高校生	180名
262	千葉 平成28年8月	千葉県立野田特別支援学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立野田特別支援学校教職員	50名
263	千葉 平成28年8月	いすみ市大原地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	いすみ市大原地区民生・児童委員	52名
264	千葉 平成28年8月	富津市障害者総合支援協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	富津市障害者総合支援協議会	20名
265	千葉 平成28年8月	千葉県立市原特別支援学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立市原特別支援学校つづまい風の丘分校教職員	5名
266	千葉 平成28年8月	千葉ファミリー相談室における法テラス業務説明	千葉ファミリー相談室職員	35名
267	千葉 平成28年8月	千葉県暮らし安全推進課職員に対する法テラス業務説明	千葉県暮らし安全推進課職員	2名
268	千葉 平成28年8月	鎌ヶ谷市、富里市母子自立支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鎌ヶ谷市、富里市母子自立支援員	15名
269	千葉 平成28年9月	船橋市役所生活支援課職員に対する法テラス業務説明	船橋市役所生活支援課職員	4名
270	千葉 平成28年9月	千葉商業高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉商業高等学校生徒	150名
271	千葉 平成28年9月	千葉行政運営連絡協議会における法テラス業務説明	千葉行政運営連絡協議会	30名
272	千葉 平成28年9月	柏市役所保健福祉部職員に対する法テラス業務説明	柏市役所職員	4名
273	千葉 平成28年9月	柏市社会福祉協議会における法テラス業務説明	柏市社会福祉協議会職員	1名
274	千葉 平成28年10月	千葉県立松戸向陽高等学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	松戸向陽高等学校生徒、教職員	270名
275	千葉 平成28年10月	相談業務相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談業務相互支援ネットワーク職員	9名
276	千葉 平成28年10月	千葉市あしんくアセンターにおける法テラス業務説明	千葉市あしんくアセンター社会福祉士	3名
277	千葉 平成28年10月	松戸市生活支援課職員に対する法テラス業務説明	松戸市生活支援一課・二課職員	6名
278	千葉 平成28年10月	松戸市高齢者支援課職員に対する法テラス業務説明	松戸市高齢者支援課職員	5名
279	千葉 平成28年10月	自立支援センター職員に対する法テラス業務説明	松戸市自立支援センター職員	3名
280	千葉 平成28年10月	松戸市子ども家庭相談課職員に対する法テラス業務説明	松戸市子ども家庭相談課職員	3名
281	千葉 平成28年11月	流山市地域福祉センター職員に対する法教育(講演)	流山市民	11名
282	千葉 平成28年11月	成田市西部北地域包括支援センター介護支援専門員との事例検討、法テラス業務説明	成田市西部北地域包括支援センター介護支援専門員	15名
283	千葉 平成28年11月	我孫子市生涯学習センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	我孫子市民	30名
284	千葉 平成28年11月	家庭における暴力対策ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	家庭における暴力対策ネットワーク構成員実務者	34名
285	千葉 平成28年11月	長生健康福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	地域相談員、市町村相談員	40名
286	千葉 平成28年12月	印西市ア카데미における法教育(講演)、法テラス業務説明	印西市ア카데미1年生	35名
287	千葉 平成28年12月	地域相談員、のびネット職員、野田市職員に対する法教育(講演)	地域相談員、のびネット職員、野田市職員	20名
288	千葉 平成29年1月	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒	90名
289	千葉 平成29年1月	ほつとすまいるセンター相談支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	相談支援専門員	16名
290	千葉 平成29年1月	松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議構成員	28名
291	千葉 平成29年2月	千葉県立中央図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県民	20名
292	千葉 平成29年2月	人権擁護委員会に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
293	千葉 平成29年2月	松戸市生活支援課職員に対する法テラス業務説明	松戸市生活支援一課・二課職員	60名
294	千葉 平成29年3月	精神障害者の地域移行に関わる医療機関・施設等職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	精神障害者の地域移行に関わる医療機関・施設等職員	50名
295	千葉 平成29年3月	船橋市国際交流協会における法テラス業務説明	船橋市国際交流協会通訳者	13名
296	千葉 平成29年3月	千葉県立東葛飾高等学校(定時制)における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立東葛飾高等学校(定時制)生徒	120名
297	茨城 平成28年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	水戸駅利用一般市民	1000名
298	茨城 平成28年4月	新任家事調停委員研修会における法テラス業務説明	水戸家庭裁判所新任家事調停委員	4名
299	茨城 平成28年4月	水戸市中央高齢者支援センター職員等との事例検討、法テラス業務説明	水戸市施設職員、ケースワーカー	10名
300	茨城 平成28年4月	茨城産業保健総合支援センター職員に対する法テラス業務説明	茨城産業保健総合支援センター職員	30名
301	茨城 平成28年5月	いばらき被害者支援センター被害者支援活動員に対する法テラス業務説明	いばらき被害者支援センター被害者支援活動員	10名
302	茨城 平成28年5月	茨城県市町村消費生活相談員等に対する法テラス業務説明	茨城県市町村消費生活相談員、行政職員	60名
303	茨城 平成28年5月	笠間市地域包括支援センター職員等との事例検討、法テラス業務説明	笠間市地域包括支援センター職員、ケースワーカー	15名
304	茨城 平成28年7月	かずみぐらら市社協ケース検討会議職員等に対する法テラス業務説明	かずみぐらら市社協ケース検討会議職員、事務局	35名
305	茨城 平成28年7月	心配ごと相談員との事例検討、法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	20名
306	茨城 平成28年7月	茨城県警察本部犯罪被害者支援専科教官受訓者に対する法テラス業務説明	茨城県警察本部犯罪被害者支援専科教官受訓者	30名
307	茨城 平成28年7月	茨城県警察本部警察官相談担当者専科教官受訓者に対する法テラス業務説明	茨城県警察本部警察官相談担当者専科教官受訓者	22名
308	茨城 平成28年8月	茨城県内中学校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県内中学校教員	30名
309	茨城 平成28年8月	茨城県市町村及び保健師母子保健・児童福祉担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県市町村及び保健師母子保健・児童福祉担当者等	70名
310	茨城 平成28年8月	茨城県市町村職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県市町村職員	30名
311	茨城 平成28年9月	下妻市地域包括支援センター介護支援専門職員等に対する法テラス業務説明	下妻市地域包括支援センター介護支援専門職員等	50名
312	茨城 平成28年10月	新任家事調停委員研修会における法テラス業務説明	水戸家庭裁判所新任家事調停委員	8名
313	茨城 平成28年10月	結城市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	60名
314	茨城 平成28年10月	ひたちなか市民・児童委員に対する法テラス業務説明	ひたちなか市民・児童委員	242名
315	茨城 平成28年10月	いばらき被害者支援活動員養成講座中級受講生に対する法テラス業務説明	いばらき被害者支援活動員養成講座中級受講生	25名
316	茨城 平成28年11月	茨城県警察生活経済系犯罪捜査課員に対する法テラス業務説明	茨城県警察生活経済系犯罪捜査課員(警察官)	12名
317	茨城 平成28年11月	茨城県市町村高齢福祉担当職員等に対する法テラス業務説明	茨城県市町村高齢福祉担当職員、地域包括支援センター職員	10名
318	茨城 平成29年1月	茨城県電ヶ崎市職員等に対する法テラス業務説明	茨城県電ヶ崎市管理職等	30名
319	茨城 平成29年1月	利根町地域包括支援センターの介護者等に対する法テラス業務説明	利根町地域包括支援センターの介護者等	80名
320	茨城 平成29年1月	茨城産業保健総合支援センター産業医等に対する法テラス業務説明	茨城産業保健総合支援センター産業医等	30名
321	茨城 平成29年2月	神栖市社会福祉協議会における法テラス業務説明	神栖市社会福祉協議会等	30名
322	茨城 平成29年2月	一般市民等に対する法テラス業務説明	つくば市一般市民、医療・介護従事者等	30名
323	茨城 平成29年2月	行方市消費生活センターにおける法テラス業務説明	市内連絡会議構成員職員等	25名
324	茨城 平成29年3月	行方市地域ケアシステムサービス調整会議委員等に対する法テラス業務説明	行方市地域ケアシステムサービス調整会議委員等	30名
325	茨城 平成29年3月	茨城町心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	30名
326	茨城 平成29年3月	坂東市介護保険事業者団体連合会における法テラス業務説明	坂東市介護保険事業者団体連合会等	30名
327	栃木 平成28年4月	宇都宮市内民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宇都宮市内民生・児童委員	50名
328	栃木 平成28年5月	田原地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	田原地域包括支援センター職員、栃木県内ケアマネージャー	5名
329	栃木 平成28年5月	地域包括支援センター石井・橋本における法テラス業務説明	地域包括支援センター石井・橋本職員、栃木県内ケアマネージャー	10名
330	栃木 平成28年5月	栃木県推進委員会に対する事例検討会における法教育	県市町村、警察、学校関係等	300名
331	栃木 平成28年5月	配偶者暴力防止対策の事例検討会における法教育	県、市、福祉事務所、警察等	65名
332	栃木 平成28年6月	介護サービス担当者に対する法テラス業務説明	介護サービス担当者	10名
333	栃木 平成28年6月	犯罪被害者支援における事例検討会における法教育	県、被害者支援センター栃木、医師会等	36名
334	栃木 平成28年7月	被害者支援センターとちぎボランティア相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援センターとちぎボランティア相談員	10名
335	栃木 平成28年7月	地域包括支援センター石井・橋本の職員等に対する法テラス業務説明	センター職員、栃木県内ケアマネージャー	48名
336	栃木 平成28年8月	被害者支援センターとちぎボランティア相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	被害者支援センターとちぎボランティア相談員	12名
337	栃木 平成28年9月	宇都宮相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	宇都宮市の相談ネットワーク関係機関職員	17名
338	栃木 平成28年9月	栃木県内警察官に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県内警察官	18名
339	栃木 平成28年9月	芳沢町心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	芳沢町心配ごと相談員	15名
340	栃木 平成28年9月	栃木労働局長等に対する法テラス業務説明	労働局長、裁判所員、労働委員会等	12名
341	栃木 平成28年10月	栃木県民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県民の新任、中堅の民生・児童委員	146名
342	栃木 平成28年10月	栃木県北民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県北の新任、中堅の民生・児童委員	211名
343	栃木 平成28年10月	栃木県立学芸館高等学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県立学芸館高等学校生徒	50名
344	栃木 平成28年10月	栃木県南民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県南の新任、中堅の民生・児童委員	18名
345	栃木 平成28年10月	消費生活センター相談員に対する法テラス業務説明	宇都宮消費生活センター相談員	13名
346	栃木 平成28年10月	栃木県社会福祉協議会に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県社会福祉協議会	16名
347	栃木 平成28年11月	栃木県警察本部における法テラス業務説明	被害者センターとちぎ職員、県精神保健福祉センター職員等	30名
348	栃木 平成29年1月	栃木県多業種者対案協議会における法テラス業務説明	栃木県、弁護士会、司法書士会、財務事務所、銀行協会等	18名
349	栃木 平成29年2月	宇都宮地方検察局における法テラス業務説明	宇都宮地方検察局連絡管内戸籍事務担当者	15名
350	栃木 平成29年2月	栃木労働局長等に対する法テラス業務説明	栃木労働局、裁判所、労働委員会等	10名
351	栃木 平成29年3月	成年後見支援センター関係機関連絡会議における事例紹介を含めた検討会	栃木労働局、精神保健福祉士会等	24名
352	群馬 平成28年4月	犯罪被害者支援機関担当者による事例検討会における法教育	地検犯罪被害者支援員、県警犯罪被害者担当者等	13名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
353	群馬 平成28年9月	犯罪被害者支援機関担当者による事例検討会における法教育	県警犯罪被害者担当者・すつぷくま支援相談員等	14名
354	群馬 平成28年12月	群馬県法教育推進協議会における法教育(講演)	群馬県法教育推進協議会関係者	30名
355	群馬 平成29年3月	伊勢崎地域包括支援センターにおける事例検討、法テラス業務説明	伊勢崎地域包括支援センター職員等	10名
356	静岡 平成28年4月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	浜松市児童相談所職員	4名
357	静岡 平成28年4月	仮釈放前の方に対する法テラス業務説明	静岡刑務所内受刑者	10名
358	静岡 平成28年4月	聖明病院職員に対する法テラス業務説明	聖明病院広報担当者	7名
359	静岡 平成28年4月	デンマーク牧場関係者に対する法テラス業務説明	デンマーク牧場関係者	6名
360	静岡 平成28年4月	駿府学園における法テラス業務説明	駿府学園職員	6名
361	静岡 平成28年4月	発達障害者支援センターにおける法テラス業務説明	発達障害者支援センターきり職員	6名
362	静岡 平成28年4月	ライフサポートセンター職員に対する法テラス業務説明	静岡市 ライフサポートセンター職員	3名
363	静岡 平成28年4月	満期釈放者に対する法テラス業務説明	静岡刑務所受刑者	6名
364	静岡 平成28年4月	児童相談所における法テラス業務説明	東部及び富士の児童相談所	2名
365	静岡 平成28年4月	地域包括センター職員等との協議会における事例紹介を含めた法教育	静岡県職員、賀茂地区包括センター職員等	25名
366	静岡 平成28年5月	静岡市関係各課職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡市関係各課職員、ケアマネジャー等	10名
367	静岡 平成28年5月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡市児童相談所職員	4名
368	静岡 平成28年5月	島田市立谷中学校区地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	島田市立谷中学校区地域包括支援センター職員	5名
369	静岡 平成28年5月	島田市立川根中学校区地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	島田市立川根中学校区地域包括支援センター職員	4名
370	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センター第2開所期における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センター第2開所期職員	6名
371	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センター社会福祉協議会における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センター社会福祉協議会職員	4名
372	静岡 平成28年5月	川根本町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	川根本町地域包括支援センター職員	10名
373	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センター亀寿の郷における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センター亀寿の郷職員	6名
374	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センター開所期における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センター開所期職員	5名
375	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センターふじトピアにおける法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センターふじトピア職員	4名
376	静岡 平成28年5月	藤枝地域包括支援センターグリーンヒルズ藤枝における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センターグリーンヒルズ藤枝職員	6名
377	静岡 平成28年5月	井川民生委員児童委員協議会における法テラス業務説明	井川民生委員児童委員	10名
378	静岡 平成28年5月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡市児童相談所職員	6名
379	静岡 平成28年5月	満期釈放者に対する法テラス業務説明	静岡刑務所受刑者	3名
380	静岡 平成28年5月	静岡県国際交流協会における法テラス業務説明	静岡県国際交流協会	1名
381	静岡 平成28年5月	児童相談所との事例検討会における法教育	富士児童相談所職員	2名
382	静岡 平成28年5月	地域包括センター職員等との協議会における事例紹介を含めた法教育	静岡県職員、賀茂地区社会福祉協議会職員等	25名
383	静岡 平成28年5月	地域包括センター職員等に対する事例紹介を含めた勉強会	賀茂地区包括センター職員、賀茂地区介護施設職員他	30名
384	静岡 平成28年6月	浜松市内ケアマネジャーとの事例検討、法テラス業務説明	浜松市内ケアマネジャー	10名
385	静岡 平成28年6月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	浜松市内児童相談所職員	4名
386	静岡 平成28年6月	焼津市北部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	焼津市北部地域包括支援センター職員	5名
387	静岡 平成28年6月	焼津市中部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	焼津市中部地域包括支援センター職員	4名
388	静岡 平成28年6月	焼津市南部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	焼津市南部地域包括支援センター職員	6名
389	静岡 平成28年6月	焼津市大井川地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	焼津市大井川地域包括支援センター職員	6名
390	静岡 平成28年6月	吉田町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	吉田町地域包括支援センター職員	5名
391	静岡 平成28年6月	牧之原市地域包括支援センターオーリーブにおける法テラス業務説明	牧之原市地域包括支援センターオーリーブ職員	5名
392	静岡 平成28年6月	牧之原市地域包括支援センターさくらにおける法テラス業務説明	牧之原市地域包括支援センターさくら職員	6名
393	静岡 平成28年6月	藤枝地域包括支援センター変奏の郷における法テラス業務説明	藤枝地域包括支援センター変奏の郷職員	4名
394	静岡 平成28年6月	有度地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	有度地域包括支援センター職員	30名
395	静岡 平成28年6月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡県内児童相談所職員	6名
396	静岡 平成28年6月	満期釈放者に対する法テラス業務説明	静岡刑務所満期釈放者	3名
397	静岡 平成28年6月	中伊豆地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	中伊豆地域包括支援センター職員	40名
398	静岡 平成28年6月	沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	沼津市役所職員	40名
399	静岡 平成28年7月	浜松市内ケアマネジャーとの事例検討、法テラス業務説明	浜松市内ケアマネジャー	40名
400	静岡 平成28年7月	総合会議における法テラス業務説明	浜松市内児童相談所職員	15名
401	静岡 平成28年7月	医療推進連携会議委員に対する法テラス業務説明	浜松市 医療推進連携会議委員	15名
402	静岡 平成28年7月	井川民生委員児童委員協議会における法テラス業務説明	静岡県内民生委員児童委員	10名
403	静岡 平成28年7月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡県内児童相談所職員	6名
404	静岡 平成28年7月	満期釈放者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	静岡刑務所受刑者	3名
405	静岡 平成28年7月	DV防止ネットワーク会議における法テラス業務説明	静岡県内警察官、裁判所員等	21名
406	静岡 平成28年7月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	沼津、清水町、長泉町、三島の社会福祉協議会職員	10名
407	静岡 平成28年7月	きせがわ地域包括支援センター主催勉強会における法教育(講義)、法テラス業務説明	きせがわ地域包括支援センター職員	40名
408	静岡 平成28年7月	裾野北部地域包括支援センター主催勉強会における法教育(講義)、法テラス業務説明	裾野北部地域包括支援センター職員	40名
409	静岡 平成28年7月	修善寺地区ネットワーク会議における法テラス業務説明	修善寺包括支援センター職員	40名
410	静岡 平成28年7月	土肥地区ネットワーク会議における法テラス業務説明	土肥地区地域包括支援センター職員	40名
411	静岡 平成28年7月	修善寺包括個別ケース会議における法教育	修善寺包括支援センター職員	8名
412	静岡 平成28年7月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	伊豆の国、伊豆、伊東、熱海、海南、裾野の社会福祉協議会職員	15名
413	静岡 平成28年7月	かめぎき地区地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	かめぎき地域包括支援センター職員	40名
414	静岡 平成28年7月	地域包括センター職員等との協議会における事例紹介を含めた法教育	静岡県職員、賀茂地区包括センター職員等	25名
415	静岡 平成28年8月	沼津警察署犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	沼津警察署職員	20名
416	静岡 平成28年8月	伊豆市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	伊豆市の地域包括支援センター職員	40名
417	静岡 平成28年8月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	浜松市児童相談所職員	4名
418	静岡 平成28年8月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡県内児童相談所職員	6名
419	静岡 平成28年8月	満期釈放者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	静岡刑務所受刑者	3名
420	静岡 平成28年8月	三島市中郷地域包括支援センター個別ケース会議における法教育	三島市中郷地域包括支援センター職員	10名
421	静岡 平成28年9月	三浦地域包括支援センターケース会議における法教育	三浦地域包括支援センター職員	10名
422	静岡 平成28年9月	三島市中郷地域包括支援センターケース会議における法教育	三島市中郷地域包括支援センター職員	10名
423	静岡 平成28年9月	三島市中郷地域包括支援センター個別ケース会議における法テラス業務説明	三島市中郷地域包括支援センター職員	10名
424	静岡 平成28年9月	浜松市自殺対策連携会議における法テラス業務説明	浜松市自殺対策連携会議委員	40名
425	静岡 平成28年9月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡市児童相談所職員	3名
426	静岡 平成28年9月	井川民生委員児童委員協議会における法テラス業務説明	井川民生委員児童委員	6名
427	静岡 平成28年9月	児童相談所職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡県内児童相談所職員	10名
428	静岡 平成28年9月	満期釈放者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	静岡刑務所受刑者	3名
429	静岡 平成28年9月	ケアネット会議における法テラス業務説明	静岡県内ケアマネジャー	6名
430	静岡 平成28年9月	自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	下田公共職業安定所職員、三島労働基準監督署員等	35名
431	静岡 平成28年9月	地域包括センター職員等との協議会における事例紹介を含めた法教育	静岡県職員、賀茂地区社会福祉協議会職員等	25名
432	静岡 平成28年10月	焼津地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	焼津地域包括支援センター職員	10名
433	静岡 平成28年10月	国際交流協会職員に対する法テラス業務説明	静岡県国際交流協会職員	20名
434	静岡 平成28年10月	静岡市障害者協会、静岡市職員に対して法テラス業務説明	静岡市障害者協会、静岡市職員	10名
435	静岡 平成28年10月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者	10名
436	静岡 平成28年10月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者	10名
437	静岡 平成28年10月	スルガダルク職員(薬物依存回復施設)に対する法テラス業務説明	スルガダルク職員	7名
438	静岡 平成28年10月	緑柳勉強会における法テラス業務説明	緑柳勉強会参加者	50名
439	静岡 平成28年10月	焼津中部地域包括支援センターに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	焼津中部地域包括支援センター職員	12名
440	静岡 平成28年10月	静岡県中央児童相談所における法テラス業務説明	児童相談所職員	6名
441	静岡 平成28年10月	精神保健福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	精神保健福祉士	25名
442	静岡 平成28年10月	焼津地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	10名
443	静岡 平成28年10月	県内福祉機関に対する事例紹介を含めた法教育	県内福祉機関職員	400名
444	静岡 平成28年10月	地域包括センター職員等に対する事例紹介を含めた勉強会	賀茂地区包括センター職員、賀茂地区介護施設職員等	20名
445	静岡 平成28年11月	藤枝駿府病院相談員に対する法テラス業務説明	藤枝駿府病院相談員	4名
446	静岡 平成28年11月	丸子地域包括支援センターに対する法テラス業務説明	丸子地域包括支援センター職員	4名
447	静岡 平成28年11月	静岡市内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	ケアマネジャー	40名
448	静岡 平成28年11月	牧之原市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	牧之原市福祉事務所職員	4名
449	静岡 平成28年11月	島田市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	島田市福祉事務所職員	3名
450	静岡 平成28年11月	清水区福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	清水区福祉事務所職員	7名
451	静岡 平成28年11月	りんどう特別養護老人ホーム職員に対する法テラス業務説明	りんどう特別養護老人ホーム職員	8名
452	静岡 平成28年11月	静岡赤十字病院職員に対する法テラス業務説明	静岡赤十字病院職員	7名
453	静岡 平成28年11月	医師、歯科医師、社会福祉士との事例検討、法テラス業務説明	医師、歯科医師、社会福祉士	20名
454	静岡 平成28年11月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者	10名
455	静岡 平成28年11月	医療ソーシャルワーカーとの事例検討、法テラス業務説明	入院患者	5名
456	静岡 平成28年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	30名
457	静岡 平成28年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	10名
458	静岡 平成28年11月	静岡市職員との事例検討、法テラス業務説明	静岡市職員	10名
459	静岡 平成28年11月	法務局戸籍課職員との事例検討、法テラス業務説明	法務局戸籍課職員	4名
460	静岡 平成28年11月	精神保健福祉士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	精神保健福祉士	30名
461	静岡 平成28年11月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者	10名
462	静岡 平成28年11月	地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員等	50名
463	静岡 平成28年11月	井川地区民生委員児童委員に対する法テラス業務説明	井川地区民生委員児童委員	13名
464	静岡 平成28年11月	ケアネット協会における法テラス業務説明	福祉関係者	5名
465	静岡 平成28年11月	静岡市内ケースワーカーに対する法テラス業務説明	静岡市内ケースワーカー	12名
466	静岡 平成28年11月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	静岡刑務所、出所直前の受刑者	3名
467	静岡 平成28年11月	島田市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	福祉事務所職員	1名
468	静岡 平成28年11月	牧之原福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	福祉事務所職員	4名
469	静岡 平成28年11月	入口支援に関する法教育	関係機関職員	100名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
470	静岡	平成28年11月	関係機関との意見交換会	関係機関職員 20名
471	静岡	平成28年12月	精神保健福祉士に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	精神保健福祉士 20名
472	静岡	平成28年12月	静岡市職員に対する法テラス業務説明	静岡市職員 6名
473	静岡	平成28年12月	デンマーク牧場における法テラス業務説明	デンマーク牧場職員 6名
474	静岡	平成28年12月	藤枝福祉事務所における法テラス業務説明	藤枝市職員 6名
475	静岡	平成28年12月	静岡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	静岡市社会福祉協議会職員 3名
476	静岡	平成28年12月	精神保健福祉士との事例検討、法テラス業務説明	精神保健福祉士 3名
477	静岡	平成28年12月	精神保健福祉士との事例検討、法テラス業務説明	精神保健福祉士 3名
478	静岡	平成28年12月	精神保健福祉士との事例検討、法テラス業務説明	精神保健福祉士 3名
479	静岡	平成28年12月	静岡保護観察所における法テラス業務説明	静岡保護観察所 2名
480	静岡	平成28年12月	静岡刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	受刑者 10名
481	静岡	平成28年12月	静岡刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	受刑者 10名
482	静岡	平成28年12月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 10名
483	静岡	平成28年12月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 3名
484	静岡	平成28年12月	精神障がい者に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	医師、精神保健福祉士等 20名
485	静岡	平成29年1月	静岡刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	受刑者 10名
486	静岡	平成29年1月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 10名
487	静岡	平成29年1月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	静岡刑務所、出所直前の受刑者 10名
488	静岡	平成29年1月	児童相談所職員との事例検討会における法教育	児童相談所職員 3名
489	静岡	平成29年1月	地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員等 30名
490	静岡	平成29年1月	一般市民に対する法教育	静岡県民 20名
491	静岡	平成29年2月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 10名
492	静岡	平成29年2月	通訳人に対する法テラス業務説明	通訳人 30名
493	静岡	平成29年2月	戸籍担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	戸籍担当職員 30名
494	静岡	平成29年2月	医師・歯科医師・社会福祉士等との事例検討、法テラス業務説明	医師、歯科医師、社会福祉士 20名
495	静岡	平成29年2月	一般市民に対する法テラス業務説明	生活保護受給者及び申請者 5名
496	静岡	平成29年2月	静岡市内介護施設職員に対する法テラス業務説明	介護施設職員 3名
497	静岡	平成29年2月	地域定着研修会における法テラス業務説明	地域定着支援センター職員、社会福祉士等 100名
498	静岡	平成29年2月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 6名
499	静岡	平成29年2月	法務局戸籍担当職員との事例検討、法テラス業務説明	法務局戸籍担当職員 2名
500	静岡	平成29年2月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 10名
501	静岡	平成29年2月	地域包括支援センターとの事例検討会における法教育	地域包括支援センター職員 5名
502	静岡	平成29年2月	地域包括支援センターとの事例検討会における法教育	地域包括支援センター職員 5名
503	静岡	平成29年2月	下田市地域包括支援センターとの事例検討、法テラス業務説明	下田市内介護施設職員、病院職員等 50名
504	静岡	平成29年2月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関職員 20名
505	静岡	平成29年2月	浜松市医療安全推進連携委員会との協議会における事例紹介を含めた法教育	浜松市医療安全推進連携委員会 21名
506	静岡	平成29年2月	包括センター職員等に対する事例紹介を含めた勉強会	浜松地区包括センター職員、賀茂地区介護施設職員等 20名
507	静岡	平成29年3月	静岡刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	受刑者 10名
508	静岡	平成29年3月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 11名
509	静岡	平成29年3月	出所前の方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	出所直前の受刑者 5名
510	静岡	平成29年3月	地域包括支援センター職員との事例検討会における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員等 10名
511	静岡	平成29年3月	浜松市自殺対策連携協議会委員に対する法テラス業務説明	浜松市自殺対策連携協議会委員 11名
512	静岡	平成29年3月	在浜松フランス総領事館における法テラス業務説明	在浜松フランス総領事館関係者 6名
513	山梨	平成28年7月	山梨労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	山梨労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会出席者 15名
514	山梨	平成28年8月	山梨学院大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	山梨学院大学生 7名
515	山梨	平成28年9月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する連絡協議会における法教育	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する連絡協議会出席者 30名
516	山梨	平成28年10月	シンポジウム「高齢者・障がい者の権利擁護と司法ソーシャルワーク」における法テラス業務説明	SW関係機関出席者 100名
517	山梨	平成28年10月	シンポジウム「高齢者・障がい者の権利擁護と司法ソーシャルワーク」における法教育(講演)	山梨県民 100名
518	山梨	平成28年11月	法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	法科大学院生 10名
519	山梨	平成28年11月	法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	法科大学院生等 15名
520	山梨	平成29年2月	県民生活センター職員に対する法テラス業務説明	県民生活センター職員 3名
521	長野	平成28年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	長野県民 30名
522	長野	平成28年4月	中野市民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中野市民生・児童委員 100名
523	長野	平成28年4月	軽井沢遊水ハイパスツアーバス経路事故における支援会議における法テラス業務説明	長野県犯罪被害者支援連絡協議会 20名
524	長野	平成28年4月	生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における法テラス業務説明	県職員・長野市職員等 21名
525	長野	平成28年6月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長野県民 57名
526	長野	平成28年6月	長野市障がい者・高齢者関係機関との事例検討会における法教育	長野市障がい者・高齢者関係機関職員 15名
527	長野	平成28年6月	実務担当者会議における法教育	長野県犯罪被害者支援連絡協議会 44名
528	長野	平成28年6月	自殺対策ネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	障がい者相談支援センター、生活就労支援センター、警察等 47名
529	長野	平成28年9月	長野市多重債務者生活再建関係職員に対する法テラス業務説明	長野市多重債務者生活再建関係の各該職員 20名
530	長野	平成28年10月	長野市内東北5地区民生児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	長野市東北5地区民生・児童委員 100名
531	長野	平成28年11月	長野中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長野市役所、中央児童相談所、長野市保健所等 21名
532	長野	平成28年11月	長野県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	長野県犯罪被害者支援連絡協議会職員 15名
533	長野	平成28年11月	警察庁交通通企画企画課職員に対する法テラス業務説明	自動車事故賠償機構、犯罪被害者支援センター等 21名
534	長野	平成28年11月	自殺対策関係者ネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	市町村、社会福祉協議会、自殺防止地域関係者連絡会議構成機関職員等 30名
535	長野	平成28年11月	多重債務者対策協議会における事例紹介を含めた法教育	長野県、長野市、社協、貸金業協会等 29名
536	長野	平成28年12月	一般市民に対する法テラス業務説明	長野県民 15名
537	長野	平成28年12月	安曇野市社会福祉協議会における法テラス業務説明	安曇野市社会福祉協議会担当者 5名
538	長野	平成28年12月	松本市役所生活保護課職員に対する法テラス業務説明	松本市役所生活保護課職員 5名
539	長野	平成28年12月	塩尻市障害者相談支援センターボイス職員に対する法テラス業務説明	塩尻市障害者相談支援センターボイス担当者 3名
540	長野	平成29年3月	第2回全体協議会における事例紹介を含めた法教育	長野市障がい者・高齢者関連の関係機関 70名
541	新潟	平成28年9月	新潟県警察職員に対する法テラス業務説明	新潟県警察職員 25名
542	新潟	平成28年10月	島屋野地区民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	新潟県警察署、新潟市、島屋野地区民生・児童委員等 50名
543	新潟	平成29年1月	にいがた被害者支援者センター支援活動員養成講座における法テラス業務説明	にいがた被害者支援者センター支援活動員 40名
544	大阪	平成28年6月	岸和田市居宅介護支援事業所介護支援専門員に対する法テラス業務説明	居宅介護支援事業所の介護支援専門員 20名
545	大阪	平成28年6月	大阪府民に対する法テラス業務説明	大阪府民 5名
546	大阪	平成28年7月	生活困窮者自立支援相談担当者に対する法テラス業務説明	大阪府内生活困窮者自立支援相談担当者 37名
547	大阪	平成28年9月	生活困窮者自立支援相談担当者に対する法テラス業務説明	大阪府内生活困窮者自立支援相談担当者 35名
548	大阪	平成28年9月	大阪府被害者支援会議「第2回実務担当者会議」における法テラス業務説明	(認定NPO)アドカールセンター、大阪府警等 35名
549	大阪	平成28年9月	高槻市社会福祉士等に対する法テラス業務説明	高槻市社会福祉士、コミュニティソーシャルワーカー等 28名
550	大阪	平成28年9月	平成28年度大阪労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	大阪府、大阪労働局、大阪地方・簡易裁判所等 8名
551	大阪	平成28年9月	香川大学法学部民事訴訟法ゼミ生に対する法テラス業務説明	法学部民事訴訟法ゼミ生 34名
552	大阪	平成28年9月	精神保健福祉相談員に対する法テラス業務説明	大阪市内精神保健福祉相談員 22名
553	大阪	平成28年10月	ネットワーク会議における法テラス業務説明	大阪市各区保健福祉課職員等 50名
554	大阪	平成28年11月	大阪府金融課(債務整理サポートプラザ)職員に対する法テラス業務説明	大阪府金融課職員(債務整理サポートプラザ) 4名
555	大阪	平成28年11月	天王寺区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大阪府天王寺区居宅介護支援事業者等 23名
556	大阪	平成28年11月	借金相談に係る専門知識習得のための研修会における法テラス業務説明	大阪府下・返済困難者の相談窓口の各市町村職員等 140名
557	大阪	平成28年11月	一般市民に対する法教育(法テラス寄席)	一般市民(中学生以上) 289名
558	大阪	平成28年12月	神戸川大学法科学部ゼミ(司法アクセス)学生に対する法テラス業務説明	法科学部ゼミ生 8名
559	大阪	平成29年2月	一般市民(外国出身者)に対する法テラス業務説明	一般市民(外国出身者) 3名
560	大阪	平成29年3月	豊中市民(個人事業主向け)に対する法テラス業務説明	豊中市民(個人事業主向け) 3名
561	大阪	平成29年3月	関係機関との意見交換会	関係機関職員 20名
562	京都	平成28年4月	関係機関職員等に対する事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 20名
563	京都	平成28年5月	関係機関職員等に対する事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 20名
564	京都	平成28年6月	府民相談相互連絡ネットワーク会議における法テラス業務説明	ネットワーク参加機関・団体 50名
565	京都	平成28年6月	関係機関職員等に対する事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 31名
566	京都	平成28年6月	関係機関職員等に対する事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 20名
567	京都	平成28年7月	龍谷大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	龍谷大学今井ゼミ生等 40名
568	京都	平成28年7月	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都京会(代表者会議)における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課、相談窓口がある関係機関 30名
569	京都	平成28年7月	関係機関職員等との業務説明会における事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 20名
570	京都	平成28年8月	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都京会(代表者会議)における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課、相談窓口がある関係機関 20名
571	京都	平成28年8月	丹後ブロック各社協の福祉サービス利用援助事業専門員との事例検討会に法教育	社会福祉協議会職員(福祉サービス利用援助事業専門員) 8名
572	京都	平成28年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談窓口の関係機関・団体 15名
573	京都	平成28年9月	福祉サービス利用援助事業専門員との事例検討、法テラス業務説明	社会福祉協議会職員(福祉サービス利用援助事業専門員) 11名
574	京都	平成28年9月	エクスターンで事務所訪問した学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	法科大学院生 1名
575	京都	平成28年9月	南丹ブロック各社協の福祉サービス利用援助事業専門員との事例検討会における法教育	南丹ブロック社会福祉協議会職員 8名
576	京都	平成28年9月	山城ブロック各社協の福祉サービス利用援助事業専門員との事例検討会における法教育	山城ブロック社会福祉協議会職員 8名
577	京都	平成28年9月	山城中ブロック各社協の福祉サービス利用援助事業専門員との事例検討会における法教育	山城中ブロック社会福祉協議会職員 7名
578	京都	平成28年9月	関係機関職員等に対する事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 25名
579	京都	平成28年9月	福山市権利擁護支援専門員との勉強会における事例紹介を含めた法教育	福祉事務所職員、社会福祉協議会職員、福山市役所職員等 30名
580	京都	平成28年10月	第2回回春ふれあいプラザにおける法テラス業務説明	伏見区在住の一般市民 1000名
581	京都	平成28年10月	福祉事務所・地域包括センター職員等に対する法テラス業務説明	区担当者、福祉事務所・地域包括センター職員等 30名
582	京都	平成28年10月	社会福祉協議会職員(福祉サービス利用援助事業専門員)に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会職員 12名
583	京都	平成28年11月	第29回市民すこやかフェアにおける法テラス業務説明	京都市民 2000名
584	京都	平成28年11月	法学部ゼミ生に対する法テラス業務説明	法学部ゼミ生(3回生) 7名
585	京都	平成28年11月	市民公開シンポジウム「司法書士による相続・遺言のススメ&無料法律相談会」における法テラス業務説明	京都府、京都市等 200名
586	京都	平成28年11月	子どもの権利擁護情報交換会における事例紹介を含めた法教育	関係機関職員等 20名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数	
587	京都	平成28年12月	法科大学院生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	法科大学院生	25名
588	京都	平成28年12月	京都府警察学校生徒に対する法テラス業務説明	京都府警察学校生徒	25名
589	京都	平成28年12月	京都府中京警察署における法テラス業務説明	関係機関	20名
590	京都	平成28年12月	平成28年度丹後ブロック地域福祉権利擁護事業情報交換会における法テラス業務説明	地域福祉権利擁護事業に従事する職員	30名
591	京都	平成28年12月	丹後ブロック地域福祉権利擁護事業情報交換会における法テラス業務説明	地域障害者生活支援センター、高齢・障害施設等	56名
592	京都	平成28年9月	平成28年度福祉サービス利用援助事業(中丹後ブロック)関係機関情報交換会における法テラス業務説明	地域福祉権利擁護事業に従事する職員	30名
593	京都	平成28年9月	中丹後ブロック地域福祉権利擁護事業情報交換会における法テラス業務説明	地域障害者生活支援センター職員等	46名
594	兵庫	平成28年4月	尼崎家庭裁判所エリア社会福祉士に対する法テラス業務説明	尼崎家庭裁判所エリア名簿登録者(社会福祉士)	46名
595	兵庫	平成28年5月	兵庫県介護支援専門協会相生支部職員に対する法テラス業務説明	兵庫県介護支援専門協会職員等	50名
596	兵庫	平成28年6月	警察署で被害者支援担当警察職員に対する法テラス業務説明	県内被害者支援を担当する警察職員	30名
597	兵庫	平成28年6月	個別労働紛争解決制度関係機関職員に対する法テラス業務説明	兵庫労働局員、兵庫県弁護士会員	25名
598	兵庫	平成28年7月	兵庫県内社会福祉士等に対する法テラス業務説明	県内社会福祉士、ケアマネジャー	8名
599	兵庫	平成28年7月	性暴力被害者のためのバーチャル・ワンストップ支援センター(ポータルサイト)立ち上げを目的としたワーキング会議における法テラス業務説明	兵庫県ワーキング会議出席者	13名
600	兵庫	平成28年7月	高齢者見守りボランティア民生・児童委員に対する法テラス業務説明	県内民生・児童委員	42名
601	兵庫	平成28年7月	神戸市兵庫区生活保護課職員に対する法テラス業務説明	神戸市兵庫区生活保護課職員	30名
602	兵庫	平成28年7月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	兵庫県民、支援者	45名
603	兵庫	平成28年8月	ひょうご被害者支援センターにおける法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター電話相談員	40名
604	兵庫	平成28年9月	伊丹市役所市民相談職員に対する法テラス業務説明	伊丹市役所市民相談職員	7名
605	兵庫	平成28年9月	長田区役所保護課職員に対する法テラス業務説明	長田区役所保護課職員	9名
606	兵庫	平成28年9月	兵庫県男女共同参画センター・イートンにおける法テラス業務説明	県内母子福祉相談員、市町村職員、警察官、大学職員	39名
607	兵庫	平成28年11月	ソーシャルボット西宮よりそいにおける法テラス業務説明	ソーシャルボット西宮社会福祉士・キャリアコンサルタント	4名
608	兵庫	平成28年11月	加古川市市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	加古川市民	28名
609	兵庫	平成28年11月	中播磨多量債務等対策連絡協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	姫路市消費生活センター等の窓口担当者	13名
610	兵庫	平成28年11月	神戸市中央区保険福祉部保護課職員に対する法テラス業務説明	神戸市中央区保護課ケースワーカー、相談員	15名
611	兵庫	平成28年11月	神戸市須磨区保険福祉部保護課職員に対する法テラス業務説明	神戸市須磨区保護課ケースワーカー、相談員	15名
612	兵庫	平成28年11月	多重債務相談担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県内多重債務相談担当者	13名
613	兵庫	平成28年11月	神戸市須磨区福祉事務所における法テラス業務説明	神戸市須磨区福祉事務所	35名
614	兵庫	平成28年12月	芦屋市役所生活保護課職員に対する法テラス業務説明	芦屋市役所生活保護課職員等	7名
615	兵庫	平成28年12月	立花南地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	立花南地域包括支援職員等	2名
616	兵庫	平成28年12月	加古川市市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	加古川市民	28名
617	兵庫	平成28年12月	神戸大学法学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	神戸大学法学院法学研究科	21名
618	兵庫	平成28年12月	県立尼崎総合医療センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	県立尼崎総合医療センター	16名
619	兵庫	平成28年12月	生活保護ケースワーカーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	但馬・内波地区生活保護ケースワーカー	18名
620	兵庫	平成28年12月	保護課職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長田区保護課職員	9名
621	兵庫	平成28年9月	武庫地域との事例検討会における法教育	関係機関職員等	10名
622	兵庫	平成28年9月	豊岡市社会福祉士に対する法テラス業務説明	豊岡市社会福祉協議会(豊岡市地域包括支援センター)社会福祉士	60名
623	兵庫	平成28年9月	西宮市地域共生推進協議会に対する法テラス業務説明	西宮市地域共生推進協議職員等	6名
624	兵庫	平成28年9月	小田北地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	社会福祉士等	3名
625	兵庫	平成28年9月	洲本市市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市民	32名
626	兵庫	平成28年9月	洲本市市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市民	16名
627	兵庫	平成28年9月	洲本市市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市民	14名
628	兵庫	平成28年9月	川西市役所生活相談職員に対する法テラス業務説明	川西市役所生活相談職員等	5名
629	兵庫	平成28年9月	洲本市市民に対する法テラス業務説明	洲本市民	16名
630	兵庫	平成28年9月	神戸市保健福祉局総務部保護課職員に対する法テラス業務説明	面接員、地区担当員、くらし支援担当警察官指導員	41名
631	兵庫	平成28年9月	総務部兵庫行政評価事務所行政相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	行政相談員	180名
632	奈良	平成28年4月	大淀町総務課職員に対する法テラス業務説明	大淀町総務課職員	5名
633	奈良	平成28年4月	奈良市平城地域包括支援センター職員との事例検討、法テラス業務説明	奈良市平城地域包括支援センター職員	6名
634	奈良	平成28年4月	触法会議における法テラス業務説明	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
635	奈良	平成28年5月	御所市保護課職員に対する法テラス業務説明	御所市保護課	3名
636	奈良	平成28年5月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法テラス業務説明	北葛城郡河合町西大和学園生徒	5名
637	奈良	平成28年5月	触法障がい者関連関係機関に対する法テラス業務説明	奈良市触法障がい者関連関係機関	20名
638	奈良	平成28年5月	奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター職員との事例検討、法テラス業務説明	五條市	10名
639	奈良	平成28年6月	五條市に対する法テラス業務説明	五條市	1名
640	奈良	平成28年6月	御所市に対する法テラス業務説明	御所市	1名
641	奈良	平成28年6月	大淀町に対する法テラス業務説明	大淀町	5名
642	奈良	平成28年6月	吉野町に対する法テラス業務説明	吉野町	1名
643	奈良	平成28年6月	下市町に対する法テラス業務説明	下市町	1名
644	奈良	平成28年6月	大和富田市職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大和富田市	30名
645	奈良	平成28年6月	東吉野町に対する法テラス業務説明	東吉野町	5名
646	奈良	平成28年6月	鳳雛村に対する法テラス業務説明	鳳雛村町	2名
647	奈良	平成28年6月	天川村に対する法テラス業務説明	天川村	14名
648	奈良	平成28年6月	関係機関職員との事例検討会における法教育	医師、相談員、介護職員等	10名
649	奈良	平成28年6月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	20名
650	奈良	平成28年6月	触法会議における法テラス業務説明	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
651	奈良	平成28年7月	大淀町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大淀町地域包括支援センター、同社会福祉協議会職員	10名
652	奈良	平成28年7月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	20名
653	奈良	平成28年7月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	20名
654	奈良	平成28年7月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	20名
655	奈良	平成28年7月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	20名
656	奈良	平成28年7月	犯罪被害者支援に関する協議会における事例検討会における法教育	官公庁職員等	25名
657	奈良	平成28年8月	地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	下市町地域包括支援センター	20名
658	奈良	平成28年8月	地域ネットワーク会議における法テラス業務説明	奈良市郡南地域包括支援センター	30名
659	奈良	平成28年8月	触法会議における法テラス業務説明	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
660	奈良	平成28年9月	奈良市平城地域包括支援センター職員との事例検討、法テラス業務説明	奈良市平城地域包括支援センター	5名
661	奈良	平成28年9月	奈良市立左京小学校における法教育(授業)	奈良市立左京小学校生徒	30名
662	奈良	平成28年9月	社会福祉士との連絡協議会における法テラス業務説明	県内社会福祉士、弁護士	15名
663	奈良	平成28年10月	奈良市ならやま会(奈良市社会福祉法人)における法テラス業務説明	奈良市福祉法人関係者	10名
664	奈良	平成28年10月	奈良県リハビリテーションセンター職員に対する法テラス業務説明	奈良県PT、OT、ST、専門相談員	5名
665	奈良	平成28年10月	大淀町地域包括支援センター連絡会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター関係者	15名
666	奈良	平成28年10月	関係機関との協議会における事例紹介を含めた法教育	裁判所、検察庁、市町村職員他	40名
667	奈良	平成28年11月	善芝市立二上小学校における法教育(授業)	善芝市立二上小学校生徒	30名
668	奈良	平成28年11月	地域ネットワーク会議における法テラス業務説明	郡南地域包括支援センター、ケアマネジャーなど	30名
669	奈良	平成28年11月	下市町社会福祉協議会における法テラス業務説明	下市町後期高齢者	10名
670	奈良	平成28年11月	高齢者支援研究会における法テラス業務説明	奈良市社会福祉協議会等	30名
671	奈良	平成28年12月	奈良市保護司会における法テラス業務説明	奈良市保護司	90名
672	奈良	平成29年1月	奈良市立左京小学校における法教育(授業)	左京小学校生徒	30名
673	奈良	平成29年1月	生活支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	地域包括支援センター関係者等	30名
674	奈良	平成29年1月	地域定着支援センター連絡会議における法テラス業務説明	地域定着支援センター関係者等	50名
675	奈良	平成29年1月	奈良県地域定着支援センターにおける法テラス業務説明	奈良県地域定着支援センター専門相談員	3名
676	奈良	平成29年1月	成年後見に関する法教育(講演)	関係機関職員	50名
677	奈良	平成29年1月	成年後見に関する法教育(講演)	関係機関職員	50名
678	奈良	平成29年2月	大淀町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大淀町民	5名
679	奈良	平成29年2月	下市町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下市町民(後期高齢者)	10名
680	奈良	平成29年3月	北葛城郡河合町西大和学園生徒に対する法教育	北葛城郡河合町西大和学園生徒	5名
681	奈良	平成29年3月	奈良県地域定着支援センターにおける法テラス業務説明	地域定着支援センター関係者等	50名
682	滋賀	平成28年7月	犯罪被害者支援に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	犯罪被害者支援関係機関	30名
683	滋賀	平成28年8月	米原市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	米原市民	30名
684	滋賀	平成28年8月	草津市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	草津市民	20名
685	滋賀	平成28年9月	無戸籍者の戸籍登録支援に関する法教育	滋賀県職員等	30名
686	滋賀	平成28年10月	障害者差別のない「おおつ」をめざす会との大津駅問題に関する検討会における法教育	障害者差別のない「おおつ」をめざす会員	15名
687	滋賀	平成28年10月	大津市障害者自立支援協議会との権利侵害の事例検討会における法教育	大津市障害福祉課、滋賀県・大津市権利擁護センター等	15名
688	滋賀	平成28年10月	大津高齢者・障がい者の権利擁護研究会との障害者の権利擁護に関する事例検討会における法教育	権利擁護研究会(おおつ犯罪被害者支援センター等)	10名
689	滋賀	平成28年11月	手話通訳士に対する法教育(講演)	滋賀県手話通訳士	20名
690	滋賀	平成28年11月	差別解消部会との差別事例検討会における法教育	大津市障害福祉課、大津市ろうあ福祉協会等	15名
691	滋賀	平成28年11月	障害者差別のない「おおつ」をめざす会との大津駅問題に関する検討会における法教育	障害者差別のない「おおつ」をめざす会員	15名
692	滋賀	平成28年11月	生活困窮者支援に関する検討会における事例紹介を含めた法教育	大津市関係各課、大津市内の関係機関・支援機関	50名
693	滋賀	平成28年12月	大津市障害者自立支援協議会との権利侵害の事例検討会における法教育	大津市障害福祉課、大津市社会福祉協議会員等	15名
694	滋賀	平成28年12月	障害者差別のない「おおつ」をめざす会との大津駅問題に関する検討会における法教育	障害者差別のない「おおつ」をめざす会員	120名
695	滋賀	平成28年12月	同志社大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	同志社大学法科大学院生	72名
696	滋賀	平成28年2月	大津市福祉子ども部(福祉事務所)職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大津市福祉子ども部(福祉事務所)職員	40名
697	滋賀	平成28年2月	障害者差別のない「おおつ」をめざす会との大津駅問題に関する検討会における法教育	障害者差別のない「おおつ」をめざす会	15名
698	滋賀	平成29年2月	虐待対応担当職員・行政担当職員および虐待虐待防止センター担当職員との事例検討会における法教育	虐待対応担当職員、行政担当職員および虐待虐待防止センター担当職員	20名
699	滋賀	平成29年2月	大津市障害者自立支援協議会との権利侵害の事例検討会における法教育	大津市障害福祉課、滋賀県・大津市権利擁護センター等	15名
700	滋賀	平成29年2月	滋賀県立精神医療センター職員に対する法教育(講演)	滋賀県立精神医療センター職員	20名
701	滋賀	平成29年2月	外国人相談員に対する法教育(講演・講義・授業)	市町外国人相談窓口相談員、通訳者、市町担当者	20名
702	滋賀	平成29年3月	差別解消部会との差別事例検討会における法教育	大津市障害福祉課、大津市ろうあ福祉協会等	15名
703	滋賀	平成29年3月	県内民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県内民生・児童委員	654名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
704	和歌山	平成28年4月	県内社会福祉士に対する法教育(講義、法テラス業務説明)	県内社会福祉士 20名
705	和歌山	平成28年4月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
706	和歌山	平成28年4月	心配事相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	溝邊町の心配事相談員 14名
707	和歌山	平成28年4月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
708	和歌山	平成28年4月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
709	和歌山	平成28年5月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
710	和歌山	平成28年5月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
711	和歌山	平成28年5月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
712	和歌山	平成28年6月	福祉・医療・行政関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	御坊市の福祉・医療・行政関係者 60名
713	和歌山	平成28年6月	岩出市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	岩出市地域包括支援センター職員等 40名
714	和歌山	平成28年6月	各関係機関との事例検討会における法教育	和歌山市役所各関係課職員等 30名
715	和歌山	平成28年6月	和歌山県行政評価事務所職員に対する法テラス業務説明	和歌山県行政評価事務所課長 1名
716	和歌山	平成28年6月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
717	和歌山	平成28年6月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
718	和歌山	平成28年6月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
719	和歌山	平成28年7月	かつらぎ町のケアマネジャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	かつらぎ町のケアマネジャー、介護・看護職員 60名
720	和歌山	平成28年7月	紀の川市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	紀の川市地域包括支援センター長等 6名
721	和歌山	平成28年7月	個別労働紛争解決制度関係協議会における法テラス業務説明	和歌山県労働局、和歌山地裁等 14名
722	和歌山	平成28年7月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
723	和歌山	平成28年7月	串本町社会福祉協議会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	串本町社会福祉協議会職員 80名
724	和歌山	平成28年7月	介護支援専門員、医療・福祉従事者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	上富田町の介護支援専門員、医療・福祉従事者 15名
725	和歌山	平成28年7月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
726	和歌山	平成28年7月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
727	和歌山	平成28年8月	県内の教育関係者に対する法テラス業務説明	県内の教育関係者 200名
728	和歌山	平成28年8月	インターシップ受入学生に対する法テラス業務説明	関西大学学生(3回生) 1名
729	和歌山	平成28年8月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
730	和歌山	平成28年8月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
731	和歌山	平成28年8月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
732	和歌山	平成28年8月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民(海浜市在の70歳代の方) 30名
733	和歌山	平成28年8月	広川町民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	広川町民生・児童委員、広川町見守り協力員 40名
734	和歌山	平成28年8月	和歌山地方務局職員に対する法テラス業務説明	和歌山地方務局投務職員 1名
735	和歌山	平成28年8月	白高町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	白高町地域包括支援センター社会福祉士、保健師 2名
736	和歌山	平成28年8月	有田川町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	有田川町社会福祉協議会事務次長 1名
737	和歌山	平成28年8月	一般市民に対する法教育(講演)	紀美野町在の老人クラブ女性部 57名
738	和歌山	平成28年9月	県内保健師、社会福祉士に対する法テラス業務説明	県内保健師、社会福祉士 2名
739	和歌山	平成28年9月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
740	和歌山	平成28年9月	和歌山市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター職員 2名
741	和歌山	平成28年9月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
742	和歌山	平成28年9月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
743	和歌山	平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	和歌山県民 100名
744	和歌山	平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	和歌山県民 100名
745	和歌山	平成28年10月	白浜町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	白浜町地域包括支援センター社会福祉士 2名
746	和歌山	平成28年10月	和歌山市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター職員等 18名
747	和歌山	平成28年10月	被害者支援活動員養成講座受講者に対する法テラス業務説明	被害者支援活動員養成講座受講者 25名
748	和歌山	平成28年10月	有田市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	有田市地域包括支援センター職員 1名
749	和歌山	平成28年10月	田辺市社会福祉協議会龍神地区事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	田辺市社会福祉協議会龍神地区事務所職員 40名
750	和歌山	平成28年10月	和歌山市地域包括支援センター和佐職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター和佐職員 1名
751	和歌山	平成28年10月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
752	和歌山	平成28年10月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
753	和歌山	平成28年10月	紀美野町在住の高齢者に対する法教育(講演)	紀美野町いきいきふくんだサロン所属の方 40名
754	和歌山	平成28年11月	紀美野町内介護保険事業所職員に対する法教育(講義)	紀美野町ケアマネジャーを中心とした介護保険事業所 30名
755	和歌山	平成28年11月	白高町内介護支援専門員・介護士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	白高町地域包括支援センター介護支援専門員、介護福祉士 20名
756	和歌山	平成28年11月	和歌山県「ふれあい人権フェア」参加者に対する法テラス業務説明	和歌山県民 250名
757	和歌山	平成28年11月	和歌山県警察本部における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山県民等 63名
758	和歌山	平成28年11月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
759	和歌山	平成28年11月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
760	和歌山	平成28年12月	紀の川市社会福祉協議会打田支所職員に対する法テラス業務説明	紀の川市社会福祉協議会打田支所職員 1名
761	和歌山	平成28年12月	DV被害者支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	和歌山地方務局、県警察本部等 39名
762	和歌山	平成28年12月	御坊市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明等	御坊市地域包括支援センター職員、介護支援専門員 3名
763	和歌山	平成28年12月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
764	和歌山	平成28年12月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
765	和歌山	平成28年12月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
766	和歌山	平成29年1月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
767	和歌山	平成29年1月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
768	和歌山	平成29年1月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
769	和歌山	平成29年2月	成年後見制度関係機関連絡協議会のメンバーに対する法テラス業務説明	和歌山県医師会、近畿税理士会等 19名
770	和歌山	平成29年2月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
771	和歌山	平成29年2月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
772	和歌山	平成29年2月	地域生活定着支援センターま〜るとの事例検討会における法教育	ま〜る職員、和歌山県福祉事業団職員 8名
773	和歌山	平成29年3月	一般市民に対する法教育(講演)	紀美野町在住の高齢者 16名
774	和歌山	平成29年3月	和歌山園地の相談支援員、生活支援員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山園地障害児者相談・生活サポートセンターリム相談支援員等 10名
775	和歌山	平成29年3月	和歌山園地自立支援協議会メンバーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	有田振興局、有田市役所等 14名
776	和歌山	平成29年3月	地域包括支援センター城北センター長に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センターセンター長 1名
777	和歌山	平成29年3月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
778	和歌山	平成29年3月	和歌山刑務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山刑務所の受刑者 8名
779	愛知	平成28年4月	愛知県犯罪被害者連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県地域安全課職員等 40名
780	愛知	平成28年5月	中学生に対する法テラス業務説明	中学生(碧南市) 2名
781	愛知	平成28年6月	「よきそいホワイトライン」会議における法テラス業務説明	異閣支援NPO団体職員、名古屋市 100名
782	愛知	平成28年6月	日本クレジットカウンセリング協会相談員研修会における法テラス業務説明	日本クレジットカウンセリング協会名古屋支部会員 6名
783	愛知	平成28年6月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市内いきいきセンター職員、社会福祉士等 100名
784	愛知	平成28年6月	第1回被害者支援活動推進検討会における法テラス業務説明	愛知県地域安全課職員等 29名
785	愛知	平成28年6月	中学生に対する法テラス業務説明	中学生(安城市) 3名
786	愛知	平成28年7月	知多市居宅連絡協議会研修会における法テラス業務説明	知多市社会福祉士、ケアマネジャー等 50名
787	愛知	平成28年9月	名古屋DV対策関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	名古屋市男女平等推進推進室、愛知県女性センター職員等 50名
788	愛知	平成28年9月	愛知県警察職員に対する法テラス業務説明	愛知県警察庁の警察職員 50名
789	愛知	平成28年9月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県産業労働部労働福祉課職員等 24名
790	愛知	平成28年9月	総務省中部管区行政評価局愛知県行政評価連絡協議会における法テラス業務説明	東海総合通信局、名古屋事務局等 94名
791	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋守山区東部いきいき支援センター職員等 36名
792	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市昭和西部いきいき支援センター職員等 4名
793	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市瑞穂区東部いきいき支援センター職員等 4名
794	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市南区北西部いきいき支援センター職員等 6名
795	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市中区いきいき支援センター職員等 5名
796	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市熱田区いきいき支援センター職員等 5名
797	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市港区東部いきいき支援センター職員等 4名
798	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市天白区西部いきいき支援センター職員等 5名
799	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市中川区西部いきいき支援センター職員等 7名
800	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市東区いきいき支援センター職員等 4名
801	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市北区西部いきいき支援センター職員等 4名
802	愛知	平成28年9月	名古屋市内いきいきセンターにおける法テラス業務説明	名古屋市北区西部いきいき支援センター職員等 3名
803	愛知	平成28年9月	愛知県警察官学校生に対する法テラス業務説明や事例紹介を旨とした法教育	警察官、警察官学校生 50名
804	愛知	平成28年11月	名古屋市職員に対する法テラス業務説明	名古屋市職員等 40名
805	愛知	平成28年12月	ひな地域包括センター介護支援専門員に対する法テラス業務説明	ひな地域包括センター介護支援専門員 20名
806	愛知	平成28年12月	安城市教育委員会における法教育(講義)	一般市民(18歳以上) 35名
807	愛知	平成28年12月	とよた男女共同参画センターにおける法教育(講義)	市内在住又は在勤者 20名
808	愛知	平成29年1月	愛知県介護サービス第三者評価推進会議における法テラス業務説明	国立長寿医療研究センター、愛知県医師会等 15名
809	愛知	平成29年1月	愛知県貸付金貸付策進協議会における法テラス業務説明	愛知県警、名古屋消費生活センター、愛知県等 250名
810	愛知	平成29年1月	消費生活相談員協会中部支部における法テラス業務説明	消費生活相談員、生命保険協会等 150名
811	愛知	平成29年1月	愛知県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	愛知県警、被害者サポートセンターあいいち等 35名
812	愛知	平成29年2月	あま地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	あま地域包括支援センター職員 30名
813	愛知	平成29年2月	北名古屋市社会福祉協議会における法テラス業務説明	北名古屋市社会福祉協議会職員 15名
814	愛知	平成29年2月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市内在住又は在勤者 20名
815	愛知	平成29年3月	名古屋いきいき支援センターにおける法テラス業務説明	名古屋いきいき支援センター職員 40名
816	愛知	平成29年3月	山形県立東稜中学校生徒に対する法テラス業務説明	県立東稜中学校生徒 1名
817	愛知	平成29年3月	名古屋港区役所生活保護課担当者に対する法テラス業務説明	名古屋港区役所職員 20名
818	三重	平成28年4月	津中部地域包括支援センター(平成28年度意見交換会)における法教育(講演)、法テラス業務説明	津中部地域包括支援センター管内介護支援事業所職員 20名
819	三重	平成28年6月	関係機関職員に対する法テラス業務説明	津地方検察庁犯罪被害者支援担当、みえ犯罪被害者総合支援センター担当者 5名
820	三重	平成28年6月	紀宝町「高齢者権利擁護研修会」における法教育(講演)、法テラス業務説明	三重県紀宝町民 50名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数	
821	三重	平成28年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	三重県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加機関・団体	14名
822	三重	平成28年7月	桑名市「平成28年度終活セミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	三重県桑名市民(60歳以上)	25名
823	三重	平成28年8月	津市「生活・介護支援サポーター養成講座」における法教育(講演)、法テラス業務説明	三重県津市民	30名
824	三重	平成28年8月	「認知症家族教室」における法教育(講演)、法テラス業務説明	認知症患者のご家族	24名
825	三重	平成28年9月	平成28年度「配偶者からの暴力防止等連絡会議」における法テラス業務説明	三重県配偶者からの暴力防止等連絡会議参加機関・団体職員	20名
826	三重	平成28年9月	三重県の衆議院議員秘書等に対する法テラス業務説明	三重県の衆議院議員秘書、議員事務所インターン参加学生(中京大学法学部2年)2名	4名
827	三重	平成28年度第1回三重県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	三重県多重債務者対策協議会参加機関・団体職員	20名	
828	三重	平成28年9月	犯罪被害者支援にかかる連絡協議会における法テラス業務説明	三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センター職員等	24名
829	三重	平成28年10月	三重県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	三重県犯罪被害者支援連絡協議会委員会	40名
830	三重	平成28年10月	公害等調整委員会事務局に対する法テラス業務説明	公害等調整委員会事務局	7名
831	三重	平成28年10月	津地方法務局人権擁護委員に対する法テラス業務説明	津地方法務局人権擁護委員	26名
832	三重	平成28年10月	桑名市北部東地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	「平成28年度終活セミナー」受講者	20名
833	三重	平成28年11月	三重県立朝明高等学校生に対する法教育(授業)	三重県立朝明高等学校生徒、教員	50名
834	三重	平成28年11月	津市生活・介護支援サポーターに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	津市生活・介護支援サポーター	20名
835	三重	平成28年11月	高齢者・障がい者・生活保護行政担当職員等に対する法テラス業務説明	県及び全市町の高齢者・障がい者・生活保護行政担当職員等	180名
836	三重	平成28年12月	三重県立志摩高等学校教職員に対する法教育(講演)	三重県立志摩高等学校教職員	20名
837	三重	平成28年12月	津まんなかよし会主催「介護予防教室」における法教育(講演)、法テラス業務説明	津まんなかよし会「介護予防教室」参加者	16名
838	三重	平成29年1月	認知症患者の家族、病院関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	認知症患者のご家族、病院関係者	16名
839	三重	平成29年1月	津地方法務局人権擁護委員に対する法テラス業務説明	えせ同行為対策関係機関連絡会会員機関、団体職員	16名
840	三重	平成29年2月	みえ医療福祉生活協同組合に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	みえ医療福祉生活協同組合	24名
841	三重	平成29年2月	平成28年度亀山社会福祉協議会配下各相談員研修会における法テラス業務説明	亀山社会福祉協議会職員、同「心配ごと相談」相談員	9名
842	三重	平成29年2月	犯罪被害者支援にかかる連絡協議会における法テラス業務説明	三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センター等	30名
843	三重	平成29年3月	認知症患者の家族、病院関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	認知症患者のご家族	20名
844	三重	平成29年3月	三重県立志摩高等学校教職員に対する法教育(講演)	県立志摩高等学校教職員	20名
845	岐阜	平成28年4月	各務原社会福祉協議会における法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会の職員、各務原市内の介護関係者等	10名
846	岐阜	平成28年4月	県生活困窮者自立支援施設所管部署職員に対する法テラス業務説明	岐阜県弁護士会、岐阜県職員、岐阜市職員	5名
847	岐阜	平成28年4月	恵那市明智健つづき連携会単位クラブ会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市明智健つづき連携会単位クラブ会員	40名
848	岐阜	平成28年4月	生活困窮者自立支援調整会議における法テラス業務説明	中津川市役所、中津川社会福祉協議会職員等	25名
849	岐阜	平成28年5月	美濃加茂市社協職員に対する法テラス業務説明	美濃加茂市社協職員	30名
850	岐阜	平成28年5月	富加町地域包括支援センター職員等との事例検討、法テラス業務説明	富加町地域包括支援センター職員等	20名
851	岐阜	平成28年5月	ハートケア松岡における事例検討、法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター中央北職員等	11名
852	岐阜	平成28年5月	地域福祉の会の勉強会における法テラス業務説明	岐阜県、岐阜市、岐阜市内地域包括支援センター等	40名
853	岐阜	平成28年5月	岐阜市地域包括支援センター北東部職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北東部職員等	20名
854	岐阜	平成28年5月	ケアマネジャーに対する法教育(講義)	恵那市ケアマネジャー	16名
855	岐阜	平成28年5月	消費者ネットワークに関する会議における事例紹介を含めた法教育	大学教授、岐阜市消費生活相談員等	60名
856	岐阜	平成28年6月	ハートケア松岡における事例検討、法テラス業務説明	ハートケア松岡の職員、岐阜市職員等	12名
857	岐阜	平成28年6月	各務原社会福祉協議会における法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会職員、各務原市内介護関係者等	13名
858	岐阜	平成28年6月	岐阜市社会福祉協議会における法テラス業務説明	岐阜市社会福祉協議会職員	5名
859	岐阜	平成28年6月	地域包括支援センターかのみ野の事例検討会における法教育	岐阜市地域包括支援センターかのみ野、ケアマネジャー	5名
860	岐阜	平成28年6月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	29名
861	岐阜	平成28年6月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	52名
862	岐阜	平成28年6月	恵那市認知症連携連絡会における法テラス業務説明	恵那市ケアマネジャー、ソーシャルワーカー等	15名
863	岐阜	平成28年6月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	40名
864	岐阜	平成28年6月	可児市ケアネットワーク勉強会における事例紹介を含めた法教育	可児市役所職員等	35名
865	岐阜	平成28年6月	消費者ネットワークに関する会議における事例紹介を含めた法教育	岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員等	60名
866	岐阜	平成28年7月	岐阜大学生等に対する法テラス業務説明	岐阜大学生、大学教授、岐阜市消費生活相談員等	80名
867	岐阜	平成28年7月	中部长寿支援センターケア会議における法教育	美濃加茂市社協職員、包括支援センター職員等	15名
868	岐阜	平成28年7月	東部長寿支援センターケア会議における法教育	美濃加茂市社協職員、民生・児童委員等	15名
869	岐阜	平成28年7月	西部長寿支援センターケア会議における法教育	美濃加茂市社協職員、包括支援センター職員、民生・児童委員等	15名
870	岐阜	平成28年7月	地域福祉の会の勉強会における法テラス業務説明	岐阜県、岐阜市、社協、岐阜市内地域包括支援センター等	40名
871	岐阜	平成28年7月	罪を犯した高齢者・障害者の支援についての勉強会における法テラス業務説明	自立サポートセンター大曾根職員等	5名
872	岐阜	平成28年7月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	46名
873	岐阜	平成28年7月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	57名
874	岐阜	平成28年7月	ケアマネジャーに対する法教育(講義)	恵那市ケアマネジャー等	15名
875	岐阜	平成28年7月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	43名
876	岐阜	平成28年7月	富加町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	富加町地域包括支援センター職員等	20名
877	岐阜	平成28年8月	美濃加茂市社協職員に対する法テラス業務説明	美濃加茂市社協職員、包括支援センター職員等	8名
878	岐阜	平成28年8月	陶の里ケアプランセンター職員との事例検討会における法教育	陶の里ケアプランセンター職員	15名
879	岐阜	平成28年8月	東部長寿支援センターケア会議における法教育	美濃加茂市社協職員等	15名
880	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター中央北職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター中央北職員等	15名
881	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター三里本荘職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター三里本荘職員	1名
882	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター岐阜北職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター岐阜北職員	8名
883	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター精華職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター精華職員	4名
884	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター西部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター西部職員	7名
885	岐阜	平成28年8月	岐阜市地域包括支援センター中央西職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター中央西職員	1名
886	岐阜	平成28年8月	地域福祉の会の勉強会における法テラス業務説明	岐阜県、岐阜市、社協、岐阜市内地域包括支援センター等	40名
887	岐阜	平成28年8月	各務原社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会職員、各務原市内介護関係者等	10名
888	岐阜	平成28年8月	高山市在住の主任介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高山市在住の主任介護支援専門員	10名
889	岐阜	平成28年8月	上伏病院職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	上伏病院職員	30名
890	岐阜	平成28年8月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	39名
891	岐阜	平成28年8月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	46名
892	岐阜	平成28年8月	恵那市認知症連携連絡会における法テラス業務説明	恵那市ケアマネジャー、ソーシャルワーカー等	15名
893	岐阜	平成28年8月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	34名
894	岐阜	平成28年8月	明智コミュニティセンターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民(60歳以上)	30名
895	岐阜	平成28年8月	社会福祉士に対する判例・事例紹介の実施に関する法教育	社会福祉士等	20名
896	岐阜	平成28年9月	岐阜市地域包括支援センター白梅華職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター白梅華職員	4名
897	岐阜	平成28年9月	岐阜市地域包括支援センター長寿南職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長寿南職員	3名
898	岐阜	平成28年9月	NPOわたぼうしの職員等に対する法テラス業務説明	NPOわたぼうしの職員、ヘルパー、福祉車両の運転手	15名
899	岐阜	平成28年9月	女性相談センター職員等に対する法テラス業務説明	女性相談センター職員	100名
900	岐阜	平成28年9月	自立サポートセンター大曾根職員等に対する法テラス業務説明	自立サポートセンター大曾根、岐阜県地域定着等	25名
901	岐阜	平成28年9月	地域包括支援センター岩野田職員等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター岩野田、自立支援ホーム	50名
902	岐阜	平成28年9月	地域包括支援センター北部職員等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター北部職員等	15名
903	岐阜	平成28年9月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	55名
904	岐阜	平成28年9月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	69名
905	岐阜	平成28年9月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	37名
906	岐阜	平成28年9月	ケアマネジャーに対する法教育(講義)	恵那市ケアマネジャー等	20名
907	岐阜	平成28年10月	東部長寿支援センターケア会議における法テラス業務説明	美濃加茂市社協職員、	8名
908	岐阜	平成28年10月	各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷園における法教育(講演)	特養職員、医師、医療ソーシャルワーカー等	75名
909	岐阜	平成28年10月	地域福祉の勉強会における法テラス業務説明	生活就労サポートセンター、NPO法人等	7名
910	岐阜	平成28年10月	大垣市社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	大垣市社会福祉協議会職員、大垣市福祉課職員等	7名
911	岐阜	平成28年10月	岐阜生活就労サポートセンター職員等に対する法テラス業務説明	生活就労サポートセンター、精神相談支援事業所等	9名
912	岐阜	平成28年10月	各務原社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会職員、各務原市内の介護関係者等	11名
913	岐阜	平成28年10月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	45名
914	岐阜	平成28年10月	地域ケア個別会議における法教育	中津川市地域包括支援センター、中津川市社会福祉協議会職員等	15名
915	岐阜	平成28年10月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	45名
916	岐阜	平成28年10月	東濃地域の各機関の医療ソーシャルワーカー、相談員に対する法教育(講演)	東濃地域の各機関の医療ソーシャルワーカー、相談員	15名
917	岐阜	平成28年10月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)	下呂市福祉関係者	43名
918	岐阜	平成28年10月	高山市在住の主任介護支援専門員に対する法教育(講演)	高山市在住の主任介護支援専門員	15名
919	岐阜	平成28年11月	出所者支援ネットワーク座談会における法テラス業務説明	大学教授、生活就労サポートセンター職員等	9名
920	岐阜	平成28年11月	関市福祉関係者等に対する法テラス業務説明	関市福祉協議会、関市社会福祉協議会職員等	21名
921	岐阜	平成28年11月	全国地域生活定着支援センターにおける法テラス業務説明	長崎・茨城・三重・愛知・岐阜・福井・石川・富山の地域生活定着支援センター職員等	16名
922	岐阜	平成28年11月	自立サポートセンター大曾根職員に対する法テラス業務説明	岐阜市社会福祉協議会、自立サポートセンター大曾根	30名
923	岐阜	平成28年11月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	子育てに関心のある方	15名
924	岐阜	平成28年11月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	48名
925	岐阜	平成28年11月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	32名
926	岐阜	平成28年11月	中津川市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	中津川市地域包括支援センター、中津川市社会福祉協議会職員等	15名
927	岐阜	平成28年11月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	44名
928	岐阜	平成28年11月	グループホーム救済療養施設職員に対する法教育(講演)	グループホーム救済療養施設職員	6名
929	岐阜	平成28年11月	下呂市地区連携会議における事例紹介を含めた法教育	下呂市地区居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等	28名
930	岐阜	平成28年12月	岐阜市女性相談センターにおける法テラス業務説明	岐阜市女性相談センター職員	11名
931	岐阜	平成28年12月	各務原社会福祉協議会における法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会職員、各務原市内の介護関係者等	1名
932	岐阜	平成28年12月	岐阜サンフラワー華園(シェルター)における法テラス業務説明	岐阜サンフラワー華園(シェルター)	1名
933	岐阜	平成28年12月	出所者支援ネットワーク座談会における法テラス業務説明	出所者支援ネットワーク関係機関等	20名
934	岐阜	平成28年12月	ケアマネジャーに対する法教育(講義)	恵那市山岡のケアマネジャー等	15名
935	岐阜	平成28年12月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	34名
936	岐阜	平成28年12月	下呂市役所社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	下呂市役所社会福祉課、同高齢支援課職員等	4名
937	岐阜	平成28年12月	中津川市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	中津川市地域包括支援センター、中津川市社会福祉協議会職員等	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
938	岐阜	平成28年12月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	34名
939	岐阜	平成28年12月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	28名
940	岐阜	平成28年12月	消費者ネットワークに関する会議における事例紹介を含めた法教育	大学教授、岐阜市消費生活相談員等	60名
941	岐阜	平成28年12月	下呂地区連携会議における事例紹介を含めた法教育	下呂地区の居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等	50名
942	岐阜	平成29年1月	岐阜市地域定着支援センターにおける法テラス業務説明	岐阜市地域定着支援センター職員	3名
943	岐阜	平成29年1月	岐阜市役所福祉課職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市役所福祉課職員、生活就労サポートセンター職員	10名
944	岐阜	平成29年1月	岐阜市地区知的障害者育成会における法テラス業務説明	岐阜市地区知的障害者育成会	80名
945	岐阜	平成29年1月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	30名
946	岐阜	平成29年1月	地域ケア個別会議における法教育	中津川市地域包括支援センター職員、中津川市社会福祉協議会職員等	15名
947	岐阜	平成29年1月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	37名
948	岐阜	平成29年1月	中津川市心配ごと相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中津川市心配ごと相談員	21名
949	岐阜	平成29年1月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	29名
950	岐阜	平成29年2月	自立サポートセンター大曾根職員等に対する法テラス業務説明	岐阜県地域定着、岐阜県刑務所、笠松刑務所等	25名
951	岐阜	平成29年2月	各務原社会福祉協議会における法テラス業務説明	各務原社会福祉協議会職員、各務原市内介護関係者等	11名
952	岐阜	平成29年2月	社会福祉協議会職員等に対する法教育(講演)	社会福祉協議会職員等	80名
953	岐阜	平成29年2月	地域包括支援センター境川における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター境川、ケアマネジャー	3名
954	岐阜	平成29年2月	中津川市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	中津川市地域包括支援センター、中津川市社会福祉協議会職員等	15名
955	岐阜	平成29年2月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	27名
956	岐阜	平成29年2月	恵那市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市明智町在住の一般男性(65歳以上)	20名
957	岐阜	平成29年2月	下呂市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	下呂市在住の一般市民	50名
958	岐阜	平成29年2月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	29名
959	岐阜	平成29年2月	民生児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中津川市北部及び白土地区の民生・児童委員	82名
960	岐阜	平成29年2月	消費者ネットワークに関する会議における事例紹介を含めた法教育	岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員等	60名
961	岐阜	平成29年2月	消費者教育実践フォーラムにおける事例紹介を含めた法教育	岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員等	60名
962	岐阜	平成29年3月	可児市社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	可児市社協職員、民生・児童委員等	70名
963	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター北部における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北部職員	5名
964	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター長良における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長良職員	6名
965	岐阜	平成29年3月	養護老人ホーム美山荘における法テラス業務説明	養護老人ホーム美山荘職員	5名
966	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター北東部における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北東部職員	5名
967	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター東部における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター東部職員	5名
968	岐阜	平成29年3月	各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷園における法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷園職員	5名
969	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター長春南における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長春南職員	5名
970	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター厚見における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター厚見職員	5名
971	岐阜	平成29年3月	岐阜市老人くらぶ連合会における法テラス業務説明	岐阜市老人くらぶ連合会	4名
972	岐阜	平成29年3月	岐阜市女性相談センターにおける法テラス業務説明	岐阜市女性相談センター	5名
973	岐阜	平成29年3月	北方町社会福祉協議会における法テラス業務説明	北方町社会福祉協議会	5名
974	岐阜	平成29年3月	社団法人岐阜県手をつなぐ育成会における法テラス業務説明	社団法人岐阜県手をつなぐ育成会	5名
975	岐阜	平成29年3月	岐阜市社会福祉協議会における法テラス業務説明	岐阜市社会福祉協議会	5名
976	岐阜	平成29年3月	岐阜市地域包括支援センター白梅華における法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター白梅華	12名
977	岐阜	平成29年3月	発達障害者支援センターのぞみにおける法テラス業務説明	発達障害者支援センターのぞみ	2名
978	岐阜	平成29年3月	岐阜市内地域包括職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市内の地域包括職員、病院・介護施設職員等	12名
979	岐阜	平成29年3月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	27名
980	岐阜	平成29年3月	中津川市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	中津川市福祉関係者	39名
981	岐阜	平成29年3月	恵那市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	恵那市福祉関係者	45名
982	岐阜	平成29年3月	多治見市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	多治見市在住の一般市民	30名
983	岐阜	平成29年3月	恵那市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	恵那市明智町在住の一般市民(65歳以上)	20名
984	岐阜	平成29年3月	下呂市福祉関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	下呂市福祉関係者	37名
985	岐阜	平成29年3月	権利擁護に関する会議における事例紹介を含めた法教育	美濃加茂市社協職員、社会保険労務士等	20名
986	岐阜	通年	可児市社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	可児市社協職員	5名
987	岐阜	通年	県内社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	県内社会福祉協議会職員、就労支援員等	10名
988	岐阜	通年	県内社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	県内社会福祉協議会職員	10名
989	岐阜	通年	県内社会福祉士等に対する法テラス業務説明	県内公務員、社会福祉士、NPO法人職員等	40名
990	岐阜	通年	県内社会福祉士等に対する法テラス業務説明	県内医師、社会福祉士等	2名
991	福井	平成28年5月	福井県社会福祉士会における法テラス業務説明	福井県社会福祉士会事務局職員	10名
992	福井	平成28年5月	福井県身体障害者福祉連合会における法テラス業務説明	福井県身体障害者福祉連合会事務局長等	2名
993	福井	平成28年5月	福井家庭裁判所調停委員に対する法テラス業務説明	福井家庭裁判所の調停委員	30名
994	福井	平成28年5月	福井県立図書館に対する法テラス業務説明	福井県立図書館職員	1名
995	福井	平成28年6月	福井労働局長等に対する法テラス業務説明	福井労働局長、福井弁護士会等	15名
996	福井	平成28年6月	福井被害者支援センター相談員に対する法テラス業務説明	福井被害者支援センター相談員	1名
997	福井	平成28年6月	福井被害者支援センター相談員に対する法テラス業務説明	福井被害者支援センター相談員	2名
998	福井	平成28年9月	福井県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	弁護士、司法書士、福井県職員等	44名
999	福井	平成28年9月	自殺予防対策協議会における法テラス業務説明	福井県職員、福井県警職員等	15名
1000	福井	平成28年10月	福井県立羽水高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	羽水高等学校生徒	335名
1001	福井	平成28年11月	配偶者暴力担当機関連絡協議会における法テラス業務説明	福井県庁職員、各市町職員、弁護士等	53名
1002	福井	平成28年11月	福井労働局における法教育	福井労働局職員、弁護士	25名
1003	福井	平成28年11月	仁愛女子高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	仁愛女子高等学校生徒	169名
1004	福井	平成28年11月	丹南高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	丹南高等学校生徒	118名
1005	福井	平成28年11月	福井県立武生工業高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	武生工業高等学校生徒	125名
1006	福井	平成28年12月	福井県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福井県民	5名
1007	福井	平成28年12月	福井大学法政概論講座における法教育(授業)、法テラス業務説明	福井大学生	60名
1008	福井	平成29年1月	配偶者暴力に関する各地区窓口関係担当者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	県庁職員、市町職員、警察職員等	30名
1009	福井	平成29年2月	福井地区被害者支援ネットワーク総会における法テラス業務説明	県庁職員、市町職員、警察職員等	15名
1010	福井	平成29年2月	福井県立図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	福井県民	110名
1011	福井	平成29年2月	若狭医療福祉専門学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	若狭医療福祉専門学校学生	50名
1012	福井	平成29年2月	武生看護専門学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	武生看護専門学校学生	32名
1013	福井	平成29年2月	福井県立看護専門学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	福井県立看護専門学校学生	120名
1014	福井	平成29年3月	自殺・ストレス防止対策協議会における法テラス業務説明	県庁職員、市町職員、警察職員、NPO法人職員	20名
1015	福井	平成29年3月	配偶者暴力対策連絡協議会における法テラス業務説明	県庁職員、市町職員等	20名
1016	石川	平成28年6月	石川県立沢村高等学校生徒に対する法テラス業務説明	石川県立沢村高等学校新聞部員	7名
1017	石川	平成28年6月	野々市市役所職員に対する法テラス業務説明	野々市市役所職員	20名
1018	石川	平成28年7月	平成28年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関・団体職員	19名
1019	石川	平成28年8月	石川県地域生活定着支援センター職員に対する法テラス業務説明	石川県地域生活定着支援センター職員	5名
1020	石川	平成28年9月	県民相談相互支援ネットワーク関係機関に対する法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク関係機関職員	37名
1021	石川	平成28年10月	金沢市民に対する法テラス業務説明	金沢市民	15名
1022	石川	平成28年10月	石川県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	石川県関係機関・団体職員	24名
1023	石川	平成28年10月	総合労働相談会における法テラス業務説明	金沢市民	20名
1024	石川	平成28年11月	七尾市内民生・児童委員に対する法テラス業務説明	七尾市民生・児童委員	14名
1025	石川	平成28年12月	石川被害者等支援連絡協議会における法テラス業務説明	石川県内 関係機関・団体職員	26名
1026	石川	平成28年12月	金沢市の泉ヶ丘交番町会における法テラス業務説明	金沢市の泉ヶ丘交番町会	10名
1027	石川	平成29年2月	いしかわ青少年安心ネット環境推進連絡会における法テラス業務説明	金沢市の泉ヶ丘交番町会	25名
1028	富山	平成28年4月	高岡市役所福祉課職員に対する法テラス業務説明	高岡市役所福祉課職員	4名
1029	富山	平成28年5月	とやま被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	とやま被害者支援センター、富山少年鑑別所、富山地方検察庁、保護観察所職員	82名
1030	富山	平成28年7月	富山県犯罪被害者支援関係機関連絡協議会員に対する法テラス業務説明	富山県犯罪被害者支援関係機関連絡協議会員	35名
1031	富山	平成28年7月	とやま被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	とやま被害者支援センター職員等	8名
1032	富山	平成28年8月	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	富山県高齢者関係相談機関連絡協議会構成員	19名
1033	富山	平成28年8月	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会	11名
1034	富山	平成28年9月	とやま被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	とやま被害者支援センター職員、保護観察所職員等	8名
1035	富山	平成28年10月	地域包括支援センター等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	法テラス富山地方協議会参加機関	40名
1036	富山	平成28年10月	小糸都市内町内会における法テラス業務説明	松沢松寿会	40名
1037	富山	平成28年11月	富山県内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	14名
1038	富山	平成28年12月	富山県警察非被害者支援員に対する法テラス業務説明	富山県警察被害者支援員	18名
1039	富山	平成28年12月	富山県東部自立支援センター担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山県東部の自治体の生活困難者相談担当者	31名
1040	富山	平成29年1月	地域包括支援センター等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	法テラス富山地方協議会参加機関	20名
1041	富山	平成29年2月	くらしの安心ネットとやま構成員に対する法教育	くらしの安心ネットとやま構成員	50名
1042	富山	平成29年3月	とやま被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	富山県警察被害者支援員、とやま被害者支援センター職員等	6名
1043	広島	平成28年4月	被害者支援連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	広島県被害者支援連絡協議会会員	30名
1044	広島	平成28年5月	一般市民に対する法テラス業務説明	広島県内一般市民	20名
1045	広島	平成28年6月	広島市佐伯区民生委員児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市佐伯区民生・児童委員	40名
1046	広島	平成28年6月	被害者支援連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	広島県被害者支援連絡協議会会員	30名
1047	広島	平成28年6月	相談会の内容(生活上のトラブル)に関する事例紹介を含めた法教育	一般市民	67名
1048	広島	平成28年7月	広島県こども家庭課における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県職員	40名
1049	広島	平成28年7月	社会福祉法人広島常光福祉会本部における法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉法人広島常光福祉会本部相談員、ケアマネジャー	20名
1050	広島	平成28年8月	広島県西部厚生環境事務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県内市町ひとり親家庭等福祉担当課、生活保護担当課職員等	15名
1051	広島	平成28年8月	平成28年度広島県地域包括ケア協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	障害者福祉協議会の精神保健福祉関係者等	20名
1052	広島	平成28年9月	中国四国厚生局麻薬取締部職体研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島大学大学院生、比叡国際大学大学院生等	7名
1053	広島	平成28年9月	広島県西部厚生環境事務所広島支所における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県内市町ひとり親家庭等福祉担当課職員等	40名
1054	広島	平成28年9月	広島県警察学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県内警察職員	16名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1055	広島	平成28年度人権擁護委員男女共同参画問題研修における法教育(講演)	中国人権擁護委員連合会所属人権擁護委員	34名
1056	広島	平成28年度9月 中国キャリアコンサルタント研究会における法教育(講義)	キャリアコンサルタント	15名
1057	広島	平成28年度9月 広島県北部厚生環境事務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島県内市町ひりり親家庭等福祉担当課職員等	20名
1058	広島	平成28年度9月 相談会の内容(暮らしとことこのトラブル)に関する事例紹介を含めた法教育	一般市民	94名
1059	広島	平成28年度10月 広島市民に対する法テラス業務説明	広島市民	20名
1060	広島	平成28年度10月 労働紛争解決ネット広島における法テラス業務説明	労働関係機関職員及び一般市民	90名
1061	広島	平成28年度10月 広島県西部厚生環境事務所支所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	25名
1062	広島	平成28年度10月 キャリアコンサルタントに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	キャリアコンサルタント	15名
1063	広島	平成28年度10月 広島県内ケアマネジャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	県内ケアマネジャー	25名
1064	広島	平成28年度10月 広島県東部厚生環境事務所福祉山支所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	40名
1065	広島	平成28年度10月 養育費相談支援センターにおける法テラス業務説明	母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等	40名
1066	広島	平成28年度11月 広島県西部厚生環境事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	25名
1067	広島	平成28年度11月 広島市職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	25名
1068	広島	平成28年度11月 介護支援専門員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門員、ケアマネジャー等	20名
1069	広島	平成28年度11月 広島県警察本部刑事部における法テラス業務説明	性犯罪指定捜査員	22名
1070	広島	平成28年度11月 広島法務局員等に対する法テラス業務説明	広島法務局、広島県医師会等	70名
1071	広島	平成28年度11月 知的障害者の支援についで法教育	関係機関職員	20名
1072	広島	平成28年度12月 広島県東部厚生環境事務所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	25名
1073	広島	平成28年度12月 キャリアコンサルタントに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	キャリアコンサルタント	15名
1074	広島	平成28年度12月 広島まちだち生活相談会における法テラス業務説明	広島県民	50名
1075	広島	平成28年度12月 広島市高取北・安西地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	介護支援専門員、広島市高取北・安西地域包括支援センター職員	20名
1076	広島	平成28年度12月 福山市男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市民、介護事業所職員、福山市男女共同参画センター職員等	20名
1077	広島	平成29年度1月 ケアマネージャー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	ケアマネジャー、介護施設職員、看護士等	40名
1078	広島	平成29年度1月 県内社会福祉士等に対する法テラス業務説明	社会福祉士、広島弁護士会登録弁護士等	30名
1079	広島	平成29年度2月 キャリアコンサルタントに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	キャリアコンサルタント	15名
1080	広島	平成29年度2月 神石高原町虐待防止ネットワーク会議構成員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	神石高原町虐待防止ネットワーク会議構成員	25名
1081	広島	平成29年度2月 尾道市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉士等	40名
1082	広島	平成29年度2月 廿日市市民センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	大学セミナー(高齢者学級)の会員	40名
1083	広島	平成29年度2月 広島市井口台・井口地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市民、広島市井口台・井口地域包括支援センター職員	35名
1084	広島	平成29年度2月 犯罪被害者支援制度に関する法教育	関係機関職員	30名
1085	広島	平成29年度3月 広島県職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県職員	35名
1086	広島	平成29年度3月 介護施設職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護施設職員	25名
1087	広島	平成29年度3月 暮らしとことこの相談会における法テラス業務説明	広島県民	50名
1088	広島	平成29年度3月 広島朝鮮初中高級学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	広島朝鮮初中高級学校教員及び生徒	30名
1089	広島	平成29年度3月 広島朝鮮初中高級学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	広島朝鮮初中高級学校生徒	16名
1090	広島	平成29年度3月 県内社会福祉士等に対する法テラス業務説明	社会福祉士、広島弁護士会登録弁護士等	30名
1091	広島	平成29年度3月 神石高原町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	介護施設職員、看護士、ケアマネジャー等	40名
1092	山口	平成28年度4月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	8名
1093	山口	平成28年度5月 地域定着支援センターとの事例検討会における法教育	県内弁護士、医師、地域定着支援センター	8名
1094	山口	平成28年度5月 県内ケースワーカーに対する法テラス業務説明	山口県内ケースワーカー	20名
1095	山口	平成28年度6月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	9名
1096	山口	平成28年度6月 県内犯罪被害者支援関係機関等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	県内の犯罪被害者支援を行う機関・団体	500名
1097	山口	平成28年度6月 県内ケースワーカーに対する法テラス業務説明	県内ケースワーカー	45名
1098	山口	平成28年度6月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	7名
1099	山口	平成28年度6月 高齢者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口県民(高齢者)	35名
1100	山口	平成28年度6月 被害者支援センター職員等に対する法テラス業務説明	山口県裁判所、労働局、医師会等	27名
1101	山口	平成28年度7月 県内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	県内ケアマネジャー	40名
1102	山口	平成28年度7月 被害者支援員の養成講座における法テラス業務説明	県内被害者支援員を志す方	17名
1103	山口	平成28年度7月 県内民生・児童委員に対する法テラス業務説明	県内民生・児童委員	40名
1104	山口	平成28年度7月 県内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	県内ケアマネジャー	40名
1105	山口	平成28年度7月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	4名
1106	山口	平成28年度7月 地域定着支援センターとの事例検討会における法教育	地域定着支援センター、市役所職員	16名
1107	山口	平成28年度7月 性暴力被害者支援に係る相談支援員養成研修における法テラス業務説明	婦人相談員、臨床心理士等	20名
1108	山口	平成28年度8月 性暴力被害者支援検討会における法テラス業務説明	医師、被害者支援センター、弁護士等	19名
1109	山口	平成28年度8月 性暴力被害者支援に係る相談支援員養成研修における法テラス業務説明	婦人相談員、臨床心理士等	20名
1110	山口	平成28年度8月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	8名
1111	山口	平成28年度8月 県内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	県内ケースワーカー	35名
1112	山口	平成28年度8月 県内民生・児童委員に対する法テラス業務説明	県内民生・児童委員、市役所職員	40名
1113	山口	平成28年度9月 労働紛争処理関係ネットワーク会議における法テラス業務説明	山口県労働関係機関担当者	12名
1114	山口	平成28年度9月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	3名
1115	山口	平成28年度9月 受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	5名
1116	山口	平成28年度10月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	2名
1117	山口	平成28年度10月 宇部市地域包括福祉関係者に対する法テラス業務説明	宇部市地域包括福祉関係者	20名
1118	山口	平成28年度11月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	2名
1119	山口	平成28年度11月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山口刑務所受刑者	2名
1120	山口	平成28年度11月 (山口県)医師、被害者支援センター、弁護士会における法テラス業務説明	医師、被害者支援センター、弁護士会等	19名
1121	山口	平成28年度11月 福祉機関との勉強会における事例紹介を含めた法教育	福祉関係者	20名
1122	山口	平成28年度12月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	2名
1123	山口	平成28年度12月 宇部市地域包括福祉関係者に対する法テラス業務説明	宇部市地域包括福祉関係者	20名
1124	山口	平成29年度1月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	3名
1125	山口	平成29年度1月 長門市地域包括における法教育(講演・講義・授業)	一般市民	15名
1126	山口	平成29年度1月 宇部市原校区社会福祉協議会における法テラス業務説明	宇部市原校区社会福祉協議会職員	20名
1127	山口	平成29年度1月 長門市消費者委員会における法テラス業務説明	長門市消費者委員会	30名
1128	山口	平成29年度1月 下関県立工業高校における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	下関県立工業高等学校生徒	130名
1129	山口	平成29年度1月 福祉機関との勉強会における事例紹介を含めた法教育	福祉関係者	20名
1130	山口	平成29年度2月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	3名
1131	山口	平成29年度2月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	2名
1132	山口	平成29年度2月 宇部市地域包括福祉関係者に対する法テラス業務説明	宇部市地域包括福祉関係者	20名
1133	山口	平成29年度2月 山口市役所福祉関係者に対する法テラス業務説明	山口市役所福祉関係者	4名
1134	山口	平成29年度2月 長門市地域包括支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)	長門市地域包括支援センター職員	20名
1135	山口	平成29年度3月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	4名
1136	山口	平成29年度3月 山口刑務所受刑者に対する法教育(講演)	山口刑務所受刑者	1名
1137	山口	平成29年度3月 福祉機関との勉強会における事例紹介を含めた法教育	福祉関係者	20名
1138	岡山	平成28年度5月 社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	岡山地方検察庁関係者	10名
1139	岡山	平成28年度5月 おかやま被害者サポートファミリーズにおける法テラス業務説明	岡山弁護士会関係者	50名
1140	岡山	平成28年度6月 相談業務相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	岡山地方検察庁関係者	14名
1141	岡山	平成28年度6月 おかやま被害者支援ネットワーク総会における法テラス業務説明	岡山弁護士会関係者	80名
1142	岡山	平成28年度6月 岡山県犯罪被害者等対策担当課長会議における法テラス業務説明	各市町村、岡山地方検察庁関係者	80名
1143	岡山	平成28年度10月 被害者支援研修会における法テラス業務説明	岡山県警察等	30名
1144	岡山	平成28年度11月 警察本部勉強会における法教育(講演)、法テラス業務説明	警察学校生	25名
1145	岡山	平成29年度2月 調停委員に対する法テラス業務説明	調停委員、弁護士	40名
1146	岡山	平成29年度3月 自衛対策連携会議における法テラス業務説明	精神保健福祉士等	50名
1147	鳥取	平成28年度4月 鳥取県犯罪被害者支援連絡会における法テラス業務説明	鳥取県警察本部、とっとり被害者支援センター等	20名
1148	鳥取	平成28年度4月 精神障がい者支援者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	医療ソーシャルワーカー	30名
1149	鳥取	平成28年度5月 鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	とっとり被害者支援センター等	30名
1150	鳥取	平成28年度5月 智頭町内ケアマネジャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	智頭町内ケアマネジャー	20名
1151	鳥取	平成28年度6月 とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア等に対する法テラス業務説明	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア、関係職員	15名
1152	鳥取	平成28年度6月 鳥取県警官に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取県内警察職員	10名
1153	鳥取	平成28年度7月 鳥取県自治体職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	自治体、地域包括支援センター、介護施設の高齢者虐待担当者	9名
1154	鳥取	平成28年度7月 八頭町民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八頭町民生・児童委員、人権擁護委員、八頭町職員等	40名
1155	鳥取	平成28年度7月 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議参加者	18名
1156	鳥取	平成28年度8月 鳥取市内老人クラブ会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取市内老人クラブ会員	154名
1157	鳥取	平成28年度8月 居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護支援事業所ケアマネジャー等	100名
1158	鳥取	平成29年度1月 鳥取県東部圏域相談機関における法テラス業務説明	鳥取県消費生活センター等	28名
1159	鳥取	平成29年度1月 鳥取県市町村社会福祉協議会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取県市町村社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業担当者	10名
1160	鳥取	平成29年度3月 鳥取県立頭鹿林高等学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	智頭鹿林高等学校2年学生徒	9名
1161	鳥根	平成28年度4月 暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	鳥根県民	48名
1162	鳥根	平成28年度5月 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	鳥根県商工労働局産業政策課職員等	30名
1163	鳥根	平成28年度5月 暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	鳥根県民	24名
1164	鳥根	平成28年度6月 鳥根県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	鳥根県連合婦人會、鳥根県弁護士会、鳥根県社会福祉協議会	30名
1165	鳥根	平成28年度6月 暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	鳥根県民	23名
1166	鳥根	平成28年度6月 個別地域ケア会議事例検討会における法テラス業務説明	松江市地域ケア会議構成員	15名
1167	鳥根	平成28年度6月 個別地域ケア会議事例検討会における法テラス業務説明	松江市地域ケア会議構成員	25名
1168	鳥根	平成28年度6月 松江市社会福祉協議会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松江市社会福祉協議会職員	15名
1169	鳥根	平成28年度7月 暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	鳥根県民	10名
1170	鳥根	平成28年度7月 市民公開講座における法教育(講演)	松江市民	50名
1171	鳥根	平成28年度7月 被害者支援員養成講座における法テラス業務説明	鳥根県被害者支援員	20名

Table with 6 columns: No., Office, Implementation Period, Activity Content, Target Audience, and Number of Participants. It lists various legal education activities across different municipalities in Fukuoka, including seminars, lectures, and support center operations.

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1289	佐賀	平成28年12月 わかばやよいが丘地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	社会福祉士等	22名
1290	佐賀	平成28年12月 (佐賀)障がい者差別解消における法教育(講演)、法テラス業務説明	弁護士、役所職員、社会保険労務士等	40名
1291	佐賀	平成29年1月 労働局雇用環境・均等室における法テラス業務説明	労働局職員	4名
1292	佐賀	平成29年1月 一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	2名
1293	佐賀	平成29年1月 佐賀銀行総務課職員に対する法テラス業務説明	総務課職員	2名
1294	佐賀	平成29年1月 佐賀駅職員に対する法テラス業務説明	佐賀駅職員	3名
1295	佐賀	平成29年1月 北島総務課職員に対する法テラス業務説明	総務課職員	3名
1296	佐賀	平成29年1月 村岡屋総務課職員に対する法テラス業務説明	総務課職員	2名
1297	佐賀	平成29年1月 バス・タクシー協会総務課職員に対する法テラス業務説明	総務課職員	3名
1298	佐賀	平成29年1月 起業家応援団体に対する法テラス業務説明	一般市民	3名
1299	佐賀	平成29年1月 一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	2名
1300	佐賀	平成29年1月 一般市民に対する法テラス業務説明	総務課職員	2名
1301	佐賀	平成29年1月 一般市民に対する法テラス業務説明	総務課職員	2名
1302	佐賀	平成29年1月 人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	25名
1303	佐賀	平成29年1月 安全安心対策委員会における法テラス業務説明	社会福祉士、市職員、社会保険労務士等	25名
1304	佐賀	平成29年2月 一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	35名
1305	佐賀	平成29年2月 吉野ヶ里町母子支援団体に対する法テラス業務説明	支援員	4名
1306	佐賀	平成29年2月 一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	障がい者、障がい者支援団体、一般企業、一般市民等	88名
1307	佐賀	平成29年2月 佐賀県警における法教育(講演)、法テラス業務説明	所轄犯罪被害者担当者、弁護士、役所犯罪被害者担当者	60名
1308	佐賀	平成29年2月 第一回佐賀市相談支援包括化推進会議における法テラス業務説明	社会福祉士、市職員、社会保険労務士等	35名
1309	佐賀	平成29年3月 包括的支援体制構築事例検討会における事例紹介を含めた法教育	社会福祉士、市職員等	100名
1310	長崎	平成28年4月 長崎県社会福祉士会研修会における事例紹介を含めた法教育	長崎県社会福祉士会会員	21名
1311	長崎	平成28年5月 認知症高齢者の法律問題に関する勉強会における法テラス業務説明	寧海地区介護保険サービス事業所職員等	38名
1312	長崎	平成28年5月 長崎県内ケースワーカーとの事例検討会における法教育	長崎県内ケースワーカー	16名
1313	長崎	平成28年6月 警察官に対する法テラス業務説明	長崎県警察官	9名
1314	長崎	平成28年6月 長崎女子短期大学における法教育(授業)、法テラス業務説明	長崎女子短期大学1年生	180名
1315	長崎	平成28年6月 包括的・継続的ケアマネジメント研修における事例紹介を含めた法教育	介護支援専門員、大村地域包括支援センター職員	45名
1316	長崎	平成28年7月 田平地域地域ケア個別会議における法教育	平戸地域包括支援センター職員、介護支援職員等	10名
1317	長崎	平成28年7月 居宅介護支援事業会議における法テラス業務説明	長崎県ケアマネジャー	5名
1318	長崎	平成28年7月 個人情報保護に関する法制度について勉強会における法テラス業務説明	長崎県ケースワーカー、実習生	19名
1319	長崎	平成28年7月 平成28年度長崎県刑務所出所者等就労支援推進協議会・事業協議会・事業連絡会における法テラス業務説明	長崎県中小企業団体中央会、長崎経済同友会等	25名
1320	長崎	平成28年7月 平成28年度成年後見実務研修会における法テラス業務説明	社会福祉協議会職員、地域包括支援センター等	60名
1321	長崎	平成28年8月 長崎県福祉保健課生活保護課職員に対する法テラス業務説明	長崎県職員	5名
1322	長崎	平成28年10月 相談支援包括化推進員等に対する法教育(講演)	相談支援包括化推進員、地域包括支援センター職員等	50名
1323	長崎	平成28年10月 千々石町地域ケア会議における法教育	千々石町民生・児童委員、千々石町地域住民等	10名
1324	長崎	平成28年10月 長崎市手をつなぐ育成会障害福祉サービス事業「あじさいの家」ファミーあじさい会における法教育(講演)、法テラス業務説明	あじさいの家利用者家族、長崎県手をつなぐ育成会会長等	28名
1325	長崎	平成28年10月 個別ケア会議における法教育	雲仙地域包括支援センター職員、雲仙市、医療・福祉関係者	7名
1326	長崎	平成28年10月 県内ケースワーカーに対する法教育(講義)	ケースワーカー	8名
1327	長崎	平成28年10月 平戸中部地域地域ケア会議における法教育	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1328	長崎	平成28年10月 大田地区地域ケア個別会議における法教育	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1329	長崎	平成28年11月 被害者支援員養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援員養成講座受講者	8名
1330	長崎	平成28年11月 平戸地区犯罪被害者支援ネットワーク会議における法教育(講演)	平戸地区犯罪被害者支援ネットワーク会議会員	20名
1331	長崎	平成28年11月 生月地区地域ケア個別会議における法教育	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1332	長崎	平成28年11月 諫早市北部地域包括支援センターケアマネジャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	介護支援専門員、諫早市北部地域包括支援センター職員	35名
1333	長崎	平成28年11月 南島原市地域包括支援センター等とのケア会議における法教育	南島原市地域包括支援センター、施設職員	7名
1334	長崎	平成28年11月 長崎市近海地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	長崎市近海地域包括支援センター職員、琴海地域住民	34名
1335	長崎	平成28年11月 長崎県地域定着支援センターケア会議における法テラス業務説明	長崎県地域定着支援センター、特定非営利法人がたる会等	9名
1336	長崎	平成28年11月 ケースワーカーに対する法教育(講義)	ケースワーカー	9名
1337	長崎	平成28年11月 平戸南部地域地域ケア会議における法教育	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1338	長崎	平成28年11月 大浦包括エリアネットワーク会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	大浦地域包括支援センターエリア内の協力歯科、協力薬局等	40名
1339	長崎	平成28年11月 個別ケア会議における法教育	佐世警察署、佐世保市山道地域包括支援センター職員等	6名
1340	長崎	平成28年12月 個別ケア会議における法教育	南島原市地域包括支援センター職員等	10名
1341	長崎	平成28年12月 雲仙地域包括支援センター地域ケア会議における法テラス業務説明	雲仙地域包括支援センター職員、雲仙市社会福祉協議会職員等	20名
1342	長崎	平成28年12月 平戸南部地域地域ケア会議における法テラス業務説明	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1343	長崎	平成28年12月 長崎市精神障害者相談支援センターやまぼうしにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	一般市民	87名
1344	長崎	平成28年12月 田平地区地域ケア個別会議における法教育	平戸市、ヘルパー、平戸民生・児童委員等	10名
1345	長崎	平成28年12月 平戸中部地域地域ケア会議における法教育	平戸市、ヘルパー、平戸民生・児童委員等	10名
1346	長崎	平成29年1月 大島地区地域ケア個別会議における法教育	平戸市、ヘルパー、平戸民生・児童委員等	10名
1347	長崎	平成29年1月 成年後見制度情報交換会における事例紹介を含めた法教育	長崎県社会福祉士会、佐世保公証役場等	30名
1348	長崎	平成29年2月 県内ケースワーカーに対する法教育(講義)	県内ケースワーカー	10名
1349	長崎	平成29年2月 平戸北部地域ケア個別会議における法テラス業務説明	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1350	長崎	平成29年3月 雲仙市地域ケア会議における法テラス業務説明	雲仙警察署職員、雲仙消防署職員、医師会等	25名
1351	長崎	平成29年3月 ケースワーカーに対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	県内ケースワーカー	15名
1352	長崎	平成29年3月 生月地区地域ケア個別会議における法テラス業務説明	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1353	長崎	平成29年3月 平戸南部地域地域ケア会議における法テラス業務説明	平戸社会福祉協議会、平戸民生・児童委員等	10名
1354	長崎	平成29年3月 県内ケースワーカーに対する法教育(講義)	県内ケースワーカー	10名
1355	長崎	平成29年3月 ケース会議における法教育	長崎市担当者、長崎市民生・児童委員、相談支援員	8名
1356	大分	平成28年4月 大分市役所広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	大分市役所職員	2名
1357	大分	平成28年4月 大分大学学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大分大学学生	200名
1358	大分	平成28年5月 大分県被害者等支援連絡協議会における法テラス業務説明	大分県被害者等支援連絡協議会構成機関・団体	28名
1359	大分	平成28年5月 社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	社会を明るくする運動推進委員会構成機関・団体	68名
1360	大分	平成28年5月 警察職員に対する法テラス業務説明	大分県警察学校警察官	16名
1361	大分	平成28年6月 DV被害者支援ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク連絡会議構成機関・団体	24名
1362	大分	平成28年6月 大分大学学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大分大学学生	200名
1363	大分	平成28年6月 大分県成年後見制度連絡協議会における法テラス業務説明	大分県成年後見制度連絡協議会構成機関・団体	20名
1364	大分	平成28年7月 別府市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	別府市内の地域包括支援センター職員	20名
1365	大分	平成28年7月 個別労働紛争解決制度連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度連絡協議会構成機関・団体	15名
1366	大分	平成28年8月 一般市民に対する法テラス業務説明	大分市内の小・中学校	80名
1367	大分	平成28年8月 犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体	30名
1368	大分	平成28年8月 大分市民ごころいちのちを守る自殺対策行動計画策定検討委員会における法テラス業務説明	大分市民ごころいちのちを守る自殺対策行動計画策定検討委員会構成機関・団体	50名
1369	大分	平成28年9月 大分市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大分市内の地域包括支援センター職員	80名
1370	大分	平成28年9月 大分県立工短期大学における法教育(講演)、法テラス業務説明	大分県立工短期大学学生	180名
1371	大分	平成28年10月 大分県立図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
1372	大分	平成28年11月 大分市民ごころいちのちを守る自殺対策行動計画等検討委員会における法テラス業務説明	大分市民ごころいちのちを守る自殺対策行動計画等検討委員会参加団体	29名
1373	大分	平成28年11月 離婚に際しての養育費・面会交流の在り方に関する講演における法テラス業務説明	養育費受給・面会交流を望んでいる母子・寡婦の方々	250名
1374	大分	平成28年11月 大分県被害者等支援連絡協議会主催街頭宣伝活動における法テラス業務説明	一般市民	25名
1375	大分	平成28年11月 大分市刑務所矯正科における法テラス業務説明	大分市刑務所大分刑務所矯正科来訪者	200名
1376	大分	平成28年11月 大分県自殺対策連絡協議会における法テラス業務説明	大分市民ごころいちのちを守る自殺対策行動計画等検討委員会参加団体	29名
1377	大分	平成28年12月 大分県児童虐待被害者支援室主催「被害者相談窓口担当者」の情報交換会における法テラス業務説明	「被害者相談窓口担当者」の情報交換会出席者	26名
1378	大分	平成28年12月 大分県福祉保健部地域保健福祉推進室主催「第二回大分県成年後見制度推進連絡会議」における法テラス業務説明	「第二回大分県成年後見制度推進連絡会議」出席者	39名
1379	大分	平成29年1月 大分県立図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	29名
1380	大分	平成29年1月 大分県社会福祉協議会主催「平成28年度日常生活自立支援事業関係機関連絡会議」における法テラス業務説明	「平成28年度日常生活自立支援事業関係機関連絡会議」出席者	20名
1381	大分	平成29年1月 大分県社会福祉協議会主催「平成28年度権利擁護・成年後見推進連絡会議」における法テラス業務説明	「平成28年度権利擁護・成年後見推進連絡会議」出席者	14名
1382	大分	平成29年3月 大分県福祉保健部地域保健福祉推進室主催「第三回大分県成年後見制度推進連絡会議」における法テラス業務説明	「第三回大分県成年後見制度推進連絡会議」出席者	43名
1383	大分	平成29年3月 大分市、別府市内の中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	大分市、別府市内の中学生	8名
1384	熊本	平成28年5月 「平成病院」入院患者ならびにその家族に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	「平成病院」で若年性認知症の家族	250名
1385	熊本	平成28年6月 消費者担当熊本県職員に対する法テラス業務説明	消費者担当熊本県職員	10名
1386	熊本	平成28年6月 高千穂子育て支援センター利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高千穂子育て支援センター利用者	20名
1387	熊本	平成28年6月 熊本県DV対策関係機関会議における法テラス業務説明	熊本県DV対策関係機関構成員	60名
1388	熊本	平成28年6月 熊本県犯罪被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	熊本県犯罪被害者支援連絡協議会構成員	50名
1389	熊本	平成28年7月 「ささえあひあひ」利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	「ささえあひあひ」利用者	80名
1390	熊本	平成28年7月 居宅支援事業所「青い鳥」所属介護支援者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	居宅支援事業所「青い鳥」所属介護支援者	25名
1391	熊本	平成28年7月 熊本大学SOC参加者に対する法テラス業務説明	熊本大学SOC参加者	20名
1392	熊本	平成28年7月 熊本県多重債務協議会における法テラス業務説明	熊本県多重債務協議会構成員	30名
1393	熊本	平成28年8月 熊本市DV防止連絡会議における法テラス業務説明	熊本市DV防止連絡会議構成員	30名
1394	熊本	平成28年9月 福祉事務所担当職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南区福祉事務所担当職員	20名
1395	熊本	平成28年9月 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成員	30名
1396	熊本	平成28年10月 高千穂子育て支援センター利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高千穂子育て支援センター利用者	20名
1397	熊本	平成28年10月 保護観察所との連携ならびに事例検討会における法テラス業務説明	熊本保護観察所担当	20名
1398	熊本	平成28年10月 熊本県警農業協会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県警農業協会会員	50名
1399	熊本	平成28年10月 大津南出口仮設団地住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大津南出口仮設住宅入居者	15名
1400	熊本	平成28年11月 津奈木町地域包括支援センター利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	津奈木町地域包括支援センター利用者	20名
1401	熊本	平成28年12月 大津南出口仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大津南出口仮設住宅入居者	17名
1402	熊本	平成28年12月 塚原仮設住宅入居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	塚原仮設住宅入居者	10名
1403	熊本	平成28年12月 眞原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	眞原仮設住宅入居者	11名
1404	熊本	平成28年12月 福祉事務所担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	南区福祉事務所担当職員	50名
1405	熊本	平成29年1月 熊本市南6地域の「ささえあひあひ」職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市南6地域の「ささえあひあひ」職員ならびに民選委員	50名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数	
1406	熊本	平成29年1月	大津南出口仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大津南出口仮設住宅入居者	15名
1407	熊本	平成29年1月	舞原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	舞原仮設住宅入居者	7名
1408	熊本	平成29年1月	熊本県立高森高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	高森高等学校3年生	22名
1409	熊本	平成29年2月	舞原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	舞原仮設住宅入居者	8名
1410	熊本	平成29年2月	塚原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	塚原仮設住宅入居者	7名
1411	熊本	平成29年2月	大津南出口仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大津南出口仮設住宅入居者	15名
1412	熊本	平成29年2月	駒ヶ丘高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	駒ヶ丘高等学校3年生	109名
1413	熊本	平成29年2月	小国医師会福祉あんしんネットワーク関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小国医師会福祉あんしんネットワーク関係者	40名
1414	熊本	平成29年2月	保護観察所他関係機関との事例検討会における法テラス業務説明	保護観察所の呼びかけにより参加した関係機関	20名
1415	熊本	平成29年2月	熊本県立図書館の「情報キャリバー展」における法教育、法テラス業務説明	一般市民	500名
1416	熊本	平成29年3月	塚原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	塚原仮設住宅入居者	7名
1417	熊本	平成29年3月	秋津仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	秋津仮設住宅入居者	5名
1418	熊本	平成29年3月	舞原仮設住宅住居者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	舞原仮設住宅入居者	3名
1419	熊本	平成29年3月	熊本県身体障害者能力開発センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県身体障害者能力開発センター職員	15名
1420	熊本	平成29年3月	津奈木町農業就業改善センター利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	津奈木町農業就業改善センター利用者	10名
1421	熊本	平成29年3月	宇城広域連合消防職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宇城広域連合消防職員	105名
1422	熊本	平成29年3月	小国地域一般市民に対する法教育(講演)	小国地域一般市民	380名
1423	鹿児島	平成28年4月	鹿児島県保護司会連合会伊敷支部会における法テラス業務説明	鹿児島県保護司	30名
1424	鹿児島	平成28年4月	協議会における犯罪被害者の事例紹介を含めた法教育	県警・かこしま犯罪被害者支援センター等	25名
1425	鹿児島	平成28年6月	個別労働紛争関連連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争関連連絡協議会窓口担当者	22名
1426	鹿児島	平成28年7月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策協議会構成機関	20名
1427	鹿児島	平成28年7月	婦人保護業務に係る相談員等に対する法テラス業務説明	婦人保護業務に係る相談員等	20名
1428	鹿児島	平成28年8月	成年後見人に対する法教育(講演)	鹿児島市民	50名
1429	鹿児島	平成28年8月	配偶者等からの暴力対策会議における法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	25名
1430	鹿児島	平成28年8月	指宿市見守りネットワーク作業運営協議会における事例紹介を含めた法教育	関係機関相談窓口担当者(医師会、警察署、社会福祉協議会等)	22名
1431	鹿児島	平成28年9月	インターシップ学生(鹿児島大学)に対する法テラス業務説明	学生(インターシップ)	4名
1432	鹿児島	平成28年9月	協議会における犯罪被害者の事例紹介を含めた法教育	女性センター・県民生活局員等	22名
1433	鹿児島	平成28年9月	研鑽・曾於地区自殺対策ネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	関係機関相談窓口担当者	70名
1434	鹿児島	平成28年10月	奄美市内の中学生、高校生に対する法テラス業務説明	奄美市内の中学生高校生	200名
1435	鹿児島	平成28年10月	天城町立西阿木中学校における法教育(授業)	天城町立西阿木中学校	15名
1436	鹿児島	平成28年10月	徳之島保健所等との事例検討会における法教育	徳之島保健所、ハローワーク、徳之島町伊仙町天城町福祉課等	40名
1437	鹿児島	平成28年10月	協議会における少年女性の事例紹介を含めた法教育	奄美市内公立小中学校校長、奄美市教育委員会指導主事事務局長等	35名
1438	鹿児島	平成28年11月	更生保護女性連盟会員対象研修における法テラス業務説明	鹿児島県更生保護女性会	150名
1439	鹿児島	平成28年11月	生活困窮者自立支援関連会議における法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	20名
1440	鹿児島	平成28年11月	鹿児島地域包括支援センター職員及びケースワーカーとの事例検討会における法教育	鹿児島職員、鹿児島地域包括支援センター職員等	10名
1441	鹿児島	平成28年11月	鹿児島高齢福祉課職員及びケースワーカー等との事例検討会における法教育	鹿児島職員、社会福祉士、介護施設職員等	10名
1442	鹿児島	平成28年11月	指宿市地域包括支援センター地域ケア会議における法テラス業務説明	指宿市地域包括支援センター職員、社会福祉士、警察官等	15名
1443	鹿児島	平成28年12月	天城町立天城中学校生徒に対する法教育(講演)	天城町立天城中学校	100名
1444	鹿児島	平成28年12月	鹿児島地域包括支援センター職員及びケースワーカーとの事例検討会における法教育	鹿児島職員、鹿児島地域包括支援センター職員等	12名
1445	鹿児島	平成28年12月	鹿児島地域包括支援センター職員及びケースワーカーとの事例検討会における法教育	鹿児島職員、鹿児島地域包括支援センター職員、社会福祉士等	8名
1446	鹿児島	平成28年12月	後見制度等に関する説明会(講演)	地域包括支援センター職員、社会福祉士	60名
1447	鹿児島	平成29年1月	生活困窮者支援業務に携わる関係機関相談窓口担当者等に対する法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	100名
1448	鹿児島	平成29年1月	協議会における犯罪被害者の事例紹介を含めた法教育	かこしま犯罪被害者支援センター、女性相談センター職員等	22名
1449	鹿児島	平成29年3月	鹿児島県女性相談センター相談員に対する法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	10名
1450	鹿児島	平成29年3月	協議会における福祉トラブルの事例紹介を含めた法教育	関係機関相談窓口担当者	50名
1451	宮崎	平成28年5月	延岡市内地域包括支援センター職員等との事例検討会における法教育	延岡市役所、病院、薬局、介護施設等	8名
1452	宮崎	平成28年6月	延岡市健康福祉部職員に対する法テラス業務説明	延岡市健康福祉部職員	7名
1453	宮崎	平成28年6月	延岡市内介護施設職員等との事例検討会における法教育	延岡市役所、病院、薬局、介護施設等	40名
1454	宮崎	平成28年7月	宮崎県徳島町民に対する法教育(講演)	宮崎県徳島町	30名
1455	宮崎	平成28年7月	延岡市内障害者施設職員等との事例検討会における法教育	延岡市役所、病院、薬局、介護施設等	9名
1456	宮崎	平成28年8月	宮崎市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	宮崎市社会福祉協議会職員	6名
1457	宮崎	平成28年8月	宮崎市穂南地区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宮崎市穂南地区地域包括支援センター職員	2名
1458	宮崎	平成28年8月	宮崎市福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	宮崎市福祉事務所職員	16名
1459	宮崎	平成28年8月	宮崎市木花・青島地区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宮崎市木花・青島地区地域包括支援センター職員、ケアマネジャー	10名
1460	宮崎	平成28年8月	宮崎市南ブロック包括会における法テラス業務説明	宮崎市赤江・赤江南・木花・青島・田野・清武地域包括支援センター職員	25名
1461	宮崎	平成28年8月	日之影町地域ケア会議における法テラス業務説明	日之影町地域包括支援センター職員	40名
1462	宮崎	平成28年8月	美郷町役場職員に対する法テラス業務説明	美郷町役場職員及び美郷町社会福祉協議会職員	15名
1463	宮崎	平成28年9月	串間市障害者・高齢者・児童・地域包括等の支援センター職員に対する法テラス業務説明	串間市障害者・高齢者・児童・地域包括等の支援センター職員	18名
1464	宮崎	平成28年9月	木城町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	木城町社会福祉協議会職員	2名
1465	宮崎	平成28年10月	消費生活センター職員に対する法テラス業務説明	消費生活センター相談員、職員	30名
1466	宮崎	平成28年10月	延岡市職員に対する法テラス業務説明	延岡市役所階がら福祉課、介護保険課職員	20名
1467	宮崎	平成28年10月	雑葉村住民に対する法テラス業務説明	雑葉村住民	30名
1468	宮崎	平成28年10月	日向市役所における法テラス業務説明	日向市役所職員、社協職員、地域包括支援センター職員	32名
1469	宮崎	平成28年11月	木城町・西米良村民生・児童委員に対する法テラス業務説明	木城町・西米良村民生・児童委員	36名
1470	宮崎	平成28年11月	宮崎市木花地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	宮崎市木花地区民生・児童委員	27名
1471	宮崎	平成28年11月	県内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	ケアマネジャー	25名
1472	宮崎	平成28年11月	宮崎市社会福祉関係職員に対する法テラス業務説明	宮崎市社会福祉関係職員	100名
1473	宮崎	平成28年11月	宮崎学園中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	宮崎学園中学校2年生	3名
1474	宮崎	平成29年2月	地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	16名
1475	宮崎	平成29年3月	社協相談支援員に対する法テラス業務説明	宮崎市社会福祉協議会相談支援専門員	30名
1476	沖縄	平成28年5月	被害者支援活動員初級養成講座における法テラス業務説明	沖縄被害者支援活動員	12名
1477	沖縄	平成28年6月	那覇市・豊見城市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	那覇市・豊見城市地域包括支援センター職員	12名
1478	沖縄	平成28年8月	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会における法テラス業務説明	DV対策・支援関係機関職員	30名
1479	沖縄	平成28年9月	沖縄県生活困窮者自立支援事業等運営協議会における法テラス業務説明	教育、福祉、医療、労働、法律等関係機関職員	210名
1480	宮城	平成28年6月	東松島市行政區長会における法テラス業務説明	東松島市行政區長会	140名
1481	宮城	平成28年6月	宮城県相談関係機関ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	宮城県相談関係機関ネットワーク構成員(宮城県警察等)	40名
1482	宮城	平成28年6月	多賀城市中央地区民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	多賀城市中央地区民生・児童委員	30名
1483	宮城	平成28年6月	多賀城市東部地区民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	多賀城市東部地区民生・児童委員	30名
1484	宮城	平成28年6月	多賀城市西部地区民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	多賀城市西部地区民生・児童委員	30名
1485	宮城	平成28年6月	岩沼市生活困窮者自立支援事業に関する情報交換会における法テラス業務説明	岩沼市生活困窮者自立支援事業関係機関担当者	43名
1486	宮城	平成28年6月	大淵町社会福祉協議会における法テラス業務説明	東北福祉大学社会福祉士研修生	2名
1487	宮城	平成28年6月	石巻市保健師の自殺対策検討会における法テラス業務説明	石巻市保健師	9名
1488	宮城	平成28年9月	宮城県多重債務対策会議における法テラス業務説明	宮城県多重債務対策会議構成員(宮城県等)	16名
1489	宮城	平成28年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議における法テラス業務説明	協議会構成機関	16名
1490	宮城	平成28年9月	震災被災地／司法過疎地における法サービス提供の現状と課題についての法社会学分野の学術研究調査に対する法テラス業務説明	愛媛大学准教授、同大学大学院生	2名
1491	宮城	平成28年9月	震災被災地／司法過疎地における法サービス提供の現状と課題についての法社会学分野の学術研究調査に対する法テラス業務説明	愛媛大学准教授、同大学大学院生	2名
1492	宮城	平成28年9月	震災被災地／司法過疎地における法サービス提供の現状と課題についての法社会学分野の学術研究調査に対する法テラス業務説明	愛媛大学准教授、同大学大学院生	2名
1493	宮城	平成28年10月	南三陸町社会福祉協議会における法テラス業務説明	南三陸町	500名
1494	宮城	平成28年11月	山元町ふれあい産業祭における法テラス業務説明	山元町市民	3800名
1495	宮城	平成28年12月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	登米市民	2名
1496	宮城	平成28年12月	北部保健福祉事務所における法教育(講演)、法テラス業務説明	北部の市町村職員、警察職員、社会福祉事務所職員	49名
1497	宮城	平成28年12月	高齢者教育事業に伴う多賀城市の高齢者に対する法教育(講演)	多賀城市	40名
1498	宮城	平成28年12月	山王公民館における相談問題に関する法教育(講座)	山王大学後期講座受講者	20名
1499	宮城	平成29年1月	気仙沼高校卒業生(3年生)に対する法教育(授業)	気仙沼高等学校3年生	100名
1500	宮城	平成29年2月	仙台市周辺保健福祉事務所職員に対する法テラス業務説明	仙台市周辺保健福祉事務所職員	20名
1501	宮城	平成29年3月	生活相談員に対する法テラス業務説明	生活相談員	19名
1502	宮城	平成29年3月	角田市民生委員会協議会における法テラス業務説明	角田市民生・児童委員	90名
1503	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村地区職員等	18名
1504	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	福島市、二本松市等	3名
1505	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村地区等	4名
1506	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	郡山市、川俣町等	4名
1507	福島	平成28年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	二本松市等	4名
1508	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市等	1名
1509	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	16機関
1510	福島	平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	広野町地域包括支援センター職員等	4機関
1511	福島	平成28年5月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村等	8名
1512	福島	平成28年5月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	7機関
1513	福島	平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市等	3名
1514	福島	平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村、福島市等	75名
1515	福島	平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、大玉村等	5名
1516	福島	平成28年6月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	二本松市近隣一般市民	13名
1517	福島	平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	11機関
1518	福島	平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	健康推進課、障がい福祉課、長寿福祉課等の保健師	50名
1519	福島	平成28年7月	関係機関に対する法テラス業務説明	川俣町等	40名
1520	福島	平成28年7月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市民	200名
1521	福島	平成28年7月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	11機関
1522	福島	平成28年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市等	1名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1523	福島 平成28年8月	一般市民に対する法テラス業務説明	二本松市等	4名
1524	福島 平成28年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	8機関
1525	福島 平成28年8月	「広野町サマーフェスティバル」における法テラス業務説明	広野町、近隣市町村民	4000名
1526	福島 平成28年8月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	高野病院、特養「花さかばら」等	4機関
1527	福島 平成28年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村、福島市等	40名
1528	福島 平成28年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市、本宮市、大玉村等	14名
1529	福島 平成28年9月	一般市民に対する法教育（講義）、法テラス業務説明	二本松市近隣一般市民	2名
1530	福島 平成28年9月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	11機関
1531	福島 平成28年9月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	田村市地域包括支援センター、同居宅介護支援事業所職員	47名
1532	福島 平成28年10月	ふたばワールド2016inかつらおにおける法テラス業務説明	双葉郡および近隣市町村民	6500名
1533	福島 平成28年10月	双葉郡内避難住民およびいわき市のイベントにおける法テラス業務説明	双葉郡内避難住民およびいわき市民	3700名
1534	福島 平成28年10月	「いわき大交流フェスタ」における法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	11機関
1535	福島 平成28年10月	二本松市役所、二本松社協、大玉村、大玉村社協、浪江町、浪江町社協、本宮市、本宮市社協における法テラス業務説明	二本松市役所、二本松社協、大玉村等	8機関
1536	福島 平成28年10月	福島県社会福祉協議会等に対する法テラス業務説明	福島県社会福祉協議会、福島県消費生活センター	2機関
1537	福島 平成28年11月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	楢葉町社協、楢葉町デイサービスセンター等	3機関
1538	福島 平成28年11月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	12機関
1539	福島 平成28年11月	福島税理士会主催の無料相談会における法テラス業務説明	無料相談会利用者	40名
1540	福島 平成28年11月	行政書士会福島県支部における法テラス業務説明	成年後見セミナー参加者	200名
1541	福島 平成28年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	浪江町からの避難者、二本松市近隣市民	400名
1542	福島 平成28年12月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	4機関
1543	福島 平成28年12月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市生活環境課、安達支所、東和支所、岩代支所等	115機関
1544	福島 平成28年12月	福島市民に対する法テラス業務説明	一般市民	12名
1545	福島 平成28年12月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	10機関
1546	福島 平成29年1月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	広野町社会福祉協議会、川内村社会福祉協議会	2機関
1547	福島 平成29年1月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	13機関
1548	福島 平成29年1月	郡山市消費生活センターにおける法テラス業務説明	郡山市消費生活センター	1機関
1549	福島 平成29年1月	関係機関に対する法テラス業務説明	松川学習センター、三春町役場住民課・産業課職員等	6機関
1550	福島 平成29年1月	労働相談員研修における法テラス業務説明	労働相談員	50名
1551	福島 平成29年2月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	いわき市社会福祉協議会、富岡町社会福祉協議会等	3機関
1552	福島 平成29年2月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	7機関
1553	福島 平成29年2月	一般市民に対する法テラス業務説明	いわき市内応急仮設住宅入居者	60世帯
1554	福島 平成29年2月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会東和支所等	4機関
1555	福島 平成29年3月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	富岡町社会福祉協議会、広野町社会福祉協議会等	5機関
1556	福島 平成29年3月	関係機関に対する法テラス業務説明	双葉郡内町役場、いわき市役所等	11機関
1557	福島 平成29年3月	関係機関に対する法テラス業務説明	福島銀行川俣支店	1社
1558	福島 平成29年3月	関係機関に対する法テラス業務説明	川俣町みちの駅、川俣町社会福祉協議会等	4機関
1559	山形 平成28年4月	山形保健観察所職員に対する法テラス業務説明	山形保健観察所企画調整課職員等	3名
1560	山形 平成28年6月	山辺町民生・児童委員に対する法テラス業務説明	山辺町民生・児童委員	34名
1561	山形 平成28年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	山形県県民相談相互支援ネットワーク会議加盟団体関係者	20団体
1562	山形 平成28年6月	第32回山形県調停協会連合会大会における法テラス業務説明	山形県内調停協会会員等	100名
1563	山形 平成28年6月	山形県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	山形県多重債務者対策協議会加盟団体関係者	30団体
1564	山形 平成28年9月	平成28年度山形県管公庁苦情相談連絡協議会における法テラス業務説明	山形県内管公庁関係者	30団体
1565	山形 平成28年9月	平成28年度個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	山形県内個別労働紛争解決制度関係機関関係者	9団体
1566	山形 平成28年9月	生活サポート窓口運営委員会における法テラス業務説明	山形市内生活困窮者自立支援関係団体等	30名
1567	山形 平成28年9月	平成28年度山形県自殺対策推進会議における法テラス業務説明	山形県内自殺未遂者相談支援団体	60団体
1568	山形 平成28年9月	やまがた被害者支援センター支援活動員候補者に対する法テラス業務説明	やまがた被害者支援センター支援活動員候補者	40名
1569	山形 平成28年10月	庄内地区地方協議会における法テラス業務説明	関係機関職員等	30名
1570	山形 平成28年10月	山形刑務所矯正課における法テラス業務説明	山形県民	300名
1571	山形 平成28年11月	生活困窮者自立支援研修会における法テラス業務説明	生活困窮者自立支援事業に関わる福祉関係者	50名
1572	山形 平成28年12月	天童市社会福祉協議会における法テラス業務説明	村山ブロック市町村社会福祉協議会心配ごと相談員、担当職員避難者支援相談員	50名
1573	山形 平成28年12月	鶴岡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会生活支援員	20名
1574	山形 平成28年12月	山形県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	山形県社会福祉協議会地域福祉副部長等	4名
1575	山形 平成29年2月	県立山辺高等学校における法テラス業務説明	山辺高等学校の生徒	100名
1576	山形 平成29年3月	天童市生活自立支援センター運営会議における法テラス業務説明	関係機関職員等	20名
1577	岩手 平成28年4月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌地区13仮設、小槌地区20仮設住宅等居住者	30名
1578	岩手 平成28年4月	釜石市、大槌町の復興関係機関に対する法テラス業務説明	釜石市生活保護室、大槌町復興支援室 関係者	3名
1579	岩手 平成28年4月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設住宅居住者	7名
1580	岩手 平成28年4月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	安波第2仮設住宅居住者	8名
1581	岩手 平成28年4月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌第2仮設住宅居住者	7名
1582	岩手 平成28年4月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	山田町豊間根地区、船越地区等仮設住宅居住者	50名
1583	岩手 平成28年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	岩手県、釜石市、大槌町、社会福祉協議会、NPO団体等	30名
1584	岩手 平成28年4月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	820名
1585	岩手 平成28年4月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	660名
1586	岩手 平成28年4月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみし仮設住宅入居者	480名
1587	岩手 平成28年4月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	420名
1588	岩手 平成28年4月	大船渡振興センター職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1589	岩手 平成28年4月	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	970名
1590	岩手 平成28年4月	社会福祉協議会職員との事例検討会における法教育	宮古市社会福祉協議会職員	6名
1591	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌地区13仮設、小槌地区20仮設住宅入居者	30名
1592	岩手 平成28年5月	訪問相談予定応急仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市甲子A～Dの仮設、甲子第6仮設住宅入居者	7名
1593	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設住宅入居者	7名
1594	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	山田町長崎地区、飯岡地区仮設住宅入居者	12名
1595	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設住宅入居者	7名
1596	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌第4仮設住宅入居者	7名
1597	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌第14仮設住宅（大槌町弓道場）入居者	4名
1598	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌、小槌第4、6～8、11、14、16、19、20、21仮設住宅入居者	13名
1599	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌第15仮設住宅入居者	8名
1600	岩手 平成28年5月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設住宅入居者	9名
1601	岩手 平成28年5月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	1080名
1602	岩手 平成28年5月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	590名
1603	岩手 平成28年5月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみし仮設住宅入居者	480名
1604	岩手 平成28年5月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	160名
1605	岩手 平成28年5月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	970名
1606	岩手 平成28年5月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	70名
1607	岩手 平成28年5月	社会福祉協議会職員等との事例検討会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の社会福祉協議会職員等	20名
1608	岩手 平成28年5月	遠野市福祉課職員に対する法テラス業務説明	遠野市福祉課職員	1名
1609	岩手 平成28年5月	遠野市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	遠野市地域包括支援センター職員	2名
1610	岩手 平成28年5月	遠野市社会福祉協議会における法テラス業務説明	遠野市社会福祉協議会職員	1名
1611	岩手 平成28年5月	住田町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	住田町地域包括支援センター職員	1名
1612	岩手 平成28年5月	盛岡市保健福祉部障がい福祉課職員に対する法テラス業務説明	盛岡市保健福祉部障がい福祉課職員	1名
1613	岩手 平成28年5月	身体障害者福祉センター職員に対する法テラス業務説明	身体障害者福祉センター職員	1名
1614	岩手 平成28年5月	盛岡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	盛岡市社会福祉協議会職員	1名
1615	岩手 平成28年5月	岩手県福祉総合相談センター職員に対する法テラス業務説明	岩手県福祉総合相談センター職員	1名
1616	岩手 平成28年5月	ソーシャルサポートセンターもりおか職員に対する法テラス業務説明	ソーシャルサポートセンターもりおか職員	2名
1617	岩手 平成28年5月	一戸町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	一戸町地域包括支援センター職員	1名
1618	岩手 平成28年5月	二戸市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	二戸市地域包括支援センター職員	1名
1619	岩手 平成28年5月	二戸市福祉課職員に対する法テラス業務説明	二戸市福祉課職員	4名
1620	岩手 平成28年5月	九戸村地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	九戸村地域包括支援センター職員	1名
1621	岩手 平成28年5月	軽米町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	軽米町地域包括支援センター職員	1名
1622	岩手 平成28年5月	地域生活支援センター滝沢における法テラス業務説明	地域生活支援センター滝沢職員	1名
1623	岩手 平成28年5月	障害者地域生活支援センターしんせいにおける法テラス業務説明	障害者地域生活支援センターしんせい職員	2名
1624	岩手 平成28年5月	もりおか障害者自立支援プラザ職員に対する法テラス業務説明	もりおか障害者自立支援プラザ職員	1名
1625	岩手 平成28年5月	岩手県発達障がい者支援センター（ウィズ）職員に対する法テラス業務説明	岩手県発達障がい者支援センター（ウィズ）職員	1名
1626	岩手 平成28年5月	久慈市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	久慈市地域包括支援センター職員	1名
1627	岩手 平成28年5月	久慈市社会福祉協議会における法テラス業務説明	久慈市社会福祉協議会職員	1名
1628	岩手 平成28年5月	久慈市社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	久慈市社会福祉課職員	1名
1629	岩手 平成28年5月	洋野町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	洋野町地域包括支援センター職員	1名
1630	岩手 平成28年5月	洋野町社会福祉協議会における法テラス業務説明	洋野町社会福祉協議会職員	1名
1631	岩手 平成28年5月	洋野町社会福祉協議会大野事務所における法テラス業務説明	洋野町社会福祉協議会大野事務所職員	1名
1632	岩手 平成28年6月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小槌第4～8、12、15～17、20仮設住宅入居者	17名
1633	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌地区13仮設、小槌地区20仮設住宅入居者	29名
1634	岩手 平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	釜石労働基幹事務所、釜石労働基準監督署、釜石公共職業安定所等	8名
1635	岩手 平成28年6月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大槌第14仮設住宅入居者	7名
1636	岩手 平成28年6月	一般市民に対する法テラス業務説明	釜石甲子町第10地割住民	15名
1637	岩手 平成28年6月	一般市民に対する法テラス業務説明	吉里吉里分館、赤浜分館、安達分館等	6名
1638	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設住宅入居者	7名
1639	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	金沢仮設住宅（体育館）入居者	11名

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1640	岩手 平成28年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	大槌町総合政策課職員	1名
1641	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設住宅入居者	9名
1642	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設住宅入居者	12名
1643	岩手 平成28年6月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小籠第12仮設住宅入居者	9名
1644	岩手 平成28年6月	大槌町社会福祉協議会における法テラス業務説明	大槌町社会福祉協議会	1名
1645	岩手 平成28年6月	大槌町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大槌町地域包括支援センター職員	2名
1646	岩手 平成28年6月	訪問相談予定応急仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小籠第2、3、5、9、10、12、15、17仮設住宅入居者	14名
1647	岩手 平成28年6月	一般市民に対する法テラス業務説明	大槌町桜木町地区在宅	20名
1648	岩手 平成28年6月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	釜石市駒住第2(A~E)、7~9、水海仮設住宅入居者	12名
1649	岩手 平成28年6月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	1040名
1650	岩手 平成28年6月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	610名
1651	岩手 平成28年6月	みなし仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	480名
1652	岩手 平成28年6月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田と住田町内の仮設住宅入居者	200名
1653	岩手 平成28年6月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	130名
1654	岩手 平成28年6月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	970名
1655	岩手 平成28年6月	一般市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の防災移転地での住宅再建者	20名
1656	岩手 平成28年6月	山田町職員との意見交換会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の社会福祉協議会職員等	20名
1657	岩手 平成28年6月	特定非営利活動法人カンオベア権利擁護支援センター職員に対する法テラス業務説明	特定非営利活動法人 カンオベア権利擁護支援センター	2名
1658	岩手 平成28年6月	八幡平市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八幡平市社会福祉協議会 職員	1名
1659	岩手 平成28年6月	八幡平市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	八幡平市地域包括支援センター職員	1名
1660	岩手 平成28年6月	岩手町社会福祉協議会における法テラス業務説明	岩手町社会福祉協議会職員	1名
1661	岩手 平成28年6月	岩手町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	岩手町地域包括支援センター職員	1名
1662	岩手 平成28年6月	菓巻町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	菓巻町地域包括支援センター職員	1名
1663	岩手 平成28年6月	菓巻町社会福祉協議会における法テラス業務説明	菓巻町社会福祉協議会職員	1名
1664	岩手 平成28年6月	石鳥谷地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	石鳥谷地域包括支援センター職員	1名
1665	岩手 平成28年6月	大迫地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大迫地域包括支援センター職員	1名
1666	岩手 平成28年6月	東和地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	東和地域包括支援センター職員	1名
1667	岩手 平成28年6月	花巻中央地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	花巻中央地域包括支援センター職員	1名
1668	岩手 平成28年6月	花巻市社会福祉協議会における法テラス業務説明	花巻市社会福祉協議会職員	1名
1669	岩手 平成28年6月	花巻市西地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	花巻市西地域包括支援センター職員	1名
1670	岩手 平成28年6月	北上市社会福祉協議会における法テラス業務説明	北上市社会福祉協議会職員	2名
1671	岩手 平成28年6月	地域包括支援センター展勝地職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター展勝地職員	1名
1672	岩手 平成28年6月	北上市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	北上市地域包括支援センター職員	1名
1673	岩手 平成28年6月	地域包括支援センターわかこ職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センターわかこ職員	1名
1674	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌地区13仮設、小槌地区20仮設住宅等居住者	30名
1675	岩手 平成28年7月	釜石市広聴広報課職員に対する法テラス業務説明	釜石市広聴広報課職員	2名
1676	岩手 平成28年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	大槌町桜木町地区在宅居住者	15名
1677	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設住宅入居者	6名
1678	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設住宅入居者	8名
1679	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設住宅入居者	2名
1680	岩手 平成28年7月	山田町総務課職員に対する法テラス業務説明	山田町総務課情報係職員	19名
1681	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設、吉里吉里第2~第6仮設住宅入居者	7名
1682	岩手 平成28年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	浪板地区在宅居住者等	10名
1683	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小籠第7仮設住宅入居者	10名
1684	岩手 平成28年7月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第6仮設住宅入居者	10名
1685	岩手 平成28年7月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	1110名
1686	岩手 平成28年7月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	530名
1687	岩手 平成28年7月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	480名
1688	岩手 平成28年7月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田と住田町内の仮設住宅入居者	130名
1689	岩手 平成28年7月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	130名
1690	岩手 平成28年7月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	970名
1691	岩手 平成28年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の防災移転地での住宅再建者	30名
1692	岩手 平成28年7月	病院職員、介護保険施設職員等に対する法教育	山田町内の病院職員、介護保険施設職員、ケアマネジャー等	30名
1693	岩手 平成28年7月	岩泉町職員との意見交換会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の社会福祉協議会職員等岩手県福祉課職員	20名
1694	岩手 平成28年7月	金ヶ崎町社会福祉協議会における法テラス業務説明	金ヶ崎町社会福祉協議会職員	1名
1695	岩手 平成28年7月	金ヶ崎町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	金ヶ崎町地域包括支援センター職員	1名
1696	岩手 平成28年7月	奥州市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	奥州市地域包括支援センター職員	1名
1697	岩手 平成28年7月	奥州市社会福祉協議会における法テラス業務説明	奥州市社会福祉協議会職員	1名
1698	岩手 平成28年7月	平泉町社会福祉協議会における法テラス業務説明	平泉町社会福祉協議会職員	1名
1699	岩手 平成28年7月	平泉町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	平泉町地域包括支援センター職員	1名
1700	岩手 平成28年7月	釜石市社会福祉協議会における法テラス業務説明	釜石市社会福祉協議会職員	14名
1701	岩手 平成28年7月	釜石市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	釜石市地域包括支援センター職員	1名
1702	岩手 平成28年7月	大船渡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	大船渡市社会福祉協議会職員	1名
1703	岩手 平成28年7月	大船渡市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	大船渡市地域包括支援センター職員	1名
1704	岩手 平成28年7月	陸前高田社会福祉協議会における法テラス業務説明	陸前高田社会福祉協議会職員	2名
1705	岩手 平成28年7月	陸前高田地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	陸前高田地域包括支援センター職員	2名
1706	岩手 平成28年7月	岩手障害者職業センター職員に対する法テラス業務説明	岩手障害者職業センター職員	1名
1707	岩手 平成28年7月	岩手県民生・児童委員に対する法テラス業務説明	岩手県民生・児童委員	2名
1708	岩手 平成28年7月	矢巾町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	矢巾町地域包括支援センター職員	1名
1709	岩手 平成28年7月	紫波町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	紫波町地域包括支援センター職員	1名
1710	岩手 平成28年8月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	釜石市栗林仮設、栗林第2~第5仮設住宅入居者	7名
1711	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	安渡地区2仮設、赤浜地区6仮設等住宅入居者	26名
1712	岩手 平成28年8月	一般市民に対する法テラス業務説明	大槌町吉里吉里2丁目、3丁目地区在宅居住者	6名
1713	岩手 平成28年8月	一般市民に対する法テラス業務説明	小籠第12仮設住宅入居者	9名
1714	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設住宅入居者	6名
1715	岩手 平成28年8月	遠野市経営企画部広報広聴担当に対する法テラス業務説明	遠野市経営企画部広報広聴担当	1名
1716	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	応急仮設住宅の住民に対しストレッチの講習参加者	6名
1717	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	応急仮設住宅の住民に対し軽度な運動講習参加者	6名
1718	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ブルテックウォークの楽しさを味わう講習会参加者	11名
1719	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチ講習会参加者	7名
1720	岩手 平成28年8月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	軽度な運動講習会参加者	8名
1721	岩手 平成28年8月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	安渡第2~第3、赤浜仮設等住宅入居者	2名
1722	岩手 平成28年8月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	1135名
1723	岩手 平成28年8月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	380名
1724	岩手 平成28年8月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	480名
1725	岩手 平成28年8月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田と住田町内の仮設住宅入居者	105名
1726	岩手 平成28年8月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	280名
1727	岩手 平成28年8月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	970名
1728	岩手 平成28年8月	一般市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の一般市民住宅入居者	300名
1729	岩手 平成28年8月	田野畑村職員との意見交換会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の社会福祉協議会職員等	20名
1730	岩手 平成28年8月	介護老人保健施設カエルモにおける法テラス業務説明	介護老人保健施設カエルモ職員	1名
1731	岩手 平成28年8月	ケアマネジャーリーダークラス会議における法テラス業務説明	花巻中央聴障住宅介護支援事業所管理者等	17名
1732	岩手 平成28年8月	権利擁護ネットワーク会議における法テラス業務説明	権利擁護ネットワーク会議委員	31名
1733	岩手 平成28年9月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田、平田第2~第6仮設、白浜仮設住宅入居者	10名
1734	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチの講習参加者	7名
1735	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	軽度な運動講習会参加者	6名
1736	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチ講習会参加者	6名
1737	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ブルテックウォークの楽しさを味わう講習会参加者	14名
1738	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチ講習会参加者	6名
1739	岩手 平成28年9月	訪問相談予定応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設、大槌第2~第5、金沢仮設住宅居住者	7名
1740	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチ講習会参加者	6名
1741	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	軽度な運動講習会参加者	3名
1742	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	ストレッチ講習会参加者	9名
1743	岩手 平成28年9月	一般市民に対する法テラス業務説明	大槌町吉里吉里第1地割、吉里吉里4丁目地区在宅者	10名
1744	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対しストレッチの講習	ストレッチ講習会参加者	6名
1745	岩手 平成28年9月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	大槌地区13仮設、小槌地区20仮設等住宅入居者	28名
1746	岩手 平成28年9月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市内の仮設住宅入居者	820名
1747	岩手 平成28年9月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	560名
1748	岩手 平成28年9月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	480名
1749	岩手 平成28年9月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田と住田町内の仮設住宅入居者	420名
1750	岩手 平成28年9月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1751	岩手 平成28年9月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	970名
1752	岩手 平成28年9月	一般公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市、住田町の一般公営住宅入居者	300名
1753	岩手 平成28年9月	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会に対する法テラス業務説明	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会	25名
1754	岩手 平成28年9月	社会福祉協議会職員等との事例検討会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の社会福祉協議会職員等	20名
1755	岩手 平成28年9月	高齢者総合相談センターづくりまち職員に対する法テラス業務説明	高齢者総合相談センターづくりまち職員	6名
1756	岩手 平成28年9月	一関西部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	一関西部地域包括支援センター職員	1名

【資料47】平成28年度 法教育活動一覧

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1757	岩手 平成28年9月	高齢者総合相談センターはいずみ職員に対する法テラス業務説明	高齢者総合相談センターはいずみ職員	1名
1758	岩手 平成28年9月	一関市社会福祉協議会川崎支部における法テラス業務説明	一関市社会福祉協議会 川崎支部職員	1名
1759	岩手 平成28年9月	高齢者総合相談センターしづみ職員に対する法テラス業務説明	高齢者総合相談センターしづみ職員	2名
1760	岩手 平成28年9月	一関東部地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	一関東部地域包括支援センター職員	1名
1761	岩手 平成28年9月	一関市社会福祉協議会室根支部における法テラス業務説明	一関市社会福祉協議会室根支部職員	1名
1762	岩手 平成28年10月	もりおかユース塾における法テラス業務説明	子ども・若者に関わる仕事や活動に従事している方	50名
1763	岩手 平成28年10月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小幡地区、大槌地区、安渡・赤浜地区、吉里吉里地区住民	30名
1764	岩手 平成28年10月	訪問相談予定応急仮設住宅の入居者に対する法テラス業務説明	釜石市唐戸町小戸、大善根地区及び荒川地区住民	7名
1765	岩手 平成28年10月	大槌14仮設住宅における法テラス業務説明	大槌14仮設住宅入居者	8名
1766	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	赤浜3仮設、吉里吉里2・4仮設住宅等入居者	33名
1767	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	大ヶ刈一丁目、二丁目、沢山地区在住住民	11名
1768	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	山田町住民	2名
1769	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	遠野市住民	1名
1770	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	釜石市住民	2名
1771	岩手 平成28年10月	金沢仮設住宅に対する法テラス業務説明	金沢仮設住宅入居者	12名
1772	岩手 平成28年10月	釜石市松原地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市松原地区在宅住民	10名
1773	岩手 平成28年10月	訪問相談予定応急仮設住宅の入居者に対する法テラス業務説明	大槌仮設、大槌6～10仮設住宅入居者	6名
1774	岩手 平成28年10月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小幡地区、大槌地区、安渡・赤浜地区等住民	24名
1775	岩手 平成28年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	小幡8仮設住宅入居者	22名
1776	岩手 平成28年10月	大船渡市産業まつりにおける法テラス業務説明	大船渡市内および市外の一般市民	1000名
1777	岩手 平成28年10月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1778	岩手 平成28年10月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1779	岩手 平成28年10月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設住宅入居者	960名
1780	岩手 平成28年10月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	420名
1781	岩手 平成28年10月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	280名
1782	岩手 平成28年10月	災害公営住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2460名
1783	岩手 平成28年10月	社会福祉士に対する法テラス業務説明	西宮町地域包括支援センター職員	30名
1784	岩手 平成28年11月	岩手県社会福祉協議会職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村の高齢者階がいで担当職員等	70名
1785	岩手 平成28年11月	訪問相談予定の応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	釜石市福崎町仮設住宅等入居者	6名
1786	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡6仮設住宅入居者	7名
1787	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡7仮設住宅入居者	5名
1788	岩手 平成28年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	釜石市浜町、片岸町在住住民	10名
1789	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	安渡3仮設住宅入居者	9名
1790	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡6・14仮設住宅入居者	14名
1791	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡仮設住宅等入居者	15名
1792	岩手 平成28年11月	大槌町内応急仮設住宅の入居者に対する法テラス業務説明	小幡地区、大槌地区等住民	24名
1793	岩手 平成28年11月	県立大船渡東高等学校における法テラス業務説明	県立大船渡東高等学校卒業生	10名
1794	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1795	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1796	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設住宅入居者	860名
1797	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市、住田町内の仮設住宅入居者	220名
1798	岩手 平成28年11月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	280名
1799	岩手 平成28年11月	災害公営住宅住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2460名
1800	岩手 平成28年12月	相談支援包括推進会議における法テラス業務説明	社会福祉法人、NPO法人、社会福祉協議会等	36名
1801	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市大平・大平2、天神町仮設住宅入居者	7名
1802	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	山田町豊間地区仮設住宅等入居者	20名
1803	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡20仮設住宅入居者	7名
1804	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡12仮設住宅入居者	4名
1805	岩手 平成28年12月	大船渡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	大船渡市内の一般市民	3800名
1806	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1807	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1808	岩手 平成28年12月	のみなし仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	860名
1809	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	220名
1810	岩手 平成28年12月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	280名
1811	岩手 平成28年12月	災害公営住宅住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2460名
1812	岩手 平成29年1月	岩手県社会福祉士会における法テラス業務説明	社会福祉士会	4名
1813	岩手 平成29年1月	田野畑村職員、田野畑村地域包括支援センター職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	田野畑村地域包括支援センター職員等	20名
1814	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	安渡・赤浜地区等住民	24名
1815	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡地区仮設住宅等入居者	7名
1816	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市野田町仮設住宅等入居者	7名
1817	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大槌仮設、小幡19仮設住宅等入居者	17名
1818	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	山田町船越地区仮設住宅等入居者	11名
1819	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大槌8仮設住宅入居者	4名
1820	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大槌9仮設住宅入居者	12名
1821	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区仮設住宅等入居者	6名
1822	岩手 平成29年1月	大槌町内応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区等住民	24名
1823	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1824	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1825	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	860名
1826	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市、住田町内の仮設住宅入居者	360名
1827	岩手 平成29年1月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	380名
1828	岩手 平成29年1月	災害公営住宅の住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2460名
1829	岩手 平成29年2月	西宮町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	西宮町地域包括支援センター職員	3名
1830	岩手 平成29年2月	田野畑村社会福祉協議会職員、田野畑村民生・児童委員に対する法テラス業務説明	田野畑村社会福祉協議会職員、田野畑村民生・児童委員	57名
1831	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市松木町仮設、甲子3・4仮設住宅入居者	3名
1832	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡17・20仮設住宅入居者	14名
1833	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡17、大槌、大槌7仮設住宅入居者	12名
1834	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	安渡3仮設住宅入居者	14名
1835	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	安渡地区仮設住宅等入居者	4名
1836	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大槌9仮設住宅等入居者	13名
1837	岩手 平成29年2月	県立住田高等学校における法テラス業務説明	県立住田高等学校在校生及び教員	130名
1838	岩手 平成29年2月	大船渡市ロータリークラブにおける法テラス業務説明	大船渡市ロータリークラブ会員	30名
1839	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1840	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1841	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	860名
1842	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	220名
1843	岩手 平成29年2月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	120名
1844	岩手 平成29年2月	災害公営住宅住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2680名
1845	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市上中島仮設住宅入居者	6名
1846	岩手 平成29年3月	応急仮設住宅の住民に対する法テラス業務説明	小幡地区、大槌地区等住民	24名
1847	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡7、大槌3・7・9・14、赤浜3、吉里吉里仮設住宅入居者	40名
1848	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	小幡12仮設住宅入居者	12名
1849	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	釜石市甲子2・7-9仮設住宅入居者	7名
1850	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市市内の仮設住宅入居者	2000名
1851	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	1000名
1852	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内のみなし仮設入居者	860名
1853	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	陸前高田市と住田町内の仮設住宅入居者	160名
1854	岩手 平成29年3月	仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	大船渡市内の仮設住宅入居者	10名
1855	岩手 平成29年3月	災害公営住宅の住民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市の災害公営住宅入居者	2680名
1856	秋田 平成28年4月	かつどの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	鹿角地域介護サービス事業所職員等	60名
1857	秋田 平成28年4月	かつどの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士等	20名
1858	秋田 平成28年5月	関係機関職員に対する生活困窮者自立支援の実例紹介を含めた法教育	秋田市、病院、弁護士会等	20名
1859	秋田 平成28年5月	かつどの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	医師、理学療法士、薬剤師等	20名
1860	秋田 平成28年5月	研修会におけるアルコール問題に関する事例紹介を含めた法教育	保健師、社会復帰調整官、精神保健福祉士等	52名
1861	秋田 平成28年6月	大館市地域包括支援センターにおける事例検討、法テラス業務説明	大館市地域包括支援センター職員、大館市長寿課職員	25名
1862	秋田 平成28年6月	かつどの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	かつどの多職種連携を進める委員会等	70名
1863	秋田 平成28年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	秋田県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	18名
1864	秋田 平成28年7月	地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	主催3団体の介護支援専門員	60名
1865	秋田 平成28年7月	花輪小坂自治会「生き生き元気館」における法教育(講義)、法テラス業務説明	鹿角市民	30名
1866	秋田 平成28年8月	秋田県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	秋田県多重債務者対策協議会会員等	26名
1867	秋田 平成28年8月	秋田県内警察署被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	秋田県内警察署の被害者支援担当職員(秋田県警察被害者支援専科入校生)	16名
1868	秋田 平成28年8月	秋田市内介護施設職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	秋田市民、秋田市障害福祉課、秋田市内介護施設職員	15名
1869	秋田 平成28年8月	生活困窮者自立支援について関係機関との事例検討会における法テラス業務説明	秋田市、病院、弁護士会、NPO法人等	20名
1870	秋田 平成28年8月	かつどの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	事例支援相談員、鹿角市健康推進課等	50名
1871	秋田 平成28年8月	秋田被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	公益社団法人秋田被害者支援センター職員	6名
1872	秋田 平成28年8月	「ふれあい祭(病院祭)」における法教育(講演)	病院職員、入院患者、鹿角地域住民	200名
1873	秋田 平成28年9月	大館市地域包括支援センター「連絡会」における法教育	大館市地域包括支援センター職員、大館市長寿課職員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
1874	秋田	平成28年10月	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」会員	19名
1875	秋田	平成28年10月	秋田県被害者支援連絡協議会「交通事故問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「交通事故問題研究部会」会員	14名
1876	秋田	平成28年10月	仙北市役所における法テラス業務説明	仙北市役所	1名
1877	秋田	平成28年10月	美郷町役場における法テラス業務説明	美郷町役場	3名
1878	秋田	平成28年10月	大仙市役所における法テラス業務説明	大仙市役所	3名
1879	秋田	平成28年10月	五城目町役場における法テラス業務説明	五城目町役場	2名
1880	秋田	平成28年10月	横手市役場における法テラス業務説明	横手市役所	2名
1881	秋田	平成28年10月	湯沢市役所における法テラス業務説明	湯沢市役所	2名
1882	秋田	平成28年10月	羽後町役場における法テラス業務説明	羽後町役場	2名
1883	秋田	平成28年10月	鹿角市内障がい者施設職員及び利用者家族に対する法教育(講演)	東山学園職員、東山学園家族	40名
1884	秋田	平成28年10月	かつの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士等	20名
1885	秋田	平成28年11月	秋田県北地区市町村高齢者虐待防止担当職員・市町村地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)	秋田県北地区の市町村高齢者虐待防止担当職員等	10名
1886	秋田	平成28年11月	鹿角市内小学生に対する法教育(授業)	鹿角市立瓦久小小学校6年生	3名
1887	秋田	平成28年11月	大館市地域包括支援センター「連絡会」における法教育	大館市地域包括支援センター職員、大館市長考課職員	25名
1888	秋田	平成28年11月	かつの多職種連携を進める会における事例紹介を含めた法教育	介護支援相談員、鹿角市健康推進課等	70名
1889	秋田	平成28年12月	羽後町民課、羽後町福祉保健課職員に対する法テラス業務説明	羽後町民課、羽後町福祉保健課職員	30名
1890	秋田	平成28年12月	北秋田市内ケアマネジャーに対する法教育(講義)、法テラス業務説明	北秋田市内の介護支援専門員等	100名
1891	秋田	平成28年12月	鹿角市立瓦久小小学校における法教育(授業)	鹿角市立花輪小学校6年生	5名
1892	秋田	平成29年1月	秋田地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	秋田県長寿社会振興財団、秋田地域包括支援センター	24名
1893	秋田	平成29年1月	美郷町福祉保健課職員等に対する法テラス業務説明	美郷町福祉保健課、美郷町地域包括支援センター	15名
1894	秋田	平成29年1月	仙北市社会福祉課職員等に対する法テラス業務説明	仙北市社会福祉課、仙北市福祉事務所等	4名
1895	秋田	平成29年2月	男鹿市福祉事務所における法テラス業務説明	男鹿市福祉事務所	3名
1896	秋田	平成29年2月	山本福祉事務所における法テラス業務説明	山本福祉事務所	7名
1897	秋田	平成29年2月	鹿角地区内保護司等に対する法教育(講演)	鹿角地区内保護司、更正保護女性の会会員	40名
1898	秋田	平成29年2月	大館市内の医療機関・介護事業所の担当者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大館市内の医療機関、介護事業所等担当者	80名
1899	秋田	平成29年2月	小坂町心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小坂町社協心配ごと相談員(小坂町民生・児童委員)	10名
1900	秋田	平成29年2月	大館市地域包括支援センター「連絡会」における法教育	大館市地域包括支援センター職員、大館市長考課職員	25名
1901	秋田	平成29年3月	鹿角市「地域包括ケア推進会議」における事例紹介を含めた法教育	かつの厚生学院ケースワーカー、鹿角市内民生・児童委員等	30名
1902	青森	平成28年4月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	12名
1903	青森	平成28年4月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	鯉ヶ沢地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1904	青森	平成28年5月	知的障害者の保護者、支援者に対する法テラス業務説明	青森県内の知的障害者の保護者、支援者	40名
1905	青森	平成28年5月	相談支援関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	相談支援事業所、相談支援専門員、相談支援に関心のある方	100名
1906	青森	平成28年5月	弘前市南部地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	居宅ケアマネジャー、包括支援センター職員	30名
1907	青森	平成28年5月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	12名
1908	青森	平成28年5月	高齢者介護相談協力員に対する法教育(講演)	高齢者介護相談協力員(民生・児童委員、町会長等)	40名
1909	青森	平成28年6月	県内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	県内人権擁護委員	15名
1910	青森	平成28年6月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	12名
1911	青森	平成28年6月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1912	青森	平成28年6月	県立青森高等学校における法教育、法テラス業務説明	県立青森高等学校在校生(希望者)	30名
1913	青森	平成28年6月	介護サービス事業者等に対する法教育(講演)	介護サービス事業者、福祉関係職員等	30名
1914	青森	平成28年6月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1915	青森	平成28年6月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	鯉ヶ沢地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1916	青森	平成28年6月	鯉ヶ沢地区老人クラブ会に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鯉ヶ沢地区老人クラブ会員	150名
1917	青森	平成28年6月	法テラスのおしえ法律講座における法テラス業務説明	法テラスのおしえ法律講座受講者	40名
1918	青森	平成28年6月	青森県保護司連合会に対する法テラス業務説明	県内保護司の理事、監事、事務局員等	25名
1919	青森	平成28年6月	西北地域自立相談支援ネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	上北地域生活困窮者相談受付担当職員等	20名
1920	青森	平成28年7月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1921	青森	平成28年7月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八戸地区住民	20名
1922	青森	平成28年7月	介護サービス利用者が抱えている経済的問題についての事例検討会における法教育	行政担当者、社会福祉協議会職員等	10名
1923	青森	平成28年7月	独居高齢者支援についての事例検討会における法教育	介護支援関係者、包括支援センター職員等	15名
1924	青森	平成28年7月	孤独死についての事例検討会における法教育	民生・児童委員、認知症サポーター、包括支援センター職員等	15名
1925	青森	平成28年7月	個別労働紛争解決制度関係機関青森連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関青森連絡協議会構成員	15名
1926	青森	平成28年7月	介護サービス供給契約についての事例検討会における法教育	行政機関職員、医療関係者等	20名
1927	青森	平成28年7月	生活困窮者自立支援事業計画、巡回相談、フードバンク事業、家計相談支援事業の会議における事例紹介を含めた法教育	会議構成員	10名
1928	青森	平成28年8月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1929	青森	平成28年8月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	鯉ヶ沢地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1930	青森	平成28年8月	法テラスのおしえ法律講座における法テラス業務説明	法テラスのおしえ法律講座受講者	40名
1931	青森	平成28年8月	大間町地域包括支援センター「らまつ職員」に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大間町地域包括支援センター「らまつ職員」	20名
1932	青森	平成28年8月	対象者の支援プランについての事例検討会における法教育	行政機関職員、医療関係者、就業支援関係者等	15名
1933	青森	平成28年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	生産学習フェア参加団体	25名
1934	青森	平成28年8月	青森県立つくしが丘病院関係者との事例検討会における法教育	病院関係者	6名
1935	青森	平成28年8月	青森県立保健大学社会福祉学科における法教育(講義)	青森県立保健大学社会福祉学科学生	3名
1936	青森	平成28年9月	関係機関担当者との事例検討会における法教育	大間地区保健・医療関係者、民生・児童委員児童委員等	20名
1937	青森	平成28年9月	圏域内の有料老人ホーム職員等に対する法教育	圏域内のサービス事業者、有料老人ホーム職員	30名
1938	青森	平成28年9月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明、法テラス業務説明	障害のある方のご家族	25名
1939	青森	平成28年9月	消費生活大学院生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	消費生活大学院生	2名
1940	青森	平成28年9月	東青森地域包括支援センター職員との事例検討会における法教育	地域包括支援センター職員	25名
1941	青森	平成28年9月	公益財団法人こころすか財団における法教育(講演)、法テラス業務説明	財団職員	200名
1942	青森	平成28年10月	「生涯学習フェア2016」における法テラス業務説明	青森県民	1000名
1943	青森	平成28年10月	青森県内自治体職員、青森県内市町村社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	青森県内自治体職員、青森県内市町村社会福祉協議会職員等	200名
1944	青森	平成28年10月	外ヶ浜町地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	外ヶ浜町地域包括支援センター職員、外ヶ浜町ケアマネジャー	15名
1945	青森	平成28年10月	青森県消費生活センター職員等に対する法テラス業務説明	青森県担当部署職員、青森県消費生活センター職員等	20名
1946	青森	平成28年10月	青森県担当部署職員等に対する法テラス業務説明	青森市地域包括支援センターおきてだて職員等	20名
1947	青森	平成28年10月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
1948	青森	平成28年10月	関係機関職員に対する事例紹介を含めた法教育(講演)	青森県立つくしが丘病院医師等	30名
1949	青森	平成28年11月	「平成28年度犯罪被害者等支援県民フォーラム」における法テラス業務説明	青森県民	300名
1950	青森	平成28年11月	「パートナーセッション2016 アピオあおり秋まつり」における法テラス業務説明	青森県民	2000名
1951	青森	平成28年11月	「青森県観光物産館アスパム・ブルーフレリアアピオ点灯式」における法テラス業務説明	青森県民	50名
1952	青森	平成28年12月	青森市内地域包括支援センター「社会福祉士等」の検討会における事例紹介を含めた法教育	青森市内地域包括支援センター「社会福祉士等」	40名
1953	青森	平成28年12月	弘前市成年後見支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	弘前市成年後見支援センター職員等	100名
1954	青森	平成28年12月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	18名
1955	青森	平成29年2月	地域自殺対策官民連携協議会における法テラス業務説明	東青森地域の相談支援専門員、精神科病院の看護士等	30名
1956	青森	平成29年2月	自殺対策官民連携協議会における法テラス業務説明	自治体職員等	80名
1957	青森	平成29年2月	生活困窮者自立支援窓口職員(市町村社会福祉協議会職員)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	生活困窮者自立支援窓口職員(市町村社会福祉協議会職員)	15名
1958	青森	平成29年2月	鯉ヶ沢町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鯉ヶ沢町民	30名
1959	青森	平成29年2月	消費生活大学院生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	30名
1960	青森	平成29年2月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	7名
1961	青森	平成29年2月	ほのぼの交流協力員に対する法テラス業務説明	ほのぼの交流協力員、つがる市内在宅介護支援センター職員等	50名
1962	青森	平成29年2月	協議会における事例紹介を含めた法教育	下北地域圏内自治体職員、相談窓口等	30名
1963	青森	平成29年3月	東青森地域介護支援専門員等に対する法テラス業務説明	東青森地域の介護支援専門員・民生・児童委員児童委員等	60名
1964	青森	平成29年3月	生活困窮者自立支援窓口職員に対する法テラス業務説明	生活困窮者自立支援窓口職員、福祉事務所職員等	25名
1965	札幌	平成28年4月	平成28年度札幌市配債者等からの暴力関係機関会議における法テラス業務説明	札幌市配債者からの暴力対策関係機関協議会構成員	24名
1966	札幌	平成28年6月	札幌保護観察管内刑務所出所者等就労支援推進協議会構成員に対する法テラス業務説明	札幌保護観察管内刑務所出所者等就労支援推進協議会構成員	109名
1967	札幌	平成28年6月	平成28年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成員	16名
1968	札幌	平成28年6月	各自治体福祉担当職員に対する法テラス業務説明	各自治体福祉担当職員	12名
1969	札幌	平成28年7月	北海道町村会における法テラス業務説明	北海道町村会担当者	3名
1970	札幌	平成28年8月	北海道消費生活センター「消費生活リサーチ」養成講座における法テラス業務説明	消費生活養成講座出席者	20名
1971	札幌	平成28年8月	札幌市新任ケースワーカー研修会における法テラス業務説明	札幌市新任ケースワーカー	191名
1972	札幌	平成28年9月	平成28年度空知地域における配債者からの暴力防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	関係機関担当者	50名
1973	札幌	平成28年10月	札幌法務局休日相談会における法テラス業務説明	札幌市民	109名
1974	札幌	平成28年10月	ひとり親家庭支援センターにおける法テラス業務説明	セミナー出席者	68名
1975	札幌	平成28年10月	個別労働紛争解決セミナーにおける法テラス業務説明	セミナー出席者	250名
1976	札幌	平成28年10月	一般市民に対する法教育(法テラス札幌主催「おとなのための法テラス教育2016」)、法テラス業務説明	一般市民	254名
1977	札幌	平成28年10月	平成28年度後志地域における法テラス業務説明	各関係機関	24名
1978	札幌	平成28年10月	平成28年度石狩地域における法テラス業務説明	各関係機関	43名
1979	札幌	平成28年11月	札幌市立白石中学校中学生に対する法教育	札幌市立白石中学校中学生	7名
1980	札幌	平成29年1月	京極町社会福祉協議会における法テラス業務説明	関係機関	30名
1981	函館	平成28年4月	地域ケア会議における法教育	ケア会議関係機関職員	10名
1982	函館	平成28年5月	厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会における事例紹介を含めた法教育	ワーキンググループメンバー	30名
1983	函館	平成28年6月	今金町社会福祉協議会における法教育	福祉課職員、地域包括支援センター等	6名
1984	函館	平成28年6月	厚沢部町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	ケア会議関係機関職員	10名
1985	函館	平成28年7月	ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	ケアマネジャー	20名
1986	函館	平成28年7月	函館消費者大学における法教育(講義)	函館市民	60名
1987	函館	平成28年8月	一般市民に対する法教育(講義)	函館市民および近郊在住者	30名
1988	函館	平成28年8月	社会福祉協議会職員等に対する法テラス業務説明	社会福祉協議会職員及び関係者	20名
1989	函館	平成28年8月	厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会における事例紹介を含めた法教育	ワーキンググループメンバー	30名
1990	函館	平成28年9月	北斗市内介護保険事業所職員等に対する法テラス業務説明	北斗市内介護保険事業所職員等	20名

Table with 5 columns: No., 事務所 (Office), 実施時期 (Implementation Period), 活動内容 (Activity Content), 対象者 (Target Audience), 参加人数・参加団体数 (Number of Participants/Organizations). Rows 1991-2107 list various legal education activities across different municipalities like 函館, 旭川, 釧路, 帯広, 網走, etc.

【資料47】平成28年度 法教育活動一覧

Table with columns: No., Office, Implementation Period, Activity Content, Target, and Number of Participants/Groups. Rows list various legal education activities across different municipalities in Iwate Prefecture, including seminars, meetings, and training sessions for various groups like staff, students, and community members.

事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数
2225	徳島 平成29年3月	「生活困窮者自立支援事業」東部ブロック構成員に対する法テラス業務説明	「生活困窮者自立支援事業」東部ブロック構成員	40名
2226	高知 平成28年4月	高知市西部ブロック地域ケア会議における法教育	高知市西部地域高齢者支援センター等	15名
2227	高知 平成28年4月	横原町民に対する法教育(講演)	横原町民	16名
2228	高知 平成28年4月	平成28年度第1回うちごとセーフティネット連絡会における法テラス業務説明	高知県女性相談支援センター、高知県精神保健福祉センター等	50名
2229	高知 平成28年4月	自立相談支援事業対象者支援ケース会議における法教育	高知県社会福祉協議会、いのちの電話、福祉センター等	4名
2230	高知 平成28年4月	高知県社会福祉協議会職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	地域包括支援センター、高知県社会福祉協議会等	83名
2231	高知 平成28年4月	高齢者支援ケース会議における法教育	四万十地域包括支援センター、日常生活自立支援事業担当者等	7名
2232	高知 平成28年4月	協議会における事例紹介を含めた法教育	NPO法人ワークスコープ、高知あいあいネット、フードバンク高知等	40名
2233	高知 平成28年4月	高齢者問題に関する意見交換会における事例紹介を含めた法教育	高知市地域包括支援センター等	25名
2234	高知 平成28年4月	協議会における事例紹介を含めた法教育	南国市民生児童委員協議会、南国市地域活動支援センター等	22名
2235	高知 平成28年4月	協議会における高齢者及び障害者虐待に関する事例紹介を含めた法教育	中土佐町高齢者虐待防止ネットワーク委員等	20名
2236	高知 平成28年4月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	室戸市要保護児童対策地域協議会会員	21名
2237	高知 平成28年4月	研究会における成年後見に関する事例紹介を含めた法教育	県内の社会福祉協議会、高知市高齢者支援課等	26名
2238	高知 平成28年5月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	高知県中央児童相談所、中郡教育事務所等	20名
2239	高知 平成28年5月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	越前町社会福祉協議会、県内民生・児童委員等	26名
2240	高知 平成28年5月	協議会における地域支援に関する事例紹介を含めた法教育	佐川町長、社会福祉協議会長等	50名
2241	高知 平成28年5月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	室戸市要保護児童対策地域協議会会員	21名
2242	高知 平成28年5月	協議会における高齢者虐待に関する事例紹介を含めた法教育	須崎警察署、須崎消防署等	22名
2243	高知 平成28年6月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	高知県多言語相談所、須崎福祉保健所等	29名
2244	高知 平成28年6月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	高知県教育委員会、児童家庭支援センターわかさ等	29名
2245	高知 平成28年6月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	20名
2246	高知 平成28年6月	NPO法人あまやどりの協議会における事例紹介を含めた法教育	NPO法人あまやどり役員	20名
2247	高知 平成28年6月	協議会における事例紹介を含めた法教育	南国市地域活動支援センター、高知黒潮若者サポートステーション等	22名
2248	高知 平成28年6月	協議会における子ども支援に関する事例紹介を含めた法教育	安芸市家庭児童相談室、安芸市青少年育成センター等	25名
2249	高知 平成28年6月	協議会における生活問題に関する事例紹介を含めた法教育	あまやどり高知、高知刑務所等	40名
2250	高知 平成28年6月	協議会における要保護児童に関する事例紹介を含めた法教育	県内の児童相談所、福祉保健所等	30名
2251	高知 平成28年6月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	20名
2252	高知 平成28年6月	安芸市社会福祉協議会職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	地域包括支援センター、高知県社会福祉協議会等	83名
2253	高知 平成28年7月	四万十町社会福祉士連絡会における法教育	老人ホーム生活相談員、社会福祉協議会職員等	29名
2254	高知 平成28年7月	須崎市生涯大学一般公開講座における法教育	須崎市生涯大学受講生、須崎市民	26名
2255	高知 平成28年7月	協議会における成年後見に関する事例紹介を含めた法教育	県内社会福祉協議会、高知市高齢者支援課等	40名
2256	高知 平成28年7月	高齢者問題に関する意見交換会における事例紹介を含めた法教育	高知市地域包括支援センター、社会福祉協議会他	30名
2257	高知 平成28年7月	自殺予防対策関係協議会における事例紹介を含めた法教育	四万十町役職員、窪川警察署等	36名
2258	高知 平成28年8月	自殺対策連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	県内の医師会、いのちの電話、福祉保健所等	21名
2259	高知 平成28年8月	ネットワーク連絡会における事例紹介を含めた法教育	民生・児童委員協議会、地域活動支援センター、福祉事務所等	20名
2260	高知 平成28年8月	権利擁護担当者との協議会における事例紹介を含めた法教育	各市町地域包括支援センター、県内社会福祉協議会等	40名
2261	高知 平成28年8月	自殺予防関係協議会連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	精神保健福祉センター、福祉保健所等	65名
2262	高知 平成28年8月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	社会福祉協議会、県内民生・児童委員、保護司等	23名
2263	高知 平成28年8月	権利擁護担当者との協議会における事例紹介を含めた法教育	各市町地域包括支援センター、県内社会福祉協議会等	30名
2264	高知 平成28年8月	自殺対策に関するグループワークにおける事例紹介を含めた法教育	福祉保健所、地域包括支援センター等	50名
2265	高知 平成28年8月	高知市西部ブロック地域ケア会議における法教育	高知市西部地域高齢者支援センター、高知市社会福祉協議会等	15名
2266	高知 平成28年8月	高知県社会福祉協議会職員等に対する法教育(講義)	安芸市外社会福祉協議会、介護事業所等	83名
2267	高知 平成28年8月	こうち被害者支援センター支援員養成講座における法テラス業務説明	こうち被害者支援センター支援員養成講座受講者	10名
2268	高知 平成28年8月	四万十町民講座における法教育、法テラス業務説明	四万十町民	20名
2269	高知 平成28年9月	センターの支援者の継続ケース会議における法教育	須崎市地域包括支援センター職員	15名
2270	高知 平成28年9月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所等	28名
2271	高知 平成28年10月	平成28年度高知県合同労働相談事前調整会議における法テラス業務説明	高知労働局、高知労働委員会事務局等	12名
2272	高知 平成28年10月	平成28年度県民いきいき講座における法教育	一般県民	30名
2273	高知 平成28年10月	セーフティネット連絡会における事例紹介を含めた法教育	県社会福祉協議会、女性相談支援センター等	40名
2274	高知 平成28年10月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所、警察署等	30名
2275	高知 平成28年10月	高齢者問題に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	地域包括支援センター、社会福祉協議会等	30名
2276	高知 平成28年10月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所、警察署、児童家庭センター等	30名
2277	高知 平成28年10月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	20名
2278	高知 平成28年11月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	法務局、警察署、児童相談所等	24名
2279	高知 平成28年11月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	要保護児童対策地域協議会職員	21名
2280	高知 平成28年11月	権利擁護担当者等との協議会における事例紹介を含めた法教育	県内地域包括支援センター、介護事業所等	83名
2281	高知 平成28年11月	自殺対策に関するネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	県内社会福祉協議会、介護事業所等	40名
2282	高知 平成28年11月	成年後見事例報告に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	県内社会福祉協議会、高齢者支援課等	26名
2283	高知 平成28年11月	四万十町民講座における法教育、法テラス業務説明	四万十町民	12名
2284	高知 平成28年12月	自殺対策連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	いのちの電話、心の教育センター等	21名
2285	高知 平成28年12月	ネットワーク連絡会における事例紹介を含めた法教育	各市町地域包括支援センター、県内社会福祉協議会等	23名
2286	高知 平成28年12月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所等	28名
2287	高知 平成28年12月	セーフティネット連絡会における事例紹介を含めた法教育	県社会福祉協議会、女性相談支援センター、地域定着支援センター等	38名
2288	高知 平成28年12月	被害者支援事例検討会における事例紹介を含めた法教育	被害者支援センター相談員等	20名
2289	高知 平成29年1月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	30名
2290	高知 平成29年2月	セーフティネット連絡会における事例紹介を含めた法教育	県警本部、県社会福祉協議会等	40名
2291	高知 平成29年2月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	20名
2292	高知 平成29年2月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	警察署、教育委員会、児童家庭支援センター等	30名
2293	高知 平成29年2月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	教育事務所、人権擁護委員協議会、福祉保健所等	24名
2294	高知 平成29年2月	自殺対策に関するネットワーク会議における事例紹介を含めた法教育	県内地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所等	40名
2295	高知 平成29年2月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所、警察署、児童家庭支援センター等	30名
2296	高知 平成29年2月	自殺予防対策等に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	警察署、消防署、社会福祉協議会、福祉保健所等	28名
2297	高知 平成29年2月	虐待事例に関する協議会における事例紹介を含めた法教育	安芸郡医師会、医療機関、警察署等	20名
2298	高知 平成29年2月	障害者虐待についての学習会における法教育	県内の障害者就労施設、障害者支援施設、福祉事務所等	30名
2299	高知 平成29年3月	平成28年度南国市・香南市・善美市自殺対策・うつ対策三市関係機関連絡会における法教育	保健師、警察署、消防本部、精神保健福祉センター等	24名
2300	高知 平成29年3月	関係機関との刑事事件に関する勉強会	関係機関職員	40名
2301	高知 平成29年3月	関係機関との協議会における意見交換会	関係機関職員	20名
2302	高知 平成29年3月	子ども支援ネットワーク実務会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、警察署、教育委員会、児童家庭支援センター等	30名
2303	高知 平成29年3月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所、教育委員会、児童家庭支援センター等	24名
2304	高知 平成29年3月	自殺対策・うつ対策関係協議会連絡協議会における事例紹介を含めた法教育	警察署、消防署、社会福祉協議会、福祉保健所等	24名
2305	高知 平成29年3月	要保護児童対策地域協議会における事例紹介を含めた法教育	児童相談所、福祉保健所、警察署、児童家庭支援センター等	24名
2306	愛媛 平成28年5月	生活困窮者自立支援連絡会出席者との事例検討、法テラス業務説明	生活困窮者自立支援に関わる市の関係部署等	8名
2307	愛媛 平成28年5月	愛媛県DV防止対策連絡会における法テラス業務説明	支援団体の各担当者等	8名
2308	愛媛 平成28年6月	愛媛県下各警察署の犯罪被害者支援担当警察職員に対する法テラス業務説明	愛媛県下各警察署の犯罪被害者支援担当警察官	36名
2309	愛媛 平成28年6月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(幹事会)における法テラス業務説明	被害者支援に関わる愛媛県、県警本部担当部署等	61名
2310	愛媛 平成28年6月	第1回外国人生活支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	愛媛県、県下市町の関係部署等	63名
2311	愛媛 平成28年7月	松山地域相談機関連絡会における法テラス業務説明	婦人保護事業に関わる愛媛県、松山市の関係部署等	16名
2312	愛媛 平成28年7月	生活困窮者自立支援連絡会出席者との事例検討、法テラス業務説明	生活困窮者自立支援に関わる市の関係部署等	10名
2313	愛媛 平成28年7月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(中予)出席者との事例検討、法テラス業務説明	DV防止対策に関わる県下市町(中予地域)の関係部署等	22名
2314	愛媛 平成28年7月	生活困窮者自立支援運営協議会における法テラス業務説明	所轄警察署等の行政機関等	30名
2315	愛媛 平成28年8月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(南予)出席者との事例検討、法テラス業務説明	DV防止対策にかかわる愛媛県及び県下市町(南予地域)の関係部署等	21名
2316	愛媛 平成28年8月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(東予)出席者との事例検討、法テラス業務説明	DV防止対策にかかわる愛媛県及び県下市町(東予地域)の関係部署等	23名
2317	愛媛 平成28年8月	愛媛県多重債務者対策連絡協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策にかかわる愛媛県及び県警の関係部署等	20名
2318	愛媛 平成28年8月	南予地区社会福祉協議会法テラス勉強会における法テラス業務説明	愛南町社会福祉協議会職員	5名
2319	愛媛 平成28年8月	松山市相談支援事業所連絡会における法テラス業務説明	松山市障がい福祉課等	54名
2320	愛媛 平成28年9月	愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(定例会)における法テラス業務説明	被害者支援にかかわる愛媛県及び県警本部の担当部署等	64名
2321	愛媛 平成28年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係協議会連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度にかかわる愛媛県及び裁判所本庁の関係部署等	12名
2322	愛媛 平成28年9月	商業施設における愛媛県入居人権啓発イベントにおける法テラス業務説明	愛媛県民	1200名
2323	愛媛 平成28年9月	消費生活相談員等スキルアップ研修における法テラス業務説明	愛媛県及び県下各市町の消費生活センター相談員等	27名
2324	愛媛 平成28年9月	一般市民等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	新居浜市においてDV防止対策にかかわる相談員等	8名
2325	愛媛 平成28年9月	生活困窮者自立支援連絡会出席者との事例検討、法テラス業務説明	生活困窮者自立支援にかかわる市の関係部署等	30名
2326	愛媛 平成28年9月	松山市南部地域障がい者支援に係る相談支援専門員に対する法テラス業務説明	松山市南部地域において障がい者支援にかかわる相談支援専門員	15名
2327	愛媛 平成28年11月	生活困窮者自立支援相談員との事例検討における法テラス業務説明	宇和島市生活福祉課職員	20名
2328	愛媛 平成28年11月	社会福祉士との事例検討における法テラス業務説明	松山地域包括支援センターの社会福祉士	23名
2329	愛媛 平成28年11月	社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	上島町社会福祉協議会職員	20名
2330	愛媛 平成28年12月	社会福祉協議会における法テラス業務説明	南予地区(松野町、愛南町、鬼北町)社会福祉協議会の職員	10名
2331	愛媛 平成29年1月	社会福祉協議会職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東温市地域包括支援協議会の相談支援専門員	20名
2332	愛媛 平成29年1月	新居浜市地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	新居浜市地域包括支援センター職員、障がい児・福祉課の職員	20名
2333	愛媛 平成29年1月	生活困窮者支援連絡会との事例検討における法教育(講演)、法テラス業務説明	高知中央市の社会福祉協議会職員、民生・児童委員等	20名
2334	愛媛 平成29年2月	福祉事業者職員に対する法テラス業務説明	松山市発元・道後地区サービス事業者連絡会	36名
2335	愛媛 平成29年2月	高齢者虐待防止に係る愛媛県及び県下市町の関係部署に対する法テラス業務説明	高齢者虐待防止に係る愛媛県及び県下市町の関係部署	52名

演劇とクイズを交えたおとなのための法教育

法テラス設立10周年記念シンポジウム

法テラス劇場

実家がゴミ屋敷!自転車トラブル!ネットが大炎上!
日常生活には、様々なトラブルが潜んでいます。
余計なトラブルは未然に回避。
演劇で笑って、クイズで考えて、トークで納得。
劇団イナダ組と法テラスが贈る法律ショー。ぜひご参加ください。

法律って、面白いかも。
—観て、笑って、参加して—
楽しみながら法律を学ぶ—

劇団イナダ組
×
法テラス

進行MC



北川 久仁子

1993年、ラジオパーソナリティーを中心に活動を開始。現在はAIR-G「brilliant days」毎週月曜～木曜 8:30～11:00を担当し、北海道の朝に活力を与える存在となっている。

出演役者/解説者

作・演出 イナダ(劇団イナダ組)

出演 武田 晋
山村 素絵
赤谷 翔次郎
吉田 諒希
その他

解説 道尻 豊(弁護士)
坂口 唯彦(弁護士)
岩井 英典(司法書士)

参加無料

下記いずれかの方法でお申し込みください。

●電話でのお申し込み

☎0503383-5555

法テラス札幌広報係まで(電話受付時間:平日9:00～17:00)

●E-mailでのお申し込み

sapporo-event2016@houterasu.or.jp

住所、氏名、年齢、参加人数、イベントを知ったきっかけをご記入のうえ上記メールアドレスにご送信ください。

●ホームページからのお申し込み

<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス

検索

※定員になり次第、締切とさせていただきます。ただし、当日席に余裕がある場合はご参加いただけます。
※応募に関する個人情報は、当シンポジウムの事務にのみ使用し、終了後は主催者の規定に則ってすべて消去します。

2016年 10月20日(木)

18:30スタート(18:00開場)

札幌市教育文化会館 小ホール

札幌市中央区北1条西13丁目
地下鉄東西線「西11丁目」駅、1番出口から徒歩5分



第10回 **法テラス** 寄席

300名様
無料ご招待
 応募者多数の場合は抽選となります。
 当選通知は11月18日(金)頃に発送します。



桂南光



桂千朝



桂小鯛

11月26日(土)
14:00開演(13:30開場)
於:大阪弁護士会館2階ホール

落語 『延陽伯』桂小鯛 『帯久』桂千朝 『京の茶漬』桂南光
トーク 『帯久』について、今の法律から見るとどうなるのか
 南光さん、千朝さんを聞き手に弁護士が解説します。乞うご期待!



応募方法

- ◆郵便往復はがきに必要事項を記入してご応募下さい(右の記入例参照)。
- ◆はがき1枚につきお二人様までお申し込みいただけます(お二人様の場合、ご同伴者の氏名もご記入下さい)。
- ◆ご入場は中学生以上に限らせていただきます。
- ◆応募締め切りは、**平成28年11月2日(水)**
 ※当日消印有効
- ◆ご来場には、公共交通機関をご利用下さい。

往信用【表面】

〒5300047

往信

大阪市北区西天満1-12-5
 大阪弁護士会館地下1階
 法テラス大阪 寄席係 行

返信用【裏面】

何も記入しないで下さい

返信用【表面】

返信

応募者ご本人の郵便番号、住所、氏名をご記入下さい

往信用【裏面】

- ①応募者氏名
- ②同伴者氏名
- ③応募者住所
- ④応募者連絡先
- ⑤応募者年齢
- ⑥この企画を何でお知りになったか

※本はがきにて収集した個人情報は、本行事開催並びに統計資料として利用する以外の目的で利用することはありません。

お問い合わせ：法テラス大阪 大阪市北区西天満1-12-5大阪弁護士会館地下1階
 TEL. 0503383-5426 URL: <http://www.houterasu.or.jp/osaka/>

【共催】法テラス・大阪弁護士会 【後援】法務省 【制作協力】米朝事務所

【資料49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
東京	平成28年6月	新規契約弁護士、新規審査委員、法律事務所職員	約230	民事法律扶助制度の利用について(審査のポイント等)
東京	平成28年6月	新規契約弁護士、新規審査委員、法律事務所職員	約170	民事法律扶助制度の利用について(審査のポイント等)
東京	平成29年1月	弁護士会新入会員	約500	民事法律扶助とは
東京	平成29年1月	弁護士会新入会員	約350	民事法律扶助とは
東京	平成29年1月	弁護士会新入会員	約350	民事法律扶助とは
神奈川	平成29年1月	新規登録弁護士等	80~100	民事法律扶助制度の説明
神奈川	平成29年1月	新規登録弁護士等	80~100	民事法律扶助について
埼玉	平成29年3月	弁護士・司法書士	58	民事法律扶助業務、審査
千葉	平成28年12月	新入会員	22	民事法律扶助業務の解説、援助申請手続きのポイント等
茨城	平成28年11月	司法書士	7	民事法律扶助・震災法律援助の基本契約、援助申込のお願い
茨城	平成29年1月	新規登録弁護士	10	民事法律扶助制度について
栃木	平成29年1月	新規契約予定弁護士	10	法テラスの業務説明および各種契約について
群馬	平成29年3月	新規契約弁護士	約10	民事法律扶助利用の基本事項
静岡	平成29年2月	新規登録弁護士	20	新規登録弁護士に対する法テラスへの登録促進、制度説明
静岡	平成29年3月	新規登録司法書士	20	新規登録司法書士に対する法テラスへの登録促進、制度説明
沼津	平成28年6月	弁護士会執行部	6	事務所相談・指定相談場所相談の充実について
沼津	平成28年8月	弁護士会事務局	12	事務局職員向け扶助の受付要領について
沼津	平成29年3月	契約弁護士・弁護士事務所事務局	30	民事法律扶助業務 標準モデル 業務説明会
浜松	平成28年11月	浜松支部所属弁護士	20	扶助制度の利用について(審級が上がる場合の援助又は他の手続きの申込み)
浜松	平成29年3月	浜松支部所属弁護士	20	通訳を利用する際の法律相談及び出張法律相談について
山梨	平成28年5月	契約弁護士	約100	「民事法律扶助業務にかかる暫定標準モデルについて」の説明
山梨	平成28年10月	契約弁護士	約100	民事法律扶助における出張相談申請書書式変更について
山梨	平成28年10月	契約弁護士	約100	民事法律扶助業務標準化・効率化に関する当事務所対応について
山梨	平成29年2月	契約弁護士を含む山梨県弁護士会会員	2	事務所での法律相談援助の受け方・利用方法、民事法律扶助制度趣旨の説明
山梨	平成29年3月	契約弁護士	約100	民事法律扶助業務標準化・効率化に関する当事務所対応について
大阪	平成28年7月	新規入会弁護士	70	民事法律扶助業務について
大阪	平成29年2月	新規入会弁護士	220	民事法律扶助業務について
京都	平成28年8月	京都弁護士会職員	10	民事法律扶助の概要と法律相談援助について
京都	平成29年3月	契約弁護士及び法律事務所事務局	46	民事法律扶助の書式変更及び4月からの運用変更について
京都	平成29年3月	契約司法書士	37	民事法律扶助の書式変更及び4月からの運用変更について
兵庫	平成28年9月	司法書士	16	新規登録会員、新規簡裁代理権認定会員向け説明
姫路	平成28年9月	兵庫県弁護士会姫路支部会員、法律事務所職員	59	各種書式の正しい書き方、法テラス各種制度の利用促進
奈良	平成28年6月	契約弁護士・法律事務所職員	66	民事法律扶助業務の書式・運用の変更等について
奈良	平成28年6月	審査委員	27	審査運用の変更についての説明及び意見交換会
奈良	平成29年1月	新規登録弁護士	7	民事法律扶助制度(国選・受託含む)
滋賀	平成28年7月	滋賀県司法書士会新規会員等	20	法テラスの業務内容
滋賀	平成29年1月	新規登録弁護士	2	法テラスの業務内容
和歌山	平成28年9月	和歌山県司法書士会会員	31	民事法律扶助業務について
和歌山	平成29年2月	和歌山弁護士会新規会員弁護士	4	法テラス業務説明会(主に民事・国選)
愛知	平成28年6月	名古屋巡回相談担当弁護士	30~40	巡回相談時における諸手続き等
愛知	平成29年3月	名古屋巡回相談担当弁護士	30~40	巡回相談時における諸手続き等
愛知	平成29年3月	新規登録弁護士	約50	扶助制度について(契約、利用方法等)
三河	平成28年10月	弁護士、自治体職員	約40	民事法律扶助制度にかかる相談概要について
三河	平成28年11月	司法書士	14	法テラスと司法書士会の連携について
三重	平成29年1月	新規登録弁護士	約10	民事法律扶助の概要、利用方法の説明等
岐阜	平成28年10月	司法書士	30	業務説明会

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
福井	平成29年1月	新規登録弁護士	2	法テラスの業務説明と契約締結のお願い
福井	平成29年2月	登録替えて福井弁護士会に登録した弁護士	2	法テラスの利用促進と福井の現状説明など
福井	平成29年3月	扶助未締結及び締結したものの利用実績の少ない司法書士	15	扶助制度の説明と利用促進、法テラスと司法書士の協働など
石川	平成28年10月	石川県司法書士会会員	30	司法書士会開催研修会の中で、「民事法律扶助について」の講義
石川	平成29年3月	法律事務所事務職員	49	民事法律扶助利用に関する実務説明会
富山	平成28年10月	契約弁護士及び法律事務所事務職員	約5	民事法律扶助とはじめ
広島	平成29年1月	新入会員弁護士	25	民事法律扶助業務全般の説明
山口	平成28年5月	弁護士	20~30	精通弁護士登録のための研修会の中で扶助制度について説明
山口	平成29年2月	山口県弁護士会新入会員	約10	新入会員オリエンテーション及び研修会
山口	平成29年3月	司法書士会新入会員	4	扶助制度の説明
岡山	平成29年1月	岡山弁護士会所属弁護士及び法律事務所事務職員	約80	民事法律扶助業務説明
岡山	平成29年2月	岡山県司法書士会所属の司法書士	約40	民事法律扶助業務説明
鳥取	平成28年9月	契約司法書士	40	民事法律扶助業務説明
鳥取	平成29年3月	契約弁護士	15	民事法律扶助制度(鳥取における実務)
鳥根	平成29年1月	弁護士会新入会員研修	5	民事法律扶助制度について
福岡	平成28年11月	主に登録3年以内の司法書士(契約の有無を問わない)	22	①民事法律扶助業務の概要 ②援助申込みにおける留意点
福岡	平成29年3月	新規登録弁護士	24	①民事法律扶助業務の概要 ②援助申込みにおける留意点
北九州	平成29年3月	新規登録弁護士・司法書士、契約弁護士・司法書士	26	業務説明会(国選と同一日時で実施)
佐賀	平成29年2月	新入会員の弁護士、法律事務所職員	20	民事法律扶助業務
長崎	平成28年5月	契約弁護士・司法書士	27	民事訴訟の基礎
長崎	平成28年7月	契約弁護士・司法書士	8	相続登記
長崎	平成28年8月	契約弁護士・司法書士	4	債務整理
長崎	平成28年9月	契約弁護士・司法書士	4	犯罪被害者支援
長崎	平成28年10月	契約弁護士・司法書士	18	後見
長崎	平成28年10月	契約弁護士・司法書士	16	交通事故
長崎	平成29年3月	契約弁護士・司法書士	16	離婚事件(子の引渡し)
長崎	平成29年3月	新規契約弁護士	10	法テラスの制度について
大分	平成29年1月	弁護士(新入会員)	4	弁護士会新入会員オリエンテーション(扶助業務について、登録案内)
大分	平成29年3月	司法書士(新入会員)	5	司法書士会新人研修(法律扶助業務について、登録案内)
熊本	平成29年1月	弁護士会新人弁護士研修	約20	民事法律扶助制度について
鹿児島	平成29年3月	県弁護士会所属の弁護士	33	民事法律扶助制度について
沖縄	平成29年1月	弁護士会の新入会員	11	民事法律扶助業務全般、基本契約の案内等
宮城	平成28年12月	一般契約弁護士等	約50	民事法律扶助の基礎の基礎~離婚事件等家事事件を題材にして~
宮城	平成29年1月	新規登録弁護士	約13	法テラスの業務と民事法律扶助・震災法律援助の概要
宮城	平成29年3月	一般契約弁護士等	約100	「民事法律扶助業務にかかる標準モデル」説明会
山形	平成28年4月	新規登録弁護士	1	法テラスの業務全般について
山形	平成29年1月	新規登録弁護士	5	法テラスの業務全般について
岩手	平成29年2月	新規登録弁護士、契約弁護士、法律事務所事務職員	8	民事法律扶助および震災法律援助業務の実務について
秋田	平成29年1月	新規登録会員	3	新規登録会員向けガイダンス
札幌	平成28年10月	契約弁護士事務所職員	80	民事法律扶助業務について
札幌	平成28年11月	契約弁護士及び契約弁護士事務所職員	100	民事法律扶助業務について
札幌	平成28年12月	契約司法書士	10	民事法律扶助業務について
札幌	平成29年2月	新規登録契約弁護士	15	民事法律扶助業務について
函館	平成28年5月	契約弁護士、司法書士、法律事務所事務職員	46	暫定標準モデルについて
函館	平成28年6月	審査委員	15	暫定標準モデルの施行を受けて、新書式の説明および審査の際に問題になると思われる点についての説明、協議
旭川	平成28年5月	司法書士	20	民事法律扶助業務
旭川	平成29年2月	新規登録弁護士	4	各種業務説明

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
香川	平成28年6月	契約弁護士・司法書士、法律事務所職員	39	民事法律扶助書式変更、業務説明
香川	平成29年2月	新規登録弁護士、契約弁護士、事務所職員	30	業務説明(扶助・国選)
愛媛	平成28年8月	契約弁護士・法律事務所職員	42	民事法律扶助業務説明(相談、審査回付手続き)
愛媛	平成29年3月	新規登録者研修(弁護士)	2	民事法律扶助業務説明

※上記のほか、契約弁護士等へ制度改正等に関する資料配布を行っている地方事務所もある。

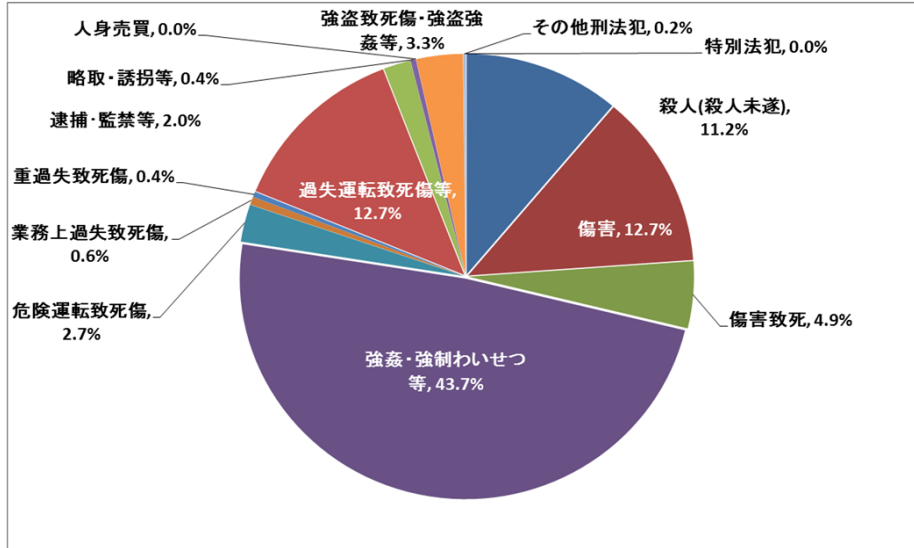
【資料50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(1)平成28年度実績

月別内訳

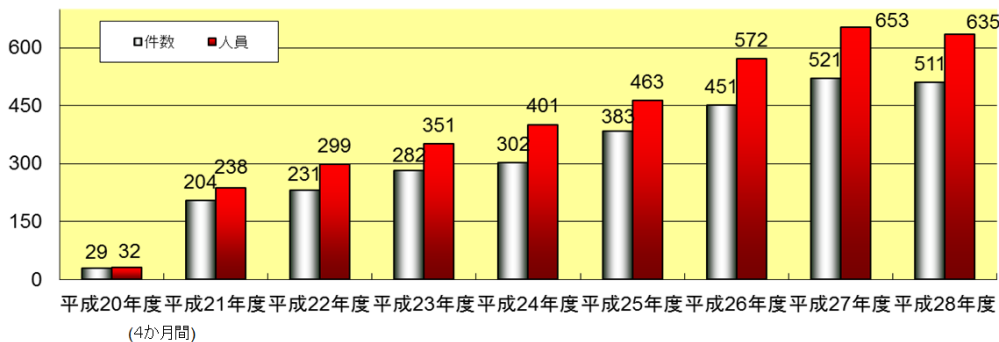
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成28年度 総計
件数	49	30	51	36	48	43	43	44	44	41	33	49	511
人員	56	31	63	40	59	61	55	53	54	57	42	64	635

罪名別内訳



罪名	選定請求件数									
	平成28年度(構成比)	H20(4か月)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	累計(構成比)
殺人(殺人未遂)	57 (11.2%)	6	50	40	45	67	47	56	66	434 (14.9%)
傷害	65 (12.7%)	6	27	31	53	42	53	61	79	417 (14.3%)
傷害致死	25 (4.9%)	4	5	19	25	22	15	29	22	166 (5.7%)
強姦・強制わいせつ等	249 (48.7%)	6	68	77	91	109	175	207	228	1,210 (41.5%)
危険運転致死傷	14 (2.7%)	0	3	3	2	5	14	12	17	70 (2.4%)
業務上過失致死傷	3 (0.6%)	0	1	3	1	0	1	5	5	19 (0.7%)
重過失致死傷	2 (0.4%)	0	3	0	0	0	0	0	0	5 (0.2%)
過失運転致死傷等	66 (12.9%)	5	31	31	40	39	47	37	66	362 (12.4%)
逮捕・監禁等	10 (2.0%)	0	3	3	3	4	6	9	9	47 (1.6%)
略取・誘拐等	2 (0.4%)	0	2	1	1	1	2	1	3	13 (0.4%)
人身売買	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
強盗致死傷・強盗強姦等	17 (3.3%)	2	9	21	19	13	20	30	26	157 (5.4%)
その他刑法犯	1 (0.2%)	0	1	2	2	0	3	3	0	12 (0.4%)
特別法犯	0 (0.0%)	0	1	0	0	0	0	1	0	2 (0.1%)
合計	511 (100.0%)	29	204	231	282	302	383	451	521	2,914 (100.0%)

(2)年度別件数・人員の推移



年度	件数	人員	累計
平成20年度	29	32	
平成21年度	204	238	
平成22年度	231	299	
平成23年度	282	351	
平成24年度	302	401	
平成25年度	383	463	
平成26年度	451	572	
平成27年度	521	653	
平成28年度	511	635	
累計	2,914	3,644	

【資料51】平成28年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数		
		翌日回し件数	24時間超過件数
東京	6,731	128	2
多摩	1,702	55	0
神奈川	2,503	1,781	0
川崎	598	207	0
小田原	627	257	0
埼玉	2,876	927	2
川越	648	139	0
千葉	2,838	578	1
松戸	562	66	0
茨城	1,406	182	4
栃木	983	12	0
群馬	1,411	68	2
静岡	666	8	0
沼津	800	12	0
浜松	758	9	1
山梨	358	1	0
長野	625	23	1
新潟	929	11	1
大阪	5,263	122	12
京都	1,518	34	0
兵庫	1,540	11	1
阪神	731	2	1
姫路	780	11	0
奈良	781	4	0
滋賀	687	7	1
和歌山	532	9	1
愛知	3,453	3,059	7
三河	1,304	482	2
三重	753	53	2
岐阜	794	42	4
福井	408	11	0
石川	644	73	0
富山	302	43	0
広島	1,448	3	1
山口	691	9	1
岡山	979	182	3
鳥取	244	11	0
島根	266	4	0
福岡	2,313	248	6
北九州	941	17	3
佐賀	508	29	1
長崎	424	48	1
大分	377	11	0
熊本	665	14	1
鹿児島	619	14	0
宮崎	495	25	2
沖縄	1,160	59	6
宮城	1,017	114	1
福島	804	131	2
山形	446	128	2
岩手	391	25	3
秋田	330	61	4
青森	314	44	0
札幌	1,430	8	1
函館	153	0	0
旭川	260	6	0
釧路	344	21	1
香川	590	0	0
徳島	311	2	2
高知	397	9	1
愛媛	629	35	2
合計	65,057	9,685	89

【資料52】 平成28年度立替金残高表

	金額（注1）
期首立替金残高	40,100,599,391
立替金増加額(注2)	15,949,246,565
償還額	-10,872,991,918
償還免除額	-4,144,639,643
みなし消滅額	-397,242,922
期末立替金残高	40,634,971,473

注1 金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

注2 平成28年度中の立替決定金額16,138,036,971円との差は、過年度に決定した立替金に関する調整によるものである。

【資料53】平成28年度法律相談費実績

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談※	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	27,326	11,286	38,612	108	223,851,770
神奈川	8,387	7,478	15,865	78	96,620,040
埼玉	5,731	6,646	12,377	91	66,993,480
千葉	5,969	5,752	11,721	43	62,841,960
茨城	1,035	8,927	9,962	64	50,182,200
栃木	940	3,643	4,583	18	25,409,980
群馬	1,927	1,213	3,140	7	15,071,400
静岡	4,415	2,794	7,209	52	33,246,720
山梨	1,419	1,142	2,561	44	13,710,600
長野	588	3,484	4,072	40	22,587,120
新潟	2,138	3,149	5,287	32	29,657,880
大阪	13,882	10,708	24,590	73	150,391,080
京都	3,693	2,880	6,573	52	35,883,000
兵庫	6,056	6,936	12,992	72	71,755,360
奈良	1,096	2,694	3,790	25	20,912,040
滋賀	1,026	1,984	3,010	31	15,095,160
和歌山	1,301	1,036	2,337	7	12,258,200
愛知	5,906	4,589	10,495	72	56,428,920
三重	1,294	1,542	2,836	24	14,980,680
岐阜	2,107	1,208	3,315	22	14,094,000
福井	663	877	1,540	13	8,824,680
石川	777	1,713	2,490	18	14,964,830
富山	709	992	1,701	19	8,281,440
広島	3,204	5,240	8,444	61	45,829,590
山口	1,227	1,948	3,175	29	16,045,200
岡山	1,581	2,043	3,624	30	20,469,240
鳥取	744	1,428	2,172	17	11,243,880
島根	699	1,332	2,031	23	10,649,773
福岡	7,348	8,195	15,543	109	85,425,840
佐賀	717	2,021	2,738	33	15,020,279
長崎	1,590	2,715	4,305	60	19,133,280
大分	1,682	2,099	3,781	33	20,206,800
熊本	4,689	6,766	11,455	76	59,404,320
鹿児島	1,070	4,434	5,504	47	27,294,990
宮崎	1,219	4,014	5,233	70	27,670,110
沖縄	3,141	3,024	6,165	42	30,741,280
宮城	10,815	11,986	22,801	30	132,106,120
福島	3,926	8,754	12,680	126	70,806,930
山形	716	2,038	2,754	14	15,486,120
岩手	3,687	6,636	10,323	196	69,327,400
秋田	1,317	2,111	3,428	28	17,307,000
青森	2,852	2,410	5,262	37	25,133,760
札幌	643	11,262	11,905	106	73,136,460
函館	1,333	1,059	2,392	22	10,046,160
旭川	556	1,861	2,417	15	14,175,890
釧路	347	3,173	3,520	43	20,076,120
香川	738	1,294	2,032	44	8,522,280
徳島	577	1,585	2,162	11	11,535,480
高知	1,003	1,052	2,055	30	9,277,920
愛媛	960	1,296	2,256	19	10,064,520
全国合計	156,766	194,449	351,215	2,356	1,940,179,282

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料54】平成28年度代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	537,752,922	1,699,939,467	138,506,832	0	2,376,199,221
神奈川	187,256,075	700,415,939	81,212,478	0	968,884,492
埼玉	129,364,024	497,465,005	58,556,651	0	685,385,680
千葉	108,356,078	397,252,800	32,044,449	0	537,653,327
茨城	38,551,428	163,982,580	11,770,423	0	214,304,431
栃木	28,149,324	112,899,280	14,790,602	0	155,839,206
群馬	29,141,742	134,573,079	18,719,258	0	182,434,079
静岡	57,755,869	233,695,189	22,788,079	0	314,239,137
山梨	13,422,564	59,957,900	8,312,052	0	81,692,516
長野	32,661,455	136,743,810	17,823,651	0	187,228,916
新潟	44,902,535	169,502,257	23,953,219	0	238,358,011
大阪	286,925,925	1,109,037,068	120,859,110	0	1,516,822,103
京都	62,900,304	241,943,075	31,522,456	0	336,365,835
兵庫	114,731,141	440,021,413	50,178,737	0	604,931,291
奈良	30,800,454	135,821,677	18,063,963	0	184,686,094
滋賀	22,125,132	95,390,880	10,436,226	0	127,952,238
和歌山	22,378,219	83,529,100	12,330,152	0	118,237,471
愛知	115,980,462	438,893,512	60,033,433	0	614,907,407
三重	21,823,220	83,284,400	10,271,576	0	115,379,196
岐阜	24,693,986	97,232,820	17,866,785	0	139,793,591
福井	13,895,420	54,526,480	8,475,455	0	76,897,355
石川	25,582,333	100,432,790	13,807,490	0	139,822,613
富山	13,688,040	47,776,350	8,087,770	0	69,552,160
広島	64,690,243	245,189,346	23,969,918	0	333,849,507
山口	21,669,668	95,527,160	12,022,374	0	129,219,202
岡山	34,712,368	141,717,544	13,210,550	0	189,640,462
鳥取	16,895,211	65,888,120	13,280,531	0	96,063,862
島根	14,941,178	56,767,816	7,542,969	0	79,251,963
福岡	181,970,818	631,884,877	68,032,671	0	881,888,366
佐賀	20,300,130	90,292,751	12,223,844	0	122,816,725
長崎	30,316,961	109,313,216	16,993,450	0	156,623,627
大分	26,569,337	104,022,720	14,141,955	0	144,734,012
熊本	38,407,915	140,669,060	15,943,540	0	195,020,515
鹿児島	42,796,496	159,923,636	22,380,649	0	225,100,781
宮崎	37,500,908	162,187,057	21,093,824	0	220,781,789
沖縄	31,108,181	138,735,140	22,770,718	0	192,614,039
宮城	77,340,993	282,179,898	42,478,867	0	401,999,758
福島	26,592,023	107,569,174	13,554,122	0	147,715,319
山形	24,684,784	106,040,391	19,417,811	0	150,142,986
岩手	27,073,238	121,566,440	14,187,719	0	162,827,397
秋田	27,328,054	101,158,380	9,786,387	0	138,272,821
青森	34,263,562	122,392,300	10,013,642	0	166,669,504
札幌	138,794,640	505,882,432	60,731,490	0	705,408,562
函館	20,961,077	87,155,660	10,670,484	0	118,787,221
旭川	22,273,445	88,413,600	18,288,326	0	128,975,371
釧路	33,053,478	118,942,640	13,236,224	0	165,232,342
香川	12,789,717	56,212,160	5,510,369	0	74,512,246
徳島	14,356,268	56,758,280	8,961,274	0	80,075,822
高知	13,961,023	62,117,620	7,251,357	0	83,330,000
愛媛	17,379,758	72,269,316	7,192,414	0	96,841,488
合計	3,015,570,126	11,265,093,605	1,295,298,326	0	15,575,962,057

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助と震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】平成28年度書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	2,903,106	11,889,000	14,792,106
神奈川	3,387,165	12,670,800	16,057,965
埼玉	1,993,274	7,013,400	9,006,674
千葉	833,306	3,354,600	4,187,906
茨城	265,002	1,134,000	1,399,002
栃木	592,718	2,419,200	3,011,918
群馬	1,078,884	4,660,200	5,739,084
静岡	3,366,516	13,000,340	16,366,856
山梨	129,000	631,800	760,800
長野	1,090,168	5,254,200	6,344,368
新潟	987,670	3,188,400	4,176,070
大阪	10,573,946	34,403,880	44,977,826
京都	2,381,680	7,392,600	9,774,280
兵庫	7,627,232	25,728,300	33,355,532
奈良	653,008	2,241,000	2,894,008
滋賀	1,202,560	3,677,400	4,879,960
和歌山	397,420	1,665,700	2,063,120
愛知	2,587,874	9,328,500	11,916,374
三重	1,027,772	3,564,000	4,591,772
岐阜	243,000	1,128,600	1,371,600
福井	121,168	486,000	607,168
石川	261,752	1,080,000	1,341,752
富山	312,754	1,252,800	1,565,554
広島	1,980,842	8,121,600	10,102,442
山口	231,920	847,800	1,079,720
岡山	2,136,424	7,700,400	9,836,824
鳥取	326,834	1,582,200	1,909,034
島根	123,584	507,600	631,184
福岡	11,884,267	32,071,200	43,955,467
佐賀	582,418	1,787,400	2,369,818
長崎	863,670	3,742,200	4,605,870
大分	250,084	1,053,000	1,303,084
熊本	957,834	3,535,000	4,492,834
鹿児島	2,606,402	7,268,400	9,874,802
宮崎	414,000	1,779,300	2,193,300
沖縄	3,462,034	11,812,500	15,274,534
宮城	4,565,192	20,293,200	24,858,392
福島	348,368	1,414,800	1,763,168
山形	177,000	858,600	1,035,600
岩手	794,004	3,645,000	4,439,004
秋田	1,785,424	4,228,200	6,013,624
青森	923,788	2,208,600	3,132,388
札幌	1,605,178	5,054,400	6,659,578
函館	173,584	804,600	978,184
旭川	256,504	939,600	1,196,104
釧路	93,000	437,400	530,400
香川	161,000	820,800	981,800
徳島	651,586	2,014,200	2,665,786
高知	1,657,104	6,679,800	8,336,904
愛媛	441,168	1,441,800	1,882,968
合計	83,470,188	289,814,320	373,284,508

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】 業務別セグメント情報

(単位:円)

	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	法人共通	法人合計
I 事業費用、事業収益及び事業損益								
事業費用	906,113,693	9,603,387,058	13,646,264,188	453,241,868	1,691,458,375	1,736,425,606	—	28,036,890,788
契約弁護士報酬	0	1,946,563,541	12,510,389,585	140,181,227	0	1,587,091,804	—	16,184,226,157
人件費	781,756,691	2,460,843,480	1,114,699,055	307,619,948	1,630,109,781	126,262,414	—	6,421,291,369
貸倒引当金繰入額	0	4,010,773,548	0	0	0	0	—	4,010,773,548
貸倒損失	0	915,539,403	0	0	0	0	—	915,539,403
減価償却費	12,128,775	41,424,855	4,812,615	5,275,411	8,759,090	0	—	72,400,746
その他	112,228,227	228,242,231	16,362,933	165,282	52,589,504	23,071,388	—	432,659,565
一般管理費	0	0	0	0	0	0	5,162,231,475	5,162,231,475
人件費	0	0	0	0	0	0	1,725,011,342	1,725,011,342
不動産賃借料	0	0	0	0	0	0	1,531,045,663	1,531,045,663
業務委託費	0	0	0	0	0	0	357,480,618	357,480,618
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	273,382,528	273,382,528
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	155,314,487	155,314,487
減価償却費	0	0	0	0	0	0	258,364,929	258,364,929
その他	0	0	0	0	0	0	861,631,908	861,631,908
財務費用	0	0	0	0	0	0	2,628,974	2,628,974
支払利息	0	0	0	0	0	0	2,628,974	2,628,974
計	906,113,693	9,603,387,058	13,646,264,188	453,241,868	1,691,458,375	1,736,425,606	5,164,860,449	33,201,751,237
事業収益								
運営費交付金収益	874,344,361	4,344,883,310	0	293,652,113	888,317,867	0	3,428,377,297	9,829,574,948
政府受託収益	0	0	13,708,767,531	152,626,592	861,212,973	0	949,912,652	15,672,519,748
民事法律扶助事業収益	0	678,109,156	0	0	0	0	0	678,109,156
有償受任事業収益	0	0	0	0	238,552,478	0	0	238,552,478
日弁連受託事業収益	0	0	0	0	0	1,736,425,606	0	1,736,425,606
その他事業収益	18,166,489	0	0	0	0	1,752,645	4,979,727	24,898,861
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	69,213,588	69,213,588
資産見返負債戻入	21,488,533	4,782,483,749	0	4,577,483	6,893,799	0	124,123,744	4,939,567,308
その他	0	0	0	0	0	0	65,352,411	65,352,411
計	913,999,383	9,805,476,215	13,708,767,531	450,856,188	1,994,977,117	1,738,178,251	4,641,959,419	33,254,214,104
事業損益	7,885,690	202,089,157	62,503,343	△ 2,385,680	303,518,742	1,752,645	△ 522,901,030	52,462,867
当期純利益 (△当期純損失)	7,885,690	202,089,157	62,503,343	△ 2,385,680	303,518,742	1,752,645	△ 522,901,030	52,462,867
当期総利益 (△当期総損失)	7,885,690	202,089,157	62,503,343	△ 2,385,680	303,518,742	1,752,645	△ 522,901,030	52,462,867
II 行政サービス実施コスト								
業務費用								
損益計算書上の費用	906,113,693	9,603,387,058	13,646,264,188	453,241,868	1,691,458,375	1,736,425,606	5,164,860,449	33,201,751,237
(控除)自己収入等	18,166,489	678,109,156	13,708,767,531	152,626,592	1,099,765,451	1,738,178,251	1,089,458,378	18,485,071,848
業務費用合計	887,947,204	8,925,277,902	△ 62,503,343	300,615,276	591,692,924	△ 1,752,645	4,075,402,071	14,716,679,389
引当外賞与見積額	597,050	2,301,525	0	277,173	755,770	118,088	1,097,811	5,147,417
引当外退職給付増加見積額	16,202,869	84,682,458	0	9,647,368	33,544,502	5,241,279	47,555,407	196,873,883
機会費用								
政府出資の機会費用	0	0	0	0	0	0	228,150	228,150
行政サービス実施コスト	904,747,123	9,012,261,885	△ 62,503,343	310,539,817	625,993,196	3,606,722	4,124,283,439	14,918,928,839
III 総資産	78,936,743	11,335,664,439	3,342,132,838	72,635,009	78,642,311	816,770,892	3,143,753,177	18,868,535,409
現金及び預金	0	2,728,761,137	2,410,586,595	24,349,360	0	816,770,892	2,125,782,605	8,106,250,589
貯蔵品、前払費用	0	0	0	0	0	0	133,945,769	133,945,769
未収金	1,566,411	124,093,484	891,693,628	10,961,374	6,481,622	0	57,664,073	1,092,460,592
民事法律扶助立替金	0	8,183,016,049	0	0	0	0	0	8,183,016,049
固定資産	77,370,332	299,793,769	39,852,615	37,324,275	72,160,689	0	826,360,730	1,352,862,410

(注) 1. セグメントの業務内容は、次のとおりである。

【情報提供業務】(一般勘定)

利用者からの問い合わせに応じて法制度に関する情報及び相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

【民事法律扶助業務】(一般勘定)

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う(代理援助及び書類作成援助)業務。

【国選弁護等関連業務】(国選弁護人確保業務等勘定)

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

【犯罪被害者支援業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

- ① 犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務(一般勘定)。
- ② 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務(国選弁護人確保業務等勘定)。
- ③ 犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日又は公判準備に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務(国選弁護人確保業務等勘定)。

【司法過疎対策業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士(常勤弁護士)が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

【受託業務】(一般勘定)

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

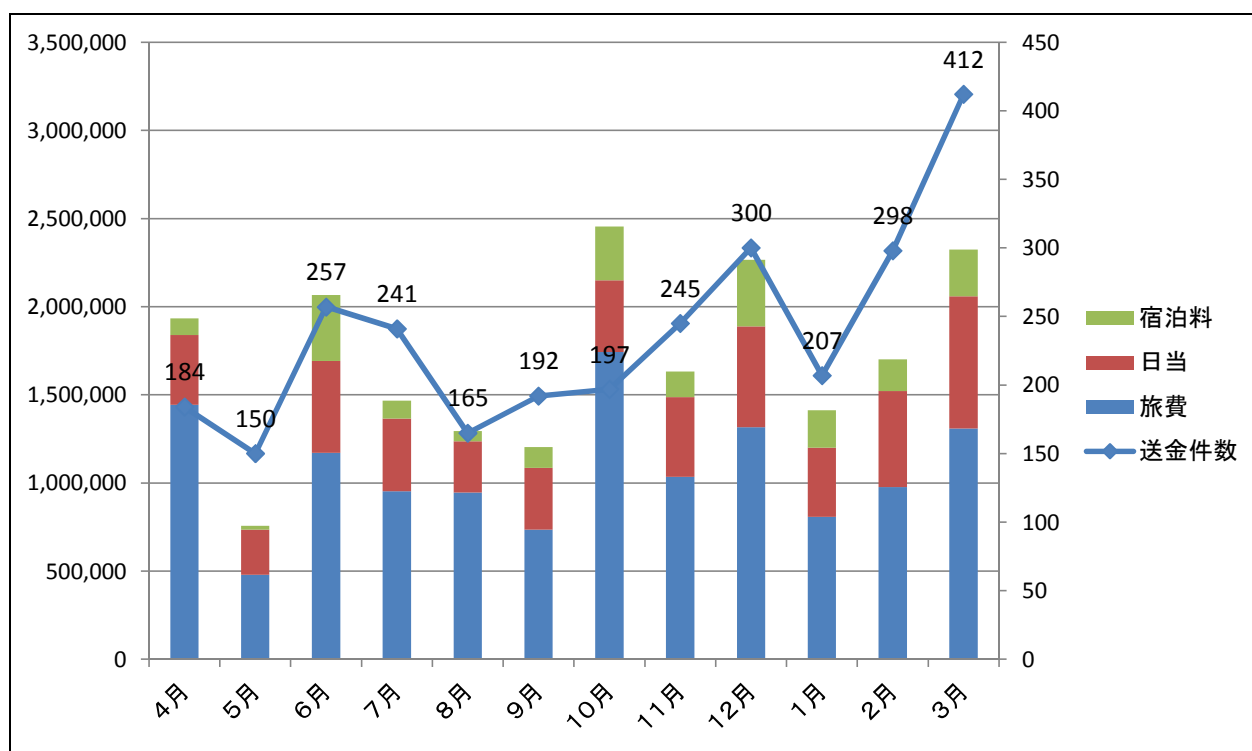
2. 「法人共通」項目にはセグメント配賦が困難なものを計上している。その主なものは管理部門に係る費用、収益及び資産である。

【資料57】平成28年度 被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数及び送金額

年月	請求 件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
4月	129	184	1,934,327	1,444,127	394,800	95,400
5月	166	150	757,800	479,400	255,000	23,400
6月	249	257	2,066,957	1,171,057	521,200	374,700
7月	253	241	1,467,136	952,336	413,100	101,700
8月	135	165	1,294,498	946,398	289,000	59,100
9月	239	192	1,203,637	735,537	350,200	117,900
10月	200	197	2,454,308	1,743,708	405,200	305,400
11月	225	245	1,631,205	1,035,005	452,200	144,000
12月	315	300	2,265,375	1,315,975	572,900	376,500
1月	219	207	1,411,717	807,517	392,700	211,500
2月	260	298	1,700,858	976,358	544,200	180,300
3月	522	412	2,324,537	1,309,037	749,700	265,800
計	2,912	2,848	20,512,355	12,916,455	5,340,200	2,255,700

(2)送金件数及び送金額の推移



1. 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。
2. 送金欄は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)及び金額を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む)。